

# 有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視

## 結果報告書

平成28年9月

総務省行政評価局



## 前 書 き

有料老人ホームは、平成 12 年の介護保険制度の導入以降、民間企業の参入が活発化したことに伴い、27 年の施設数は 10,627 施設（平成 12 年の 30.4 倍）、定員は 42 万 2,612 人（12 年の 11.5 倍）と年々増加しており、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が増加する中で、高齢者向け住まいの一つとして重要な役割を担っている。

有料老人ホームについては、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づき、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）への設置時の届出が義務付けられており、都道府県等が立入検査等の指導監督を実施することとされている。また、都道府県等は、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）を参考に指導指針を策定し、これに基づき有料老人ホームに対する指導を実施している。

しかし、未届のまま施設を設置・運営しているものがあり、その数は厚生労働省が把握しているものだけでも全国で 1,650 施設（平成 28 年 1 月 31 日時点）に上っており、実際には、それ以上存在しているとの指摘もされている。

また、サービスの提供や入居一時金等の返還等に関する苦情・相談が都道府県等に寄せられているほか、入居者の安全対策の不備が原因とみられる火災や食中毒、入居者に対する恒常的な身体拘束等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生している。特に、未届の有料老人ホームについては、行政による指導監督が及びにくく、入居者に対する不適切な処遇や虐待等が行われた場合の発見が遅れる可能性も懸念されている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。



# 目 次

第1 行政評価・監視の目的等	1
第2 行政評価・監視結果	2
1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進	2
(1) 有料老人ホームの普及等の状況	2
(2) 未届施設の把握状況	6
(3) 有料老人ホームの該当性の判断の状況	13
(4) 有料老人ホームの疑いのある施設に対する指導等	16
(5) 未届施設に対する届出促進の指導状況等	18
2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化	103
(1) 有料老人ホームに対する立入検査の実施状況	103
(2) 有料老人ホームにおける事故報告の実施状況等	108
(3) 有料老人ホームにおける第三者評価に関する取組状況	112
3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進	159
(1) 重要事項説明書の公開状況	159
(2) 情報開示一覧表の公開状況	160
(3) 有料老人ホームに関する情報提供の充実	161

# 図表目次

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

#### (1) 有料老人ホームの普及等の状況

図表 1-(1)-①	高齢者のいる世帯数の推移（昭和 58 年～平成 25 年）	24
図表 1-(1)-②	単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯の増加予測	24
図表 1-(1)-③	地域包括ケアシステムの概要	25
図表 1-(1)-④	高齢者向け住まいの確保に関する主な閣議決定	25
図表 1-(1)-⑤	高齢者向け住まいの概要	27
図表 1-(1)-⑥	有料老人ホームと他の主な高齢者向け住まいとの関係	27
図表 1-(1)-⑦	有料老人ホームとサ高住の事業主体	28
図表 1-(1)-⑧	有料老人ホームの概要	28
図表 1-(1)-⑨	有料老人ホームの定義及び都道府県等による指導監督に関する規定	29
図表 1-(1)-⑩	有料老人ホーム施設数及び定員数の推移	32
図表 1-(1)-⑪	主な高齢者向け住まいの定員数の推移	32
図表 1-(1)-⑫	主な高齢者向け住まいの定員数に占める構成割合	33
図表 1-(1)-⑬	介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの違い	33
図表 1-(1)-⑭	特定施設入居者生活介護の概要	34
図表 1-(1)-⑮	開設年別・類型別の有料老人ホーム数の推移	34
図表 1-(1)-⑯	有料老人ホームの類型別の施設数	35
図表 1-(1)-⑰	サ高住の概要	35
図表 1-(1)-⑱	有料老人ホームに該当するサ高住の概要	36
図表 1-(1)-⑲	標準指導指針の位置付け	36
図表 1-(1)-⑳	有料老人ホーム及びサ高住が適合すべき主な基準	37
図表 1-(1)-㉑	未届の有料老人ホーム数の推移	38
図表 1-(1)-㉒	厚生労働省が把握している数以上の未届施設が実際には存在していることについて指摘している例	38
図表 1-(1)-㉓	未届の有料老人ホームで発生した虐待事案の例	39
図表 1-(1)-㉔	有料老人ホームに該当するサ高住に対する指導監督のスキーム	40
図表 1-(1)-㉕	サ高住の登録及び都道府県等による指導監督に関する規定	40
図表 1-(1)-㉖	有料老人ホームに該当するサ高住に対する標準指導指針の適用対象	43
図表 1-(1)-㉗	30 都道府県等における未届施設の把握状況	43
図表 1-(1)-㉘	包括センターの概要	44
図表 1-(1)-㉙	有料老人ホームの類型別の事業主体	44
図表 1-(1)-㉚	有料老人ホームの類型別の設置時期	45
図表 1-(1)-㉛	有料老人ホームの類型別の定員の状況	45
図表 1-(1)-㉜	有料老人ホームの類型別の入居率の状況	46
図表 1-(1)-㉝	有料老人ホームの類型別・年齢層別の入居者数	46
図表 1-(1)-㉞	有料老人ホームの類型別・要介護度別の入居者数の状況	47
図表 1-(1)-㉟	未届施設における入居者の主な受入方法（複数回答）	47
図表 1-(1)-㊱	有料老人ホームの入居者の入居直前の居場所	48
図表 1-(1)-㊲	有料老人ホームの届出を行っていない又は行っていない理由	48
図表 1-(1)-㊳	有料老人ホームの届出を行っていない月数（未届期間）	49

#### (2) 未届施設の把握状況

図表 1-(2)-①	職員の配置及び有料老人ホーム事業の運営に関する標準指導指針	
------------	-------------------------------	--

の規定	50
図表 1-(2)-② 有料老人ホームに係る消防法令の規定	50
図表 1-(2)-③ 消防法等や指導指針に適合していない不適切なものの例	54
図表 1-(2)-④ 消防用設備等点検報告制度の概要	54
図表 1-(2)-⑤ 消防用設備等点検報告違反防火対象物において発生した火災の例	55
図表 1-(2)-⑥ 消防法に基づく定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていない未届施設の例	55
図表 1-(2)-⑦ 都道府県等が把握していない未届施設で管理・運営が不適切となっている例	56
図表 1-(2)-⑧ 有料老人ホームの届出促進等に関する通知	57
図表 1-(2)-⑨ 老人福祉法に基づく届出の的確な運用を求める閣議決定等	60
図表 1-(2)-⑩ 高賃貸制度の概要	61
図表 1-(2)-⑪ 高円賃及び高専賃の登録に関する旧規定	61
図表 1-(2)-⑫ 高円賃制度の概要	62
図表 1-(2)-⑬ 高専賃制度の概要	63
図表 1-(2)-⑭ 有料老人ホームの規制が適用されない高専賃に関する旧規定	63
図表 1-(2)-⑮ 有料老人ホームと高専賃との関係図	64
図表 1-(2)-⑯ 高齢者住まい法の改正概要	65
図表 1-(2)-⑰ 有料老人ホームとサ高住との関係図	65
図表 1-(2)-⑱ 有料老人ホームの実態把握に関する通知	66
図表 1-(2)-⑲ 30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る取組状況	67
図表 1-(2)-⑳ 30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る能動的な取組の状況	68
図表 1-(2)-㉑ 未届施設の実態把握のための能動的な取組を行っていない主な理由	69
図表 1-(2)-㉒ 包括センター等を活用して未届施設の把握が進捗した都道府県等の例	69
図表 1-(2)-㉓ 包括センターにおける未届施設の把握状況	70
図表 1-(2)-㉔ 都道府県等における未届施設の実態把握への包括センターの活用状況	70
図表 1-(2)-㉕ 未届施設の実態把握に関する包括センターの主な意見	70
図表 1-(2)-㉖ 旧高齢者住まい法に基づく高齢者賃貸住宅に該当する施設数	71
図表 1-(2)-㉗ 高齢者住まい法改正時の事業者に対する指導が不十分となっていた例	71
図表 1-(2)-㉘ 高齢者住まい法改正時に事業者に対する指導が行われている例	72
図表 1-(2)-㉙ 住宅担当部局との連携が不十分となっている例	73
図表 1-(2)-㉚ 無料低額宿泊所に対する指導監督に関する通知	74
図表 1-(2)-㉛ 無料低額宿泊所の定義及び都道府県等による指導監督に関する規定	75
図表 1-(2)-㉜ NPO法人が収集した高齢者向け住宅の情報を活用して未届施設の実態把握を行っている例	76
図表 1-(2)-㉝ フォローアップ調査（第6回）におけるアンケート様式〈抜粋〉	76
図表 1-(2)-㉞ フォローアップ調査（第6回）のアンケートに対する都道府県等の回答状況と実際の取組状況の例	77
図表 1-(2)-㉟ フォローアップ調査における都道府県等による厚生労働省への報告状況	77
図表 1-(2)-㊱ 未届施設について厚生労働省に未報告となっている例	78
(3) 有料老人ホームの該当性の判断の状況	
図表 1-(3)-① 有料老人ホームに対する指導の考え方	79
図表 1-(3)-② 有料老人ホームの指導の考え方に関する通知	79

図表 1-(3)-③	30 都道府県等における有料老人ホームの該当性の判断の状況	81
図表 1-(3)-④	サービスの提供形態が多様化・複雑化している例	81
図表 1-(3)-⑤	有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮している事例と当該事例に対する千葉県の判断結果	82
図表 1-(3)-⑥	有料老人ホームの判断基準を明確化している例	83
図表 1-(3)-⑦	千葉県の指導指針に対する他の都道府県等からの主な意見	84
図表 1-(3)-⑧	有料老人ホームの判断基準に関する都道府県等からの主な意見	84
図表 1-(3)-⑨	住所地特例制度の概要	86
図表 1-(3)-⑩	集合住宅におけるサービスの提供に係る介護報酬の減算（概要）	86
図表 1-(3)-⑪	集合住宅減算（訪問介護の場合）のイメージ図	87

(4) 有料老人ホームの疑いのある施設に対する指導等

図表 1-(4)-①	未届施設に対する実態把握が適切に実施されていないと考えられる例	88
図表 1-(4)-②	都道府県等の実態把握に施設側が非協力的となっている例	89
図表 1-(4)-③	要介護認定及び介護支援専門員等に関する規定	90

(5) 未届施設に対する届出促進の指導状況等

図表 1-(5)-①	未届施設に対する届出促進の指導状況	93
図表 1-(5)-②	介護サービス事業者の指定・更新の欠格事由	93
図表 1-(5)-③	有料老人ホーム一覧表の公表に関する通知	95
図表 1-(5)-④	未届施設に対する届出促進の指導が不適切となっている例	97
図表 1-(5)-⑤	施設側が有料老人ホームの届出を拒否している例	99
図表 1-(5)-⑥	未届施設における介護サービス事業所の併設・隣接状況	100
図表 1-(5)-⑦	有料老人ホーム一覧表における未届の有料老人ホームの公表状況（平成 27 年 7 月末現在）	100
図表 1-(5)-⑧	未届の有料老人ホームを公表していない主な理由	101
図表 1-(5)-⑨	未届の有料老人ホームを公表している都道府県等からの意見	101
図表 1-(5)-⑩	未届の有料老人ホームを公表したことによる効果	101
図表 1-(5)-⑪	包括センターが入居希望者に未届施設を紹介していた例	102

2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

(1) 有料老人ホームに対する立入検査の実施状況

図表 2-(1)-①	有料老人ホームに対する立入検査に関する通知	115
図表 2-(1)-②	入居契約に関する重要な事項の情報開示に関する規定等	116
図表 2-(1)-③	30 都道府県等における届出施設に対する老人福祉法に基づく立入検査の実施状況（平成 24～26 年度）	119
図表 2-(1)-④	届出施設に対する立入検査を 3 か年で一度も実施していない例	119
図表 2-(1)-⑤	施設の管理・運営が不適切となっていた届出施設の例	120
図表 2-(1)-⑥	届出施設に対する立入検査を計画的に実施することが困難な主な理由	121
図表 2-(1)-⑦	老人福祉法に基づく立入検査の実施要綱等の策定状況	121
図表 2-(1)-⑧	虐待がうかがわれる通報に対して立入検査を実施していない例	122
図表 2-(1)-⑨	30 都道府県等におけるサ高住に対する老人福祉法に基づく立入検査の実施状況（平成 24～26 年度）	122
図表 2-(1)-⑩	施設の管理・運営が不適切となっていた有料老人ホームに該当するサ高住の例	123
図表 2-(1)-⑪	重要事項説明書の内容を確認できていないとする都道府県等の状況	123
図表 2-(1)-⑫	30 都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督の実施状況	124
図表 2-(1)-⑬	30 都道府県等における自主点検表の活用状況	127



図表 2-(1)-⑭	自主点検表を活用することにより施設の運営状況を把握している例	127
図表 2-(1)-⑮	自主点検表の例（埼玉県）＜抜粋＞	128
図表 2-(1)-⑯	自主点検表の活用に対する都道府県等からの意見	129
図表 2-(1)-⑰	サ高住の定期報告及び立入検査に関する通知	129
図表 2-(1)-⑱	30 都道府県等における住宅型有料老人ホームを対象とした集団指導の実施状況（平成 27 年 7 月末現在）	130
図表 2-(1)-⑲	住宅型有料老人ホームを対象とした集団指導を実施している例	130
図表 2-(1)-⑳	複数の有料老人ホームを運営する大手事業者の当社に対して指導を実施している例	133
図表 2-(1)-㉑	有料老人ホームの運営事業者が運営する施設数	134
図表 2-(1)-㉒	事故報告を端緒とした立入検査等の実施状況	134
図表 2-(1)-㉓	事故報告を端緒に立入検査等を実施している例	135
図表 2-(1)-㉔	事故報告を端緒に立入検査等を実施している都道府県等の主な意見	136
図表 2-(1)-㉕	指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載状況	136
図表 2-(1)-㉖	不適合事項の重要事項説明書への記載指導を行っていない主な理由	136

(2) 有料老人ホームにおける事故報告の実施状況等

図表 2-(2)-①	有料老人ホームの事故報告に関する標準指導指針の規定	137
図表 2-(2)-②	「業務管理体制の整備に関する勧告について」（平成 27 年 11 月 13 日東京都福祉保険局報道発表）	137
図表 2-(2)-③	有料老人ホームにおける事故の情報提供に関する事務連絡	138
図表 2-(2)-④	消費者事故等の通知に関する規定	139
図表 2-(2)-⑤	生命・身体被害に係る消費者事故等の定義	141
図表 2-(2)-⑥	介護施設等における消費者事故等の例	141
図表 2-(2)-⑦	消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止を求める閣議決定等	142
図表 2-(2)-⑧	30 都道府県等における有料老人ホームの設置者からの事故報告の実施状況（平成 26 年度）	143
図表 2-(2)-⑨	有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告件数及び都道府県等から厚生労働省に情報提供のあった事故情報件数の推移（平成 24～26 年度）	144
図表 2-(2)-⑩	都道府県等に対する事故報告が適切に実施されていないと考えられる例	144
図表 2-(2)-⑪	老人ホームにおける不慮の事故による死亡数の推移	145
図表 2-(2)-⑫	立入検査において事故報告の遵守について重点的に指導したことにより事故報告件数が大幅に増加した都道府県等の例	146
図表 2-(2)-⑬	都道府県等から厚生労働省への事故情報の提供状況（平成 24～26 年度）	147
図表 2-(2)-⑭	都道府県等から厚生労働省に情報提供されていない死亡事故の例	147
図表 2-(2)-⑮	消費者事故等の通知に関する事務連絡	148
図表 2-(2)-⑯	地方公共団体から消費者庁への有料老人ホーム等に係る消費者事故等の通知として受理された件数の推移（平成 21～27 年度）	149

(3) 有料老人ホームにおける第三者評価に関する取組状況

図表 2-(3)-①	福祉サービス第三者評価事業に関する通知	150
図表 2-(3)-②	福祉サービス第三者評価事業に関する規定	150
図表 2-(3)-③	東京都の福祉サービス第三者評価の概要	152
図表 2-(3)-④	有老協のサービス第三者評価事業の概要	154
図表 2-(3)-⑤	第三者評価の受審について指導指針に規定している例	156

図表 2-(3)-⑥	有料老人ホームにおける提供サービスの第三者評価の受審状況	156
図表 2-(3)-⑦	第三者評価を受審していない主な理由	157
図表 2-(3)-⑧	第三者評価の受審による効果に関する調査対象施設からの主な意見	157
図表 2-(3)-⑨	第三者評価の普及促進に関する調査対象施設からの主な意見	158

### 3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

図表 3-①	都道府県等における有料老人ホームの利用者に対する情報提供に関する通知	163
図表 3-②	介護サービス情報の公開に関する規定	166
図表 3-③	サ高住の登録事項の情報開示に関する規定	167
図表 3-④	有料老人ホームの入居意向者に対するアンケート調査結果<抜粋>	168
図表 3-⑤	重要事項説明書、情報開示一覧表等の公開状況（平成 27 年 7 月末現在）	169
図表 3-⑥	重要事項説明書を公開していない主な理由	170
図表 3-⑦	重要事項説明書をインターネットで公開している都道府県等からの意見	171
図表 3-⑧	情報開示一覧表等により公開されている有料老人ホームの主な情報（平成 27 年 7 月末現在）	172
図表 3-⑨	情報開示一覧表を作成又は公開していない主な理由	174
図表 3-⑩	指導指針の主要 15 項目に対する適合状況一覧を公開している例	175
図表 3-⑪	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの検索画面	176
図表 3-⑫	サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの公開情報	176
図表 3-⑬	介護サービス情報の公表制度の仕組み	177
図表 3-⑭	介護サービス情報公表システムの検索画面	177
図表 3-⑮	介護サービス情報公表システムで公表されている事業所情報の内容	178
図表 3-⑯	有料老人ホームの情報提供の充実に関する都道府県等からの意見	178
図表 3-⑰	「介護離職ゼロ」の実現に向けた緊急対策におけるサ高住等の整備計画の概要	179

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、入居者の保護及び都道府県等による指導監督の適切な実施を図る観点から、未届施設を含む有料老人ホームの運営の実態を明らかにするとともに、有料老人ホームにおける管理・運営状況、都道府県等による有料老人ホームに対する指導監督の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

厚生労働省、国土交通省、消費者庁

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県 (17)、市町村 (13)、有料老人ホーム (160) (※)、関係団体等

(※) 調査対象とした有料老人ホームの状況は以下のとおり。

(単位：施設)

区 分	介護付	住宅型	サ高住	未届施設	合 計
株式会社	25	34(10)	22	20	101
有限会社	4	7( 5)	0	14	25
医療法人	3	2	5	2	12
特定非営利活動法人	0	1( 1)	1	9	11
財団法人・社団法人	0	0	2	2	4
社会福祉法人	0	1	2	0	3
その他	1	1	0	2	4
合 計	33	46(16)	32	49	160

- (注) 1 「介護付」は介護付有料老人ホーム、「住宅型」は住宅型有料老人ホーム、「サ高住」は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を指す。  
2 「その他」は、生活協同組合、合同会社又は個人経営である。  
3 ( ) 内は内数で、かつて未届であったものの数を示す。

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 (北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州)

四国行政評価支局

行政評価事務所 (福島、群馬、千葉、東京、山梨、富山、島根、佐賀)

### 4 実施時期

平成 27 年 4 月～28 年 9 月

## 第2 行政評価・監視結果

### 1 有料老人ホームにおける未届施設の把握及び届出の促進

勸告	説明図表番号
<p>(1) 有料老人ホームの普及等の状況</p> <p>ア 有料老人ホームの概況</p> <p>(高齢者向け住まいの確保の重要性)</p> <p>我が国においては、高齢化の進展に伴い、単身又は夫婦のみの高齢者世帯が昭和58年の243万世帯から平成25年には1,136万世帯へと急激に増加している。これら的高齢者世帯は、平成37年には1,346万世帯、47年には1,387万世帯へと今後一層の増加が見込まれる中で、政府は、介護保険法（平成9年法律第123号）第5条第3項の規定に基づき、「地域包括ケアシステム（注1）」の構築を進めることとしており、介護を必要とする高齢者がその心身の状況に応じて安心して居住することができる住まいの確保が重要となっている。</p> <p>高齢者向け住まいは、福祉施策の観点から厚生労働省において施策を展開している老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームなどの施設と、住宅施策の観点から国土交通省において施策を展開している高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）に大別され、その目的や提供するサービスの違いなどによって様々な種類がある。また、特別養護老人ホームや軽費老人ホームは、事業主体が地方公共団体や社会福祉法人等に限定されているのに対し、有料老人ホームやサ高住は、事業主体に限定はなく、その多くを株式会社などの民間事業者が占めている。</p> <p>なお、特別養護老人ホームは、有料老人ホームなどと比較して専門的な介護が安価で受けられることもあって、平成26年3月時点の入所待機者は約52万人（厚生労働省調べ）に上っているが、27年4月から、原則として、入所者は要介護3（注2）以上の要介護者に限定されている。</p> <p>（注1）「地域包括ケアシステム」とは、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を目途に、重度な要介護状態となっても医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援を行うことにより、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す体制をいう。</p> <p>（注2）「要介護3」は、要介護状態の目安として「立ち上がりや歩行などが自力ではできない。排泄や入浴・衣服の着脱など全面的な介助が必要な状態」とされている。</p>	<p>図表 1-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-②</p> <p>図表 1-(1)-③</p> <p>図表 1-(1)-④</p> <p>図表 1-(1)-⑤</p> <p>図表 1-(1)-⑥</p> <p>図表 1-(1)-⑦</p>

<p><b>(有料老人ホーム数の推移)</b></p> <p>有料老人ホームは、老人福祉法第29条第1項及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の3において、i）老人を入居させ（以下「入居サービス」という。）、ii）当該老人に対して「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。</p> <p>有料老人ホームは、平成12年の介護保険制度の導入以降、民間企業の参入が活発化したことに伴い、施設数及び定員が年々増加している。平成27年6月時点における施設数は10,627施設、定員は42万2,612人となっており、12年と比較すると、施設数は349施設から30.4倍、定員は36,855人から11.5倍となっている（注3）。</p> <p>このようなことから、主な高齢者向け住まいの定員全体に占める有料老人ホームの定員の割合は、平成26年時点で28%、サ高住を含める（注4）と40%と、有料老人ホームは高齢者向け住まいの主要な受皿となっている。</p> <p>（注3） 有料老人ホームは、事業者が介護サービスを提供することを前提とした「介護付有料老人ホーム」と、必要に応じて入居者自身が外部のサービス事業者と契約して介護サービスの提供を受ける「住宅型有料老人ホーム」とに大別される。介護付有料老人ホームは、介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」（介護保険法第8条第11項）の提供を行う施設であり、老人福祉法に基づく設置時の届出（後述参照）とは別に、職員配置等の一定の基準を満たした上で、都道府県知事の指定を受ける必要がある。</p> <p>平成18年の介護保険法の改正により特定施設入居者生活介護に総量規制（注5）が導入されたため、近年、住宅型有料老人ホームの施設数が急激に伸びており、その数は、27年6月時点で有料老人ホーム全体の約6割を占めている。</p> <p>（注4） サ高住については、平成26年3月末時点で、その約95%が老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当する（ただし、高齢者住まい法第23条の規定により、老人福祉法に基づく設置時の届出（後述参照）は不要）ことから、本行政評価・監視においては、サ高住のうち有料老人ホームに該当するものも調査対象とした。</p> <p>（注5） 特定施設入居者生活介護等の必要利用定員総数については、都道府県の介護保険事業支援計画（介護保険法第118条）において記載することとされており、当該総数を超えるような指定申請については、都道府県知事が指定を行わないことができることとされている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑧ 図表 1-(1)-⑨</p> <p>図表 1-(1)-⑩</p> <p>図表 1-(1)-⑪ 図表 1-(1)-⑫</p> <p>図表 1-(1)-⑬</p> <p>図表 1-(1)-⑭</p> <p>図表 1-(1)-⑮ 図表 1-(1)-⑯</p> <p>図表 1-(1)-⑰ 図表 1-(1)-⑱</p>
<p><b>(有料老人ホームに対する指導監督)</b></p> <p>有料老人ホームについては、都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」という。）への設置時の届出が義務付けられており、都道府</p>	<p>図表 1-(1)-⑨ (再掲)</p>

<p>県等が有料老人ホームへの立入検査やその設置者に対する改善命令等の指導監督を実施することとされている（老人福祉法第29条第1項、第9項及び第11項）（注6）。また、都道府県等は、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正：平成27年3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知。以下「27年3月通知」という。）により、厚生労働省が示している「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（以下「標準指導指針」という。）（注7）を参考に指導指針を策定し、これに基づき有料老人ホームに対する指導を実施している。</p>	<p>図表 1-(1)-⑱</p> <p>図表 1-(1)-⑳</p>
<p>しかし、都道府県等への届出を行うことなく施設を設置・運営しているものが全国的にみられ、厚生労働省が都道府県等を通じて把握している未届施設（疑いのあるものを含む。以下同じ。）の数は全国で1,650施設（平成28年1月31日時点）と、平成21年10月31日時点の389施設と比較して4.2倍増加している。加えて、厚生労働省が把握している数以上の未届施設が実際には存在しているとの指摘もされており、その実態は十分に解明されていない。また、平成26年11月には、東京都内の未届の有料老人ホームにおいて、入居者に対する恒常的な身体拘束等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生している。</p>	<p>図表 1-(1)-㉑</p> <p>図表 1-(1)-㉒</p> <p>図表 1-(1)-㉓</p>
<p>（注6）有料老人ホームに該当するサ高住については、高齢者住まい法に基づく指導監督に加え、老人福祉法第29条第9項及び第11項の規定に基づく立入検査や改善命令の対象になる。</p>	<p>図表 1-(1)-㉔</p> <p>図表 1-(1)-㉕</p>
<p>（注7）従前の標準指導指針では、サ高住は有料老人ホームに該当するものであっても適用対象外とされていたが、厚生労働省は、都道府県等からの要望を受け、有料老人ホームに該当するサ高住を標準指導指針の対象とする見直しを平成27年3月30日付けで行い、同年7月1日から適用している。</p>	<p>図表 1-(1)-㉖</p>
<p><b>イ 未届施設の概況</b></p>	
<p>調査した30都道府県等（注8）では、平成26年10月31日現在で未届施設を計569施設把握していたが、今回、当省が地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）（注9）に対する調査や有料老人ホームの検索サイトの活用等により未届施設を把握（平成27年5月1日現在）したところ、当該30都道府県等のうち16都道府県等において、上記569施設以外に、26年10月31日現在で既に開設されていたもので、これら都道府県等が把握していなかった未届施設を計97施設確認した。</p>	<p>図表 1-(1)-㉗</p>
<p>（注8）17都道府県、8指定都市、4中核市、1市町村（有料老人ホームに関し、都道府県が処理することとされている事務は、都道府県によっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づく条例により市町村が処理することとされているものがある。）を調査対象とした。</p>	<p>図表 1-(1)-㉘</p> <p>（再掲）</p>
<p>（注9）包括センターは、市町村が設置主体となり、高齢者やその家族等から、介護</p>	<p>図表 1-(1)-㉙</p>

<p>保険その他の保健福祉サービスに関する各種相談を幅広く受け付け、地域における適切なサービスや制度の利用につなげる等の支援等を実施している。</p> <p><b>(7) 未届施設の基本属性等</b></p> <p>今回、当省において、38 未届施設（注 10）における平成 27 年 4 月 1 日現在の実態を調査し、届出施設とサ高住の全国データ（注 11）との比較を行った。その結果は、以下のとおりである。</p> <p>（注 10）厚生労働省把握の 569 未届施設から 24 施設を、当省把握の 97 未届施設から 14 施設を抽出し、計 38 未届施設を調査対象とした。</p> <p>（注 11）平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成 27 年 3 月）による。</p> <p><b>a 事業主体</b></p> <p>調査した 38 未届施設の事業主体をみると、「株式会社」の占める割合が 47.4%と最も高く、次いで「有限会社」が 28.9%などとなっており、届出施設やサ高住と同様に、両者がその多くを占めている。</p> <p><b>b 設置時期</b></p> <p>調査した 38 未届施設の設置時期をみると、71.0%が特定施設入居者生活介護に総量規制が導入された平成 18 年以降に設置されており、近年、届出施設だけでなく、未届施設も高齢者の老後の受皿となっていることがうかがわれる。</p> <p><b>c 定員及び入居率</b></p> <p>調査した 38 未届施設の定員の状況をみると、平均で 24.2 人となっており、民家等を転用した「10 人未満」の小規模施設が 21.1%を占めている。また、定員に対する入居率の平均は未届施設で 79.9%となっており、届出施設（介護付有料老人ホームで 88.1%、住宅型有料老人ホームで 86.7%）と比較して低くなっている。</p> <p><b>d 入居者の状況</b></p> <p><b>(a) 年齢層別</b></p> <p>調査した 38 未届施設における年齢層別の入居者数の状況をみると、「65 歳未満」の占める割合は 8.6%となっており、届出施設（介護付有料老人ホームで 2.2%、住宅型有料老人ホームで 3.0%）と比較して高くなっている。</p> <p><b>(b) 要介護度別</b></p> <p>調査した 38 未届施設における要介護度別の入居者数の状況をみると、平均要介護度は 2.20 となっており、「自立」の占める割合が 18.2%と最も高くなっている。これは、上記 (a) のとおり、未届施設では、届出施設と比較して「65 歳未満」の占める割合が高くなっており、後述 e のとおり、福祉事務所からの紹介などにより低所得の高齢者を受け入れているものがみられることも影響</p>	<p>図表 1-(1)-29</p> <p>図表 1-(1)-30</p> <p>図表 1-(1)-31 図表 1-(1)-32</p> <p>図表 1-(1)-33</p> <p>図表 1-(1)-34</p>
---	--

<p>しているものと考えられる。</p> <p><b>e 入居者の主な受入方法</b></p> <p>調査した 38 未届施設における入居者の主な受入方法をみると、「医療機関からの紹介」を挙げたものが 44.7%と最も多く、次いで、「居宅介護支援事業所からの紹介」を挙げたものが 39.5%、「市区町村（福祉事務所等）からの紹介」を挙げたものが 23.7%などとなっている。一方、届出施設の入居者についてみると、入居直前に「病院・診療所」にいた割合は、介護付有料老人ホームで 36.7%、住宅型有料老人ホームで 43.4%となっている。</p> <p>診療報酬上、医療資源の効率的な活用の観点から、医療機関には、当該医療機関での入院治療を必要としなくなった患者が適切に退院できるように支援することが求められているが、特別養護老人ホームの入所が困難となっている現状において、届出施設だけでなく、未届施設も患者の退院先の一つとなっていることがうかがわれる。</p>	<p>図表 1-(1)-㉔</p> <p>図表 1-(1)-㉕</p>
<p><b>(1) 未届理由等</b></p> <p>上記 38 未届施設に加えて、調査した 46 住宅型有料老人ホームのうち、かつて未届であった 16 施設の計 54 施設を対象に未届理由等を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p><b>a 未届理由</b></p> <p>調査した 54 施設における「老人福祉法に基づく届出を行っていない又は行っていなかった理由」についてみると、「有料老人ホームに該当するとは思わなかった」を挙げたものが 21 施設と最も多く、次いで、「指導指針に適合しない」を挙げたものが 10 施設、「有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない」を挙げたものが 8 施設などとなっている。</p> <p><b>b 未届期間</b></p> <p>調査した 54 施設における未届期間の状況についてみると、平均で 34.6 月となっている。このうち、かつて未届であった 16 施設は平均で 14.3 月であったのに対し、厚生労働省把握の 24 未届施設は 29.0 月となっている。</p> <p>一方、当省把握の 14 未届施設の平均は 60.4 月と、厚生労働省把握の 29.0 月を大きく上回っている。</p>	<p>図表 1-(1)-㉖</p> <p>図表 1-(1)-㉗</p>
<p><b>(2) 未届施設の把握状況</b></p> <p><b>ア 未届施設における管理・運営状況</b></p> <p>有料老人ホームの入居者が安心して日常生活を営むためには、施設が適切な設備・構造を有するとともに、入居者に提供するサービスの内容に応じた職員の配置や研修等を実施することが必要である。このような</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>



<p>ことから、都道府県等が策定する指導指針では、建物の規模及び構造設備、職員の配置及び研修、施設の管理・運営、契約内容等について基準が定められている。</p>	
<p>また、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）においても、建物の用途や規模等に応じた消火設備、警報設備等の設置、消火訓練、避難訓練の実施、消防用設備等の点検整備等が義務付けられている。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p>今回、49 未届施設（注 1）における平成 27 年 4 月 1 日現在の管理・運営状況を調査した結果、以下のとおり、消防法等や指導指針に適合していない不適切な状況がみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-③</p>
<p>① 消防法第 17 条の 3 の 3 において義務付けられている消防用設備等の定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていないもの（10 施設（うち当省把握 8 施設））（注 2）</p>	<p>図表 1-(2)-④ 図表 1-(2)-⑤ 図表 1-(2)-⑥</p>
<p>② 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条第 10 項において義務付けられている年 2 回以上の避難訓練を実施していないもの（4 施設（うち当省把握 2 施設））</p>	
<p>③ 指導指針に基づく避難訓練（注 3）を実施していないもの（13 施設（うち当省把握 4 施設））</p>	
<p>④ 夜間の介護や緊急時に対応できる職員を配置していないもの（7 施設（うち当省把握 5 施設））</p>	
<p>⑤ 入居者の病状の急変等に備えるための医療機関との連携体制が確保されていないもの（10 施設（うち当省把握 6 施設））</p>	
<p>⑥ 非常災害に関する具体的計画（消防計画等）を策定していないもの（10 施設（うち当省把握 6 施設））</p>	
<p>（注 1）本細目では、前述(1)イ(7)で調査対象とした 38 未届施設に加え、当省把握の 97 未届施設から抽出した 11 施設を含む計 49 未届施設を調査対象とした。</p>	
<p>（注 2）当該 10 施設中 2 施設（うち当省把握 1 施設）では、要介護 3 以上の要介護者が、いずれも当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p>	
<p>（注 3）標準指導指針では、「事故・災害（中略）に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと」とされている。さらに、49 未届施設を所管する 22 都道府県等のうち 6 都道府県等では、平成 27 年 4 月 1 日現在で指導指針に「夜間又は夜間を想定した避難訓練の実施」について定めている。</p>	
<p>また、調査した 49 未届施設のうち、都道府県等が把握していなかった 25 施設の中には、次のとおり、管理・運営が不適切なものがみられた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑦</p>
<p>① 同一の特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）が運営する 6 未届施設において、i）1 室当たりの入居定員は 2～6 人となっており、入居者 1 人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以</p>	

下の約 6.5 m<sup>2</sup>となっている（全 6 施設）、ii）室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗い（1 施設）、iii）居室や台所に多数の黒カビが発生し、カビの臭いが漂っている台所で食事が準備されている（1 施設）など、当省の調査日（平成 27 年 7 月 21 日）現在で入居者にとって好ましくない居住環境となっているとみられるもの

- ② 要介護 3 以上の要介護者が、当省の調査日（平成 27 年 7 月 10 日）現在で全入居者の 8 割以上を占めているにもかかわらず、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず、また、平成 24 年の火災事故発生後においても、都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていないもの（1 施設）

このようなことから、未届施設に対して適切な指導監督を行う必要があり、そのためには未届施設を適確に把握することが重要となっている。

#### イ 都道府県等における未届施設の把握状況

##### （有料老人ホームの届出促進等）

厚生労働省は、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取組の徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け老計発第 0320001 号・老振発第 0320001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長連名通知。以下「19 年 3 月通知」という。）により、都道府県に対し、次のとおり要請している。

- i）有料老人ホームに該当する施設であっていまだ把握されていない施設について更なる把握を推進するためには、本庁職員の取組だけでは限界があるので、①出先機関の有効活用、②市区町村との情報交換ネットワークの構築、③包括センターの活用、④関係団体等からの情報の活用等により、実態把握に努めること。
- ii）有料老人ホームに該当するものとして存在を把握しつつも届出が進んでいない施設については、①該当する未届施設の設置者を集めて制度全般や手続に関する説明会を開催する、②届出重点指導期間を設定し届出を促進する等の取組を行うことにより、再度届出励行に努めること。
- iii）都道府県と市区町村の連携体制を構築し、一体となって取り組むこと。

また、厚生労働省は、これまで累次にわたり有料老人ホームの届出促進及び適切な指導監督を都道府県等に求めている。しかし、後述のとおり、平成 27 年 6 月 30 日時点及び 28 年 1 月 31 日時点の調査結果で多数の未届施設が確認され、届出が進んでいない実態が明らかになったことから、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成 28 年 4 月 22 日付け老高発 0422 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、都道府県等に対し、19 年 3 月通知等及び次の内容を踏まえた指

図表 1-(2)-⑧

<p>導監督の徹底を改めて要請している。</p> <p>i) 未届施設について、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する適切な指導監督を徹底すること。</p> <p>ii) 関係部局や市区町村の包括センター等に寄せられた未届施設に関する情報が、都道府県等の有料老人ホーム担当部局に確実に届けられるよう連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組むこと。</p> <p>さらに、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）においては、有料老人ホームを含む高齢者向け住まいについて、老人福祉法第 29 条第 1 項の規定に基づく届出を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用することとされている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑨</p>
<p><b>(高齢者住まい法の改正)</b></p> <p>国土交通省は、高齢者の居住の安定を確保するため、住宅施策の観点から、i) 平成 10 年度には、良好な居住環境を備えた高齢者向けの民間賃貸住宅の供給を促進する「高齢者向け優良賃貸住宅（高優賃）」の認定制度、ii) 13 年度には、高齢者住まい法が制定され、高齢者の入居を拒まない「高齢者円滑入居賃貸住宅（高円賃）」の登録制度、iii) 17 年度には、高円賃のうち、専ら高齢者が入居する住宅について登録する情報を詳細化した「高齢者専用賃貸住宅（高専賃）」の登録制度をそれぞれ開始するなど、賃貸住宅の供給等の施策を展開してきた。</p> <p>これらの高齢者賃貸住宅について、有料老人ホームの要件を満たしたものは原則として有料老人ホームの届出が必要とされたが、各戸の床面積が 25 m<sup>2</sup>以上であることや前払家賃の保全措置を講ずること等の一定の要件を満たした高専賃については、有料老人ホームの届出が不要とされていた。</p> <p>しかし、平成 23 年 10 月の高齢者住まい法の改正により、これらの高齢者賃貸住宅はいずれも廃止され、国土交通省と厚生労働省共管の制度として、新たにサ高住の登録制度が創設されたことに伴い、有料老人ホームの要件を満たす高専賃のうち、サ高住として登録をしないものについては、有料老人ホームの届出が必要とされた。</p>	<p>図表 1-(2)-⑩</p> <p>図表 1-(2)-⑪</p> <p>図表 1-(2)-⑫</p> <p>図表 1-(2)-⑬</p> <p>図表 1-(2)-⑭</p> <p>図表 1-(2)-⑮</p> <p>図表 1-(2)-⑯</p> <p>図表 1-(2)-⑰</p>
<p><b>(有料老人ホームに関する実態把握)</b></p> <p>厚生労働省は、平成 21 年 3 月 19 日に群馬県渋川市の「静養ホームたまゆら」で発生した火災による入居者の死亡事故を契機として、「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査」（以下「フォローアップ調査」という。）を毎年実施し、全国における未届施設の数などを把握・公表している。</p> <p>厚生労働省は、「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平</p>	<p>図表 1-(2)-⑱</p>

成 26 年 10 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡)により、都道府県等に対し、次のとおりフォローアップ調査の留意事項を示している。

- i) 「未届の有料老人ホーム」には、現在実態把握中のもので有料老人ホームの該当の有無の判断に当たり疑義があるものを含み、入居者数に占める高齢者数の割合等にかかわらず、幅広く把握すること。
- ii) 実態把握の結果、入居者がなく運営の実態そのものがなくなったものや、食事等のサービスを提供していなかったものなどについては、「有料老人ホーム非該当等」として報告すること。

なお、厚生労働省は、未届施設の実態把握を更に徹底する必要があるとして、平成 27 年度のフォローアップ調査（平成 27 年 6 月 30 日時点）に加えて、追加調査（28 年 1 月 31 日時点）を実施し、都道府県等に対し、市区町村の包括センターや生活保護担当部局において把握している未届施設に関する情報について確認の徹底を要請している。

今回、30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る取組の実施状況を調査した結果、以下のとおり、取組が不十分な状況などがみられた。

#### (7) 未届施設の存在の把握

調査した 30 都道府県等のうち 15 都道府県等では、未届施設を把握するための体制を確保できない等の理由から、平成 27 年 7 月末現在、未届施設の実態把握に当たり、関係部局や市区町村に協力を呼び掛けるなどの関係機関と連携体制を構築した能動的な取組を行っておらず、効果的な実態把握ができていない。

一方、残りの 15 都道府県等では、関係部局や市区町村に協力を呼び掛けるなどにより未届施設の実態把握を効果的に行っている。これらの中には、平成 26 年度から、管内の市区町村に対し、包括センターを活用するなどにより未届施設についての情報提供を求めたところ、25 年度の 4 倍を超える数の情報が寄せられたといった例がみられた。このことから、未届施設の実態把握に当たっては、関係機関からの通常業務の一環としての通報等に頼るだけでなく、関係機関と連携体制を構築した能動的な取組を行うことが有効と考えられる。

#### (4) 未届施設の効果的な把握方策

##### a 包括センターの活用

調査した 30 都道府県等のうち 25 都道府県等の管内に所在する 53 包括センターを抽出し、未届施設の把握状況を調査したところ、14 都道府県等の管内に所在する 26 包括センターでは、日々の業務の遂行を通じて、有料老人ホームの疑いのある施設の情報を把握したことがあるとしていた。

図表 1-(2)-⑱

図表 1-(2)-⑳

図表 1-(2)-㉑

図表 1-(2)-㉒

図表 1-(2)-㉓

<p>また、調査した都道府県等の中には、上記(7)のとおり、市区町村と連携し、包括センターを活用するなどにより未届施設の把握が進捗した例もみられた。さらに、当省は、前述(1)イのとおり、都道府県等が把握していない未届施設を計 97 施設確認したが、うち 19 施設は包括センターを調査したことにより把握した情報が端緒となっている。このようなことから、未届施設の実態把握に当たっては、包括センターの活用が有効と考えられる。</p> <p>しかし、有料老人ホームの疑いのある施設を把握していた包括センターが所在する 14 都道府県等のうち、未届施設の実態把握に当たり、直接又は市区町村を通じて包括センターを活用しているものは 2 都道府県等にとどまっており、残りの 12 都道府県等では、包括センターが把握していた情報が未届施設の実態把握のために活用されていない状況となっていた。</p> <p>未届施設の実態把握に当たり、包括センターを活用していない都道府県等からは、i) 市区町村から報告される未届施設に関する情報には、包括センターが把握したのものも含まれると思いついでいた、ii) 包括センターが未届施設の情報を持っているとは思わなかったとの意見があった。</p> <p>また、調査した包括センターからは、未届施設の情報提供などは手間が掛かることではなく、包括センターの業務である高齢者虐待の防止及び適切な施設の紹介にも関係するため、都道府県等から連携の要請があれば、積極的に協力したいとの意見が複数あった。</p>	<p>図表 1-(2)-㉔ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-㉔ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉕</p> <p>図表 1-(2)-㉖</p>
<p><b>b 住宅担当部局との連携</b></p> <p>前述(1)イ(イ)で調査した 54 施設のうち 12 施設は旧高専賃等であり、これらの中には、当省の調査日(平成 27 年 6 月 22 日)現在も引き続き高専賃として認められていると考えているとして、未届のままとなっているものがみられた。</p> <p>当該施設を所管する都道府県等は、上記制度の廃止について、ホームページにおいて広報を行ったほか、説明会を 1 回開催しているが、旧高専賃の登録を行っていた事業者について、サ高住の登録や有料老人ホームの届出を行ったか否か等の追跡調査を行っておらず、有料老人ホームに該当する状態となっていないか、現在の運営実態を把握できていないとしている。このほかにも、旧高専賃等の登録を行っていた事業者に対し、届出の勧奨等の指導を行った事実が確認できない都道府県等がみられた。</p> <p>一方、調査した都道府県等の中には、旧高専賃等の廃止に当たり、サ高住の登録又は有料老人ホームの届出のいずれかの手続が必要となる旨について、各事業者に個別に文書で周知した上で、いずれの</p>	<p>図表 1-(2)-㉖</p> <p>図表 1-(2)-㉗</p> <p>図表 1-(2)-㉘</p>

<p>手続も未了の事業者に対し状況確認することで、有料老人ホームの届出に至った例がみられた。</p> <p>このようなことから、旧高専賃等であった未届施設の実態把握を促進するためには、旧高専賃等に係る事務を所管していた住宅担当部局と連携し、その情報を活用することが必要であると考えられる。</p> <p>しかし、未届施設の実態把握のための能動的な取組を行っている15都道府県等において、未届施設についての情報提供を住宅担当部局に協力要請しているものは皆無となっている。</p> <p>また、未届となっている旧高専賃等を住宅担当部局が把握していたにもかかわらず、有料老人ホームの指導監督部局との情報共有が図られていない例が複数みられた。</p>	<p>図表 1-(2)-㉔ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉕</p>
<p><b>c その他関係機関の活用</b></p> <p>厚生労働省は、「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」（平成21年10月20日付け社援保発1020第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において、社会福祉各法に法的位置付けのない施設が有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合、生活保護担当部局は、施設の担当部局へ情報提供することとしている。</p> <p>今回調査した都道府県等の中には、生活保護担当部局から、「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅一覧」の情報提供を受けているものがみられ、当該都道府県等では、これらの多くが有料老人ホーム又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく無料低額宿泊所（注4）のいずれかに該当する可能性が高いとしているが、いずれに該当するのかについての判断が難しいため、未届施設の実態把握が進んでいないとしている。</p> <p>一方、当該都道府県等では、消防担当部局から、上記一覧に掲載された施設等に係る「事務所総括台帳」（注5）の情報提供を受けており、これにより消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1における防火対象物の用途区分が把握できることから、今後これを活用するとともに、生活保護担当部局とも十分協議の上、未届施設の実態把握を進めたいとしている。</p> <p>このようなことから、未届施設の実態把握に当たっては、生活保護担当部局や消防担当部局と連携し、有料老人ホームの疑いのある施設に関する情報を共有・活用することが有効と考えられる。</p> <p>なお、調査した都道府県等の中には、NPO法人が収集した高齢者向け住宅の情報を未届施設の実態把握に活用している例もみられ</p>	<p>図表 1-(2)-㉖ 図表 1-(2)-㉗</p> <p>図表 1-(2)-㉘ (再掲)</p> <p>図表 1-(2)-㉙</p>

<p>た。</p> <p>(注4)「無料低額宿泊所」とは、社会福祉法第2条第3項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設をいう。</p> <p>(注5)「事務所総括台帳」とは、消防担当部局が上記の社会福祉各法に法的位置付けのない施設等に定期点検を行った際に把握した施設の状況を取りまとめたものをいう。</p> <p>厚生労働省は、19年3月通知において、都道府県等に対し、関係機関と連携した取組の促進を要請するとともに、フォローアップ調査により、都道府県等における未届の有料老人ホームに対する届出促進の取組状況を把握しているが、具体的な取組内容までは把握していない。</p> <p><b>(ウ) フォローアップ調査の報告対象とする未届施設の範囲</b></p> <p>平成26年度のフォローアップ調査（平成26年10月31日時点）における報告対象の29都道府県等（注6）による厚生労働省への報告状況についてみると、12都道府県等では、未届施設の実態把握に着手したものの否かにかかわらず、「未届の有料老人ホームに該当する可能性のあるもの」について幅広く報告していた。</p> <p>しかし、13都道府県等では、有料老人ホームに該当するか否かを特定して報告する必要があるなどとして、「実態把握に着手したもの」や「有料老人ホームに該当したもの」について報告を行っており、報告対象とする未届施設の範囲が都道府県等によって区々となっていた。</p> <p>当該13都道府県等の中には、有料老人ホームの疑いのある施設を平成26年10月31日時点で62施設把握していたが、実態把握がいずれも未着手であったことから、26年度のフォローアップ調査では、「未届の有料老人ホーム」の件数を「0件」と報告していたものなど、厚生労働省に未報告となっていたものが複数みられた。</p> <p>なお、残りの4都道府県等では、未届施設の実態把握自体を行っていない。</p> <p>(注6) フォローアップ調査は、都道府県等を報告対象としていることから、調査した30都道府県等のうち1市町村を除く。</p> <p><b>(3) 有料老人ホームの該当性の判断の状況</b></p> <p>厚生労働省は、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成25年5月31日付け老高発0531第4号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）により、有料老人ホームの実態把握に関して、同省としての指導の考え方を整理し、都道府県等に対し、次の3点について示している。</p> <p>i) 届出の有無にかかわらず、入居サービスと介護等サービスの両方の実</p>	<p>図表1-(2)-㉓</p> <p>図表1-(2)-㉔</p> <p>図表1-(2)-㉕</p> <p>図表1-(2)-㉖</p> <p>図表1-(2)-㉗</p> <p>図表1-(2)-㉘</p> <p>図表1-(3)-①</p> <p>図表1-(3)-②</p>
---	---

<p>施が認められるものは、全て有料老人ホームに該当する。</p> <p>ii) 有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、老人が1人でも入居サービスと介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームに該当する(注1)。</p> <p>iii) 有料老人ホームの要件は、入居サービスと介護等サービスの「一体的な提供」が行われていることであるので、入居サービスと介護等サービスの事業者が別々であっても、両者に委託関係があったり、「経営上の一体性」が認められる施設については、有料老人ホームに該当する(注2)。</p> <p>また、有料老人ホームの要件となっている「経営上の一体性」について、厚生労働省は、入居のプロセスやサービス提供の実態に照らし、入居サービスと介護等サービスを一体的に提供していると判断する十分な理由があれば、有料老人ホームに該当するとしているが、入居者、入居サービス提供者及び介護等サービス提供者がどのような契約関係等にあれば「経営上の一体性」が認められるのかが必ずしも明確となっていない。</p> <p>(注1) 従来、厚生労働省は、「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」(平成21年5月28日付け老振発0528001号厚生労働省老健局振興課長通知)において、「基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらないと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい」との考え方を示していたが、平成25年5月の通知で老人が1人でも入居していれば有料老人ホームに該当するという考え方を明確にした。</p> <p>(注2) 厚生労働省は、27年3月通知において、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱うこととした。</p> <p>今回、調査した30都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断の状況についてみたところ、18都道府県等では、近年、サービスの提供形態が多様化・複雑化していることから、未届施設の実態把握や届出促進の指導に際して、入居者のうち希望者のみに食事サービスを提供し、その都度、入居サービス提供者とは別の事業者が食事代の支払いが行われるような場合、両サービスに「経営上の一体性」が認められるかどうかなど、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮しているとしている。</p> <p>また、当該18都道府県等のうち6都道府県等では、有料老人ホームの定義が明確でないなどとして、有料老人ホームの判断基準を独自に作成していたが、うち5都道府県等では、個別ケースの判断に引き続き苦慮してい</p>	<p>図表1-(3)-③</p> <p>図表1-(3)-④</p> <p>図表1-(3)-⑤</p> <p>図表1-(3)-③ (再掲)</p>
--	--



<p>るとしている。</p> <p>一方、有料老人ホームに該当するか否かの判断に疑義が生じていないとしている千葉県では、平成18年4月に老人福祉法が改正され、有料老人ホームの対象が拡大されたこと等を受け、入居サービスと介護等サービスの提供者が異なっても、例えば、ホームページの広告において、介護等サービスが提供可能である旨を表示していれば、両者は「経営上の一体性」が認められるものと判断し、有料老人ホームに該当するとする判断基準を作成していた。</p>	<p>図表 1-(3)-⑥</p>
<p>そこで、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮しているとする都道府県等において「有料老人ホームに該当しない」と判断した複数の事例について、ホームページの掲載情報を基に、千葉県が作成した判断基準に基づき、同県の見解を求めたところ、いずれも「有料老人ホームに該当する可能性が高い」と判断された。また、同県とほぼ同内容の判断基準を設けている千葉市もこれと同様の判断を示している。調査した都道府県等からは、千葉県の判断基準と同様の考え方が厚生労働省から示されれば、現在よりも有料老人ホームに該当するか否かの判断が行いやすくなり、都道府県等の負担が軽減されるとの意見があった。</p>	<p>図表 1-(3)-⑤ (再掲)</p> <p>図表 1-(3)-⑦</p>
<p>厚生労働省は、有料老人ホームに該当するか否かの判断は、事業の実態を踏まえて、都道府県等において適切に実施される必要があるとしている。有料老人ホームの判断基準について、同省は、平成21年5月に従来のQ&amp;Aに加え、都道府県等から照会のあった事項等について整理したものを都道府県等に対し周知している。しかし、前述のとおり、平成25年5月に同省としての指導の考え方を示して以来、判断が困難な事例等の収集分析やその結果の都道府県等への提供は行われていない。</p>	<p>図表 1-(3)-② (再掲)</p>
<p>調査した都道府県等からは、より具体的な事例等の情報提供を求める意見が複数あった。また、有料老人ホームは介護保険法の「住所地特例(注3)」や「集合住宅減算(注4)」などの対象となることから、これらの業務の明確化や適正化を図る上でも、有料老人ホームの特定が行いやすくなるよう都道府県等の取組を支援する必要があると考えられる。</p>	<p>図表 1-(3)-⑧</p>
<p>(注3) 介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市区町村が保険者となるのが原則となっている。しかし、その原則のみでは介護保険施設等の所在する市区町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。このため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市区町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)を設けている。</p>	<p>図表 1-(3)-⑨</p>
<p>(注4) 集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサ高住に限る。)に居住する利用者に対し介護サービスを提供する場合、移動等に係る労力が在宅利用者へのサービス提供に比して少ないことを踏まえ、介護報酬の減算が</p>	<p>図表 1-(3)-⑩ 図表 1-(3)-⑪</p>

行われている。

#### (4) 有料老人ホームの疑いのある施設に対する指導等

##### ア 未届施設の運営実態等の把握状況

調査した 30 都道府県等における未届施設の運営実態等の把握状況についてみると、以下のとおり、有料老人ホームに該当するか否かの実態把握が進んでおらず、入居者の安全確保が適切に図られていない状況がみられた。

- i) 当該都道府県等では、平成 24 年 4 月現在で未届施設を 45 施設把握していた。しかし、これら施設の実態把握が未着手となっていたところ、入居者に対する虐待事案が発覚したものがある。また、当該都道府県等では、平成 24 年 4 月から 27 年 4 月までの 3 年間で、有料老人ホームの疑いのある施設を 235 施設把握していたが、この間で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは、通報に基づき実地調査を行った 4 施設（注 1）にとどまっている。
- ii) 当該都道府県等では、平成 26 年 12 月に「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅」として 69 施設を把握したが、27 年 3 月現在で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは 19 施設にとどまっており、実態把握が未着手となっていた残りの 50 施設の中には、火災による入居者の死亡事故が発生したもの（注 2）がある。

（注 1）当該 4 施設は、平成 27 年 4 月 1 日現在で届出済みとなっており、上記 235 施設には含まれない。また、当該都道府県等では、有料老人ホームの判断基準を独自に作成し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しており、28 年 3 月 31 日現在で上記 235 施設中 171 施設の実態把握を終了し、うち 40 施設が有料老人ホームに該当すると判断している。

（注 2）当該都道府県等では、火災事故の発生後、生活保護担当部局及び消防担当部局と共に実情を調査した結果、有料老人ホームには該当しない施設（無料低額宿泊所の類似施設）と判断している。

また、当該都道府県等では、実態把握が未着手となっていた施設を運営する事業者に対し、有料老人ホームの実態を有する場合には、早期に届出を行うよう文書で勧奨している。

上記のように実態把握が進んでいない理由について、調査した都道府県等では、調査対象となる事業所の数が急激に増えたことに加えて、有料老人ホームの判断基準が明確ではないこと等を挙げている。

有料老人ホームに該当するか否かの特定が進まなければ、有料老人ホームに該当する施設に対する都道府県等の指導監督が及ばないこととなり、入居者に対する不適切な処遇や虐待等が行われた場合の発見が遅れ

図表 1-(4)-①

る可能性も懸念される。

#### イ 都道府県等の実態把握に対する未届施設の対応状況

調査した 49 未届施設のうち、都道府県等が把握していなかった 25 施設における都道府県等の実態把握に対する対応状況についてみると、平成 27 年 2 月に有料老人ホームに該当するか否かを確認するための「高齢者状況確認票」の提出を都道府県等が求めたものの、28 年 3 月末現在も提出を拒否しているものが 1 施設みられた。当該施設では、入居者にとって好ましくない居住環境となっているとみられる（前述(2)ア参照）。

また、都道府県等が有料老人ホームに該当するか否かを確認するために実施したアンケート調査等に対し、介護等サービスの提供がない旨の回答があったため、当該都道府県等では、有料老人ホームに該当しないと判断したが、当省が実地調査した結果、実際には第三者にサービスを委託するなどして介護等サービスを提供しているものが 3 施設みられた。

当該 3 施設中 1 施設は、平成 24 年 9 月に都道府県等に有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供があったもので、要介護 3 以上の要介護者が当省の調査日（平成 27 年 7 月 3 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず、28 年 3 月末現在も都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。

また、上記 3 施設のうち他の 1 施設についても、利用者等から、「法外な料金を請求された」などの苦情が市区町村に複数寄せられていたが、当該市区町村が実地指導を行うために訪問したところ、「当施設は有料老人ホームではないのに、どのような権限に基づき立ち入るのか」等の理由により、実地調査を拒否されたため、平成 27 年 7 月末現在で当該施設の運営実態が不明のままとなっている。

これらのことについて、当該 3 施設を所管する都道府県等では、当該アンケート調査に対し、有料老人ホームの設置者が「サービスの提供がない」又は空欄のまま回答してきた場合、老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づく立入検査を行う権限がなく、有料老人ホームに該当するか否か確認する手段がないとしている。

このようなことから、都道府県等が有料老人ホームの疑いのある施設を把握したとしても、事業者の同意が得られなければ、施設への立入りや指導を行うことが困難となっていることがうかがわれる。

一方、介護支援専門員（ケアマネジャー）は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 13 号及び第 14 号の規定により、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うこととされ、モ

図表 1-(4)-②

図表 1-(4)-③

<p>ニタリングに当たっては、少なくとも一月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとされている（注3、4）。また、要介護認定の新規申請の際には市区町村職員等が、その更新申請等の際には市区町村職員等に加えて、市区町村から訪問調査の委託を受けた認定調査員が調査対象者と面接することとされている（介護保険法第24条の2、第27条第2項、第28条第4項及び第5項）。</p> <p>以上のことを踏まえると、未届施設に対する都道府県等の指導監督をより効果的に実施していくためには、有料老人ホームの疑いのある施設について、入居者の保護の観点から、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討する必要があると考えられる。</p> <p>（注3）介護保険法においては、訪問介護を始めとする居宅サービスは、「居宅」（養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームにおける居室を含む。）において行われることとされており（同法第8条第2項及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第4条）、これらにおいて指定居宅サービスを受けた費用について保険給付が行われている。</p> <p>（注4）介護支援専門員が一月に1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、介護報酬（居宅介護支援費）の減算が行われている。</p>	
<p><b>(5) 未届施設に対する届出促進の指導状況等</b></p> <p><b>(未届施設に対する届出促進の指導による届出率の推移)</b></p> <p>全国の都道府県等における未届施設に対する届出促進の指導状況について、フォローアップ調査の結果を用いて平成22年から27年までの推移をみたところ、前年10月31日時点での未届施設数は、21年の389施設が26年には961施設に増加している一方、未届施設に対する届出促進の指導の結果、前年10月31日時点から当年10月31日までに届出が行われた割合は、22年の40.1%が27年には17.9%と低減傾向を示している。</p> <p>このようなことから、厚生労働省は、有料老人ホームの届出が進んでいないとしている。</p> <p><b>(未届の有料老人ホームに対する罰則適用と介護サービス事業者の指定の取消し)</b></p> <p>厚生労働省は、19年3月通知において、都道府県等に対し、度重なる指導及び催告にもかかわらず、届出を拒否するような未届の有料老人ホームの設置者に対しては、老人福祉法第40条第2号の規定に基づく罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努めるよう要請しているが、これまで罰則の適用実績はない。</p>	<p>図表 1-(5)-①</p> <p>図表 1-(2)-⑧ (再掲)</p> <p>図表 1-(1)-⑨ (再掲)</p>

一方、介護サービス事業者の指定権者である都道府県等や市区町村は、介護保険法第77条第1項第1号及び第78条の10第1号並びに介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第14号の規定に基づき、老人福祉法に違反して罰金刑を受けた介護サービス事業者の指定を取り消すことができるとされており、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく届出義務違反で罰金処分を受けた場合にも指定の取消しの対象となることとされている。

図表 1-(5)-②

#### （住所地特例対象である有料老人ホーム一覧表の公表）

有料老人ホームは、平成18年4月から、介護保険制度における特定施設として住所地特例の対象とされている。また、厚生労働省は、平成27年4月から、「有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」（平成27年2月26日付け老介発0226第2号・老高発0226第2号・国住心第188号厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）の別紙1.3)により、都道府県等に対し、その実態を踏まえて、有料老人ホームに該当すると判断しているものについては、住所地特例対象である有料老人ホーム一覧表（以下「有料老人ホーム一覧表」という。）を作成し、都道府県等のホームページで公表するよう依頼しており、未届の有料老人ホームについても公表の対象とすることとされている。

図表 1-(1)-⑨

（再掲）

図表 1-(3)-⑨

（再掲）

図表 1-(5)-③

今回、30都道府県等における未届施設に対する届出促進の指導状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

#### ア 未届施設に対する届出促進の指導状況

調査した30都道府県等が平成26年10月31日現在で把握していた計569未届施設のうち、27年5月1日現在で未届となっていた56施設（当省が実地調査の対象とした24施設を含む。）を抽出し、都道府県等による届出促進の指導状況についてみたところ、次のとおり、届出促進の指導が不適切となっている例がみられた。

図表 1-(5)-④

i) 平成27年5月現在で2年以上（最長で4年2か月）にわたり未届施設の設置者に対し届出促進の指導を行った事実が確認できないものが2都道府県等で計9施設あり、うち8施設は、その存在を把握後4年以上（最長で5年6か月）未届となっている。

当該8施設の中には、平成24年6月に元従業員から、当該施設が所在する市区町村に虐待をうかがわせる内容の通報が寄せられたため、当該市区町村は、当該都道府県等に当該通報内容について情報提供するとともに、当該施設に対する実地指導を要請したものの、当該都道府県等が実地指導を行ったのは通報から3年後の27年6月となってい

た例があった。

なお、当該施設は、平成 27 年 8 月に有料老人ホームの届出を行っている。

ii) 包括センター等から、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が平成 25 年 5 月から 12 月までの 8 か月間に都道府県等に 2 件寄せられたが、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しておらず、25 年 7 月を最後に届出促進の指導も行っていないもの（平成 27 年 7 月末時点）がある。

iii) 平成 24 年 4 月に都道府県から未届施設として引き継ぎ、1 年 10 か月後に初めて届出促進の指導を行ったもののその後も届出が行われず、届出促進の指導も行われないまま、更に 1 年 1 か月後に入居者に対する虐待事案が発覚したものがあ

る。なお、当該施設は、虐待事案の発覚後に都道府県等による指導に従い、平成 27 年に有料老人ホームの届出を行っている。

iv) 平成 21 年 4 月に未届施設として把握したものの、建物の構造上、指導指針に定める個室の確保が困難であること、また、当該施設は 29 年度末に新築移転予定であること等から、移転までの間は、当該施設に対して入居者の状況や安全対策の実施状況等の経過報告を求めるとども、早急に届出を行うよう指導を行っていないものがある。

上記のように届出が進んでいない理由について、調査した都道府県等では、人員体制が確保できなかったこと等を挙げている。また、行政指導に強制力がないので、指導に従わない事業者に対しては、粘り強く働き掛ける以外に有効な手立てがなく、遵法意識に頼らざるを得ない側面があるなどの意見もあった。

一方、調査した 38 未届施設のうち、都道府県等が把握していた 24 施設の中には、「有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない」などとして届出を拒否しているものが 5 施設みられ、いずれも平成 27 年 7 月末現在で届出の見込みが立っていない。

また、当該 5 施設の中には、平成 24 年 2 月から、当該施設を所管する都道府県等が届出促進の指導を行っているが、その指導内容を理解しようとせず、当該施設とは別の高齢者向けシェアハウスを 26 年 8 月頃に開設し、当該シェアハウスについても 27 年 7 月末現在で未届となっているものがみられた（平成 28 年 6 月現在閉鎖）。

有料老人ホームの届出について、調査した施設からは、届出を行うことで補助金等の交付対象となるなどのメリットがないので、届出施設と未届施設とで何らかの差別化が必要ではないかとの意見があった。

図表 1-(1)-⑳  
(再掲)

図表 1-(5)-⑤

## イ 介護保険担当部局との連携の促進

調査した 49 未届施設における介護サービス事業所の併設・隣接（注 1、2）状況についてみると、30 施設で訪問介護や通所介護等の介護サービス事業所を併設又は隣接して設置しており、うち 20 施設において未届施設の設置者と介護サービス事業所の事業者が同一法人となっていた。

これら未届施設の設置者は、都道府県等又は市区町村から、介護サービス事業所の指定を受け、未届施設の入居者に対し介護サービスを提供することにより介護報酬を受領している。

介護保険制度は、40 歳以上の国民から徴収した保険料と公費（税金）により運営されている。介護サービスの提供を担う事業者は、介護関係法令に基づく適正なサービスの提供だけでなく、法令遵守が強く求められる。

調査した都道府県等の中には、介護サービス事業所を未届施設に併設等し、介護報酬を受領していた事業者（未届施設の設置者でもある。）に対し、平成 27 年度に市区町村の介護保険担当部局と連携して有料老人ホームの届出促進の指導を行ったところ、届出が行われたものがみられた。

このことについて、当該都道府県等では、介護サービス事業者は、安定した収入が得られる介護サービス事業所の運営に影響が出ることを嫌う傾向にあることから、介護報酬と関連付けることで有料老人ホームの届出について説得に応じやすいと考えており、今後もこの手法を活用して未届施設に対する指導を徹底したいとしている。

このようなことから、都道府県等の届出促進の指導に当たっては、市区町村を含む介護保険担当部局と連携することも有用であると考えられる。

（注 1）「併設」とは、同一建物に事業所がある場合を、「隣接」とは、同一敷地内で別棟の場合又は隣接する土地（道路を挟む場合を含む。）にある場合をそれぞれ指す。

（注 2）平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成 27 年 3 月）によると、訪問介護事業所など介護サービス事業所を一つ以上併設している物件は、住宅型有料老人ホーム全体の 8 割以上を占めている。

## ウ 未届の有料老人ホームの公表

有料老人ホーム一覧表の公表対象の 29 都道府県等（注 3）における未届の有料老人ホームの公表状況（平成 27 年 7 月末現在）についてみると、1 都道府県等では公表していたが、残りの 28 都道府県等では公表していなかった（注 4）。

未届の有料老人ホームを公表していない理由について、当該 28 都道府県等では、未届となっている事業者との関係が悪化する懸念があり、円

図表 1-(5)-⑥

図表 1-(5)-⑦

図表 1-(5)-⑧

滑な届出促進の指導に水を差しかねないなどとしている。一方、未届の有料老人ホームを公表している都道府県等では、公表することについて、届出促進の指導で現地確認を行う際などに個々に説明し承諾を得たほか、届出自体に難色を示す事業者に対しては、時間を掛けて制度等を説明し理解を得るとともに、有料老人ホームに該当する旨を通知するなどの対応を行った上で公表しているため、支障は生じていないとしている。

図表 1-(5)-⑨

有料老人ホーム一覧表は、本来は介護保険の保険者（市区町村）が新たに住所地特例の対象となったサ高住を他の有料老人ホームと併せて適切に把握することができるようにする必要があるために公表することとされているものであり、有料老人ホームの利用者の利便を目的としたものではないが、未届の有料老人ホームを公表している都道府県等では、介護支援専門員から、未届の有料老人ホームに入居させても安全面で問題はないかといった問合せを受けたことから、入居に当たっての判断材料を利用者に提供できるという効果もあるのではないかとしている。また、i) これまで届出促進の指導に応じないとしてきた事業者が応じるようになった、ii) 届出促進の指導に要する日数が2、3か月程度短縮したなど、届出促進の指導を行いやすくなったとしている。

図表 1-(5)-⑩

一方、当該都道府県等が所管する未届施設の中にも、i) 未届の有料老人ホームとして認識され、入居者等に不安を与えることは避けたかった、ii) 未届のままでは施設のイメージが悪化するおそれがあるなどの理由により、届出を行うこととした例が複数あった。

以上のとおり、未届の有料老人ホームの公表は、結果的に未届施設の届出促進に寄与している一面もみられた。

なお、調査した包括センターの中には、都道府県等から有料老人ホームに関する情報提供がなく、当該施設が届出施設であるか未届施設であるかをこれまで意識したことがなかったことから、結果的に相談者に未届施設を紹介していた例が複数みられた。

図表 1-(5)-⑪

このようなことから、有料老人ホーム一覧表など都道府県等のホームページの掲載情報について、市区町村を通じた周知などにより、包括センターに対する情報提供を促進させることも重要と考えられる。

(注3) 有料老人ホーム一覧表は、都道府県等が公表するとされていることから、調査した30都道府県等のうち1市町村を除く。

(注4) 未届の有料老人ホームを公表していなかった28都道府県等のうち2都道府県等は、平成28年3月末現在で当該情報を公表している。

前述のとおり、都道府県等における未届施設の実態把握については、効果的な把握方法が確立しておらず、有料老人ホームの判断基準が明確でない部分もあること、また、有料老人ホームの疑いのある施設への立入権限がないこと等から、十分に行われているとはいえず、指導監督や情報公開も進まな



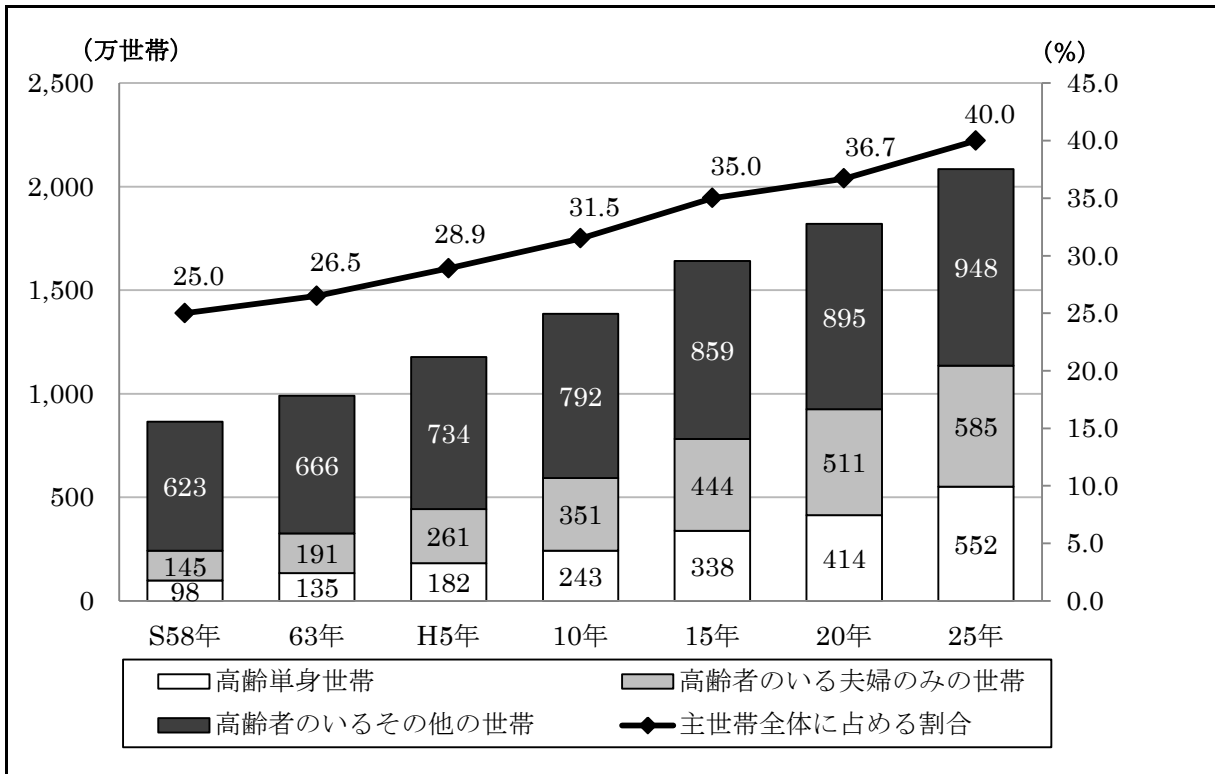
い要因となっている。

**【所見】**

したがって、厚生労働省は、施設入居者の保護を図る観点から、未届施設の把握及び届出を効果的に促進するため、次の措置を講ずる必要がある。

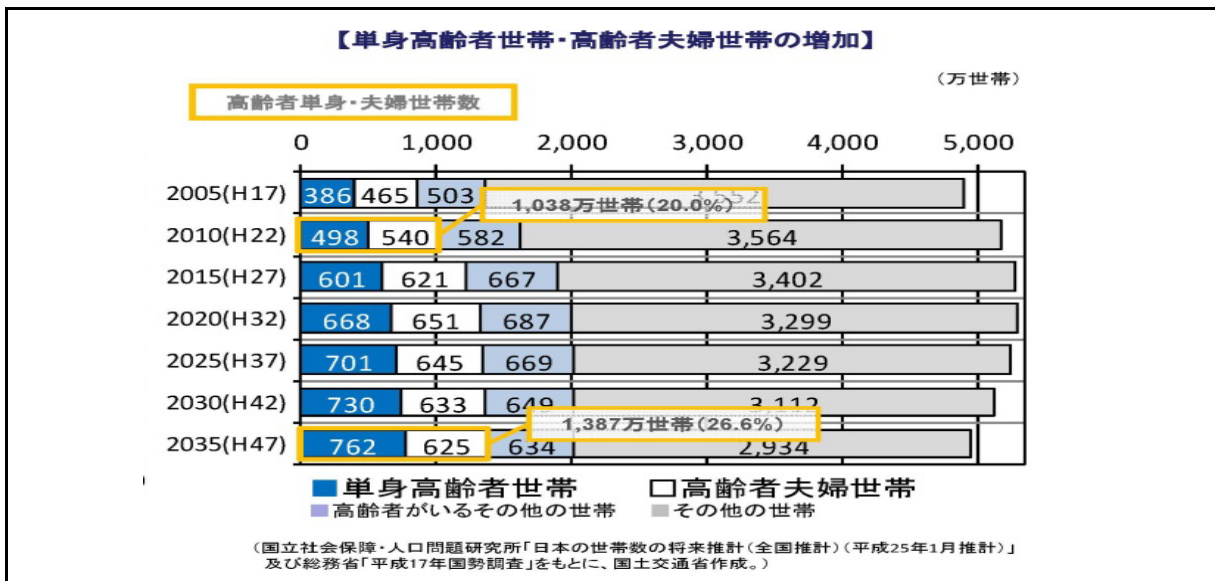
- ① 都道府県等に対し、未届施設の実態把握の一層の徹底について要請すること。その際、
  - i) 市区町村と連携し、引き続き包括センターを活用すること
  - ii) 住宅担当部局と連携し、旧高専賃等の情報を活用すること
  - iii) 生活保護担当部局、消防担当部局等の未届施設に係る情報を把握している可能性のある関係機関とも積極的に情報交換すること
  - iv) 未届の疑いのある施設についても引き続き幅広く把握することについて併せて要請すること。
- ② 都道府県等における未届施設の把握方法を具体的に把握し、効果的な方法について分析し、都道府県等に情報提供すること。
- ③ 都道府県等における有料老人ホームに該当するか否かの判断が困難な事例等を把握し、判断に当たっての考え方を整理し、都道府県等に情報提供すること。
- ④ 有料老人ホームの疑いのある施設について、要介護者のもとを訪問する介護支援専門員等から得られる情報を活用するなど、都道府県等による有料老人ホームの該当性の判断が行えるような取組方策について検討すること。
- ⑤ 都道府県等に対し、未届の有料老人ホームの届出促進の徹底について要請すること。その際、
  - i) 介護保険担当部局と一層の連携を進めること
  - ii) 未届の有料老人ホームの公表を進めることについて併せて要請すること。

図表 1－(1)－① 高齢者のいる世帯数の推移（昭和 58 年～平成 25 年）



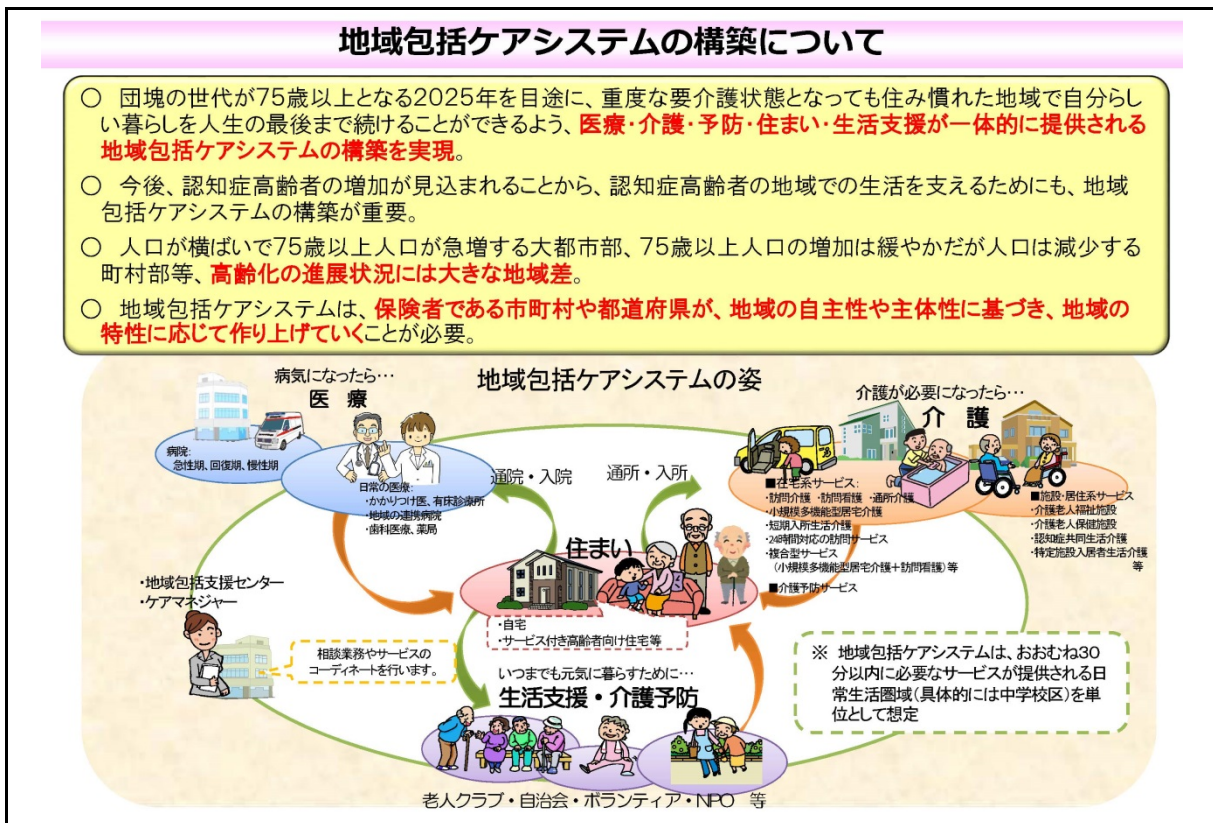
- (注) 1 総務省統計局「住宅・土地統計調査」に基づき、総務省行政評価局が作成した。  
 2 世帯数は、万世帯単位で四捨五入している。  
 3 「高齢者のいる世帯」とは、「65 歳以上の世帯員がいる主世帯」を指し、次の 3 類型から成る。  
 ① 高齢単身世帯…65 歳以上の単身の主世帯  
 ② 高齢者のいる夫婦のみの世帯…夫婦とも又はいずれか一方が 65 歳以上の夫婦一組の主世帯  
 ③ 高齢者のいるその他の世帯…高齢者のいる世帯から上記①及び②を除いた主世帯（高齢者と生計を共にするその他の世帯員で構成される主世帯）  
 4 「主世帯」とは、1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合はそのうちの主な世帯（家の持ち主や借主の世帯など）を指す。

図表 1－(1)－② 単身高齢者世帯・高齢者夫婦世帯の増加予測



- (注) 国土交通省「第 1 回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成 26 年 9 月 8 日開催)による。

図表 1－(1)－③ 地域包括ケアシステムの概要



図表 1－(1)－④ 高齢者向け住まいの確保に関する主な閣議決定

- 「社会保障・税一体改革大綱について」(平成24年2月17日閣議決定) <抜粋>
2. 医療・介護等①
- (2) 地域包括ケアシステムの構築
- できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。
- <今後のサービス提供の方向性>
- i 在宅サービス・居住系サービスの強化
- ・ 切れ目のない在宅サービスにより、居宅生活の限界点を高めるための24時間対応の訪問サービス、小規模多機能型サービスなどを充実させる。
  - ・ サービス付き高齢者住宅を充実させる。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) <抜粋>
- 二. 戦略市場創造プラン
- テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸
- ③病气やけがをしても、良質な医療・介護へのアクセスにより、早く社会に復帰できる社会
- II) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策
- 安心して歩いて暮らせるまちづくり

- ・ 安心・健康・省エネでバリアフリーにも配慮した歩いて暮らせるまちづくり「スマートウェルネス住宅・シティ」を実現し、次世代の住宅・まちづくり産業を創出するため、以下の取組を行う。

- ② 高齢者向け住宅や生活拠点の集約化、ICT を活用した見守り等を推進するとともに、公民のストックを活用するため、既存住宅の建物評価に係る指針策定（今年度中）、既存住宅・リフォームの性能評価基準等の策定（今年度中）等による住宅価値向上や事業者間連携の強化、住み替えの円滑化等の支援

○ 「健康・医療戦略」（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）〈抜粋〉

2. 各論

(2) 健康・医療に関する新産業創出及び国際展開の促進等に関する施策

4) その他健康長寿社会の形成に資する施策

その他健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び国際展開の促進に資するため、下記の施策を推進する。

○ 高齢者等が安心して健康に暮らせる住宅・まちづくり・交通の実現

- ・ 高齢期に自宅で長く自立して健康で快適に暮らせるよう、ICT の活用、住宅の省エネ化、木材利用の促進等の先進モデルの構築を図るとともに、地域において高齢化の著しい公的賃貸住宅団地（公営住宅・UR 賃貸住宅等）について PPP/PFI を活用した福祉拠点化、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を行い、多世代循環型の住宅・コミュニティづくり（「スマートウェルネス住宅・シティ」）を推進する。

○ 「住生活基本計画（全国計画）」（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）〈抜粋〉

第 2 目標と基本的な施策

【居住者からの視点】

目標 2 高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

(1) 高齢者が安全に安心して生涯を送ることができるための住宅の改善・供給

(基本的な施策)

(2) まちづくりと調和し、高齢者の需要に応じたサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や「生涯活躍のまち」の形成

(成果指標)

- ・ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合

2.1%(平 26)→4% (平 37)

(注) 下線は当省が付した。

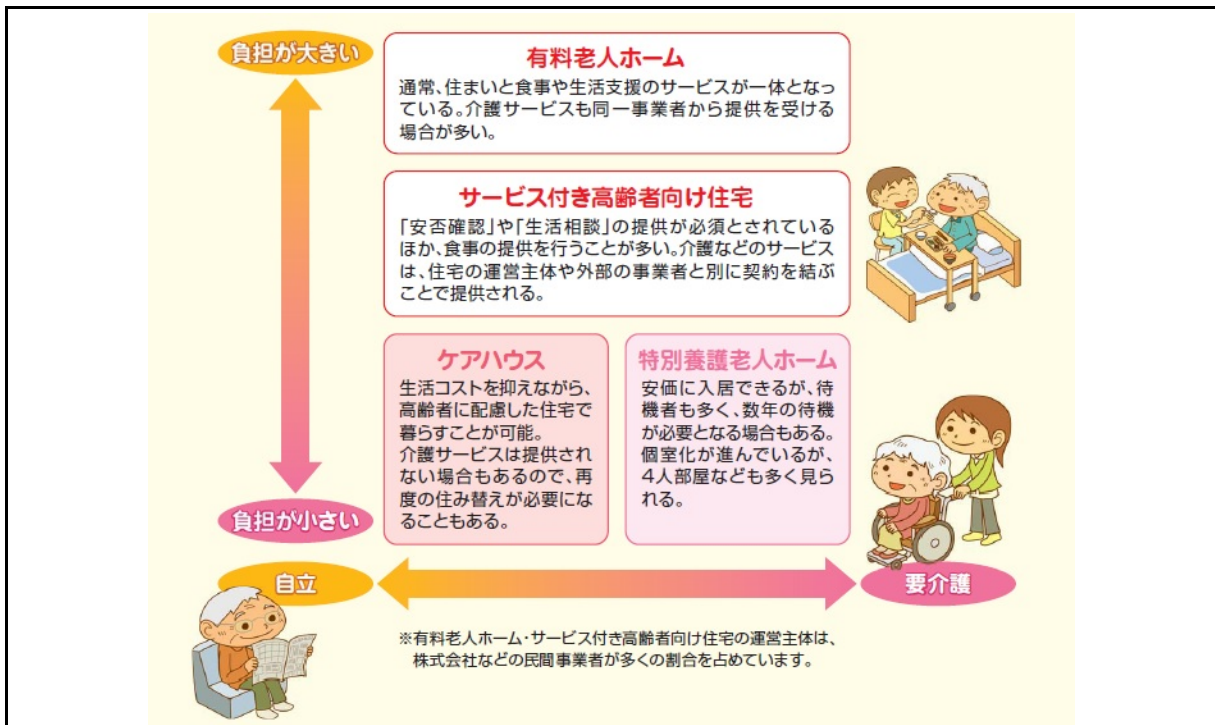
図表 1-(1)-⑤ 高齢者向け住まいの概要

高齢者向け住まいの概要						
	①特別養護老人ホーム	②養護老人ホーム	③軽費老人ホーム	④有料老人ホーム	⑤サービス付き高齢者向け住宅	⑥認知症高齢者グループホーム
根拠法	・老人福祉法第20条の5	・老人福祉法第20条の4	・社会福祉法第65条 ・老人福祉法第20条の6	・老人福祉法第29条	・高齢者住まい法第5条	・老人福祉法第5条の2 第6項
基本的性格	要介護高齢者のための生活施設	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	高齢者のための住居	認知症高齢者のための共同生活住居
定義	入所者を養護することを目的とする施設	入居者を養護し、その者が自立した生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設	無料又は低額な料金で、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設	老人を入居させ、①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかをする事業を行う施設	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う住居共同生活の住居
利用できる介護保険サービス	・介護福祉施設サービス		・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス			・認知症対応型共同生活介護
主な設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・社会福祉法人 ・知事許可を受けた法人	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)	・限定なし (営利法人中心)
対象者	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	老人 ※老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による	次のいずれかに該当する単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・妻介護/妻支援認定を受けている60歳未満の者	妻介護者/妻支援者であって認知症である者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)
1人当たり面積	10.65㎡	10.65㎡	21.6㎡(単身) 31.9㎡(夫婦)など	13㎡(参考値)	25㎡ など	7.43㎡
件数*	8,935件(H26.10)	953件(H24.10)	2,182件(H24.10)	9,581件(H26.7)	4,932件(H26.9.30)	12,597件(H26.10)
定員数*	538,900人(H26.10)	65,113人(H24.10)	91,474人(H24.10)	387,666人(H26.7)	158,579戸(H26.9.30)	184,500人(H26.10)

※①・⑥→介護給付費実態調査(「定員数」の欄については利用者数)、②・③→社会福祉施設等調査(基本票)、④→厚生労働省若者高齢者調査、⑤→サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム調べ

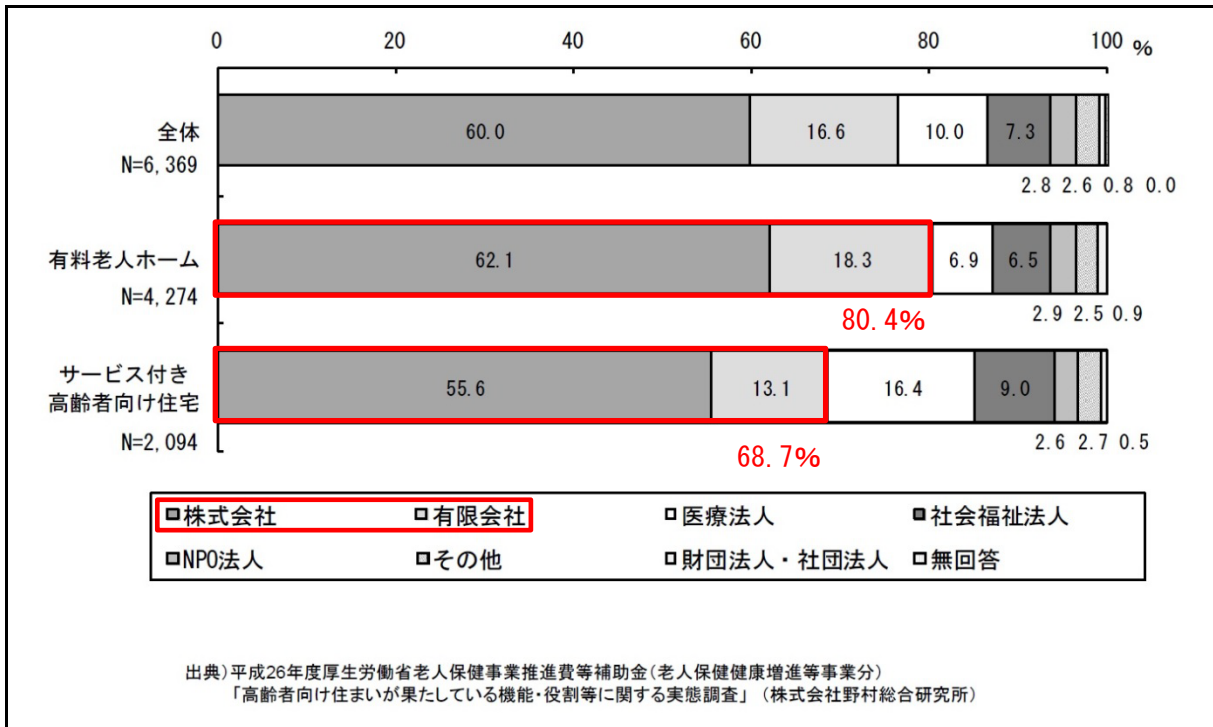
(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑥ 有料老人ホームと他の主な高齢者向け住まいとの関係



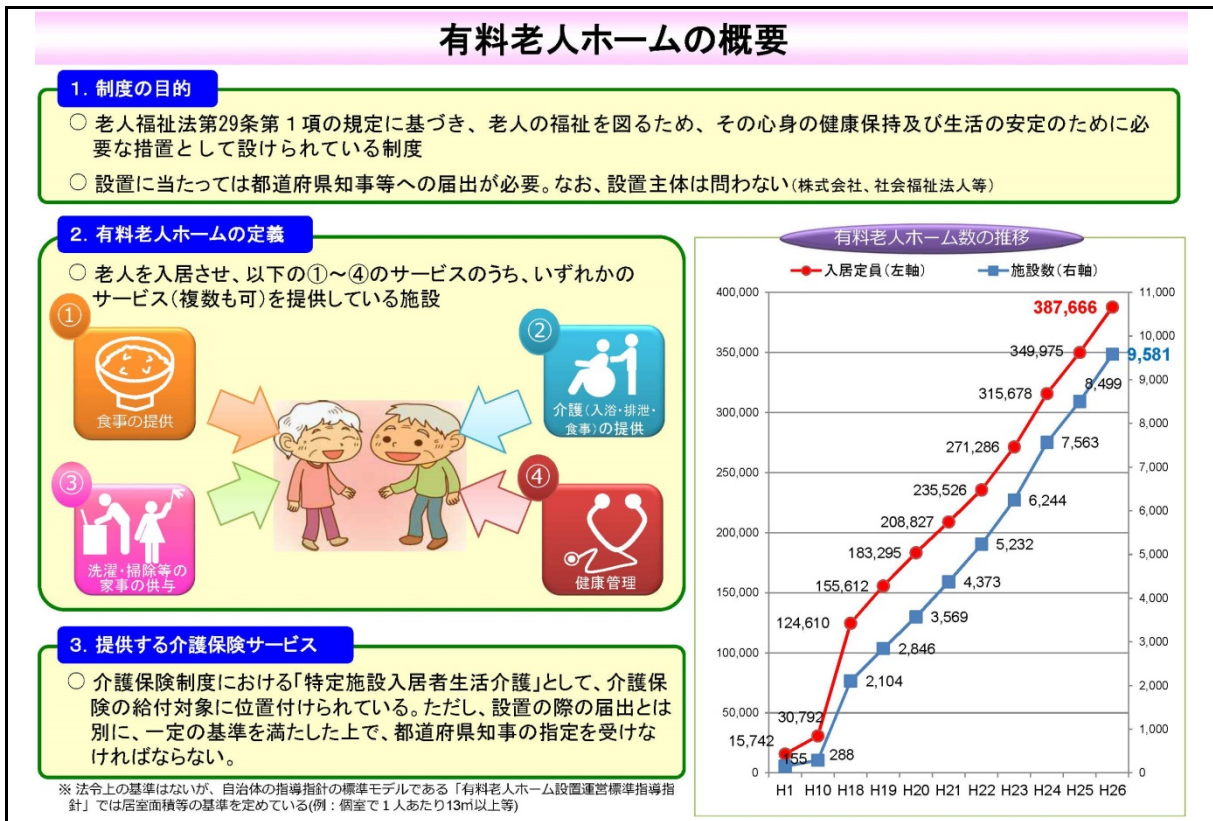
(注) 公益社団法人全国有料老人ホーム協会・一般社団法人全国特定施設事業者協議会・一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会・高齢者住宅経営者連絡協議会「一高齢者向け住まいを選ぶ前に一消費者向けガイドブック」による。

図表 1-(1)-⑦ 有料老人ホームとサ高住の事業主体



(注) 国土交通省「第3回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成27年1月22日開催)に基づき、当省が作成した。

図表 1-(1)-⑧ 有料老人ホームの概要



(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)による。

図表 1-(1)-⑨ 有料老人ホームの定義及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）〈抜粋〉

（届出等）

第 29 条 有料老人ホーム（老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。

- 一 施設の名称及び設置予定地
- 二 設置しようとする者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- 三 条例、定款その他の基本約款
- 四 事業開始の予定年月日
- 五 施設の管理者の氏名及び住所
- 六 施設において供与される介護等の内容
- 七 その他厚生労働省令で定める事項

2～8 （略）

9 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、有料老人ホームの設置者若しくは管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者（以下「介護等受託者」という。）に対して、その運営の状況に関する事項その他必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該有料老人ホーム若しくは当該介護等受託者の事務所若しくは事業所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

10 （略）

11 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第 4 項から第 8 項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

12 （略）

（大都市等の特例）

第 34 条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。  
この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として、指定都市等に適用があるものとする。

第 39 条 第 18 条の 2 第 1 項又は第 29 条第 11 項の規定による命令に違反した者は、6 月以下の

懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 40 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 29 条第 9 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四 (略)

○ 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）〈抜粋〉

(法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第 20 条の 3 法第 29 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、洗濯、掃除等の家事又は健康管理とする。

○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）〈抜粋〉

第 8 条 (略)

2～10 (略)

11 この法律において「特定施設」とは、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、第 21 項に規定する地域密着型特定施設でないものをいい、「特定施設入居者生活介護」とは、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの、機能訓練及び療養上の世話をいう。

12～28 (略)

○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）〈抜粋〉

(法第 8 条第 11 項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話)

第 17 条 法第 8 条第 11 項の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の特定施設に入居している要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

○ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）〈抜粋〉

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)



○ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）〈抜粋〉

（老人福祉に関する事務）

第 174 条の 31 の 2 地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の規定により、指定都市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）並びに地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下この条及び第 174 条の 49 の 10 において「医療介護総合確保法」という。）第 9 条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第 7 条の規定による社会福祉主事の設置、指定都市が行う同法第 5 条の 2 第 1 項に規定する老人居宅生活支援事業（以下この条及び第 174 条の 49 の 10 において「老人居宅生活支援事業」という。）又は指定都市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第 18 条（第 2 項を除く。）及び第 18 条の 2 の規定による質問等、指定都市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第 18 条（第 1 項を除く。）及び第 19 条の規定による質問等、同法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第 20 条の 9 の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第 20 条の 10 第 1 項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第 3 項において特別の定めがあるものを除き、老人福祉法及び同令並びに医療介護総合確保法第 9 条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2～4 （略）

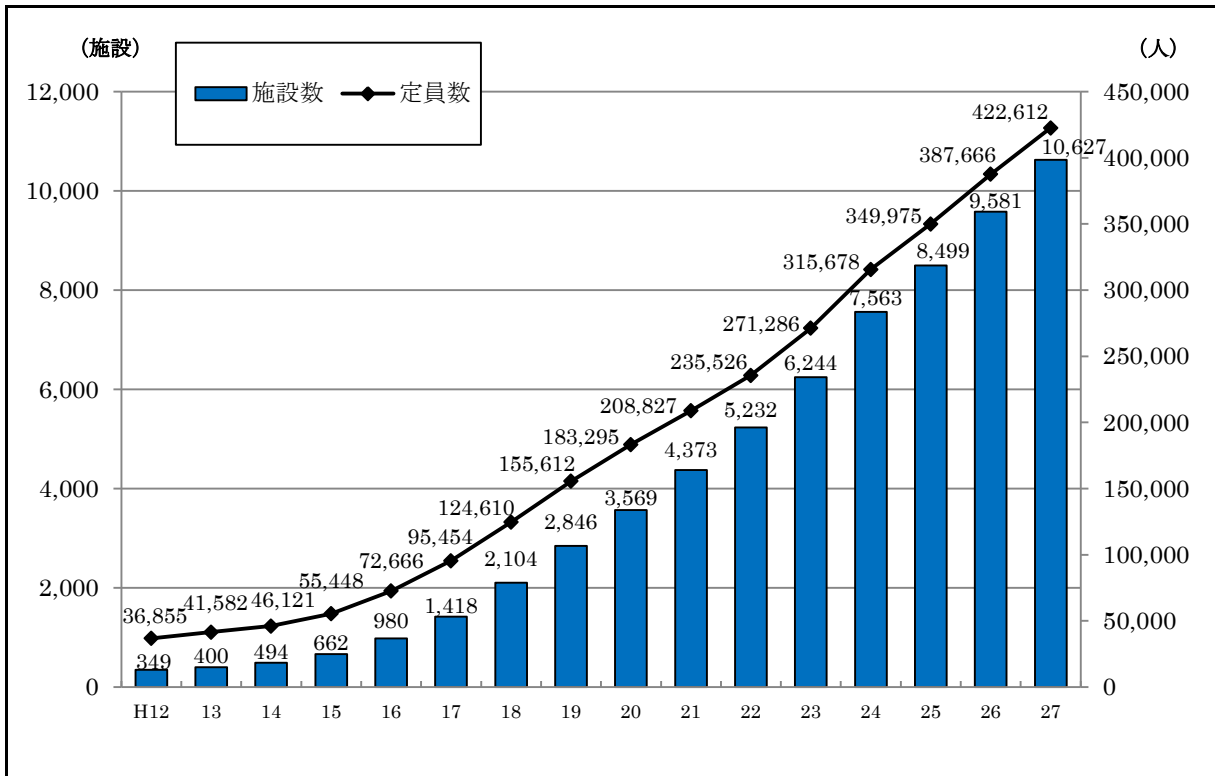
（老人福祉に関する事務）

第 174 条の 49 の 10 地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の規定により、中核市が処理する老人福祉に関する事務は、老人福祉法及び老人福祉法施行令並びに医療介護総合確保法第 9 条の規定により、都道府県が処理することとされている事務（老人福祉法第 6 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による市町村相互間の連絡調整等、同法第 7 条の規定による社会福祉主事の設置、中核市が行う老人居宅生活支援事業又は中核市が設置する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターに係る同法第 18 条（第 2 項を除く。）及び第 18 条の 2 の規定による質問等、中核市が設置する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに係る同法第 18 条（第 1 項を除く。）及び第 19 条の規定による質問等、同法第 20 条の 8 の規定による市町村老人福祉計画に関する意見等、同法第 20 条の 9 の規定による都道府県老人福祉計画の作成等並びに同法第 20 条の 10 第 1 項の規定による市町村に対する助言に関する事務を除く。）とする。この場合においては、次項及び第 3 項において準用する第 174 条の 31 の 2 第 2 項において特別の定めがあるものを除き、老人福祉法及び同令並びに医療介護総合確保法第 9 条中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

2・3 （略）

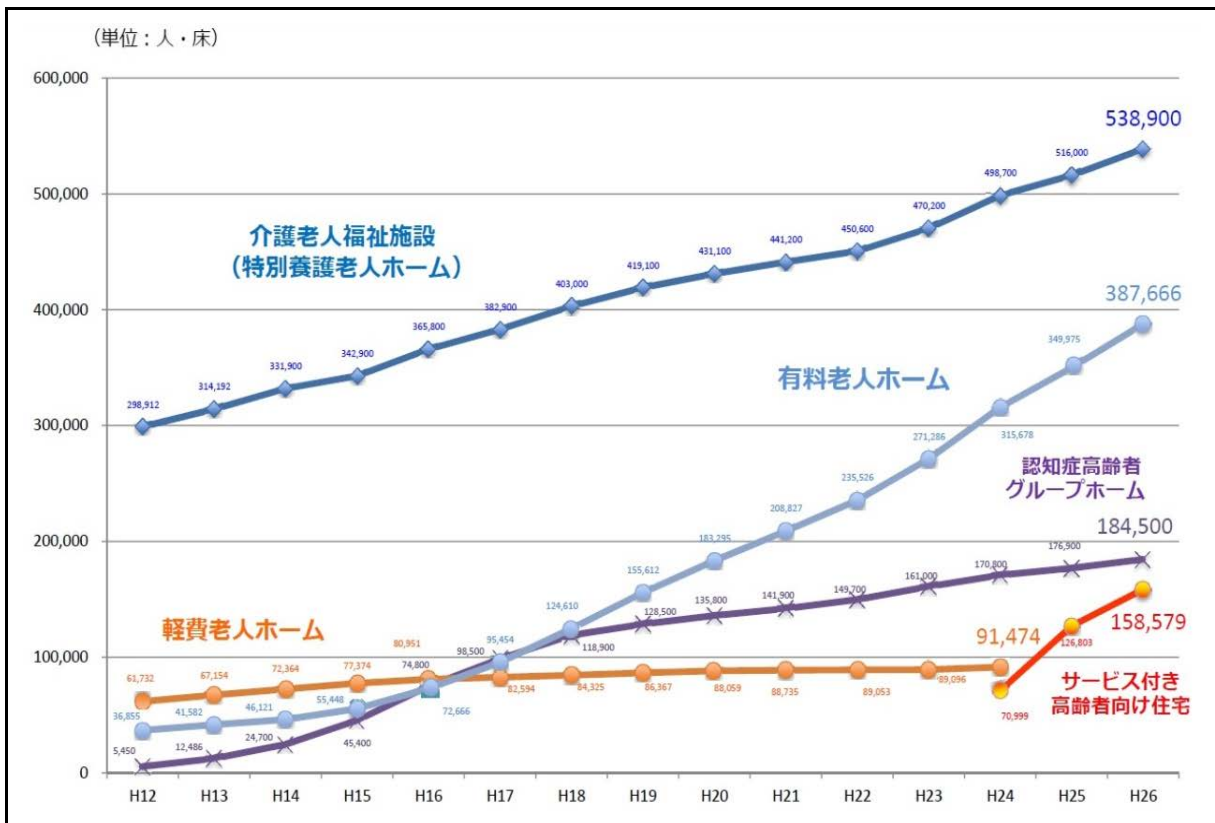
（注）下線は当省が付した。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホーム施設数及び定員数の推移



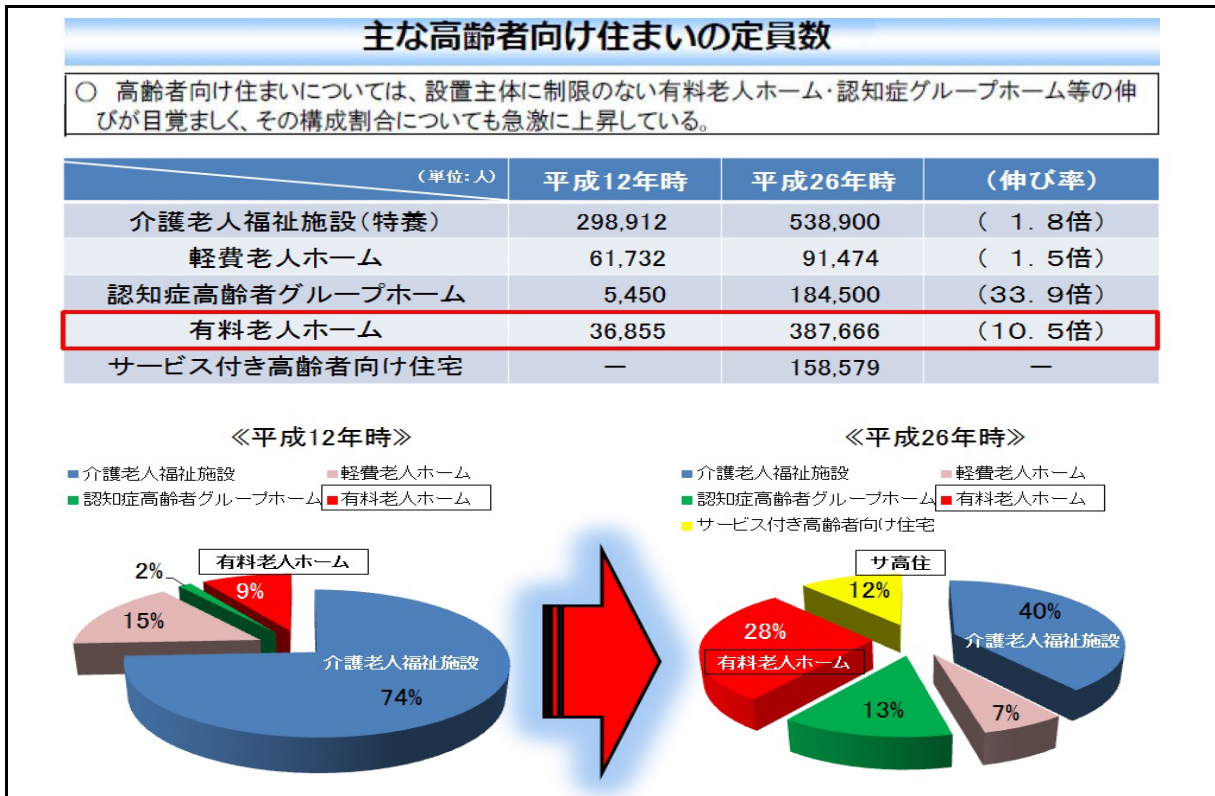
(注) 1 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。  
 2 平成12年から26年までは7月1日現在、27年は6月30日現在の状況である。

図表 1-(1)-⑪ 主な高齢者向け住まいの定員数の推移



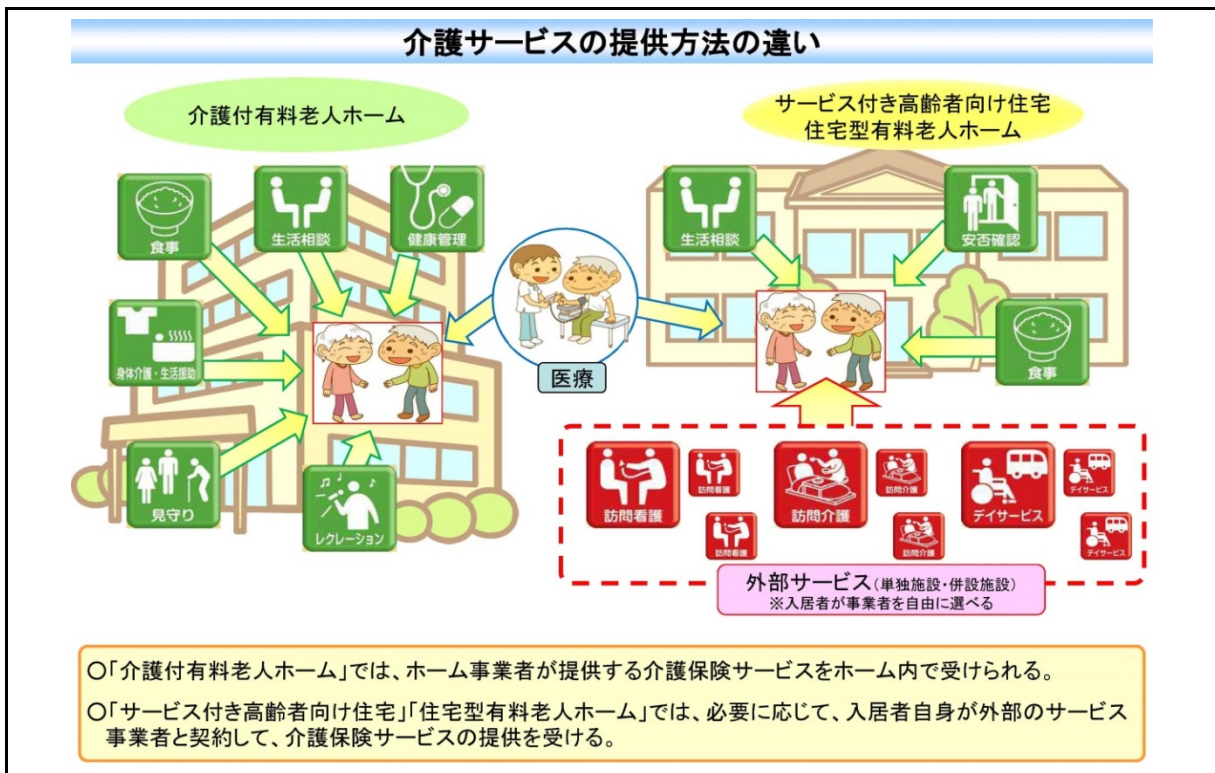
(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)に基づき、当省が作成した。

図表 1- (1) - ⑫ 主な高齢者向け住まいの定員数に占める構成割合



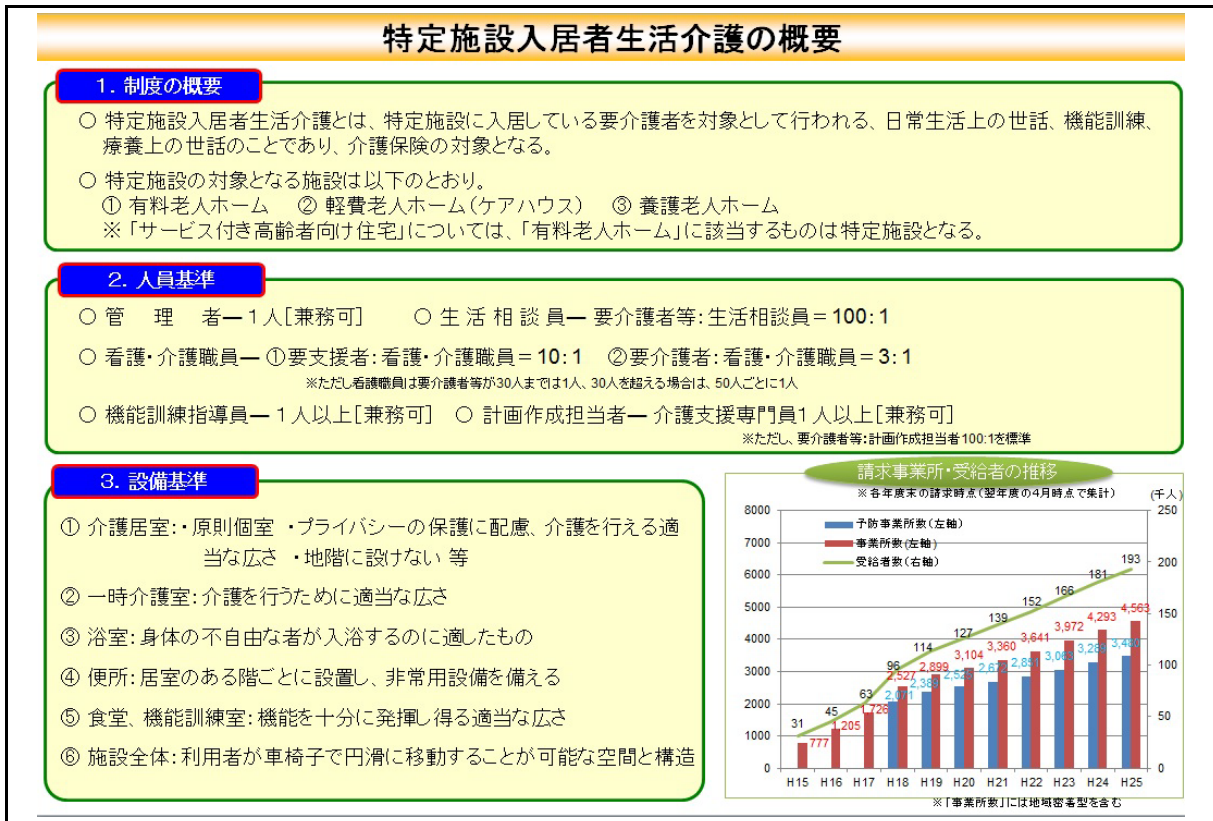
(注) 1 内閣府「第27回規制改革会議資料」(平成26年3月17日開催)及び国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)に基づき、当省が作成した。  
 2 平成26年の軽費老人ホームの数値は、「平成24年社会福祉施設等調査(平成24年10月1日時点)」による。

図表 1- (1) - ⑬ 介護付有料老人ホームと住宅型有料老人ホームの違い

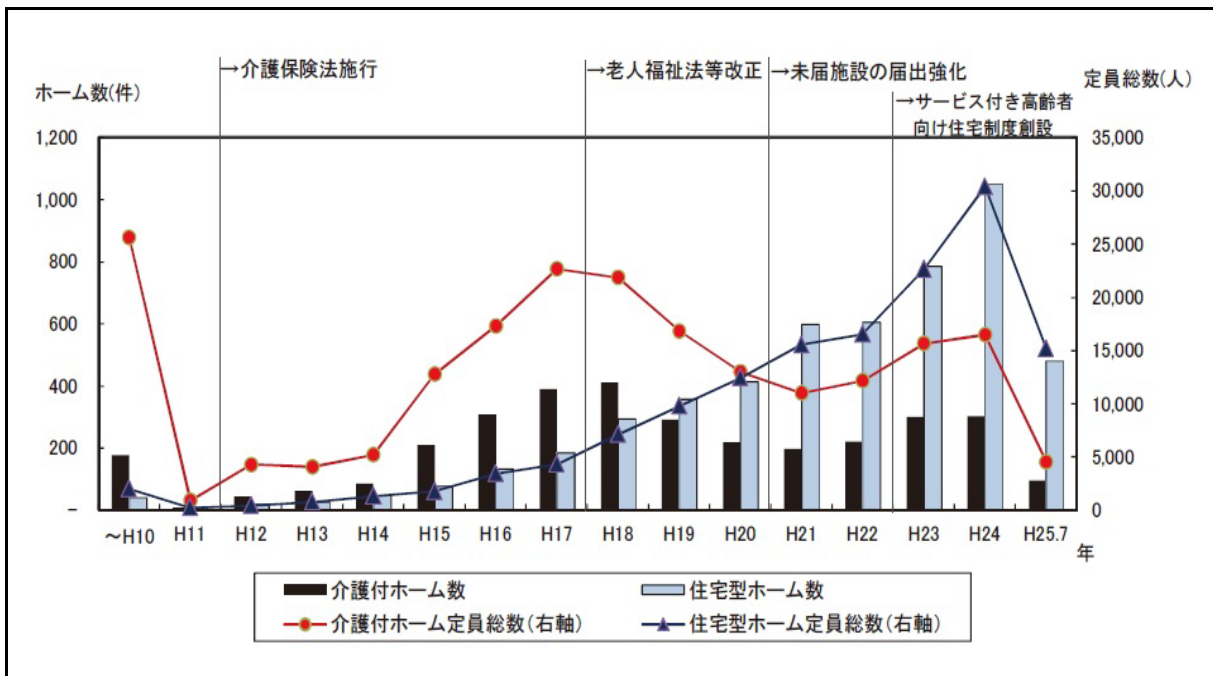


(注) 国土交通省「第1回コンパクトシティ形成支援チーム会議資料」(平成27年3月19日開催)による。

図表 1-(1)-⑭ 特定施設入居者生活介護の概要

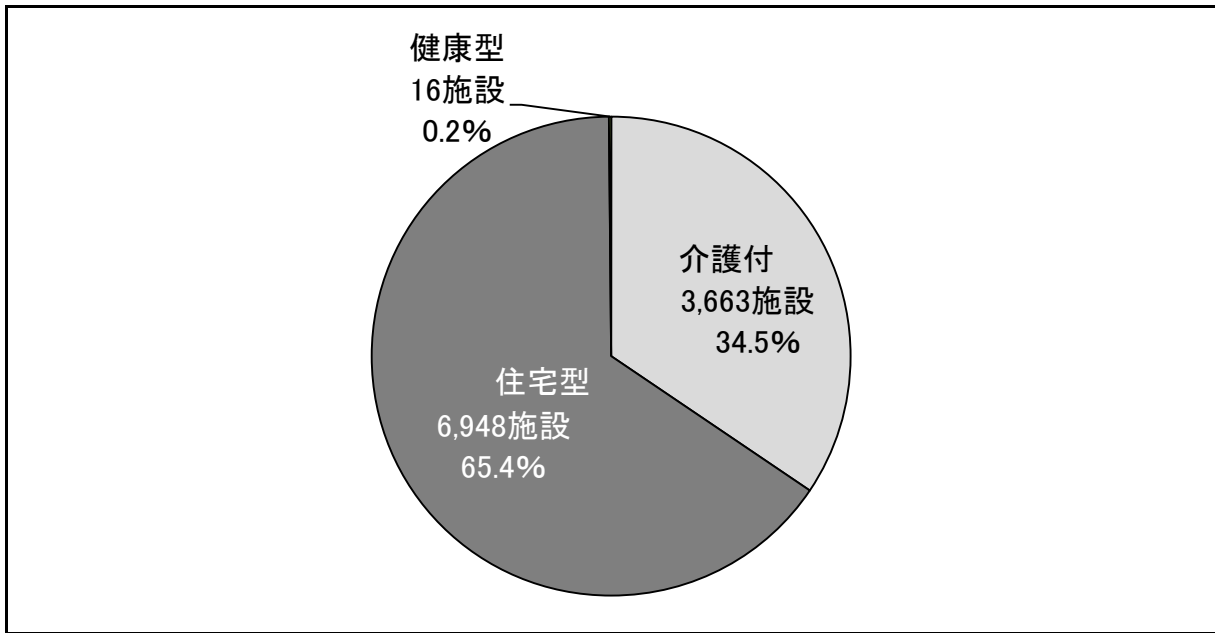


図表 1-(1)-⑮ 開設年別・類型別の有料老人ホーム数の推移



(注) 平成 25 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅に関する実態調査研究」(平成 26 年 3 月)による。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホームの類型別の施設数



- (注) 1 厚生労働省の調査結果（平成 27 年 6 月 30 日時点）に基づき、当省が作成した。  
 2 「介護付」は介護付有料老人ホーム、「住宅型」は住宅型有料老人ホーム、「健康型」は健康型有料老人ホームを指す。  
 3 「健康型有料老人ホーム」とは、食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設を指す。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならないこととされている。  
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない。

図表 1-(1)-⑪ サ高住の概要

### サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の概要

○バリアフリー化や居住者への生活支援の実施等の基準を満たす住宅について都道府県等が登録を実施。  
※サービス付き高齢者向け住宅の登録制度は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）の改正により、平成23年10月に創設

○料金やサービス内容など住宅に関する情報が事業者から開示されることにより、居住者のニーズにあった住まいの選択が可能。

**【登録基準】**

<b>ハード</b>	○床面積は原則25㎡以上 ○構造・設備が一定の基準を満たすこと ○バリアフリー構造であること（廊下幅、段差解消、手すり設置）
<b>サービス</b>	○必須サービス：安否確認サービス・生活相談サービス ※その他のサービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助
<b>契約内容</b>	○長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしているなど、居住の安定が図られた契約であること ○敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと 等

**【入居者要件】**  
 ・60歳以上の者 又は要支援・要介護認定者

**【登録状況（H28.3末時点）】**

戸数	199,056戸
棟数	6,102棟

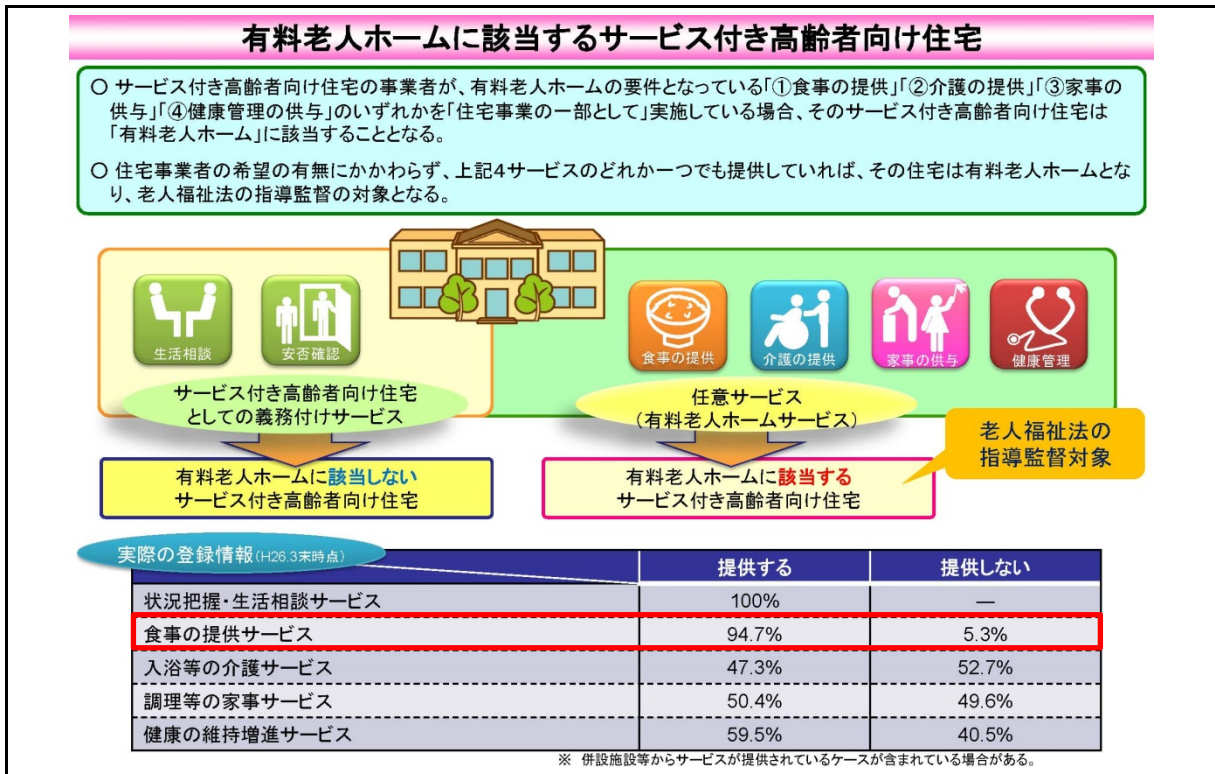
住み慣れた環境で必要なサービスを受けながら暮らし続ける

サービス付き高齢者向け住宅

【併設施設】  
 診療所、訪問看護ステーション、ヘルパーステーション、デイサービスセンター など

(注) 国土交通省「サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会とりまとめ参考資料」（平成 28 年 5 月 24 日）による。

図表 1-(1)-⑩ 有料老人ホームに該当するサ高住の概要



- (注) 1 国土交通省「第4回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のある方に関する検討会資料」(平成27年4月7日開催)による。  
 2 太枠は当省が付した。

図表 1-(1)-⑪ 標準指導指針の位置付け



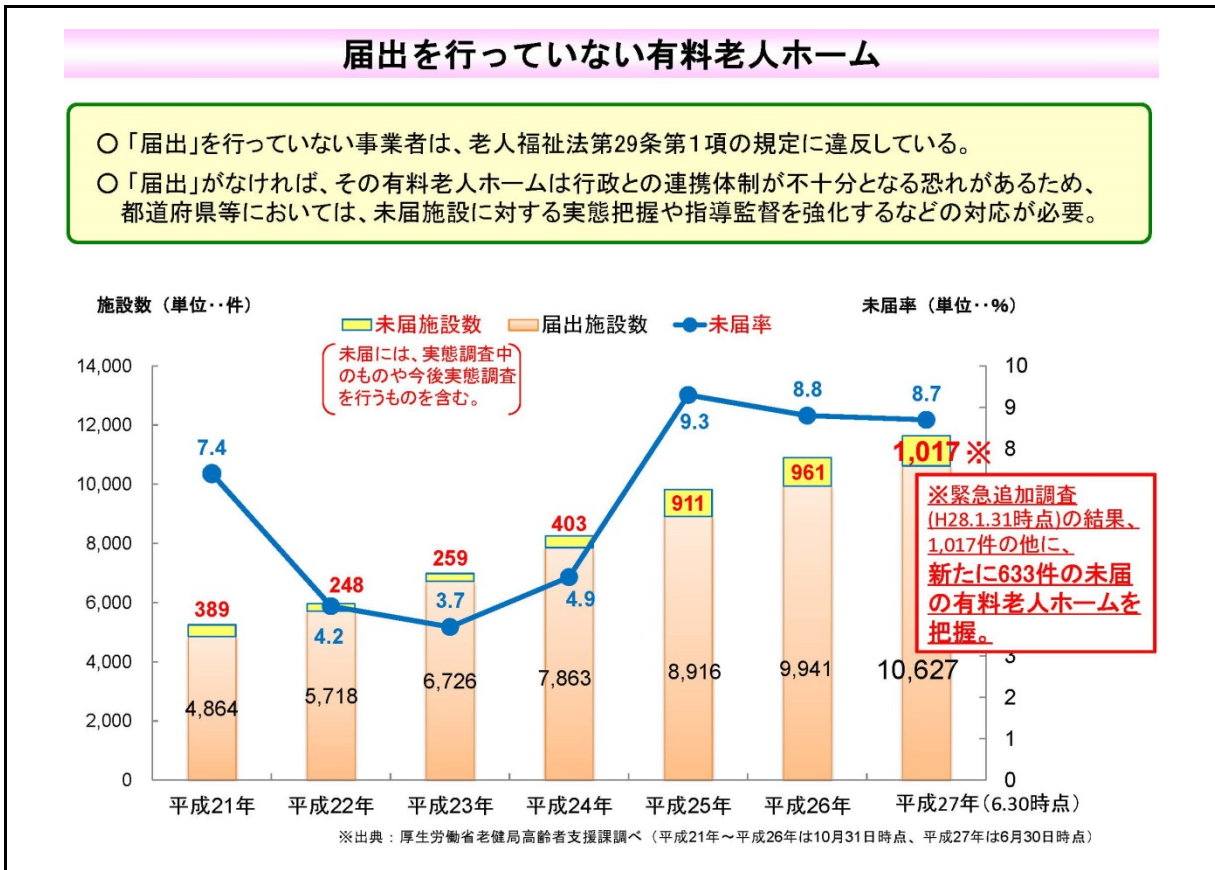
- (注) 厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成28年3月7日開催)による。

図表 1-(1)-㊸ 有料老人ホーム及びサ高住が適合すべき主な基準

区 分	有料老人ホーム		サ高住
	介護付 (特定施設入居者生活介護)	住宅型	
規模・設備等			
耐火性能	<u>耐火建築物又は準耐火建築物</u>	耐火建築物又は準耐火建築物	耐火構造又は準耐火構造
居室面積	個室で、入居者 1 人当たりの床面積が 13 m <sup>2</sup> 以上		床面積は 25 m <sup>2</sup> (居間、食堂、台所等を共同利用の場合は 18 m <sup>2</sup> ) 以上
廊下幅	1.8m (中廊下 2.7m) 以上		78 cm (柱の存する部分は 75 cm) 以上
職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>管理者</u> 1 人 (兼務可)</li> <li>○<u>生活相談員</u> 要介護者等：生活相談員=100：1</li> <li>○<u>看護・介護職員</u> ・<u>要支援者：看護・介護職員=10：1</u></li> <li>・<u>要介護者：看護・介護職員=3：1</u></li> <li>○<u>機能訓練指導員</u> 1 人以上 (兼務可)</li> <li>○<u>計画作成担当者</u> 介護支援専門員 1 人以上 (兼務可)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○入居者の数及び提供するサービス内容に応じ、次の職員を配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者</li> <li>・生活相談員</li> <li>・栄養士</li> <li>・調理員</li> </ul> </li> <li>○入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置</li> </ul>	<p>社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員又は医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修課程修了者が少なくとも日中は当該建物又は隣接・近接している建物に常駐し、少なくとも状況把握 (安否確認) サービス及び生活相談サービスを提供</p>

- (注) 1 標準指導指針、高齢者住まい法等の規定に基づき、当省が作成した。
- 2 有料老人ホームについては、都道府県等において地域の実情に応じて指導指針を定めることができるとされていることから、都道府県等の中には、独自の基準を設けているものがある。
- 3 介護付有料老人ホームは、指導指針に定める基準のほか、特定施設入居者生活介護の提供を行う施設として、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成 11 年厚生省令第 37 号) に適合する必要がある。なお、当該基準に規定されているものには下線を付した。
- 4 サ高住については、都道府県知事が策定する高齢者居住安定確保計画 (高齢者住まい法第 4 条) において別途基準を設けられる場合がある。
- 5 有料老人ホームに該当するサ高住については、「規模・設備等」に係る基準はサ高住の登録基準によることとされている。

図表 1- (1) - ㉑ 未届の有料老人ホーム数の推移



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 1- (1) - ㉒ 厚生労働省が把握している数以上の未届施設が実際には存在していることについて指摘している例

○ 塩崎厚生労働大臣閣議後記者会見概要（平成27年1月20日（火））＜抜粋＞  
 （記者）  
 高齢者の施設に関してうかがいます。いわゆる届出をしていない有料老人ホームというのが、国の方でも実態の調査を進めていらっしゃるかと思うんです。

けれども、東京都内に関しては都が把握しているよりも実際3倍にのぼるといことが弊社（※NHK）の報道で明らかになったんですけれども、実際に水面下でこうした施設が広がっている可能性ですとか、また調査の方法などに不十分な点がある可能性もありますけれども、大臣の御見解をお聞かせください。（※当省注記）

（大臣）  
 老人福祉法で高齢者を入居させて、食事あるいは介護の提供を行っている施設を有料老人ホームと、こう呼んでいるわけでありまして、これは都道府県などへの届出を義務付けられているわけでありまして。今、御指摘の届出をしていない有料老人ホームについては、届出を促す観点から生活保護部局とか、あるいは地域包括支援センターなどの関係部局との連携を通じて、その実態把握を努めるよう都道府県に周知をしてきたわけでありまして。届出は法定の義務でありまして、未届けは許されないわけでありましてから、厚生労働省としても様々な機会を捉えて、引き続き東京都を含めた都道府県などに対して未届け有料老人ホームの把握と、届出の指導を



働きかけていかなければならないというふうに思っております。いろいろこれまでも未届けのままに事故が起きたりとか、そういうことがございましたから、そういうことがないように万全を期していかなければならないと思います。

#### ○ 塩崎厚生労働大臣閣議後記者会見概要（平成 27 年 12 月 8 日（火））＜抜粋＞

（記者）

届出をしていない有料老人ホーム、いわゆる「無届け介護ハウス」についてうかがいます。  
NHKの調査で、全国 1,900 件以上あることがわかっています。国も実態把握に努めていると承知していますが、ガイドラインの運用等が厳密に行われ過ぎると届出がなかなか進まないという状況があると見られています。このことについてどのようにお考えかということと、特別養護老人ホームの中には人手不足で、ベッドがあっても高齢者を受け入れられないという施設もあることについてどのようにお考えかお聞かせください。

（大臣）

老人福祉法第 29 条に、有料老人ホームを設置する者は届出を都道府県にするとなっているわけであり、届出を行っていない有料老人ホームの存在は私どもも把握しておりますが、指導・監督を行う都道府県などにおいて、建設や消防などで携わることがあるので、連携して実態把握と届出の促進に取り組んでいるわけであり、厚生労働省においても既存の建築物や小規模建築物の特性に応じてガイドラインの見直しによって事業者が届出を行いやすくする取組も進めているところでございます。今後とも都道府県等との連携をしっかりとやりながら、届出の促進と制度の円滑な運用に努めてまいりたいと思っております。

（注）1 厚生労働省のホームページによる。

2 下線は当省が付した。

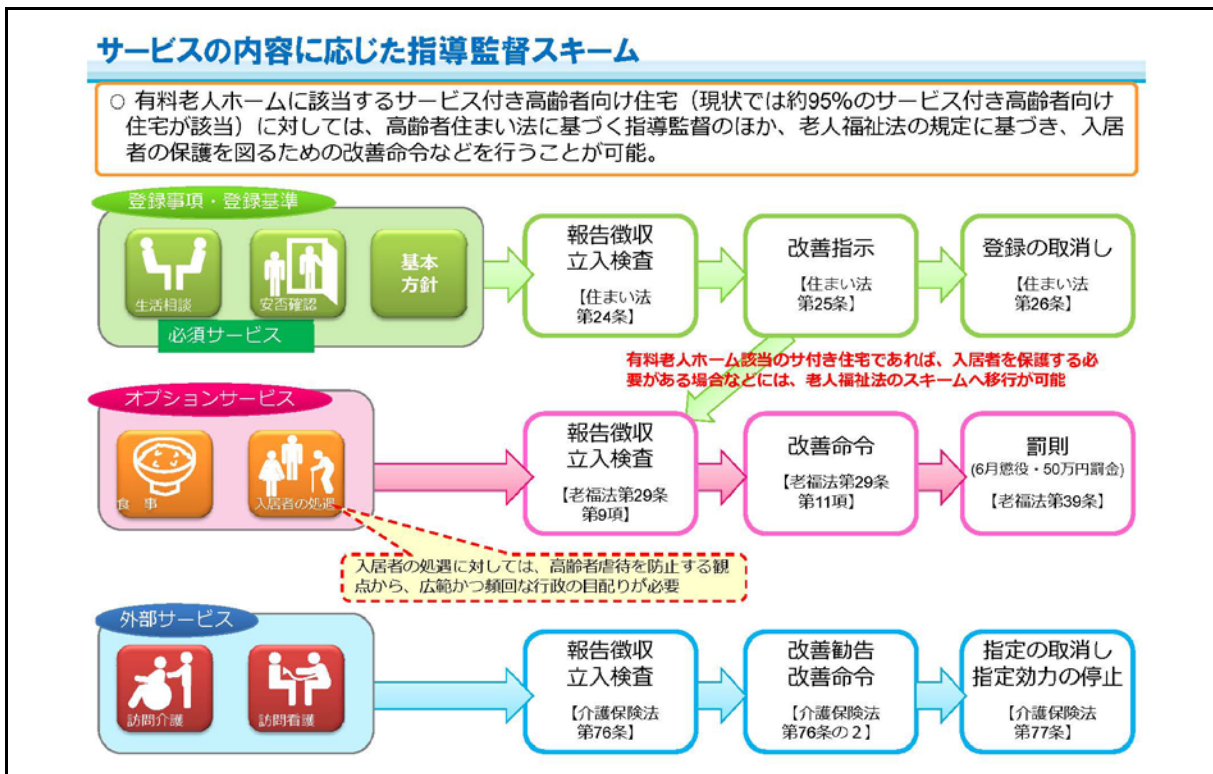
#### 図表 1－(1)－㉓ 未届の有料老人ホームで発生した虐待事案の例

平成 26 年 11 月、東京都北区の高齢者向けマンションにおいて、ヘルパーらが入居者に恒常的に身体的拘束をしていた事実が判明し、北区は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）に基づき、入居者約 100 人への拘束を虐待と認定し、施設の運営を主導する社団医療法人に対し改善指導を行った。

一方、東京都は、当該施設を現地調査し、施設の運営状況を聴取するとともに、介護保険担当部局等の関係部局から、当該施設についての詳細な情報収集を行ったところ、親族会社による食事の提供や介護サービスの提供が行われていることが確認できたことから、有料老人ホームとして届出が必要な施設であると判断し、平成 28 年 6 月現在で当該法人に対する届出促進の指導を継続して実施している。

（注）当省の調査結果による。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームに該当するサ高住に対する指導監督のスキーム



(注) 国土交通省「第1回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」（平成26年9月8日開催）による。

図表 1-(1)-㉕ サ高住の登録及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）〈抜粋〉

（サービス付き高齢者向け住宅事業の登録）

第5条 高齢者向けの賃貸住宅又は老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム（以下単に「有料老人ホーム」という。）であって居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者（国土交通省令・厚生労働省令で定める年齢その他の要件に該当する者をいう。以下この章において同じ。）を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下同じ。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下同じ。）その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する事業（以下「サービス付き高齢者向け住宅事業」という。）を行う者は、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅又は有料老人ホーム（以下「サービス付き高齢者向け住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

2～4 （略）

（登録の申請）

第6条 前条第1項の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
- 二 事務所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その役員の氏名
- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- 五 サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 六 サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 七 サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 八 サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 九 サービス付き高齢者向け住宅の入居者（以下この章において単に「入居者」という。）の資格に関する事項
- 十 入居者に提供する高齢者生活支援サービス（状況把握サービス、生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスであって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）の内容
- 十一 サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が入居者から受領する金銭に関する事項
- 十二 終身又は入居者と締結するサービス付き高齢者向け住宅への入居に係る契約（以下「入居契約」という。）の期間にわたって受領すべき家賃等（家賃又は高齢者生活支援サービスの提供の対価をいう。以下同じ。）の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払金の概算額及び当該前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合に備えて講ずる保全措置に関する事項
- 十三 居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅にあっては、入居開始時期
- 十四 入居者に対する保健医療サービス又は福祉サービスの提供について高齢者居宅生活支援事業を行う者と連携及び協力をする場合にあっては、当該連携及び協力に関する事項
- 十五 その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項

## 2 (略)

(老人福祉法の特例)

第23条 第5条第1項の登録を受けている有料老人ホームの設置者（当該有料老人ホームを設置しようとする者を含む。）については、老人福祉法第29条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

(報告、検査等)

第24条 都道府県知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、登録事業者又は登録事業者から登録住宅の管理若しくは高齢者生活支援サービスの提供を委託された者（以下この項において「管理等受託者」という。）に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録事業者若しくは管理等受託者の事務所若しくは登録住宅に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

## 2～4 (略)

(指示)

第 25 条 都道府県知事は、登録された登録事項が事実と異なるときは、その登録事業者に対し、当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録事業が第 7 条第 1 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その登録事業者に対し、その登録事業を当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

3 都道府県知事は、登録事業者が第 15 条から第 19 条までの規定に違反し、又は第 20 条の国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録事業者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(登録の取消し)

第 26 条 都道府県知事は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録事業の登録を取り消さなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

(大都市等の特例)

第 77 条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務（第 4 条並びに第 21 条第 2 項及び第 51 条第 2 項において準用する公営住宅法第 45 条第 3 項に規定する事務並びに地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）が終身賃貸事業者である場合の第 5 章に規定する事務を除く。）は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

○ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）〈抜粋〉

(高齢者生活支援サービス)

第 5 条 法第 6 条第 1 項第 10 号の国土交通省令・厚生労働省令で定める高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、次に掲げるものとする。

- 一 状況把握サービス
- 二 生活相談サービス
- 三 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
- 四 食事の提供に関するサービス
- 五 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
- 六 心身の健康の維持及び増進に関するサービス

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(1)－㉔ 有料老人ホームに該当するサ高住に対する標準指導指針の適用対象

**「サービス付き高齢者向け住宅」のうち「有料老人ホーム」  
に該当するものの取り扱いについて**

標準指導指針のうち、サービス付き高齢者向け住宅に適用されることとなる規定は次の通り。

※「設置者」、「立地条件」、「規模及び構造設備の特則」および「事業収支計画」の規定は、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準によることとしている。

- 職員の配置、研修及び衛生管理**  
職員の配置、職員の研修、職員の衛生管理
- 有料老人ホーム事業の運営**  
管理規程の制定、名簿の整備、帳簿の整備、個人情報の取り扱い、緊急時の対応、医療機関等との連携、運営懇談会の設置等
- サービス等**  
食事サービス、生活相談・助言等、健康管理と治療への協力、介護サービス、安否確認又は状況把握、機能訓練、レクリエーション
- 利用料等**  
設置者の費用受領の取扱い、前払い方式の基準
- 契約内容等**  
契約締結に関する手続等、契約内容、消費者契約の留意点、重要事項の説明等、体験入居、入居者募集等、苦情解決の方法、事故発生の防止の対応、事故発生時の対応
- 情報開示**  
有料老人ホームの運営に関する情報、前払金を受領する有料老人ホームに関する情報、有料老人ホーム類型の表示、介護の職員体制

(注) 国土交通省「第4回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成27年4月7日開催)による。

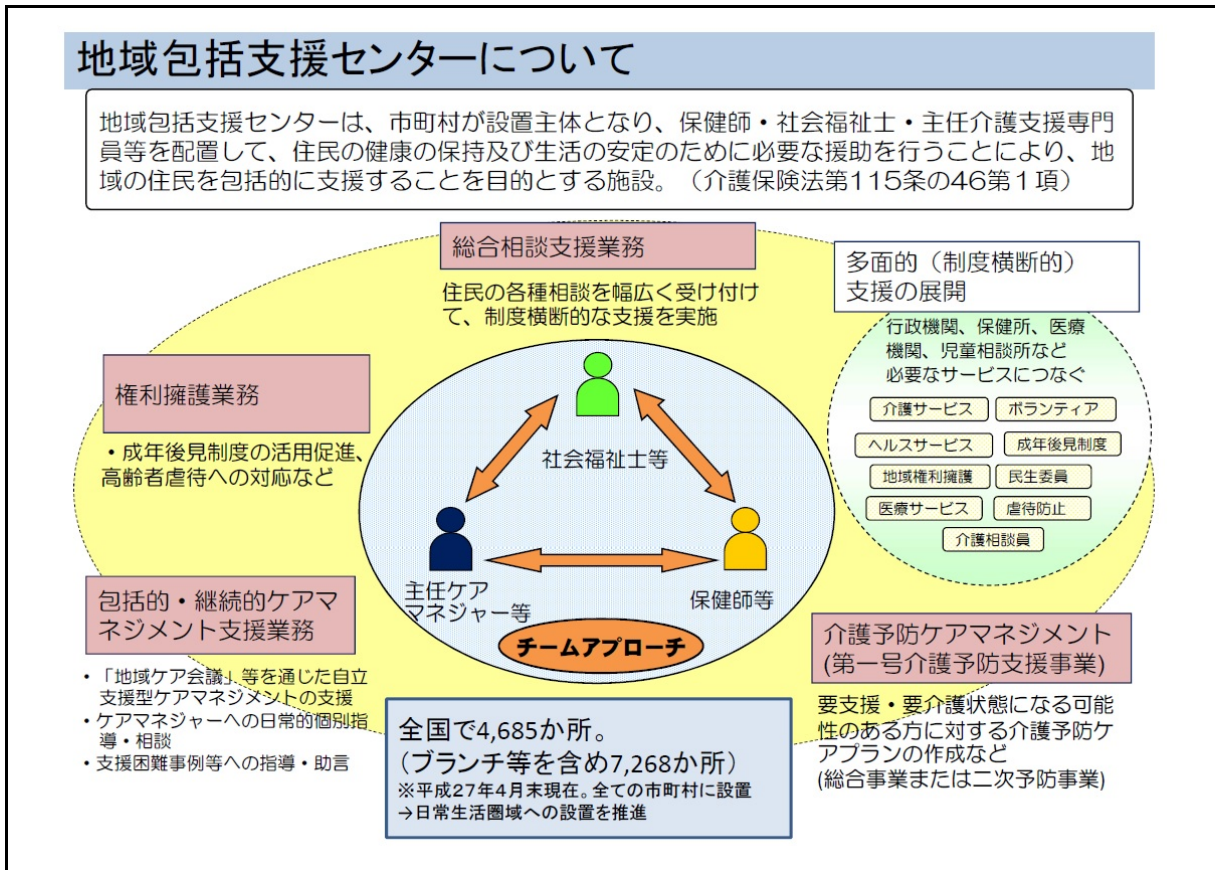
図表 1－(1)－㉕ 30 都道府県等における未届施設の把握状況

(単位：施設、機関)

厚生労働省把握	当省把握	
		うち包括センター
569 (24)	97 (16)	19 (4)

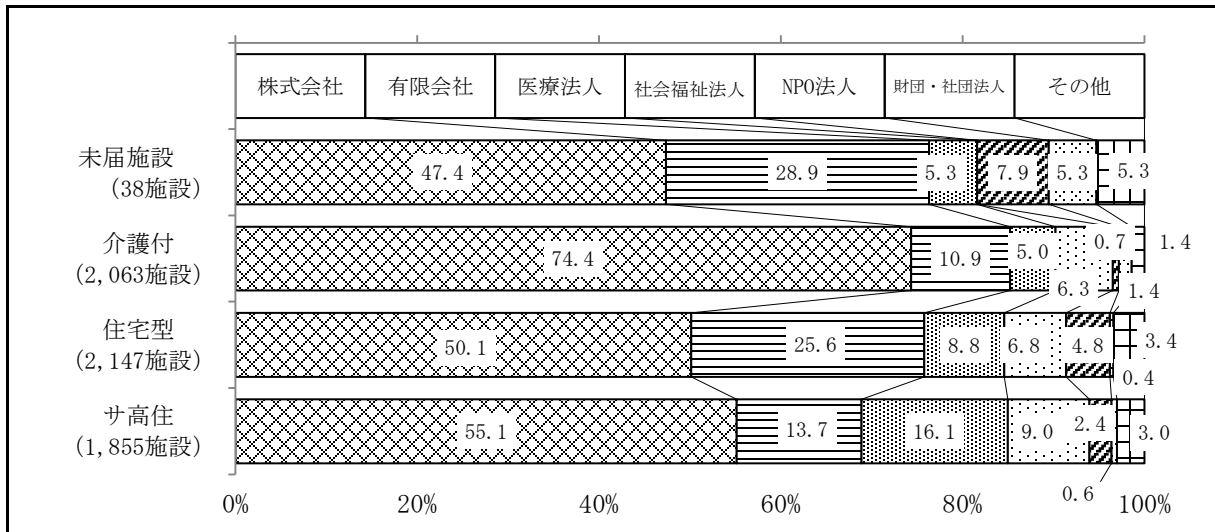
- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「厚生労働省把握」は、平成26年10月31日現在の状況である。
- 3 「当省把握」は、平成26年10月31日現在で既に開設されていたもので、都道府県等が把握していなかった未届施設を27年5月1日現在で当省が独自に把握したものを指す。また、「うち包括センター」は、「当省把握」の未届施設のうち、包括センターに対する調査により把握したものを指す。
- 4 ( )内は、未届施設が所在する都道府県等の数を指す。

図表 1- (1) -㉔ 包括センターの概要



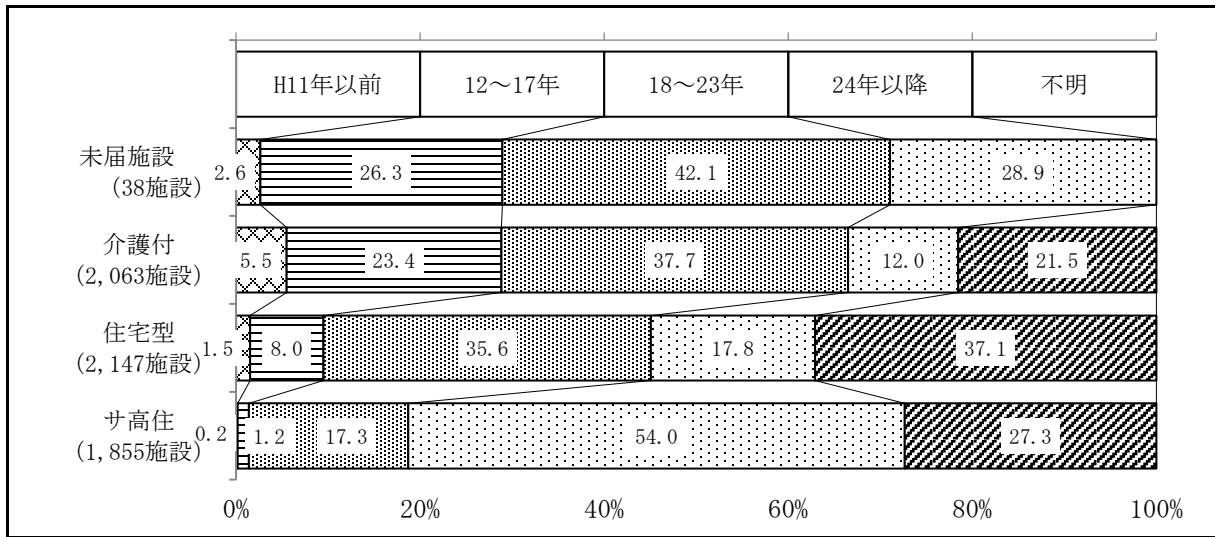
（注）厚生労働省「第58回社会保障審議会介護保険部会資料」（平成28年5月25日）による。

図表 1- (1) -㉕ 有料老人ホームの類型別の事業主体



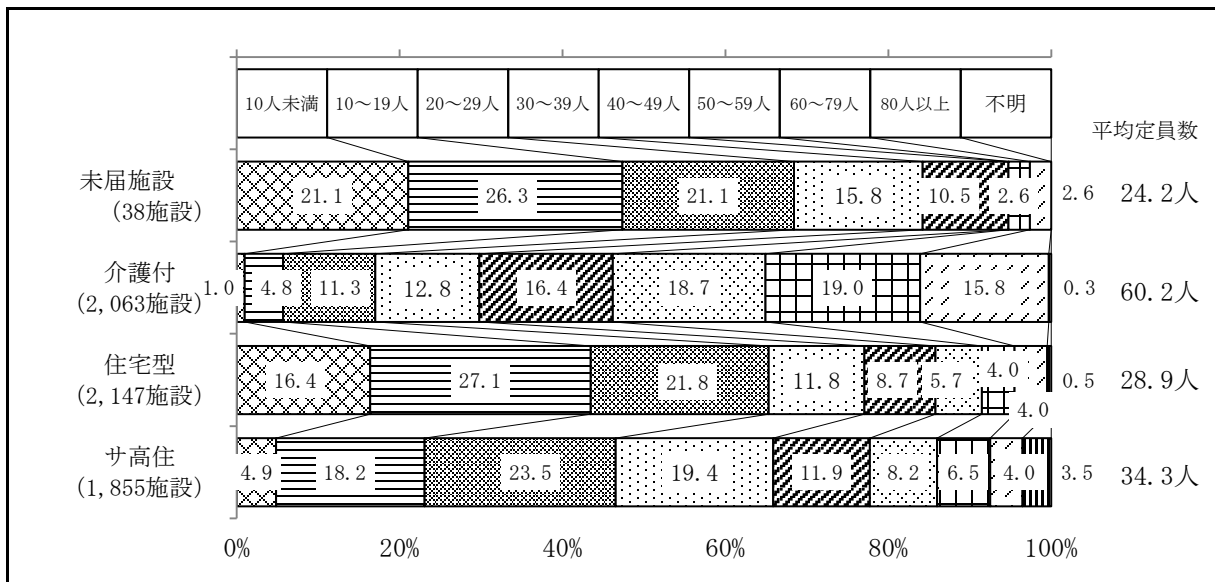
- （注）1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」（平成27年3月）による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。  
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が100にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別の設置時期



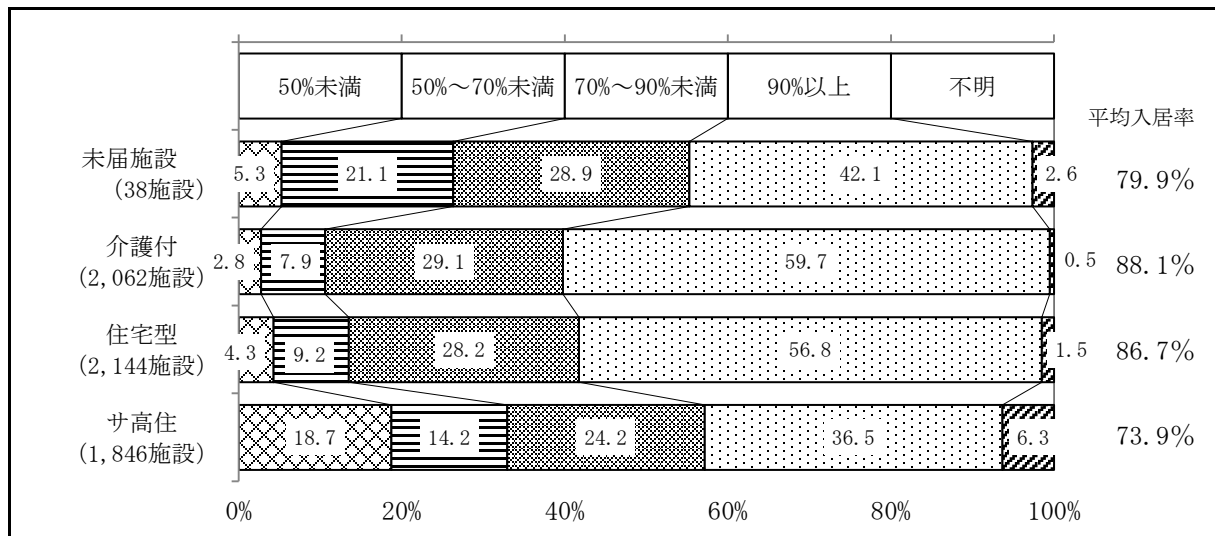
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。  
 4 「設置時期」は、介護保険法が施行された平成 12 年、老人福祉法及び介護保険法が改正された 18 年、高齢者住まい法が改正(平成 23 年 10 月)された翌年を基準に 4 区分とした。  
 5 サ高住の登録制度は平成 23 年 10 月に創設されたことから、23 年以前に設置されたものは、旧高齢者住まい法に基づく高円賃、高専賃又は高優賃の可能性はある。  
 6 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉕ 有料老人ホームの類型別の定員の状況



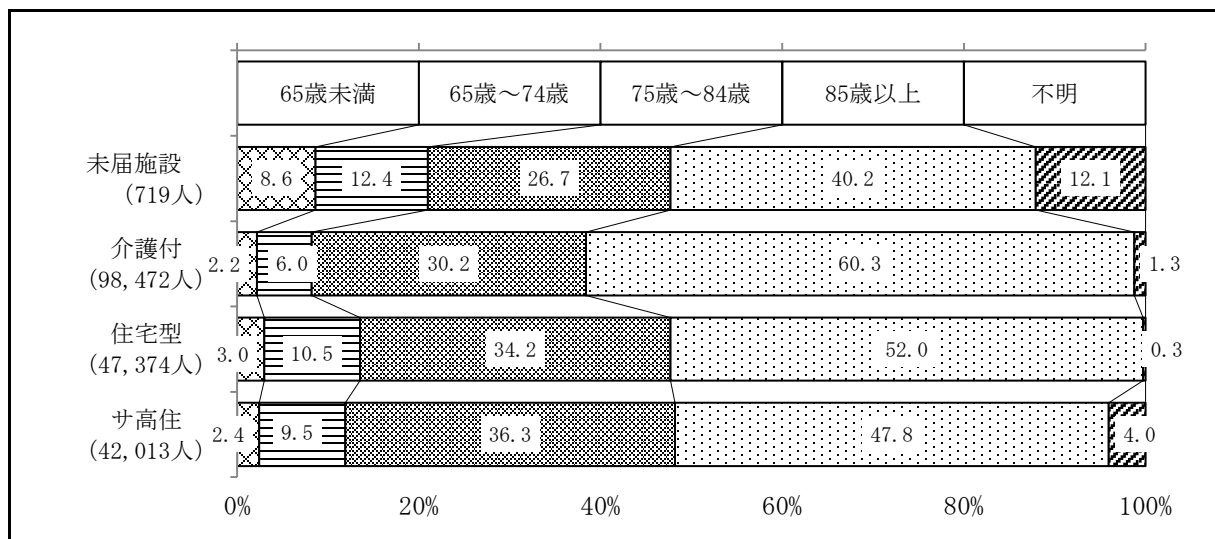
- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。  
 4 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別の入居率の状況



- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。  
 4 「入居率」は、入居者数を定員数で除することにより算出した。  
 5 四捨五入の関係により、構成比の合計が 100 にならない場合がある。

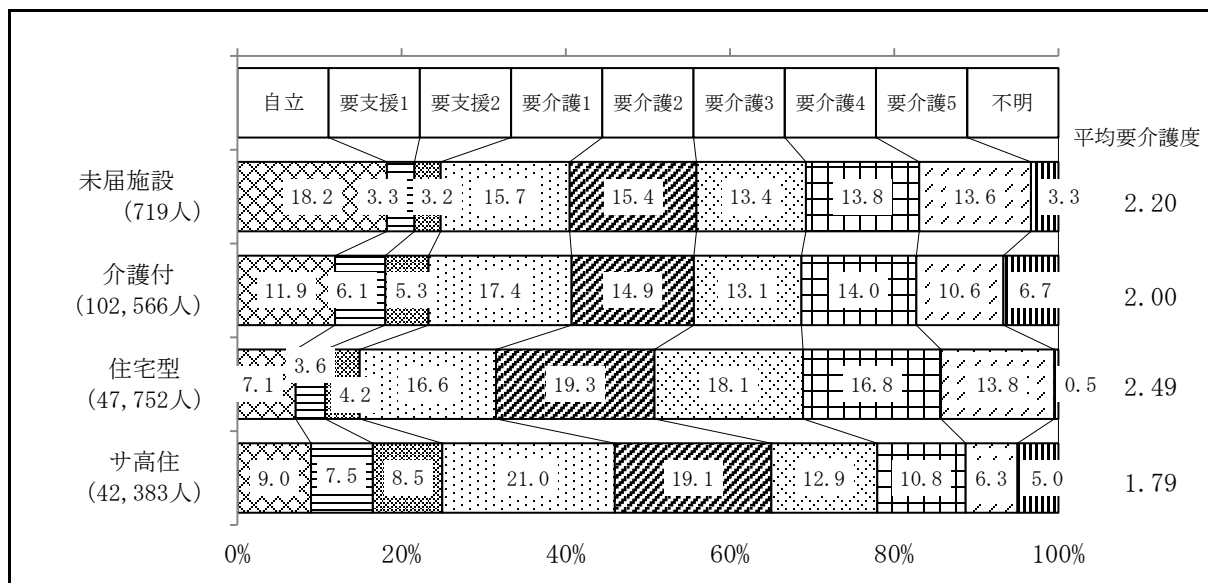
図表 1-(1)-㉕ 有料老人ホームの類型別・年齢層別の入居者数



- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。



図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの類型別・要介護度別の入居者数の状況



- (注) 1 「未届施設」については、当省の調査結果による。  
 2 「介護付」、「住宅型」及び「サ高住」については、平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)による。  
 3 サ高住については、特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを除いている。  
 4 「平均要介護度」は、厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成 27 年 3 月 2 日開催)において示された算出方法に倣い、自立は 0、要支援 1・2 は 0.375 として算出した。

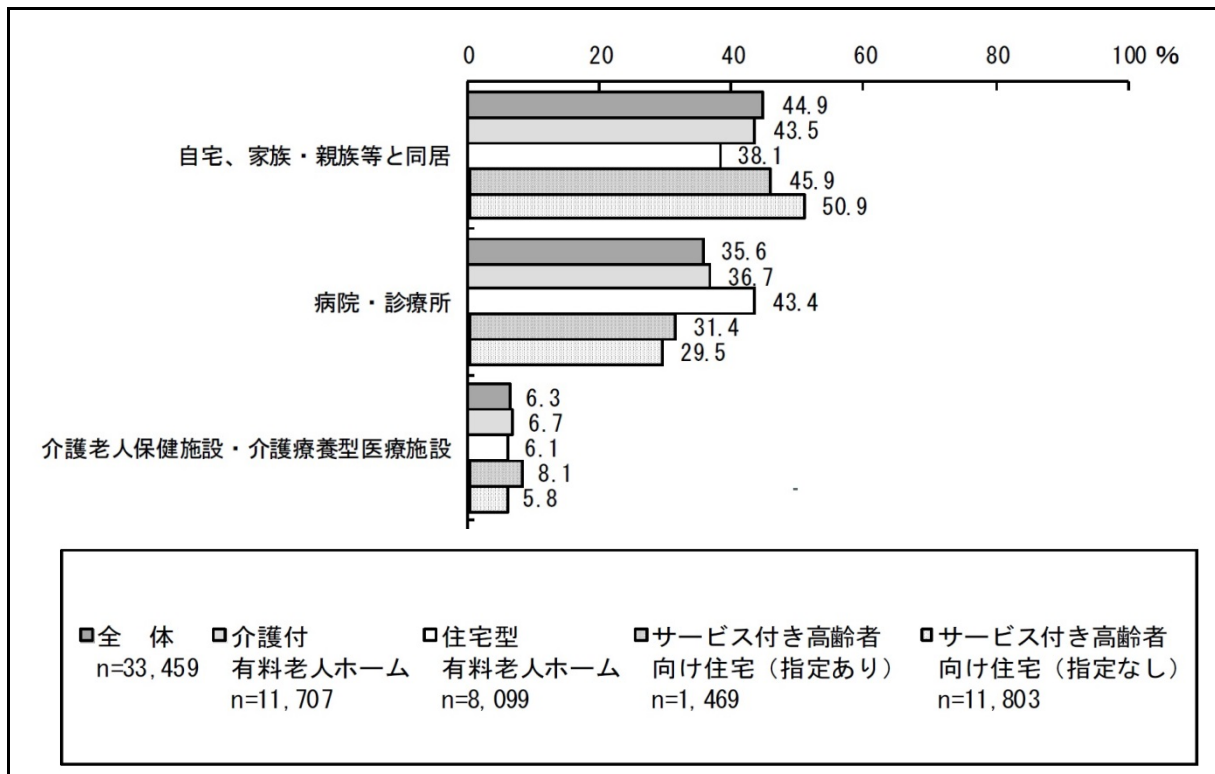
図表 1-(1)-㉕ 未届施設における入居者の主な受入方法 (複数回答)

(単位:施設、%)

区分	厚生労働省把握 (24 施設)	当省把握 (14 施設)	合計 (38 施設)
医療機関からの紹介	14( 58.3)	3( 21.4)	17( 44.7)
居宅介護支援事業所からの紹介	11( 45.8)	4( 28.6)	15( 39.5)
市区町村(福祉事務所等)からの紹介	8( 33.3)	1( 7.1)	9( 23.7)
包括センターからの紹介	3( 12.5)	5( 35.7)	8( 21.1)
併設施設の利用	6( 25.0)	2( 14.3)	8( 21.1)
口コミ	5( 20.8)	3( 21.4)	8( 21.1)
施設のホームページ	2( 8.3)	2( 14.3)	4( 10.5)
新聞広告	2( 8.3)	1( 7.1)	3( 7.9)
不動産会社の仲介	1( 4.2)	2( 14.3)	3( 7.9)
高齢者施設の紹介事業者の仲介	1( 4.2)	1( 7.1)	2( 5.3)
その他	1( 4.2)	2( 14.3)	3( 7.9)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 介護支援専門員(ケアマネジャー)は、主に居宅介護支援事業所や包括センターで勤務しているが、本表では、「介護支援専門員からの紹介」と回答があったものについては、全て「居宅介護支援事業所からの紹介」に計上している。  
 3 ( )内は、構成比を示す。

図表 1-(1)-㉞ 有料老人ホームの入居者の入居直前の居場所



(注) 平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月) から抜粋した。

図表 1-(1)-㉟ 有料老人ホームの届出を行っていない又は行っていない理由

(単位:施設、%)

区 分	かつて未届 (16 施設)	未 届			合 計 (54 施設)
		厚生労働省把握 (24 施設)	当省把握 (14 施設)	小 計 (38 施設)	
有料老人ホームの定義を承知しておらず、 有料老人ホームに該当するとは思わなかった	5(31.3)	8(33.3)	8(57.1)	16(42.1)	21(38.9)
有料老人ホームの定義を承知しているが、 有料老人ホームに該当しないと思っている (いた)	1( 6.3)	5(20.8)	2(14.3)	7(18.4)	8(14.8)
有料老人ホームに該当しないため届出の必要がない	1	5	2	7	8
届出を行っていないことによる支障がない	0	0	1	1	1
有料老人ホームに該当すると思っている (いた)	10(62.5)	11(45.8)	4(28.6)	15(39.5)	25(46.3)
指導指針に適合しない	4	5	1	6	10
届出書類の作成が負担	2	2	1	3	5
届出を行っていないことによる支障がない	2	1	1	2	4
指導指針に適合させるための改修費用を捻出できない	1	1	1	2	3
その他	4	3	1	4	8

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す(四捨五入の関係により、合計が 100 にならない場合がある。)

3 複数回答があるため、有料老人ホームの認識度を示す施設の数とその内訳の施設の数の合計は一致しない場合がある。

図表 1-(1)-㉔ 有料老人ホームの届出を行っていない月数（未届期間）

（単位：施設、月）

区 分	調査対象数	未届期間（月数）											平均
		0～6	7～12	13～18	19～24	25～30	31～36	37～42	43～48	49～54	55～60	61～	
かつて未届	16	5	2	4	0	2	0	1	1	0	0	1	14.3
未届	厚生労働省把握	24	3	6	4	0	3	1	3	0	0	1	29.0
	当省把握	14	0	0	1	0	1	0	6	0	0	6	60.4
	小 計	38	3	6	5	0	4	1	9	0	0	1	40.6
合 計	54	8	8	9	0	6	1	10	1	0	1	34.6	

（注）1 当省の調査結果による。

2 「未届期間（月数）」の算出方法は、以下のとおりである。

- ① 「かつて未届」は、都道府県等が当該施設の存在を把握した年月の翌月から届出年月までの月数。
- ② 「未届」は、上記①と同様の把握年月の翌月から平成 27 年 5 月までの月数。ただし、当該施設が旧高専賃等の場合、有料老人ホームの届出に関しては、平成 24 年 3 月 31 日まで経過措置が設けられていたことから、24 年 4 月を把握年月としている。
- ③ 上記①、②のいずれも、把握年のみ明らかな場合には、当該年の 12 月を把握年月としている。

## 図表 1-(2)-① 職員の配置及び有料老人ホーム事業の運営に関する標準指導指針の規定

○ 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）  
＜抜粋＞

### 7 職員の配置、研修及び衛生管理

#### (1) 職員の配置

一・二 (略)

三 入居者の実態に即し、夜間の介護、緊急時に対応できる数の職員を配置すること。

(2)・(3) (略)

### 8 有料老人ホーム事業の運営

(1)～(4) (略)

#### (5) 緊急時の対応

事故・災害及び急病・負傷に迅速かつ適切に対応できるよう具体的な計画を立てるとともに、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

#### (6) 医療機関等との連携

イ 入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、医療機関と協力する旨及びその協力内容を取り決めておくこと。

ロ～へ (略)

(7)・(8) (略)

(注) 下線は当省が付した。

## 図表 1-(2)-② 有料老人ホームに係る消防法令の規定

○ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）＜抜粋＞

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2～5 (略)

第 17 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の

基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

2・3 (略)

第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

### ○ 消防法施行令(昭和36年政令第37号) <抜粋>

(防火管理者を定めなければならない防火対象物等)

第1条の2 (略)

2 (略)

3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1に掲げる防火対象物(同表(16の3)項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。次条において同じ。)のうち、次に掲げるもの

イ 別表第1(6)項ロ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人員」という。)が10人以上のもの

ロ 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ、(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、収容人員が30人以上のもの

ハ 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの

二・三 (略)

4 (略)

(防火管理者の責務)

第3条の2 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

3・4 (略)

別表第1

(1) ~ (4)	(略)
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅
(6)	イ 次に掲げる防火対象物 (1) ~ (4) (略) ロ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、 <u>有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）</u> 、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) ~ (5) (略) ハ 次に掲げる防火対象物 (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、 <u>有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</u> 、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。） その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの (2) ~ (5) (略) ニ 幼稚園又は特別支援学校
(7) ~ (20)	(略)

備考（略）

○ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）〈抜粋〉

（防火管理に係る消防計画）

第3条 防火管理者は、令第3条の2第1項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第1号の2の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければなら

ない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

一 令第1条の2第3項第1号に掲げる防火対象物及び同項第2号に掲げる防火対象物（仮使用認定を受けたもの又はその部分に限る。）

イ～ト （略）

チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。

リ～ヲ （略）

二 （略）

2～9 （略）

10 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ又は(16の2)項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第3条の2第2項の消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。

11 （略）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2 （略）

3 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

一 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物 1年に1回

二 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ、(17)項及び(18)項までに掲げる防火対象物 3年に1回

4～7 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－③ 消防法等や指導指針に適合していない不適切なものの例

(単位：施設)

区 分	施設数
消防法に基づく消防用設備等の定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていないもの	10(8)
消防法施行規則に基づく年2回以上の避難訓練を実施していないもの	4(2)
指導指針に基づく避難訓練を実施していないもの	13(4)
夜間の介護や緊急時に対応できる職員を配置していないもの	7(5)
入居者の病状の急変等に備えるための医療機関との連携体制が確保されていないもの	10(6)
非常災害に関する具体的計画（消防計画等）を策定していないもの	10(6)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 調査した 49 未届施設について作成した。複数の事例に該当するものがあるため、各項目の合計は、実数（49 施設）と一致しない。

4 ( ) 内は内数で、当省把握の未届施設の数を示す。

図表 1－(2)－④ 消防用設備等点検報告制度の概要

消防用設備等点検報告制度について

消防用設備等や特殊消防用設備等が火災時にその機能を発揮することができるよう、防火対象物の関係者に対し、定期的な点検の実施と、その結果の消防署長等への報告を義務付けているもの。(昭和49年の消防法改正により創設。昭和50年4月より施行。)

**【制度の概要】** (消防法第17条の3の3)

防火対象物の関係者は、消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

**【点検の種類と期間】**

- **機器点検**  
次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、6月に1回実施する点検。  
① 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)  
又は動力消防ポンプの正常な作動  
② 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項  
③ 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項
- **総合点検**  
消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は使用することにより、総合的な機能を確認するため、消防用設備等の種類等に応じ、年に1回実施する点検。

**【点検実施者】**

次の防火対象物の消防用設備等は、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定するもの
- ③ 特定一階段等防火対象物

**【報告】**

防火対象物の関係者は、点検結果を、維持台帳に記録するとともに、以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。


- ① 特定防火対象物 1年に1回
- ② 上記以外 3年に1回

※ 特定防火対象物とは  
百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で多数の者が出入するもので、令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項、(16の3)項

(注) 総務省消防庁「第1回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会資料」(平成27年7月1日開催)による。



図表 1- (2) -⑤ 消防用設備等点検報告違反防火対象物において発生した火災の例

札幌市グループホーム火災	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生日：平成 22 年 3 月 13 日</li> <li>・被害：死者 7 名、負傷者 2 名</li> <li>・用途：消防法施行令別表第 1(6) 項ロ</li> <li>・延床面積：248 ㎡</li> <li>・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、消防計画未届</li> </ul>	

(注) 総務省消防庁「第 1 回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会資料」(平成 27 年 7 月 1 日開催)に基づき、総務省行政評価局が作成した。

図表 1- (2) -⑥ 消防法に基づく定期点検及び点検結果の消防署への報告を行っていない未届施設の例

No.	施設所在 都道府県	事例概要
1	島根県	<p>当該施設（消防法施行令別表第 1(6) 項ロの「自力避難が困難な者が主として入居する社会福祉施設等」に該当）は、平成 24 年 4 月にスプリンクラー設備を設置し、市消防本部に消防用設備等設置届出書を提出している。</p> <p>一方、消防用設備等の点検については、消防用設備等点検業者と定期点検の委託契約を締結しているが、当該契約では、点検対象設備は自動火災報知設備、消火器設備、防火・防煙設備、誘導灯設備及び火災通報装置設備となっており、スプリンクラー設備は点検対象設備に含まれていなかった。</p> <p>このため、スプリンクラー設備の設置後、消防用設備等点検業者による消防用設備等の点検において、一度も同設備の点検が行われていなかった。</p> <p>当該施設（定員 22 人）における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p> <p>このことについて、当該施設では、平成 24 年にスプリンクラー設備を設置した際に、消防用設備等点検の委託契約書に同設備の点検を盛り込むことを失念していたものであり、今後は、同契約書にスプリンクラー設備の点検事項を盛り込み、適切に点検を行うこととしたいとしている。</p>
2	福島県	<p>当該施設は、平成 25 年 9 月に委託業者が実施した消防用設備等点検の結果、自動火災報知設備が動作不良のため交換が必要との指摘を受けていたがそのまま放置し、27 年 3 月の点検でも同様の指摘を受けていたにもかかわらず、当省の調査日（平成 27 年 7 月 13 日）現在もなお改善措置を講じていなかった。また、消防署に対し消防用設備等点検報告書を提出していなかった。</p> <p>当該施設（定員 31 人）における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日現在で全入居者の約半数を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る</p>

	<p>必要がある。</p> <p>なお、当該施設は、消防法施行令別表第1(5)項口の「共同住宅」として取り扱われているため、スプリンクラー設備の設置義務はなく、同設備は未設置となっていることから、自動火災報知設備による火災の早期発見と早期避難が重要であり、早急な改善が必要であると考えられる。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

**図表 1－(2)－⑦ 都道府県等が把握していない未届施設で管理・運営が不適切となっている例**

No.	事例概要
1	<p>当該A施設は、4階建ての賃貸アパートの1階部分に間借りして設置されている。隣室には、A施設の事業主体であるNPO法人が運営するデイサービス施設が併設されている。また、当該法人は、A施設のほかB～Fの計6施設（定員合計35人）の管理・運営を行っており、入居者には食事の提供等を行っている。</p> <p>当該6施設を所管する都道府県等の指導指針では、i)居室は建築基準法（昭和25年法律第201号）第30条の規定に基づく界壁により区分された個室とすることとし、入居者1人当たりの床面積は13㎡以上とすること、ii)建物の配置及び構造は、日照、採光、換気等入居者の保健衛生について十分考慮すること、iii)職員の配置については、入居者等の数及び提供するサービス内容に応じ、管理者等を配置することとされている。</p> <p>また、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第29条第5項の規定により、入居者又は入居希望者に対し、入居契約に関する重要な事項を情報開示することが義務付けられており、標準指導指針の別紙様式「有料老人ホーム重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）を書面により交付することとされている。</p> <p>今回、当該6施設のうち3施設を実地調査（平成27年7月21日）するとともに、法人代表者から当該6施設の管理・運営状況について聴取した結果、以下のとおり、不適切となっている状況がみられた。</p> <p>① 当該6施設共に個室はなく、<u>1室当たりの入居定員は2～6人</u>となっており、入居者間の仕切りにはカーテンが用いられていた。また、<u>入居者1人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以下の約6.5㎡</u>となっていた。</p> <p>② B施設には、入居者の居住スペースに大きな曇りガラスの窓はあるものの、<u>室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗いもの</u>となっていた。</p> <p>③ C施設では、<u>居室及び入居者の食事を作っている台所に多数の黒カビが発生</u>しており、<u>カビの臭いが漂っている台所</u>で4人分の食事が準備されていた。また、<u>居室の隅に見えた黒カビの大きさは1cm×3cm程度で、指でつかめるほど盛り上がっていた</u>。</p> <p>④ A施設を訪問したところ、<u>職員は誰もおらず</u>、入居者とみられる女性の話によると、「今は誰もいない。昼頃には戻ってくると思う。」とのことであった。</p> <p>⑤ 当該6施設はシェアハウスであるとして、料金等を記載した簡単な契約書しか作成しておらず、<u>重要事項説明書は未作成</u>となっていた。</p> <p>一方、当該都道府県等は、隣接市の生活保護担当部局からの通報に基づき、平成27年2</p>

	<p>月にA施設に対して実態調査を実施しているが、未届施設の実態把握に係る能動的な取組を行っておらず（項目1(2)イ(7)参照）、同年7月末現在で他の5施設の存在を把握していなかった。</p> <p>なお、当該都道府県等は、当該6施設共に高齢者を入居させ、食事の提供等を行っていることなどから、有料老人ホームに該当する可能性が高いとしているが、平成28年3月末現在でも運営実態の把握ができていない（図表1-(4)-②参照）。</p>
2	<p>当該施設（定員24人）は平成15年6月に開設され、病院が入居している建物の2階と3階の居室に終末期等の高齢者を入居させ、食事や入浴等のサービスを提供しており、有料老人ホームに該当する疑いがある。</p> <p>今回、当該施設における管理・運営状況についてみたところ、<u>要介護3以上の要介護者は、当省の調査日（平成27年7月10日）現在で全入居者の8割以上を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず（系列の訪問介護事業所等の職員2人が当該施設の事務室を借りて待機）、不適切となっている状況がみられた。</u></p> <p>一方、当該施設を所管する都道府県等では、体制を確保できない等の理由から、未届施設の実態把握に係る能動的な取組を行っておらず（項目1(2)イ(7)参照）、平成28年3月末現在、<u>当該施設を未届施設として認識していない。当該施設は、入居者が死亡した平成24年の火災事故発生後においても、依然として位置付けが不明確（注）となっており、当該都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。</u></p> <p>（注）<u>当該施設は医療施設ではないことから、医療担当部局の指導対象ではなく、当該施設は、火災事故について消防署以外からの指導は受けていないとしている。</u></p>

（注）当省の調査結果による。

#### 図表1-(2)-⑧ 有料老人ホームの届出促進等に関する通知

<p>○ 「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け老計発第0320001号・老振発第0320001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長連名通知）＜抜粋＞</p> <p>平成18年4月の改正老人福祉法の施行により、有料老人ホームの定義が改正され、人数要件の撤廃やサービス提供要件の見直しが行われたが、これに関し、平成18年3月13日及び平成19年2月19日に開催した「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」並びに平成18年6月20日に開催した「全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議」において、累次にわたり該当施設の情報収集と届出の促進、適切な指導監督を求めてきたところである。</p> <p>（中略）</p> <p>このため、有料老人ホームの届出促進等について総合的な取り組みを進めることとし、あらためて下記のとおり関係方面と協力して取り組む事項及び留意事項をまとめたので、これらを踏まえ、的確に実施していただくようお願いする。</p> <p>なお、管内市区町村に対してこの旨を周知するとともに、都道府県と市区町村の連携体制を構築し、一体となって取り組んでいただくよう重ねてお願いする。</p>
--

## 記

### I 施設の把握と届出の促進

#### 2 未届施設に対する届出の促進

有料老人ホームに該当するものとして存在を把握しつつも届出が進んでいない施設（以下「未届施設」という。）が多数報告されているが、これらについては再度届出励行に努められたい。

具体的な事例として、①該当する未届施設の設置者を集めて制度全般や手続に関する説明会を開催する、②届出重点指導期間を設定し届出を促進する、等の取り組みを行われたい。

そして、度重なる指導、催告にも関わらず、届出を拒否するような未届施設の設置者に対しては、罰則の適用も視野に入れるなど、法律の的確な施行に努められたい。

なお、届出をしなければ有料老人ホームに当たらないのではなく、有料老人ホームの定義に該当すれば届出をしなければならないこと、また、仮に届出がなくても有料老人ホームに該当すれば、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく立入検査や改善命令の対象となることを留意されたい。

#### 3 未把握施設に対する実態把握の促進

##### (1) 出先機関の有効活用

対象施設であって未だ把握されていない施設（以下「未把握施設」という。）についてさらなる把握を推進するためには、本庁職員の取り組みだけでは限界がある。現に、出先機関が入手した情報を活用して対象施設の把握が進捗している事例も見受けられる。本庁だけでは困難な施設の実態把握については、より現場に近い出先機関を有効に活用していただきたい。

##### (2) 市区町村との情報交換ネットワークの構築

(1)と同様、対象施設の把握推進に当たっては市区町村の協力も不可欠である。既に各都道府県では市区町村に協力を呼びかける取り組みが行われているが、協力関係を緊密にするためには、都道府県と市区町村の情報交換ネットワークを確立する必要がある。例えば、市区町村においても連絡窓口の特定を依頼し、当該窓口において地域包括支援センターや福祉団体等関係団体、あるいは市民から寄せられる情報の一次的収集を行うとともに、収集された情報は情報交換ネットワークを通して都道府県の担当窓口へ遺漏なく伝達されるようにするなど、体系的な取り組みを行われたい。

##### (3) 地域包括支援センターの活用

地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるため、地域における総合的なサービスネットワークの構築、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを主な業務としており、身近なところで高齢者に関する様々な情報を収集することが可能である。このため、地域包括支援センターのスタッフが直接入手した情報や地域包括支援センターに寄せられた対象施設に関する情報が、直接又は市区町村を介して都道府県担当窓口へ確実に届くようにし、地域包括支援センターからの対象施設に関する情報を有効に活用されたい。

#### (4) 関係団体等からの情報の活用

未把握施設の実態把握については、訪問介護事業を行う事業者や民生委員など地域の情報ネットワークからの情報を活用することが有効であると考えられる。このため、今般、有料老人ホーム設置者団体のみならず、介護サービス事業者団体、福祉団体等にも情報提供を要請したところである。こうした民間からの情報を広く集められるよう、貴部局における担当窓口の連絡先を関係団体等に対して明確化しておくとともに、直接又は市区町村を介して寄せられる関係団体等からの情報を看過せず、迅速な対応を行われたい。

(以下略)

### ○ 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成28年4月22日付け老高発0422第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）〈抜粋〉

#### 1. 平成27年度フォローアップ調査（第7回）の結果について

##### (1) 未届の有料老人ホームの届出促進及び指導について

これまで累次にわたり、有料老人ホームの届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督をお願いしているところだが、今回の調査結果でも、多数の未届の有料老人ホームが確認され、届出が進んでいない実態が明らかになった。

今回の未届の有料老人ホームの緊急追加調査では、従来の調査ルートを拡げ、有料老人ホームの届出先である都道府県・指定都市・中核市だけでなく、市区町村の地域包括支援センターや生活保護部局に対して調査を行った結果、新たに多数の未届の有料老人ホーム（実態調査中のものや今後実態調査を行うものを含む）の報告があった。一方で、これは各地方公共団体における未届の把握が一層進展した結果でもある。

については、「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取り組みの徹底について」（平成19年3月20日付け厚生労働省老健局計画課長、振興課長通知）等の通知や以下の内容を踏まえ、指導監督の徹底をお願いする。

① 有料老人ホームにおいては、虐待等をはじめ入居者の処遇に関する不当な行為が行われることを未然に防止するためにも、必要に応じて地方公共団体が迅速かつ適切に関与できる前提として、届出の手続を義務づけている。このため、今回の調査で把握した未届の有料老人ホームについて、速やかに実態把握を行い、有料老人ホームに該当する場合には、早急に届出を行うよう指導するとともに、入居者の処遇等に関する適切な指導監督を徹底すること。

② 関係部局や市区町村の地域包括支援センター等に寄せられた未届の有料老人ホームに関する情報が、都道府県・指定都市・中核市の有料老人ホーム担当部局に確実に届けられるよう連携体制を構築し、関係機関一体となって取り組まれない。また、既存建築物・小規模建築物の特性に応じて届出を行いやすくするよう、平成27年3月30日以降、地方公共団体の有料老人ホーム指導指針の見直しが行われているが、引き続き指導指針の適切な運用を図り、届出促進に向けた取組みを強化すること。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-⑨ 老人福祉法に基づく届出の的確な運用を求める閣議決定等

○ 「消費者基本計画」(平成27年3月24日閣議決定) <抜粋>

第4章 5年間で取り組むべき施策の内容

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

(前略)

高齢者向け住まいについては、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第29条第1項の規定に基づく届出を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金等の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。

○ 「消費者基本計画工程表」(平成27年3月24日消費者政策会議決定) <抜粋>

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
	⑩高齢者向け住まいにおける消費者保護	<p>老人福祉法に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】</p> <p>前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】</p>					

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

①～⑨ (略)

⑩ 高齢向け住まいにおける消費者保護

高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための都道府県等の取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。【厚生労働省】

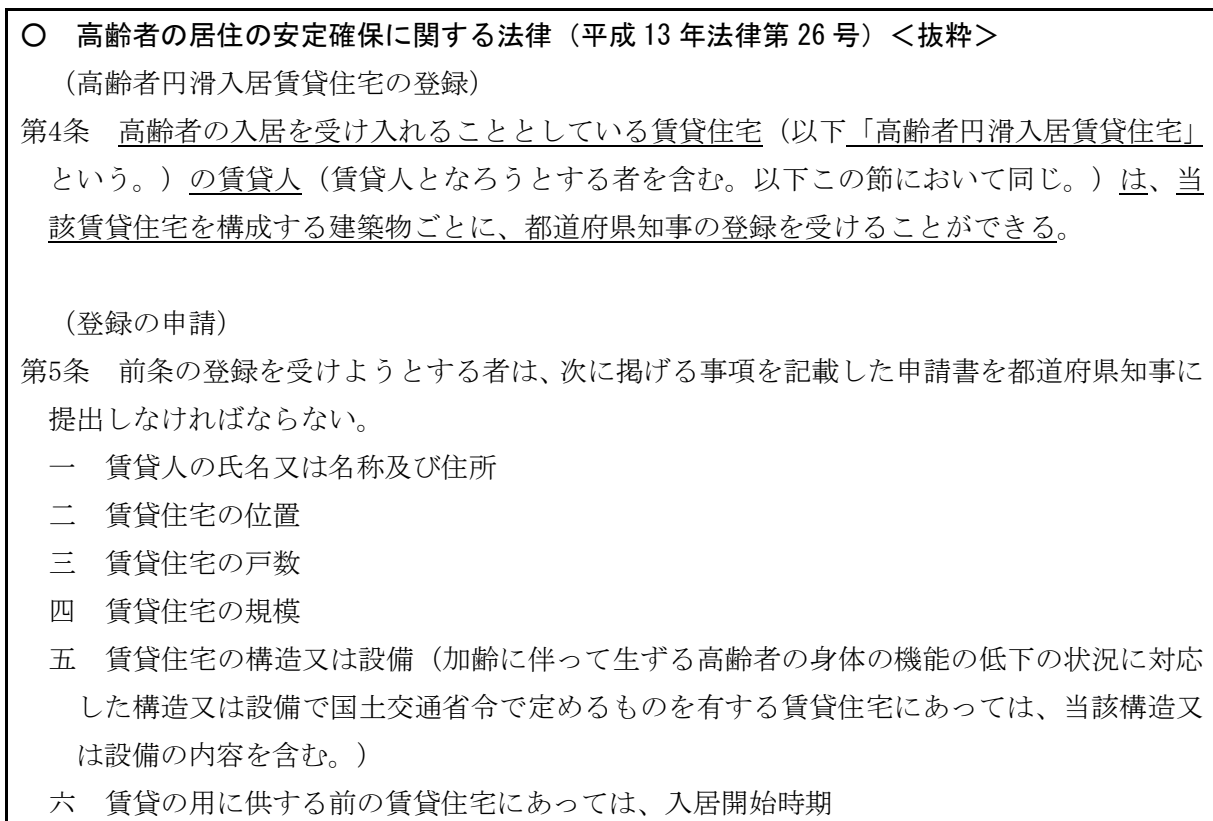
(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-⑩ 高優賃制度の概要



(注) 国土交通省「社会資本整備審議会住宅宅地分科会(第32回)資料」(平成22年11月29日開催)による。

図表 1-(2)-⑪ 高円賃及び高専賃の登録に関する旧規定



七 その他国土交通省令で定める事項

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）〈抜粋〉

（法第5条第7号の国土交通省令で定める事項）

第3条 法第5条第7号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 （略）

六 賃貸住宅の全部又は一部が、専ら自ら居住するため住宅を必要とする高齢者又は当該高齢者と同居するその配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）をその借借人とするもの（以下この号において「高齢者専用賃貸住宅」という。）である場合にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ 高齢者専用賃貸住宅の戸数

ロ 高齢者専用賃貸住宅の敷金その他入居の際に受領する費用（ホの前払家賃を除く。）の概算額

ハ 共用部分における共同して利用するための居間、食堂、台所、収納設備及び浴室の有無

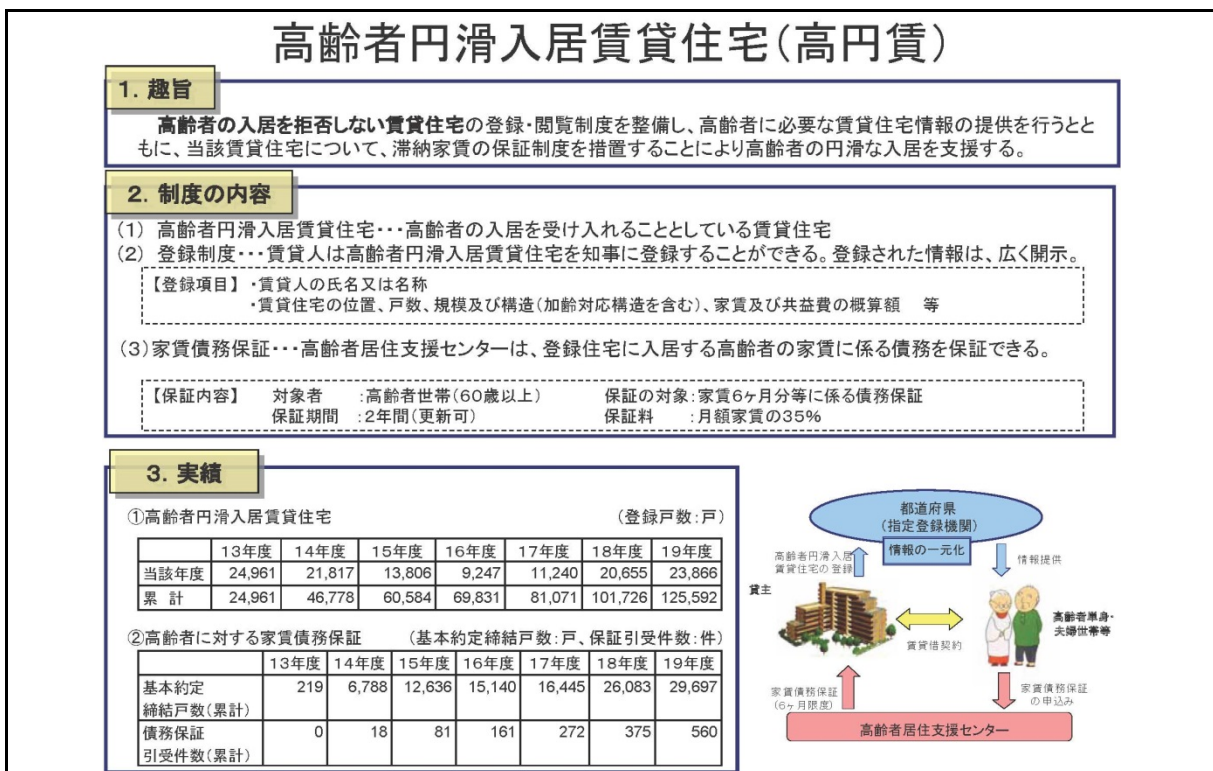
ニ 入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の提供の有無

ホ 賃貸借の期間に係る家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の概算額及び当該前払家賃について高齢者専用賃貸住宅の賃貸人が返還債務を負うこととなる場合に備えて講じる保全措置の有無

(注) 1 下線は当省が付した。

2 上記の旧規定は、平成23年10月20日に改正されている。

図表1-(2)-⑫ 高円賃制度の概要



(注) 国土交通省「社会資本整備審議会住宅地分科会（第21回）資料」（平成21年1月13日開催）による。



図表 1－(2)－⑬ 高専賃制度の概要

高年齢者専用賃貸住宅(高専賃)						
<b>1. 制度の内容</b>						
<p>専ら高齢者の単身・夫婦世帯を賃借人とする賃貸住宅について、賃貸住宅の戸数・規模や提供されるサービスに関する事項を都道府県の住宅担当部局に登録し、開示する。</p> <p>○ 高齢者専用賃貸住宅の登録基準</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として床面積25㎡/戸以上</li> <li>・各戸が原則として水洗便所、洗面設備等を備える</li> <li>・前払い金(敷金を除く)について保全措置</li> </ul> </div> <p>なお、上記の要件を満たす高齢者専用賃貸住宅は、有料老人ホームとしての規制は及ばない(老人福祉法) また、適合高齢者専用賃貸住宅の届け出をした高齢者専用賃貸住宅は、特定施設入居者生活介護の対象施設となりうる(介護保険法)</p> <p>○ 生活指導及び相談、安否確認又は緊急時対応の全部又は一部を行う                      高齢者専用賃貸住宅にあつては、医療法人でも経営可能(平成19年5月～)</p> <p>○ 登録内容は各都道府県のほか、(財)高齢者住宅財団のホームページでも公開</p>						
<b>2. 実績</b>						
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	(登録戸数:戸)
当該年度	2,331	7,655	8,808	10,972	13,112	
累計	2,331	9,986	18,794	29,766	42,878	

(注) 1 国土交通省「社会資本整備審議会住宅地分科会(第32回)資料」(平成22年11月29日開催)による。

2 高専賃の登録戸数は、平成23年3月末現在で51,059戸(国土交通省調べ)。

図表 1－(2)－⑭ 有料老人ホームの規制が適用されない高専賃に関する旧規定

<p>○ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)〈抜粋〉</p> <p>(届出等)</p> <p>第29条 有料老人ホーム(老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「介護等」という。)の供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その施設を設置しようとする地の都道府県知事に、次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一～七 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>○ 老人福祉法施行規則(昭和38年厚生省令第28号)〈抜粋〉</p> <p>(法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第20条の4 法第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める施設は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の規定により、登録されている賃貸住宅のうち、厚生労働大臣が定める基準に適合するものとする。</p>
---

○ 介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準（厚生労働省告示第264号）

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号及び老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）第20条の4の規定に基づき、介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成18年4月1日から適用する。

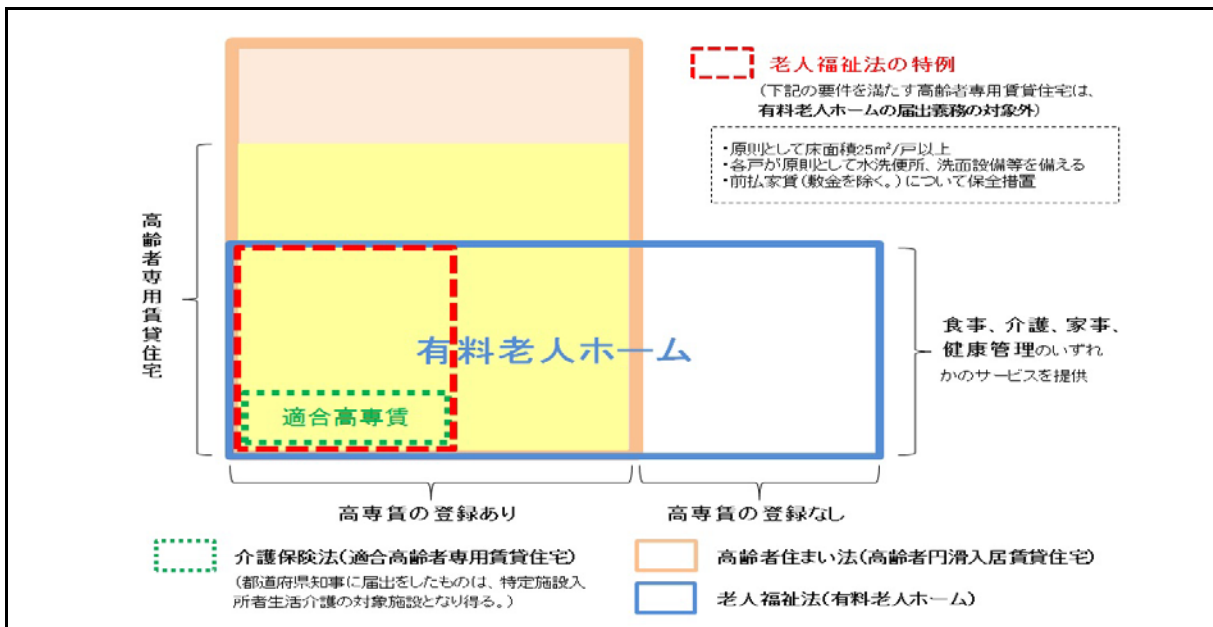
介護保険法施行規則第15条第3号及び老人福祉法施行規則第20条の4の厚生労働大臣が定める基準

- 一 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅であること。
- 二 各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）25平方メートル（居間、食堂、台所その他の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、18平方メートル）以上であること。
- 三 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとするができる。
- 四 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第58条第7号の必要な保全措置が講じられているものであること。
- 五 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること。

(注) 1 下線は当省が付した。

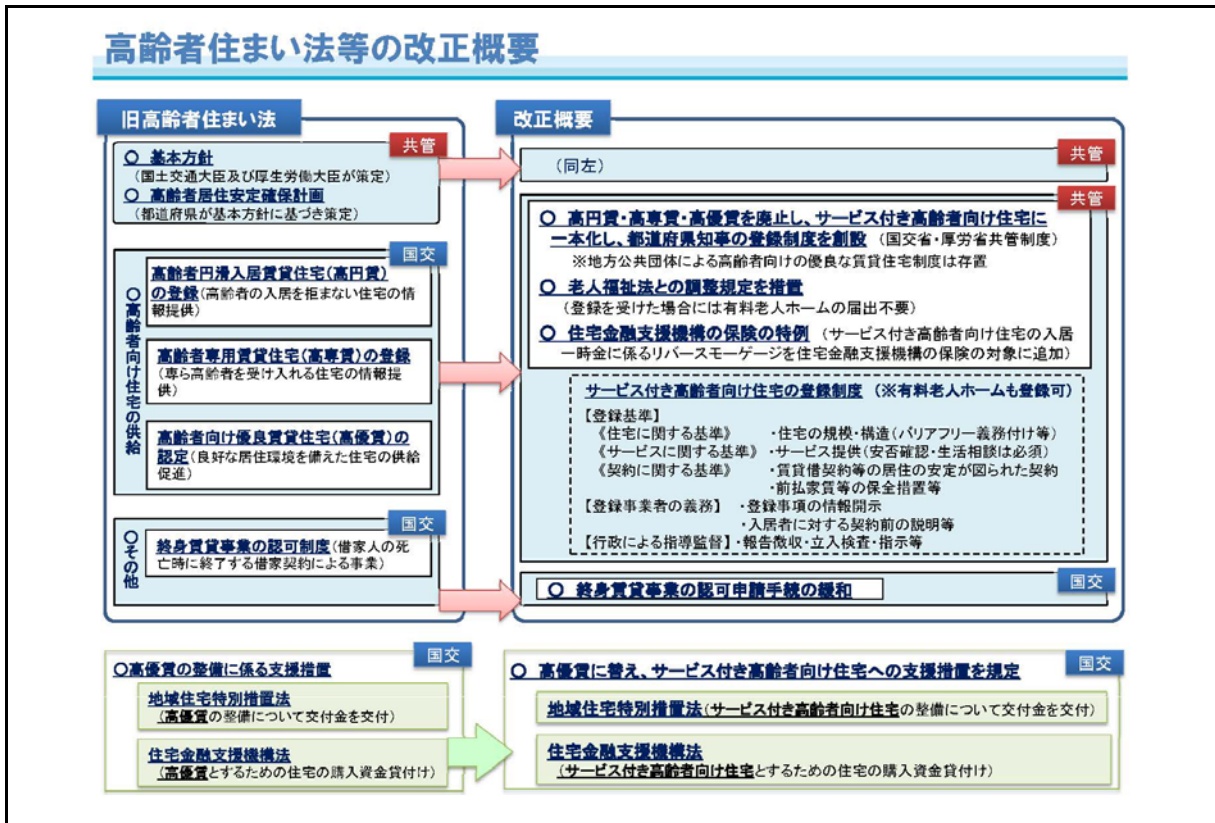
2 上記の旧規定は、平成23年10月20日に改正されている。

図表1-(2)-⑮ 有料老人ホームと高専賃との関係図



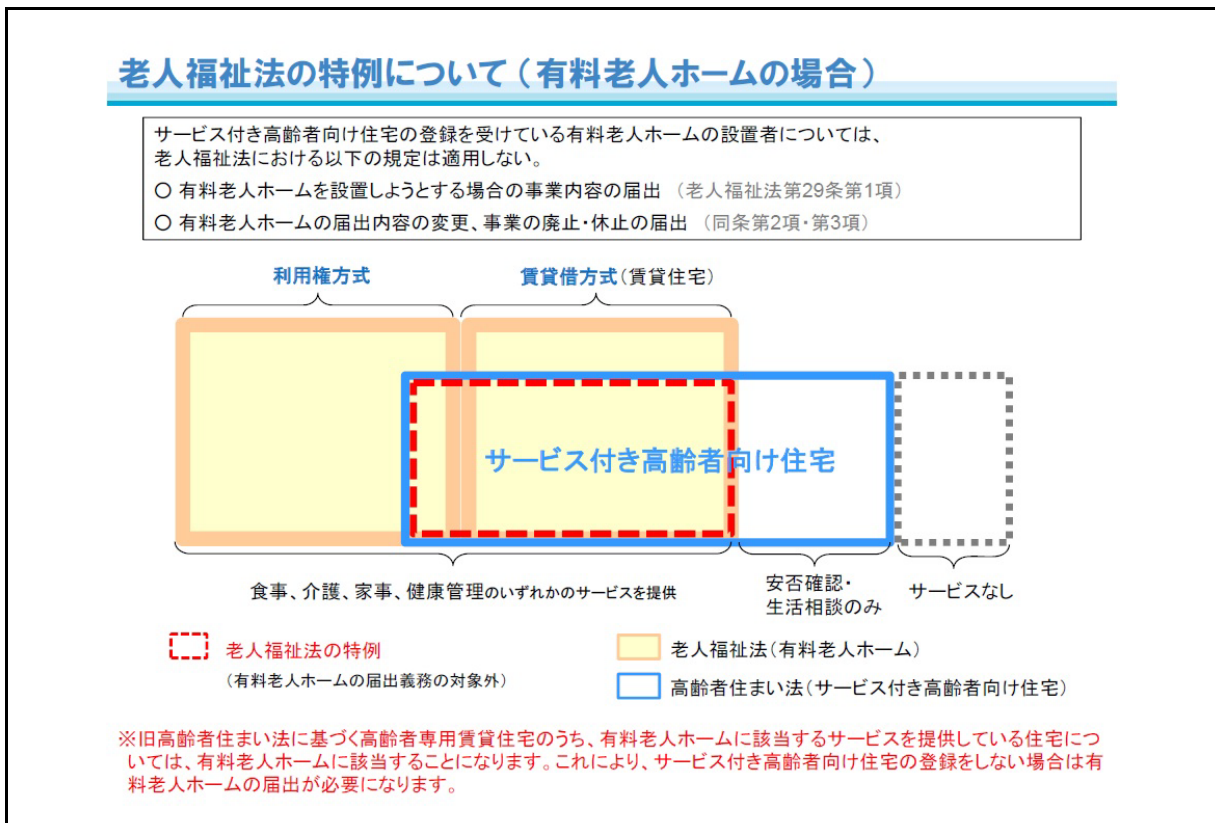
(注) 老人福祉法、旧高齢者住まい法等の規定に基づき、当省が作成した。

図表1-(2)-⑩ 高齢者住まい法の改正概要



(注) 国土交通省の資料による。

図表1-(2)-⑪ 有料老人ホームとサ高住との関係図



(注) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのホームページによる。

## 図表 1-(2)-⑩ 有料老人ホームの実態把握に関する通知

○ 「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平成 26 年 10 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）〈抜粋〉

2. 有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 6 回）の実施について

(1) 未届の有料老人ホームの届出促進、指導状況の調査について

① 別紙 3-1 について

- ・ 「有料老人ホーム」には、現在実態把握中のものを含みます。また、「有料老人ホーム非該当等」は、入居者がなく運営の実態そのものがなくなったものや、食事等のサービスを提供していなかったものなど、有料老人ホームに該当しなくなったものをいいます。
- ・ 消防部局及び建築部局と十分に連携を図り、情報を共有し確認を徹底した上で報告していただくようお願いします。

② (略)

③ 別紙 3-3 について

- ・ 「未届の有料老人ホームの一覧表」には、現在実態把握中のものが含まれますが、入居者数に占める高齢者数の割合等に関わらず、幅広く把握されますようお願いします。このうち未届の有料老人ホームについて、設置されている郡市区名、施設名、設置者、定員、入居者（うち 65 歳以上の数）、開設年月日、サービスの内容（①食事の提供、②入浴、排せつ又は食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理）について情報提供をお願いします。また実態把握中のもので有料老人ホームの該当の有無の判断に当たり疑義があるものについては、「備考」にその内容について記入をお願いします。

④・⑤ (略)

(2) (略)

(3) 有料老人ホームの指導の徹底について

今回の調査の過程で未届の有料老人ホームや、前払金の保全措置の義務を履行していない違法な有料老人ホームを把握した場合、指導の徹底をお願いします。

具体的には、昨年 5 月 31 日付けの課長通知のとおり、①未届の有料老人ホームに対して、関係機関と連携して、今まで以上に届出促進のための取組を徹底することや、②前払金の保全措置の義務が履行されていない違法な有料老人ホームに対して、老人福祉法第 29 条第 9 項に基づく検査、同条第 11 項に基づく改善命令等、速やかに改善に向けた取り組みの実施をお願いいたします。

なお、検査の拒否や改善命令に対する違反等を行った事業者に対しては、同法第 39 条又は第 40 条に基づく罰則を適用することも見据え、是正の徹底をお願いします。

○ 「有料老人ホームを対象とした指導状況等のフォローアップ調査（第 7 回）における「未届の有料老人ホーム」の追加調査の緊急実施について」（平成 28 年 2 月 19 日付け老高発 0219 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）〈抜粋〉

有料老人ホームの適正な制度運用に向けて、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上

げます。

例年実施している有料老人ホームに関する定期的な調査について、今年度は、昨年7月30日付け事務連絡に基づき実施しているところです。

このうち未届の有料老人ホームについては、これまで累次にわたり適確な実態把握をお願いし、その結果、実態把握の進展が見られているところではありますが、昨今、未届の有料老人ホームに関する報道等により社会的要請が一層高まっている現状を踏まえ、未届の有料老人ホームの実態把握を更に徹底する必要があるため、下記のとおり、追加調査を緊急に実施させていただきます。

これまでの調査においても、未届の有料老人ホームの把握に際して関係機関及び関係部局との連携をお願いしているところですが、今回の追加調査においては、あらためて市区町村との連携を強化していただき、市区町村の地域包括支援センター担当部局（市区町村に設置された地域包括支援センターを含む）や生活保護部局において把握している未届の有料老人ホームに関する情報の確認を徹底した上で、報告していただきますよう、よろしく願いいたします。（以下略）

（注）下線は当省が付した。

図表1－(2)－⑱ 30都道府県等における未届施設の実態把握に係る取組状況

（単位：機関、施設）

区 分	都道府県等数	（参考）未届施設の数		
		厚生労働省把握	当省把握	うち包括センター
未届施設の実態把握に係る能動的な取組あり	15	510 (13)	57 (9)	3 (1)
未届施設の実態把握に係る能動的な取組なし	15	59 (11)	40 (7)	16 (3)
合 計	30	569 (24)	97 (16)	19 (4)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「厚生労働省把握」は、平成26年10月31日現在の状況である。

3 「当省把握」は、平成26年10月31日現在で既に開設されていたもので、都道府県等が把握していなかった未届施設を27年5月1日現在で当省が独自に把握したものを指す。また、「うち包括センター」は、「当省把握」の未届施設のうち、包括センターに対する調査により把握したものを指す。

4 （ ）内は、未届施設が所在する都道府県等数であり、それぞれ「都道府県等数」の内数である。

5 調査した都道府県等が未届施設を把握している場合であっても、関係部局や市区町村から、通常業務の一環として未届施設に係る情報提供を受けているとしているものについては、「未届施設の実態把握に係る能動的な取組なし」として区分している。

図表 1-(2)-㊸ 30 都道府県等における未届施設の実態把握に係る能動的な取組の状況

(単位：機関、施設)

都道府県等	能動的な取組	能動的な取組の具体的な内容									(参考) フォローアップ 調査結果 (H26.10)
		出先機関 の活用	建築担当 部局との 連携	住宅担当 部局との 連携	消防担当 部局との 連携	生活保護 担当部局 との連携	市区町村 との連携	包括センタ ーの活用	関係団体 等の情報 の活用	その他	
北海道	○						○				157
札幌市	○								○	○	169
宮城県	○									○	16
仙台市	—										0
福島県	○						○	○			5
郡山市	—										1
群馬県	—										10
前橋市	—										5
埼玉県	○	○					○				4
さいたま市	—										1
千葉県	—										16
千葉市	—										16
東京都	○						○	○			24
神奈川県	○						○				16
富山県	○						○	○			3
富山市	—										2
山梨県	—										4
愛知県	○						○				24
名古屋市	○				○						35
大阪府	○				○	○	○				25
大阪市	○				○	○					0
島根県	○						○				0
松江市	—										1
広島県	—										0
広島市	—										0
香川県	—										1
高松市	—										0
福岡県	○						○	○			25
福岡市	○					○					7
佐賀県	—										2
実施数	15	1	0	0	3	3	10	4	1	2	569

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 7 月末現在の状況である。

3 「能動的な取組」欄については、未届施設の実態把握に当たり、19 年 3 月通知等を踏まえ、関係部局や市区町村に文書で協力を呼び掛けるなどの取組を行っているものを「○」とした。一方、調査した都道府県等が未届施設を把握している場合であっても、関係部局や市区町村から、通常業務の一環として未届施設に係る情報提供を受けているとしているものは「—」と整理した。

4 「包括センターの活用」は、市区町村に未届施設の情報提供を文書で依頼するに当たり、「包括センターの活用」について手段を明示しているものを指す。

5 「その他」は、有料老人ホームに該当する可能性のある施設に対する調査票による実態把握を指す。

6 「出先機関の活用」欄を「○」とした埼玉県では、未届施設の実態把握に当たり、出先機関の福祉保健総合センターに対し、情報提供を依頼している。

### 図表 1-(2)-㉑ 未届施設の実態把握のための能動的な取組を行っていない主な理由

- ・ 建築担当部局や消防担当部局の通常の事務手続の中で、有料老人ホームに係る疑義があれば照会があるので、それを端緒に未届施設を把握している。関係部局に対する協力要請や連携体制の構築などによる積極的な情報収集は行っていない。
- ・ 未届有料老人ホームの実態把握については、社会福祉法人、保育所、特別養護老人ホーム等の指導監督の業務に追われていることから、積極的な情報収集は行っておらず、専ら市区町村の生活保護担当部局や介護保険担当部局等からの情報提供によっている。
- ・ 有料老人ホームの指導監督に係る担当者は1人であり、他業務と兼務している。体制上の問題から、未届施設の実態把握に手が回っていない。
- ・ 未届施設に該当する可能性のある施設に対し、有料老人ホームに該当するか否かの調査を行った結果、有料老人ホームに該当しなかった場合、事業者からの反発の対応に苦慮することが想定される。また、体制上の問題からも、未届施設に該当する可能性のある施設を把握する人員が確保できない。
- ・ 有料老人ホームを担当する職員は、主査1人と班員1人の計2人であるが、各担当者は有料老人ホームに係る業務以外にも老人福祉施設の設置及び認可並びに指導監督、社会福祉法人の設立認可及び指導監督業務などを行っている。老人福祉施設や社会福祉法人の運営には補助金が投入されることから、これらの業務の重要度が相対的に高くなる一方、有料老人ホームの実態把握に係る取組の優先度が低くなっている。
- ・ 未届施設は多数あると推測され、届出促進の指導の重要性も感じているが、有料老人ホームに該当するか否かの判断基準や有料老人ホームであると判断するための調査事項を定めておらず、関係機関に対し、未届の可能性のある施設の情報提供等の協力を要請するといった取組を実施できる体制（指導担当者は1人）にない。
- ・ 未届施設自体がさほど多くないことから、未届施設の実態把握について、関係部局や関係機関に協力依頼文書を発出する、連携体制を構築するなどの積極的な取組は行っておらず、そのような対応を行う必要性も現時点では感じていない。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 1-(2)-㉒ 包括センター等を活用して未届施設の把握が進捗した都道府県等の例

福岡県は、平成24年度及び25年度においては、体制がぜい弱（担当者1人で他業務と兼務）であったため、未届施設の実態把握のための関係機関と連携した能動的な取組を行っておらず、入居者や関係機関等から同県に寄せられる通報等によって未届施設の存在を把握していた。

しかし、同県は、未届施設の問題が報道で度々取り上げられる中、近年の未届施設の把握件数が少な過ぎたことに疑問を持ち、入居者保護の観点から、実態把握を更に徹底する必要があると判断して、平成26年度から、市町村（高齢者福祉・介護保険担当課）に対して、包括支援センター、福祉事務所、消防署等関係機関が把握している情報についても可能な限り照会した上で、有料老人ホームの疑いのある施設について報告を行うよう依頼した。

その結果、平成24年度及び25年度に把握した未届施設の数、それぞれ5施設、6施設であったものが、26年度には25年度の4倍以上の25施設（各年10月31日時点）と大きく増加したことから、当該取組は、未届施設の実態把握に当たって効果を上げていると考えられる。

なお、平成 26 年度全体では、21 市町（福岡県は、指定都市及び中核市を除くと県全体で 57 市町村）から計 39 施設の報告を受けた。

（注）当省の調査結果による。

**図表 1－(2)－㉓ 包括センターにおける未届施設の把握状況**

（単位：センター、機関、％）

区 分	包括センター数	割 合
有料老人ホームの疑いのある施設を把握したことがある	26 (14)	49.1
有料老人ホームの疑いのある施設を把握したことがない	27 (11)	50.9
合 計	53 (25)	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 調査した 30 都道府県等のうち 25 都道府県等の管内に所在する 53 包括センターについて作成した。

3 ( ) 内は、包括センターが所在する都道府県等数である。

4 「割合」は、53 包括センターに占める当該回答数の割合をいう。

**図表 1－(2)－㉔ 都道府県等における未届施設の実態把握への包括センターの活用状況**

（単位：機関、％）

区 分	都道府県等数	割 合
包括センターを活用している	2 ( 4)	14.3
包括センターを活用していない	12 (22)	85.7
合 計	14 (26)	100

（注）1 当省の調査結果による。

2 未届施設を把握していた包括センターが所在する 14 都道府県等について作成した。

3 ( ) 内は、当該都道府県等の管内に所在する包括センターの数である。

**図表 1－(2)－㉕ 未届施設の実態把握に関する包括センターの主な意見**

- ・ 未届施設の情報提供などは、手間が掛かることではなく、包括センターの業務である虐待防止や適切な施設の紹介にも関係するため、制度化しても良いのではないかと積極的に協力したい。
- ・ 包括センターやケアマネジャーが持っている情報は、非常に重要である。未届施設の実態把握に当たって、有料老人ホームの担当部局から連携の要請があれば、あらゆる情報交換の場を活用し、最大限の協力をしたい。
- ・ 市内の包括センター間で未届の疑いのある施設の情報を共有しているが、市区町村や包括センターでは、有料老人ホームに該当するか否かを特定することが困難であるため、都道府県等による未届施設の実態把握や指導が必要である。

（注）当省の調査結果による。



図表 1-(2)-㉔ 旧高齢者住まい法に基づく高齢者賃貸住宅に該当する施設数

(単位：施設、%)

区 分	調査対象数	うち高齢者賃貸住宅				割 合
		高円賃	高専賃	高優賃	合 計	
かつて未届	16	0	2	0	2	12.5
未届	厚生労働省把握	0	1	1	2	8.3
	当省把握	2	5	1	8	57.1
	小 計	38	2	6	2	10
合 計	54	2	8	2	12	22.2

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記のほか、当省が把握した 97 未届施設のうち、調査対象とした 14 施設を除く 83 施設の中にも、「高優賃」に該当していたものが少なくとも 4 施設みられた。

3 「割合」は、調査対象数に占める高齢者賃貸住宅の合計の割合をいう。

図表 1-(2)-㉕ 高齢者住まい法改正時の事業者に対する指導が不十分となっていた例

当該施設は平成 19 年に開設し、高専賃として登録した施設である。当該施設は、平成 23 年 10 月に高専賃制度が廃止された際、高専賃を運営している同業者の中には、他の形態の施設への移行等について埼玉県から連絡があり、サ高住等に移行した事業者もあったと聞いているが、当該施設には特に連絡がなかったとしている。

このため、当該施設は、当省の調査日（平成 27 年 6 月 22 日）現在も高専賃として認められており、有料老人ホームの届出を行う必要があるとは考えていないとしている。

当該施設を所管する埼玉県は、高専賃制度の廃止時における高専賃の登録を行っていた事業者への対応状況等について、以下のとおり説明している。

- ① 高専賃制度の廃止についてはホームページによる広報を行ったほか、説明会を 1 回開催している。
- ② しかし、高専賃制度の廃止後、登録を行っていた事業者について有料老人ホームの届出やサ高住の登録を行ったか否か等の追跡調査を行っていないため、現在の運営状況を把握しておらず、未届の有料老人ホームとなっている可能性も否定できない。
- ③ 高専賃の登録を行っていた事業者が、現在、未届で有料老人ホームを運営している状況が多くみられるのであれば、旧高専賃に対する調査を行うことも必要と考える。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－㉔ 高齢者住まい法改正時に事業者に対する指導が行われている例

<事例①>

平成 23 年 10 月 13 日

各適合高齢者専用賃貸住宅設置者 様  
各適合高齢者専用賃貸住宅設置予定者 様

広島県健康福祉局高齢者支援課長

高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度の廃止及び「サービス付き高齢者向け住宅」登録制度の開始について（通知）

県高齢者福祉行政の推進については、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、この度「高齢者の居住の安定確保に関する法律」が改正され、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録制度が廃止されることとなり、新たに「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が、平成 23 年 10 月 20 日（木）から始まります。

これにより、「適合高齢者専用賃貸住宅」は廃止となるため、新制度の「サービス付き高齢者向け住宅」として登録、または「有料老人ホーム」の届出のどちらかの手続きをする必要があります。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準等については、各戸床面積や設備に関する基準に加え、バリアフリー基準やサービス提供に関する基準を満たし、契約や金銭の受領に関しても法令で定められた内容を遵守することとなっています。

「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を行う場合は、平成 23 年 10 月 20 日（木）から次の窓口で開始されますので、手続きをしてください。

なお、登録基準等が満たせない等の理由で「サービス付き高齢者向け住宅」の登録をされない場合は、「有料老人ホーム」の届出書を、平成 24 年 3 月 31 日までに提出してください。

（以下略）

<事例②>

平成 24 年 9 月 10 日

関係旧適合高齢者専用賃貸住宅設置者 様

広島県健康福祉局高齢者支援課長

適合高齢者専用賃貸住宅の廃止に伴う変更手続について（通知）

県高齢者福祉行政の推進については、日ごろから御協力をいただきお礼申し上げます。

平成 23 年 10 月 13 日及び平成 24 年 2 月 3 日付けで通知したとおり、「高齢者の居住の安

定確保に関する法律」が改正され、平成 23 年 10 月 20 日から新たに「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が始まりました。

これにより、「適合高齢者専用賃貸住宅」は廃止となり、平成 24 年 4 月 1 日以降も引き続き事業を実施する場合は、「サービス付き高齢者住宅」として登録するか、又は「有料老人ホーム」の届出のどちらかの手続をする必要があります。

ついては、どちらの手続についても、平成 24 年 3 月 31 日までに完了しておく必要があるところ、貴住宅においては、まだ手続が行われておりませんので、早急に手続を行ってください。

(以下略)

(注) 当省の調査結果による。

**図表 1-(2)-㉔ 住宅担当部局との連携が不十分となっている例**

No.	都道府県等	事例概要
1	山梨県	<p>当該未届施設は、当初、高専賃として事業を行っていたが、高専賃は建築住宅課が所管しており、有料老人ホームを所管する長寿社会課では、当該施設に関する情報を持っていなかった。</p> <p>当該施設は、「適合高専賃」（高専賃のうち介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」が利用できる施設）であったが、平成 23 年 10 月に高専賃制度が廃止された際にハード面で基準を満たしていなかったため、サ高住の登録ができなかった。</p> <p>平成 26 年 7 月に事業者から、有料老人ホームに該当するため、届出を行いたい旨の相談が長寿社会課にあり、同課は、初めて当該施設について認識することとなった。</p>
2	富山市	<p>有料老人ホームを所管する長寿福祉課では、市内に旧高優賃が 4 施設存在することを把握していた。当該 4 施設においては、食事が提供されていることがホームページ等により確認できるが、同課は、これらの 4 施設が有料老人ホームに該当するか否かの判断を行っていなかった。</p> <p>一方、旧高優賃を所管する都市再生整備課は、平成 26 年 12 月頃、当該 4 施設のうち 1 施設に対して、有料老人ホームの届出又はサ高住の登録を行うよう口頭で指導を行っていたが、長寿福祉課には、この指導の事実について情報提供がされていなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－㊸ 無料低額宿泊所に対する指導監督に関する通知

- 「生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設及び社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設に関する留意事項について」(平成 21 年 10 月 20 日付け社援保発 1020 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) <抜粋>

今般、生活保護受給者が居住する社会福祉各法に法的位置付けのない施設(以下、「未届施設」という。)については、平成 21 年 1 月 1 日時点での実態を報告いただき、社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生活困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設(以下、「無料低額宿泊所」という。)については、平成 21 年 6 月 30 日時点の実態を報告いただき、別添のとおりとりまとめたところである。

また、近年、このような施設においては、防火安全体制の不備等について一部不適切な事案が見受けられたところである。

これらの状況を踏まえ、特に下記の事項について留意の上、管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

(略)

#### 記

- 1 訪問調査の徹底及び劣悪な居住環境にある場合などの転居支援について

保護の実施機関においては、未届施設や無料低額宿泊所に居住する被保護者に対しても少なくとも年に 2 回以上の訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について随時確認すること。

その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すこと。

また、居宅生活ができること認められた場合は、公営住宅等への転居の支援に努めること。

- 2 防火安全体制の確認の協力について

(略)

- 3 未届施設に関する関係部局との連携について

日頃より、生活保護の担当部局と施設の担当部局は、必要な情報を随時交換するなど連携の強化に努め、例えば有料老人ホームに類似した施設であることが確認された場合は、施設の担当部局へ情報提供をすること。

なお、届出に関する事務は、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)が行うこととなるため、都道府県等の生活保護の担当部局が生活保護受給者が利用する施設に関する情報を一括して管理した上で、都道府県等の施設の担当部局と連携を図ること。

(以下略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1-(2)-㉑ 無料低額宿泊所の定義及び都道府県等による指導監督に関する規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抜粋〉

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～七 （略）

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九～十三 （略）

4 （略）

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第 6 条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（第二種社会福祉事業）

第 69 条 国及び都道府県以外の者は、第二種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から一月以内に、事業経営地の都道府県知事に第 67 条第 1 項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

2 （略）

（調査）

第 70 条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

（適用除外）

第 74 条 第 62 条から第 71 条まで並びに第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定は、他の法律によつて、その設置又は開始につき、行政庁の許可、認可又は行政庁への届出を要するものとされている施設又は事業については、適用しない。

（注）下線は当省が付した。

**図表 1-(2)-㉔ NPO法人が収集した高齢者向け住宅の情報を活用して未届施設の実態把握を行っている例**

札幌市では、有料老人ホームに関する事務を介護保険課が担当しており、当該事務を担当している職員は4人となっている。

同市では、従来、新聞折込チラシやウェブサイトの検索等により有料老人ホームの疑いのある施設の情報を把握していたが、平成25年度に厚生労働省が有料老人ホームの定義を明確化したことを契機に、これらの手法に加えて、NPO法人シーズネット（以下「シーズネット」という。）が収集した高齢者向け住宅の情報（情報誌「シニア住まいの情報さっぽろ」や高齢者住まいの相談・情報センター「あんしん住まいサッポロ」の住まい情報）を活用している。

シーズネットでは、市内の高齢者向け住宅の動向調査として、「あんしん住まいサッポロ」で相談を受けている14人の相談員が2人一組で市内を中心に施設訪問を行い、高齢者向け住宅の情報を収集している。平成22年度から26年度までにおいて、シーズネットが動向調査などで収集した高齢者向け住宅の施設数の推移は、次表のとおりとなっており、そのほとんどが食事サービスを高齢者に提供している有料老人ホームに該当する未届施設であったとしている。

シーズネットが収集した高齢者向け住宅の施設数の推移

（単位：施設）

平成21年度以前	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
142	16	18	15	12	8	211

（注）当省の調査結果による。

**図表 1-(2)-㉕ フォローアップ調査（第6回）におけるアンケート様式<抜粋>**

自治体名： \_\_\_\_\_

**未届の有料老人ホームに対する届出の促進に係る対応**

1. 未届の有料老人ホームに対する届出の促進として講じた取組（複数回答可）
- 1. 定期的な電話や文書による届出指導
  - 2. 該当施設への立入検査
  - 3. 市区町村との情報交換ネットワークの構築（都道府県のみ）
  - 4. 出先機関の活用
  - 5. 建築部局との連携
  - 6. 消防部局との連携
  - 7. 生活保護部局との連携
  - 8. 介護サービス事業者（居宅介護支援事業所等）や福祉団体等との連携
  - 9. 地域包括支援センターの活用
  - 10. 未届施設の事業者向け説明会の開催
  - 11. 届出を重点的に指導するための関係者による機関（プロジェクトチーム）の設置
  - 12. ホームページ等を活用した、情報提供依頼
  - 13. その他

（注）「有料老人ホームの定期実態調査の実施について」（平成26年10月22日付け厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）の「アンケート」による。

図表 1-(2)-㉔ フォローアップ調査（第 6 回）のアンケートに対する都道府県等の回答状況と  
実際の取組状況の例

No.	都道府県等	アンケートに対する回答状況	実際の取組状況
1	群馬県	○ 出先機関の活用 ○ 建築部局との連携 ○ 消防部局との連携	未届施設の実態把握は、出先機関及び他部局からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関に対する協力要請は行っていない。
2	広島県	○ 市区町村との情報交換ネットワークの構築（都道府県のみ） ○ 出先機関の活用	未届施設の実態把握は、市区町村及び出先機関からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関に対する協力要請は行っていない。
3	富山市	○ 建築部局との連携 ○ 消防部局との連携 ○ 生活保護部局との連携 ○ 介護サービス事業者（居宅介護支援事業所等）や福祉団体等との連携 ○ 地域包括支援センターの活用	未届施設の実態把握は、他部局等からの通常業務の一環としての通報に依存。これら関係機関等に対する協力要請は行っていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 フォローアップ調査の報告対象の 29 都道府県等のうち 3 都道府県等の例について示した。

3 「アンケートに対する回答状況」は、図表 1-(2)-㉔の「1. 未届の有料老人ホームに対する届出の促進として講じた取組」に対する回答内容を指す。

図表 1-(2)-㉕ フォローアップ調査における都道府県等による厚生労働省への報告状況

(単位:機関、%)

区 分	都道府県等数
実態把握に着手したものや有料老人ホームに該当したものを報告	13( 44.8)
未届の有料老人ホームに該当する可能性のあるものを報告	12( 41.4)
未届施設の実態把握自体を行っていない	4( 13.8)
合 計	29(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 フォローアップ調査は、都道府県等を報告対象としていることから、1 市町村を除く 29 都道府県等について作成した。

3 ( ) 内は、構成比を示す。

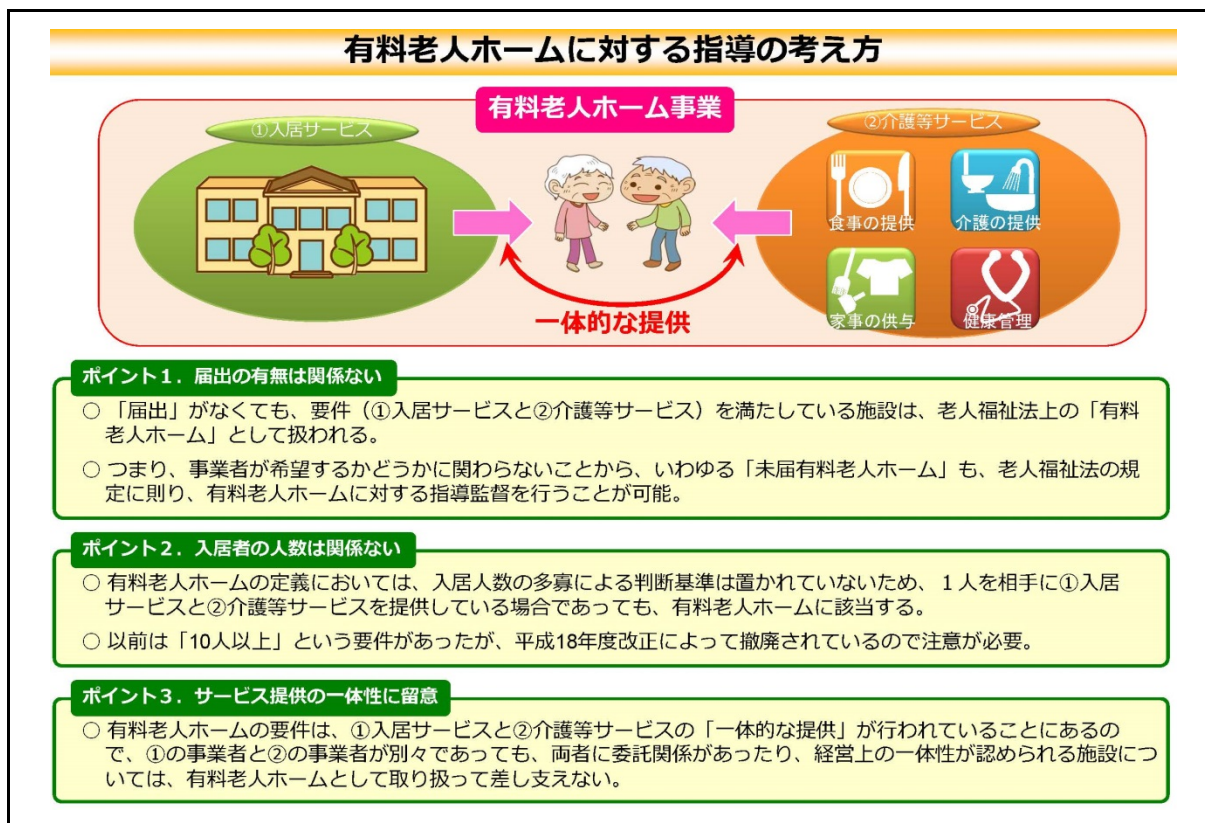
図表 1-(2)-㉔ 未届施設について厚生労働省に未報告となっている例

No.	事例概要
1	<p>当該市では、平成 24 年 4 月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受け、当該都道府県が「未届」として把握していたもの（34 施設）や旧高専賃であったもの（11 施設）について引継ぎを受けるなどにより、<u>有料老人ホームの疑いのある施設を 26 年 10 月 31 日時点で計 62 施設把握</u>していた。</p> <p>今回、平成 26 年度のフォローアップ調査（平成 26 年 10 月 31 日時点）における当該市による厚生労働省への報告状況についてみたところ、当該市では、<u>実態把握が未着手であったことから、「未届の有料老人ホーム」の件数を「0 件」と報告</u>しており、有料老人ホームの疑いのある上記 62 施設を報告していなかった。</p> <p>このことについて、当該市では、当該都道府県から引継ぎを受けるなどして把握した有料老人ホームの疑いのある施設をそのまま「未届の有料老人ホーム」とは認定せず、有料老人ホーム担当課が現認し、<u>有料老人ホームの該当性を判断した上で、厚生労働省に報告を行っている</u>としている。</p>
2	<p>当該都道府県等は、有料老人ホームの定義について、平成 25 年 5 月に厚生労働省としての指導の考え方が示されたことを踏まえ、これまで有料老人ホームには該当しないと判断していた施設や有料老人ホームに該当する可能性があるものの、<u>運営実態の把握ができていない施設等を 27 年 4 月 1 日現在で約 70 施設把握</u>していた。</p> <p>今回、平成 26 年度のフォローアップ調査（平成 26 年 10 月 31 日時点）における当該都道府県等による厚生労働省への報告状況についてみたところ、当該都道府県等では、<u>実態把握が未着手の施設について報告していなかった</u>。</p> <p>このことについて、当該都道府県等では、<u>未届施設に対して訪問調査などを実施し、有料老人ホームに該当したものについてのみ厚生労働省に報告を行っている</u>としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。



図表 1-(3)-① 有料老人ホームに対する指導の考え方



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 1-(3)-② 有料老人ホームの指導の考え方に関する通知

- 「未届の有料老人ホームの届出促進及び指導等の徹底について」(平成 21 年 5 月 28 日付け老振発 0528001 号厚生労働省老健局振興課長通知) <抜粋>

別添 2

(参考)

全国有料老人ホーム・特定施設担当者会議資料 (平成 18 年 6 月 20 日)

- Q. 入居要件に高齢者以外の者を対象としているものは、有料老人ホームに該当するのか。
- A. 基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらないと考えるが、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、改めて募集状況を確認し場合によっては該当するものとするなど、実情をみて判断されたい。

- 「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」(平成 25 年 5 月 31 日付け老高発 0531 第 4 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) <抜粋>

別添 3

有料老人ホームの定義について

1. 総則

- 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 29 条第 1 項において、有料老人ホームとは、① 老人を入居させ (以下「入居サービス」という。)、② 当該老人に対して「入浴、排せつ又は

食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも一つのサービス（以下「介護等サービス」という。）を供与する施設として定義されている。

- 従って、同項の規定に基づく「届出」の有無にかかわらず、入居サービス及び介護等サービスの実施が認められるものは、すべて有料老人ホームに該当するものとして取り扱うこととなる。
- また、「届出」とは、一定の基準に該当するかどうかを判断した上で実施する「認可」や「指定」とは異なるものであるため、入居サービス及び介護等サービスの実態が認められるものについて事業者から届出があった場合に、地方公共団体において受付を拒否することについては、原則として裁量の余地はない。
- なお、有料老人ホームの定義においては、入居人数の多寡による判断基準は置かれていないため、共同住宅や寄宿舎のように複数の者が入居する施設で、老人とそれ以外の者が混在して入居しているものであっても、老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこととなる。

## 2. サービスの提供

- 有料老人ホームにおいては、設置者が自ら介護等サービス提供する場合と、外部の者が設置者の委託を受けて介護等サービスを提供する場合とで、本質的な相違はないことから、老人福祉法第29条第1項において、委託契約により第三者が介護等サービスを提供する場合についても、有料老人ホーム事業に該当することを明確化している。
- しかしながら、同項の規定は、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間に直接の委託契約がない場合を一律に排除しているものではない。介護等サービス提供者には、入居サービス提供者と委託契約をした者から再委託をされた者など、すべての第三者のうち、実質的にサービスの提供を行なっている者を含むと解するものである。
- 従って、入居者に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者がもう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居等サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる事業については、有料老人ホーム事業として取り扱って差し支えない。

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正：平成27年3月30日付け老発0330第3号厚生労働省老健局長通知）  
＜抜粋＞

### (3) 有料老人ホームの届出の徹底

老人福祉法に規定する有料老人ホームに該当するにもかかわらず、廊下の幅員等が指導指針に適合しないことを理由に有料老人ホームの届出が行われない場合があるが、指導指針に適合しなくとも届出義務がある。

また、届出を行っていない有料老人ホームに対する指導に際して、複数の法人が協同して一体的な経営を行っている場合については、必ずしも特定の一の法人を設置者として扱わなければならないものではなく、複数の法人がいずれも設置者に該当するものとして取り扱って差し支えない。（以下略）

（注）老健局長通知及び老健局振興課長通知の下線は当省が付した。

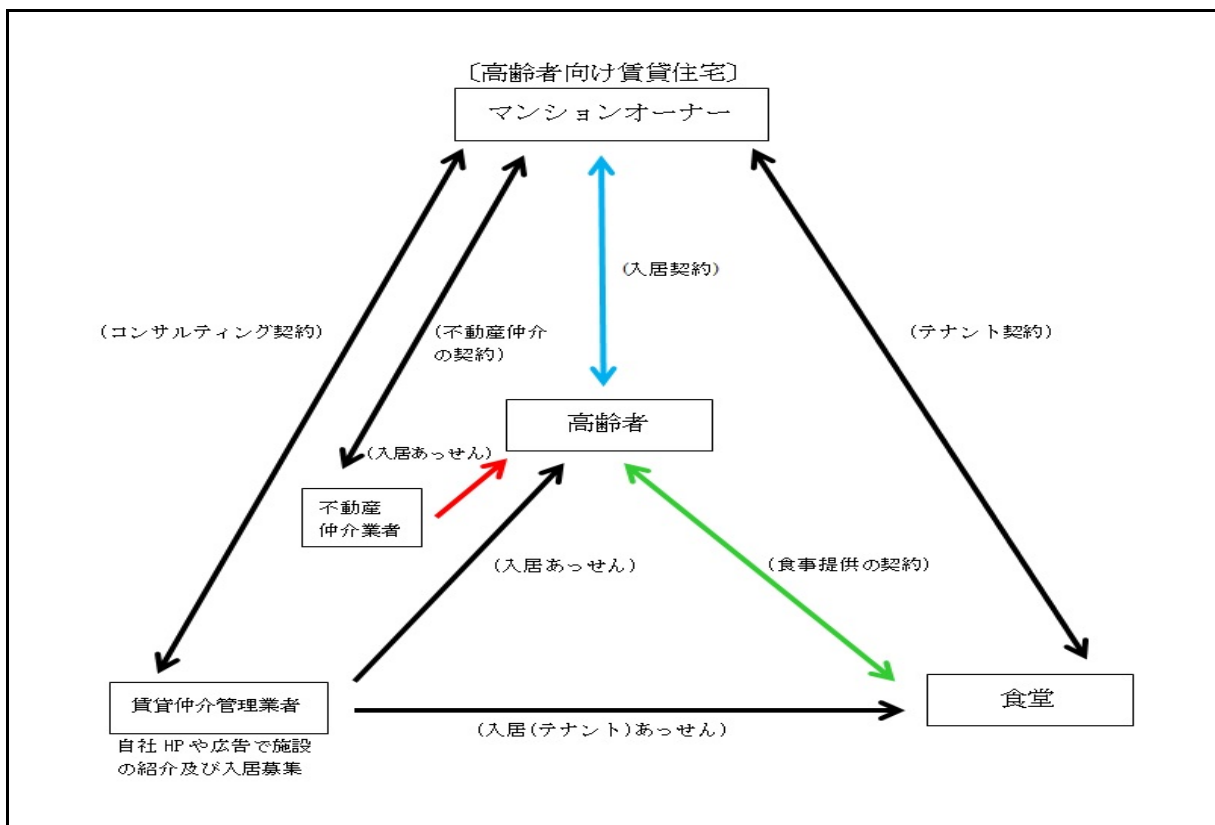
図表 1- (3) -③ 30 都道府県等における有料老人ホームの該当性の判断の状況

(単位:機関、%)

区 分	都道府県等数
有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮している	18( 60.0)
有料老人ホームの判断基準を作成している	6
個別ケースの判断に引き続き苦慮している	5
有料老人ホームに該当するか否かの判断に疑義は生じていない	12( 40.0)
有料老人ホームの判断基準を作成している	3
合 計	30(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 1- (3) -④ サービスの提供形態が多様化・複雑化している例



- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 上記施設を所管する都道府県等では、契約上、入居サービスと介護等サービスの提供が別々に行われており、両サービスを一体的に提供しているとは認められないことから、上記施設を有料老人ホームに該当しないと判断している。

図表 1- (3) -⑤ 有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮している事例と当該事例に対する千葉県の判断結果

No.	施設の概況	左記施設を所管する 都道府県等の判断	千葉県の判断
1	<p>当該施設は、高齢者に限定せずに医療・介護等が必要な者を対象として入居募集を行っている。また、食事、介護、家事、健康管理等のサービスについては、当該施設の設置者が経営する併設施設又は入居者が希望する外部のサービス事業者との個別契約により提供されることになっている。</p>	<p>入居契約とサービス利用契約は入居者が各々別々に行っており、施設経営上、一体的に提供しているものではないとみられたことから、<u>有料老人ホームには該当しない。</u></p>	<p>ホームページ上の記述では高齢者の入居を前提にしているとは読み取れないが、施設の性格を考えると入居者の大部分が高齢者となる可能性が高いと考えられる。また、食事サービスについては、<u>指導指針の 1 (一) 注 2-イに該当し、有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>
2	<p>既存マンションや社員寮等を高齢者向け住宅に改修し、介護専門事業者等による各種サービスをパッケージで提供している。また、生活支援や介護・医療に関する外部のサービスは、それぞれの事業者テナントとして入ってもらい、施設の所有者が直接関与しないという形態を採用している。</p>	<p>契約上、入居サービスと介護等サービスの提供が別々に行われており、両サービスを一体的に提供しているとは認められないことから、<u>有料老人ホームには該当しない。</u></p> <p>なお、当該施設のホームページには、有料老人ホームと誤解を招く表示（食事の提供あり）がみられ、当該表示を削除するよう継続的に指導しているが、不適切な表示内容が掲載されたままとなっている。</p>	<p>介護等サービスの提供について、<u>指導指針の 1 (一) 注 2-イに該当し、有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>
3	<p>当該施設では、食事の提供等のサービスはオプションとなっており、希望者のみへの提供となっている。食事代もその都度、別事業者を支払っており、施設では入居者に一律に食事サービスを提供していない。</p>	<p>食事サービスは、全ての入居者に提供しているわけではなく、入居者個々の判断によるものであり、その都度、別事業者に対して支払が行われているのであれば、当該施設が食事を提供しているとは言いきれない。また、一部の入居者が食事サービスを受けて</p>	<p>ホームページ上の記述では高齢者のほかに障害者も入居対象としているが、これは<u>指導指針の 1 (一) 注 1 に該当する。</u>また、<u>入居サービスと食事サービスは同一法人が提供していると読み取れるため、有料老人ホームに該当する可能性が高い。</u></p>

		いるとはいえ、当該施設全体が <u>有料老人ホームの要件に該当するとは言い難い。</u>	
4	同一の建物内に居住施設と訪問介護事業所があり、世話人らしき職員が配置されている。当該世話人は、居宅サービスの提供時間外に居住者に対して生活支援（食事の提供等）を行っている。入居サービス提供者と当該世話人は親類関係にある。	平成 24 年度に厚生労働省に確認した結果、入居サービス提供者と生活支援サービス提供者との間に委託契約がなく、双方のサービスに一体性が認められないため、 <u>有料老人ホームには該当しないとの回答を得たことから、当該施設への届出促進の指導を行っていない。</u> ただ、本件の場合、入居サービス提供者と世話人との間に委託契約はないものの、親類関係にあることから、双方のサービスが一体的に提供されているとも判断できる。	

- (注) 1 当省の調査結果による。なお、No.1 から 3 までの事例について千葉県の見解を求めた。  
2 「左記施設を所管する都道府県等の判断」は、平成 27 年 7 月末現在の状況である。  
3 「千葉県の判断」中の「指導指針」は、図表 1- (3) - ⑥参照。

#### 図表 1- (3) - ⑥ 有料老人ホームの判断基準を明確化している例

<p>○ 千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（平成 13 年 3 月 1 日千葉県健康福祉部長通知、最終改正：平成 27 年 7 月 1 日）＜抜粋＞</p> <p>1 用語の定義</p> <p>この指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 有料老人ホーム 老人を入居させ（注 1）、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事の供与又は健康管理の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設（注 2）であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居でないもの</p> <p>注 1) 有料老人ホームは、老人を入居させることが前提となるが、老人以外の者も入居対象としている場合も含むものとする。</p> <p>注 2) 老人を入居させ、介護等の供与をする事業が、次に掲げる形態で行われる場合は、「事業を行う施設」に該当する。</p> <p>イ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、居住機能の提供に係る契約書又は広告その他の表示において、介護等を提供可能である旨の記述がされている場合</u></p>
--

<ul style="list-style-type: none"> <li>ロ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、介護等を提供する対象が当該入居者に限定されている場合</u></li> <li>ハ <u>居住機能を提供する事業者と介護等を提供する事業者が異なるが、居住機能の提供に係る契約書又は広告その他の表示において、特定の事業者から介護等の提供を受けることが必須となっている場合</u></li> <li>ニ <u>その他イ～ハに類する場合</u></li> </ul> <p>二 有料老人ホーム事業 老人を入居させ、次のイからニまでのいずれかをする事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 入浴、排せつ又は食事の介護</li> <li>ロ 食事の提供</li> <li>ハ 洗濯、掃除等の家事の供与</li> <li>ニ 健康管理の供与</li> </ul> <p>(以下略)</p>
---

(注) 下線は当省が付した。

#### 図表 1-(3)-⑦ 千葉県の指導指針に対する他の都道府県等からの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県の指導指針の内容であれば、入居サービスと介護等サービスの提供事業者が別であるような事例についても、有料老人ホームに該当すると判断できる可能性があり、このような考え方が厚生労働省から示された場合は、現在よりも判断しやすくなる。全国展開している事業者などからは、他の都道府県等の指導指針と比較されることもあるので、有料老人ホームの特定について、統一的な基準を策定してほしい。</li> <li>・ 厚生労働省から千葉県の指導指針と同様の考え方が示されれば、有料老人ホームの特定が容易となり負担が軽減される。</li> <li>・ 千葉県の有料老人ホームに関する定義は、「経営上の一体性」が認められる事業者による有料老人ホームの規制逃れを防止する観点から有効である。</li> </ul>
---

(注) 当省の調査結果による。

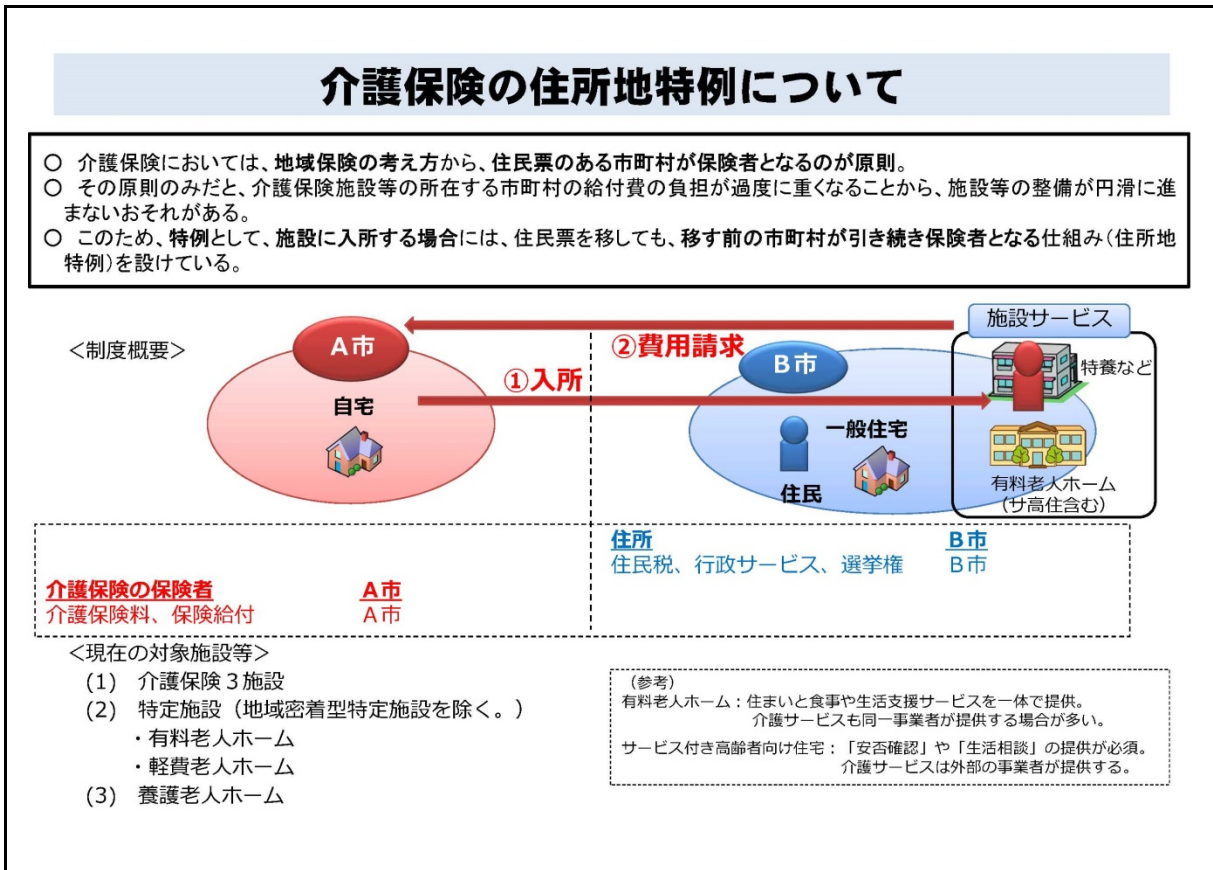
#### 図表 1-(3)-⑧ 有料老人ホームの判断基準に関する都道府県等からの主な意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>有料老人ホームの定義が不明瞭なため、全国展開している事業者などからは、他の都道府県等の判断基準と比較されることもあり、事業者に対し明確に説明できず苦慮している。</u>未届施設に対する届出促進の指導に当たっては、当該施設が有料老人ホームに確実に該当し届出が必要な施設であるとの明確な根拠を持ち、説明を行えるかが重要である。このため、<u>各都道府県等の判断に委ねるのではなく、有料老人ホームとしての判断に関する事例やそれらに対する厚生労働省の見解をまとめるなど、類型化した判断基準・解釈が幅広く示されれば現場での指導をより円滑に行うことができる。</u></li> <li>・ 未届であっても、<u>有料老人ホームの要件に該当すれば老人福祉法に基づき指導を行うことができる。</u>ただ、<u>その要件に該当するか否かの判断については、老人福祉法で示されている四つのサービスに係る条件も明確でない中で、その判断を適切に行っていくためにも、厚生労働省において定義の明確化を進めてもらいたい。</u>そうすることで、有料老人ホームの疑いのある施設も把握しやすくなり、有料老人ホームとしての特定や指導がしやすくなる。</li> </ul>
--

- ・ 厚生労働省が示している有料老人ホームの定義が曖昧で、有料老人ホームに該当するか否かの判断に苦慮していたため、有料老人ホームの判断基準を独自に作成した。しかし、当該判断基準は、四つのサービス全てについて詳細に定義付けていない上に、明確な根拠等に基づいて作成されたものではないことから、有料老人ホームに該当するか否かの判断に当たって、個別の契約内容の状況など施設の実態を踏まえた基準の適用に苦慮している。
- ・ 有料老人ホームに該当するか否かを判断し、有料老人ホームに該当すると特定できた施設については、届出促進の指導をしていかなければならない。各都道府県等では特定のための判断基準を独自に作成しているものの、果たしてどこまで細かく見ていくべきか難しい面があるので、国が統一的な基準を示してほしい。
- ・ 平成18年4月から有料老人ホームの対象が拡大されたため、有料老人ホームに該当するか否かの判断に困っている。「老人」とは何か、「入居」とは何かなど、有料老人ホームの判断基準が明確でないので、より具体的な定義を示してほしい。
- ・ 老人福祉法で定義されている基準では、当該施設の外形的な部分でしか判断できないので、例えば、「入居」とはどのような形態を指すのか、また、どのようなサービスを実施していれば、「食事の提供」等に該当するのかなど、厚生労働省は詳細な定義を示してほしい。
- ・ 標準指導指針では、「老人」の定義が定められていないため、独自に60歳程度からとしているものの、広域的に有料老人ホームの事業を営んでいる事業者から、他の都道府県等の判断基準との違いの説明を求められると明確な回答が困難である。有料老人ホームの届出義務との関係を明確にするためにも、老人の年齢は、国で一律の基準を定めてほしい。
- ・ 入居サービス提供者と介護等サービス提供者が別法人であるが、代表者が親族関係等にあり、入居サービス提供者が介護等サービス提供者をあっせん・紹介している場合等で、「入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されている」と認めるに足りるかどうかの判断に困ることが多い。事業者は届出をしないための言い訳や抜け道のように説明をするので判断が難しい。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う」としているが、これを厳格に適用すれば、共同住宅や寄宿舎なども部分的に有料老人ホームとなるため、その取扱いに苦慮している。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱う」とする厚生労働省の考え方について、例えば寄宿舎に高齢者が1人入居しただけで有料老人ホームに該当してしまい、実情にそぐわないことから、意図的に高齢者を集めているか否かで判断する方が望ましい。
- ・ 「老人が1人でも入居サービス及び介護等サービスを受けている場合には、当該老人が利用している部分は有料老人ホームとして取り扱うこと」については、老若が混在して居住する施設に老人が1人でもいれば届出が必要となり、施設の指導に苦慮している。施設の理解を得難い基準であり、見直しを検討してほしい。
- ・ 厚生労働省の有料老人ホームの定義をそのまま当てはめると、高齢者向け入居施設を業としない者であっても、たまたま入居者1人が老人に該当しただけで届出が必要となり、現実的でない。膨大な数の未届施設が生ずる可能性があり、体制的に指導困難となる懸念がある。

(注) 当省の調査結果による。

図表 1- (3) - ⑨ 住所地特例制度の概要



(注) 厚生労働省「第 59 回社会保障審議会介護保険部会資料」(平成 28 年 6 月 3 日)による。

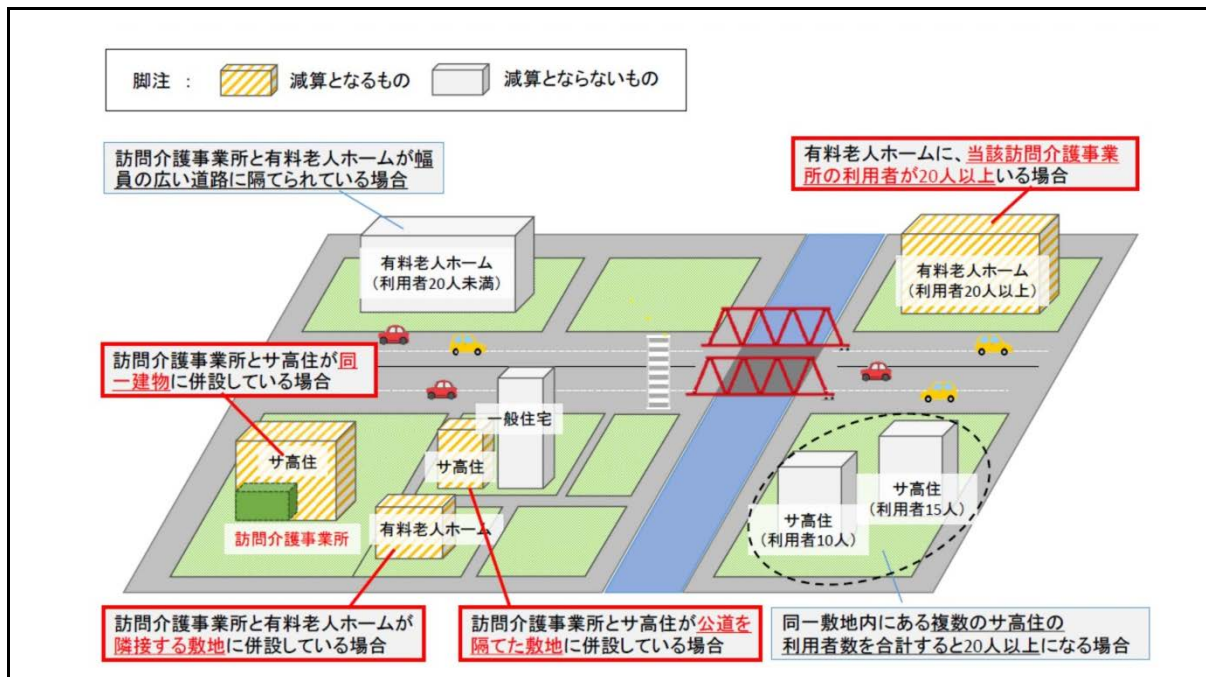
図表 1- (3) - ⑩ 集合住宅におけるサービスの提供に係る介護報酬の減算 (概要)

	減算の内容	算定要件	備考
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 夜間対応型訪問介護	10%減算	①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者 ②上記以外の範囲に所在する建物(建物の定義は同上)に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	—
定期巡回・随時対応サービス	600単位/月 減算	・事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	—
居宅療養管理指導	医師: 503単位 → 452単位 等	・同一建物居住者。具体的には以下の利用者 ①養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、マンションなどの集合住宅等に入居・入所している複数の利用者 ②小規模多機能型居宅介護(宿泊サービス)、認知症対応型共同生活介護、複合型サービス(宿泊サービス)などのサービスを受けている複数の利用者	・同一日に2人以上の利用者を訪問する場合
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	①94単位/日 ②47単位/片道 減算	①事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ②事業所が送迎を行っていない者	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	(別報酬体系)	・事業所と同一建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る)に居住する者	・利用者の居所(事業所と同一建物に居住するか否か)に応じた基本報酬を設定

(注) 厚生労働省の資料による。



図表1-(3)-⑪ 集合住宅減算（訪問介護の場合）のイメージ図



（注）厚生労働省の資料による。

図表 1－(4)－① 未届施設に対する実態把握が適切に実施されていないと考えられる例

No.	事例概要
1	<p>当該市では、平成 24 年 4 月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受け、当該都道府県が未届として把握していたもの（34 施設）や旧高専賃であったもの（11 施設）について引継ぎを受けた。しかし、これら施設の実態把握が未着手となっていたところ、入居者に対する虐待事案が発覚したものがあ</p> <p>また、当該市では、消防担当部局や生活保護担当部局等と連携し、情報提供を受けるなどにより、平成 24 年 4 月から 27 年 4 月までの 3 年間で、有料老人ホームの疑いのある施設を 235 施設把握していたが、この間で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは、通報に基づき実地調査を行った 4 施設（注）にとどまっている。</p> <p>未届施設の実態把握が進んでいなかった理由について、当該市では、調査対象となる事業所の数が急激に増えたことに加えて、有料老人ホームの判断基準が明確ではなかったこと等を挙げている。</p> <p>なお、当該市では、有料老人ホームの判断基準を独自に作成し、平成 27 年 4 月 1 日から施行しており、28 年 3 月 31 日現在で上記 235 施設中 171 施設の実態把握を終了し、うち 40 施設が有料老人ホームに該当すると判断している。</p> <p>（注）当該 4 施設は、平成 27 年 4 月 1 日現在で届出済みとなっており、上記 235 施設には含まれない。</p>
2	<p>当該都道府県等は、生活保護担当部局から、「社会福祉各法に法的位置付けのない施設・共同住宅一覧」の情報提供を受け、平成 26 年 12 月 10 日現在で 69 施設を把握していた。</p> <p>しかし、当該都道府県等は、有料老人ホームに該当する可能性が高いものから実態把握を行っているとして、平成 27 年 3 月現在で有料老人ホームに該当するか否かの実態把握に着手できたものは上記 69 施設のうち 19 施設にとどまっており、<u>実態把握が未着手となっていた残りの 50 施設の中には、火災による入居者の死亡事故が発生したもの（注）があ</u>った。これを受けて、当該都道府県等では、実態把握が未着手となっていた施設を運営する事業者に対し、有料老人ホームの実態を有する場合には、早期に届出を行うよう文書で勧奨している。</p> <p>未届施設の実態把握が進んでいなかった理由について、当該都道府県等では、上記の社会福祉各法に法的位置付けのない施設等の多くが有料老人ホーム又は社会福祉法に基づく無料低額宿泊所のいずれかに該当する可能性が高いが、いずれに該当するのかについての判断が難しく、この点については、他の都道府県等からも両者の明確な区分や法整備を国に求めているが、明確な回答が得られていないとしている。</p> <p>なお、当該都道府県等では、平成 27 年 6 月に消防担当部局から、上記一覧に掲載された施設等に係る「事務所総括台帳」（消防担当部局が当該施設に定期点検を行った際に把握した施設の状況を取りまとめたもの）の提供を受けており、これにより消防法施行令別表第 1 における防火対象物の用途区分が把握できることから、今後これを活用するとともに、無料低額宿泊所を所管する生活保護担当部局とも十分協議の上、未届施設の実態把握を進めたいとしている。</p> <p>（注）当該施設では、出火当時、全入居者の 8 割以上を生活保護受給者が占めており、入居者には朝食と夕食が提供されていた。また、消防担当部局は、当該施設を消防法施行令別表第 1(5)項口の「寄宿舍」</p>

	<p>として取り扱っていた。</p> <p>なお、当該都道府県等では、火災事故の発生後、生活保護担当部局及び消防担当部局と共に当該施設の実情を調査した結果、有料老人ホームには該当しない施設（無料低額宿泊所の類似施設）と判断している。</p>
--	--

(注) 当省の調査結果による。

**図表 1－(4)－② 都道府県等の実態把握に施設側が非協力的となっている例**

No.	事例概要
1	<p>当該A施設を運営するNPO法人は、同施設のほかB～Fの計6施設（定員合計35人）の管理・運営を行っており、いずれも未届となっている。</p> <p>A施設を所管する都道府県等は、隣接市の生活保護担当部局からの通報に基づき、平成27年2月にA施設に対して実態調査を行い、一部の居室の確認や見取図の作成等を行うとともに、<u>有料老人ホームに該当するか否かを確認するため、同法人に対し、「高齢者状況確認票」による回答を求めた。</u></p> <p>しかし、<u>その後、電話をしても電話に出ず、同法人と連絡が取れない状況であったことから、平成28年3月末に「高齢者状況確認票」を再度郵送し、電話で当該確認票の送達確認と提出を依頼したが、「担当者がいないから分からない」と言われ、電話を切られたため、当該時点で運営実態の把握ができていない。</u></p> <p>一方、当該6施設のうちA施設を含む5施設について、消防担当部局は、消防法施行令別表第1(6)項ハの「社会福祉施設等」として把握しており、平成26年10月以降、<u>立入検査への協力を再三求めたが、27年7月末現在、協力を得られていない。</u></p> <p>当該6施設における管理・運営状況をみると、i) <u>入居者1人当たりの床面積は、指導指針に定める基準の半分以下の約6.5㎡となっている（全6施設）、</u>ii) <u>室内は晴天の日中でも照明が必要なほど薄暗い（1施設）、</u>iii) <u>居室や台所に多数の黒カビが発生している（1施設）</u>など、入居者にとって好ましくない居住環境となっているのがみられた。</p>
2	<p>当該都道府県等は、平成23年度から26年度末までに有料老人ホームの疑いのある施設を計11施設把握しており、うち3施設は現地調査により、残りの8施設はサービスの提供状況に関するアンケート調査や聞き取り調査のみで有料老人ホームに該当するか否かを判断していた。</p> <p>今回、当該8施設のうち、介護等サービスの提供がないとして、当該都道府県等が有料老人ホームに該当しないと判断した6施設（廃止予定の1施設を除く。）から3施設を抽出して当省が実地調査した結果、<u>いずれも第三者に委託するなどにより入居者に対して介護等サービスを提供しており、有料老人ホームの疑いがあることが判明した。</u></p> <p>当該3施設中1施設は、平成24年9月に都道府県等に有料老人ホームの疑いがあるとして情報提供があったもので、当該施設における管理・運営状況をみると、当省の調査日（平成27年7月3日）現在で入居者11人全員が70歳以上の高齢者で、かつ、要介護3が1人、同4が3人、同5が1人含まれるなど、<u>全員が要介護認定を受け、自立生活が困難となっており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、緊急時に対応できる職員が夜間に配置されておらず（併設の小規模多機能型居宅介護から夜間訪問介護として夜勤職員</u></p>

が巡回)、平成 28 年 3 月末現在も当該都道府県等による実態把握や届出促進の指導が行われていない。

また、上記 3 施設のうち他の 1 施設についても、平成 27 年 2 月から 3 月にかけて、「法外な料金を請求された」、「知人への面会を希望したところ施設から断られた」といった苦情が利用者等から市区町村に寄せられたため、同年 3 月に当該市区町村が実地指導を行うために訪問したところ、「当施設は有料老人ホームではないのに、どのような権限に基づき立ち入るのか」、「当該立入りが入居者保護を目的としたものであっても、具体的な入居者名を示されていない」等の理由により、実地調査を拒否されたため、同年 7 月末現在で当該施設の運営実態が不明のままとなっている。

なお、当該施設は、4 階建てビルの 2 階と 3 階にあり、各階には床面積が 25 m<sup>2</sup>程度の個室が 10 室ずつ設けられている。同一の建物内の 1 階には、当該施設の設置者が運営するデイサービス施設が併設されている。

これらのことについて、当該都道府県等では、有料老人ホームの疑いのある施設の設置者に対するアンケート調査等に対し、当該設置者が、介護等サービスを提供していない又は空欄のまま回答してきた場合、老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づく立入検査を行う権限がなく、有料老人ホームに該当する否か確認する手段がないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

#### 図表 1－(4)－③ 要介護認定及び介護支援専門員等に関する規定

##### ○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）〈抜粋〉

（市町村の認定）

第 19 条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 （略）

（指定市町村事務受託法人）

第 24 条の 2 市町村は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下この条において「指定市町村事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 （略）

二 第 27 条第 2 項（第 28 条第 4 項、第 29 条第 2 項、第 30 条第 2 項、第 31 条第 2 項及び第 32 条第 2 項（第 33 条第 4 項、第 33 条の 2 第 2 項、第 33 条の 3 第 2 項及び第 34 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調査に関する事務

三 （略）

2 指定市町村事務受託法人は、前項第 2 号の事務を行うときは、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

3～6 (略)

(要介護認定)

第 27 条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

3～12 (略)

(要介護認定の更新)

第 28 条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間（以下この条において「有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新（以下「要介護更新認定」という。）の申請をすることができる。

3 (略)

4 前条（第 8 項を除く。）の規定は、前二項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 市町村は、前項において準用する前条第 2 項の調査を第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設（以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。）又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

6 前項の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

7～10 (略)

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）＜抜粋＞

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第 13 条 指定居宅介護支援の方針は、第 1 条の 2 に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一～十二 (略)

十三 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握

(利用者についての継続的なアセスメントを含む。) を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

十四 介護支援専門員は、前号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

イ 少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十五～二十七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 1- (5) - ① 未届施設に対する届出促進の指導状況

(単位:施設、%)

区 分	H22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①前年 10 月 31 日時点での未届施設数	(注 3)448	248	259	403	911	961
②有料老人ホーム非該当等	34	22	23	52	156	73
③当年 10 月 31 日までに届出済み	166	62	78	98	164	(注 4)159
④当年 10 月 31 日時点で未届	248	164	158	253	591	(注 4)729
⑤届出が行われた割合(③/(①-②))	40.1	27.4	33.1	27.9	21.7	17.9

(注) 1 厚生労働省のフォローアップ調査結果に基づき、当省が作成した。

2 「有料老人ホーム非該当等」とは、前年 11 月 1 日以降に実態把握を行った結果、有料老人ホーム事業を廃止したものや食事等のサービスを提供していなかったことが明らかとなったものなどを指す。

3 「前年 10 月 31 日時点での未届施設数」は、平成 22 年度調査のみ、21 年 10 月 31 日時点での未届施設数(389 施設)に加えて、同年 11 月 1 日以降に把握した未届施設数(59 施設)を含んでいる。

4 「当年 10 月 31 日までに届出済み」及び「当年 10 月 31 日時点で未届」は、平成 27 年度調査のみ、それぞれ 27 年 6 月 30 日時点の施設数となっている。

図表 1- (5) - ② 介護サービス事業者の指定・更新の欠格事由

○ 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号) <抜粋>

(指定居宅サービス事業者の指定)

第 70 条 第 41 条第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号(病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号の 2 及び第 12 号を除く。)のいずれかに該当するときは、第 41 条第 1 項本文の指定をしてはならない。

一～四 (略)

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二～十二 (略)

3～8 (略)

(指定の取消し等)

第 77 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第 41 条第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 2 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 10 号(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 10 号の 2(第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。)、第 11 号(第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。)

又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二～十三 （略）

2 （略）

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2・3 （略）

4 市町村長は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第 6 項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第 6 号の 2、第 6 号の 3、第 10 号及び第 12 号を除く。）のいずれかに該当するときは、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしてはならない。

一～四の二 （略）

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二～十二 （略）

5～11 （略）

（指定の取消し等）

第 78 条の 10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定地域密着型サービス事業者が、第 78 条の 2 第 4 項第 4 号の 2 から第 5 号の 2 まで、第 9 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 10 号（第 5 号の 3 に該当する者のあるものであるときを除く。）、第 11 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）又は第 12 号（第 5 号の 3 に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二～十五 （略）



○ 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）〈抜粋〉

（登録の拒否等に係る法律）

第 35 条の 2 法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号、第 70 条第 2 項第 5 号（法第 70 条の 2 第 4 項（法第 78 条の 12、第 115 条の 11、第 115 条の 21 及び第 115 条の 31 において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第 78 条の 2 第 4 項第 5 号（法第 78 条の 14 第 3 項において準用する場合を含む。）、第 79 条第 2 項第 4 号（法第 79 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 86 条第 2 項第 3 号（法第 86 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 94 条第 3 項第 5 号（法第 94 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）、第 115 条の 2 第 2 項第 5 号、第 115 条の 12 第 2 項第 5 号及び第 115 条の 22 第 2 項第 4 号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～十三 （略）

十四 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

十五～二十七 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(5)－③ 有料老人ホーム一覧表の公表に関する通知

○ 「「有料老人ホームの一覧表の作成・公表及びサービス付き高齢者向け住宅に対する住所地特例に係る事務の周知について（協力依頼）」（平成 27 年 2 月 26 日付け老介発 0226 第 2 号・老高発 0226 第 2 号・国住心第 188 号厚生労働省老健局介護保険計画課長・厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）〈抜粋〉

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）第 5 条による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 13 条の改正により、平成 27 年 4 月 1 日から、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。）第 5 条第 1 項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームについても、他の有料老人ホームと同様に、特定施設として住所地特例の対象とすることとしています。

これに伴い、保険者において、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅である有料老人ホームを他の有料老人ホームと合わせて適切に把握できるようにする必要がありますため、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）におかれましては、下記のとおり、住所地特例対象である有料老人ホームの一覧表を作成の上、都道府県等のホームページにおいて公表していただきますようお願いいたします。

また、新たに住所地特例の対象となるサービス付き高齢者向け住宅に対して、住所地特例に係る事務の周知に特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

記

1 有料老人ホームの一覧表の作成・公表に係る事務について

(3) 有料老人ホームの一覧表の作成・公表

平成 27 年 4 月 1 日の施行に向けて、同年 3 月 1 日時点で把握している有料老人ホームについて一覧表を作成し、同年 3 月 20 日までに都道府県等のホームページに公表していただきますようお願いいたします（ホームページの例は参考のとおり）。作成・公表にあたっての留意事項については、別紙 1.3 のとおりです。

別紙 1

### 3 有料老人ホーム一覧表の作成

(※5) 有料老人ホームの定義に該当するものの取扱い

- 老人福祉法の定義上、食事の提供等を行うものについては「有料老人ホーム」として位置づけ、あらかじめ届出を行うことを事業者<sup>1</sup>に義務付けている。
- 一方で、届出を行っていない事業者も実際には存在するところであるが、これらについては、
  - ① 地方公共団体において、その実態を踏まえて、有料老人ホームであることを判断しているもの
  - ② 地方公共団体において、十分に実態を把握できていないことなどにより、有料老人ホームであることを判断できていないものに大きく分けられる。
- 一覧表の作成上、①については、以下の点に留意していただきたい。
  - ・ 情報提供等により、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム要件に該当すると思われる施設を把握した場合は、当該施設に対する訪問調査などを実施し、有料老人ホームへの該当性を確かめる。
  - ・ 有料老人ホームに該当することが特定できた施設については、その事業者に対して届出を促した上で、必要に応じて通知等を行い、当該施設については、老人福祉法、介護保険法その他の法律において「有料老人ホーム」として取り扱われることなどを伝える。
- なお、②については、引き続き把握に努めることとなるが、その間、実務的には一覧表に記載できないものと考えられる。

- 「有料老人ホーム一覧表の作成・公表に関する Q & A について」（平成 27 年 2 月 26 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）＜抜粋＞

問 3 ホームページで公表する有料老人ホームには未届の有料老人ホームも含むのか。

(答) 住所地特例対象施設を公表するという趣旨から、届出の有無にかかわらず、有料老人ホームに該当することが明確であるものを公表の対象とする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 1－(5)－④ 未届施設に対する届出促進の指導が不適切となっている例

No.	事例概要																														
1	<p>当該都道府県等は、平成 27 年 5 月現在で未届施設を 11 施設把握しており、うち 4 施設については、その存在を把握後 4 年以上（最長で 5 年 6 月）が経過している。</p> <p>今回、当該都道府県等における当該 4 施設に対する届出促進の指導状況をみたところ、これら施設の運営事業者は、<u>いずれも届出の意思がある旨を明らかにしており、中には、届出書類の一部を当該都道府県等に提出したのもあった。</u></p> <p>しかし、次表のとおり、これら 4 施設に対し、当該都道府県等が <u>2 年以上（最長で 4 年 2 月）にわたり届出促進の指導を行った事実が確認できず、届出促進の指導が適切ではなかったために未届期間が長期化</u>していた。<u>当該 4 施設中 3 施設は、平成 27 年 7 月現在も未届のまま</u>となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="316 766 1331 1041"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>定員</th> <th>把握年月</th> <th>未届期間</th> <th>左記期間における届出促進の指導状況</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 施設</td> <td>20 人</td> <td>H21. 11</td> <td>5 年 6 月</td> <td>2 年 2 月記録なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 施設</td> <td>7 人</td> <td>H21. 12</td> <td>5 年 5 月</td> <td>2 年記録なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C 施設</td> <td>7 人</td> <td>H22. 6</td> <td>4 年 11 月</td> <td>4 年 2 月記録なし</td> <td>H27.7 届出</td> </tr> <tr> <td>D 施設</td> <td>10 人</td> <td>H22. 9</td> <td>4 年 8 月</td> <td>4 年 2 月記録なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「未届期間」は、当該施設の存在を把握した年月の翌月から平成 27 年 5 月までを基準に算出した。</p> <p>また、残りの 1 施設は、当省の調査途上の平成 27 年 7 月に届出を行っている。これは、ほかの施設が実施しているサービスが有料老人ホームに該当するとのことであったため、同様のサービスを提供している当該施設についても、有料老人ホームの届出を行うことについて当該都道府県等に相談したところ、届出を行うよう指導されたため、届出を行ったものである。</p> <p>当該施設は、<u>平成 23 年度以降、当該都道府県等から届出に関する指導を全く受けておらず、有料老人ホームに該当することを承知していれば、もっと早く届出をしていたと思うので、有料老人ホームの定義等について情報提供してほしかった</u>としている。</p> <p>これらのことについて、当該都道府県等では、有料老人ホームに対する立入検査や入居者等からの苦情・相談対応等を優先して行っていたため、未届施設に対する届出促進の指導まで行うことは困難であったとしている。</p>	区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考	A 施設	20 人	H21. 11	5 年 6 月	2 年 2 月記録なし		B 施設	7 人	H21. 12	5 年 5 月	2 年記録なし		C 施設	7 人	H22. 6	4 年 11 月	4 年 2 月記録なし	H27.7 届出	D 施設	10 人	H22. 9	4 年 8 月	4 年 2 月記録なし	
区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考																										
A 施設	20 人	H21. 11	5 年 6 月	2 年 2 月記録なし																											
B 施設	7 人	H21. 12	5 年 5 月	2 年記録なし																											
C 施設	7 人	H22. 6	4 年 11 月	4 年 2 月記録なし	H27.7 届出																										
D 施設	10 人	H22. 9	4 年 8 月	4 年 2 月記録なし																											
2	<p>当該都道府県等では、平成 26 年 10 月現在で未届施設を 24 施設把握していた。しかし、当該 24 施設のうち少なくとも 5 施設については、<u>平成 27 年 5 月現在でその存在を把握後 2 年以上（最長で 4 年 10 月）が経過</u>している。</p> <p>今回、当該 5 施設に対する当該都道府県等の届出促進の指導状況をみたところ、次表のとおり、<u>2 年以上にわたり届出促進の指導を行った事実が確認できない状況</u>となっていた。</p>																														

区分	定員	把握年月	未届期間	左記期間における届出促進の指導状況	備考
E施設	32人	H22. 7	4年10月	2年2月記録なし	
F施設	8人	H22. 8	4年9月	2年6月記録なし	
G施設	10人	H23. 3	4年2月	2年2月記録なし	H27.6 実地指導 H27.9 届出
H施設	7人	H23. 3	4年2月	2年2月記録なし	H27.6 実地指導 H27.8 届出
I施設	不明	H24.12	2年5月	2年2月記録なし	

(注)「未届期間」は、当該施設の存在を把握した年月の翌月から平成27年5月までを基準に算出した。

当該5施設のうち同一法人が運営するG施設及びH施設に対する当該都道府県等による届出促進の指導の実施状況等を調査した結果は、以下のとおりである。

- ① G施設については、平成23年3月に当該都道府県等と関係市区町村が合同で実地指導を行い、有料老人ホームの届出を行うよう指導したにもかかわらず、その後も届出が行われていなかった。一方、H施設については、平成24年6月に元従業員から、G施設及びH施設が所在する市区町村に虐待をうかがわせる内容の通報が寄せられた。これを受けて、当該市区町村は、当該都道府県等に対し、当該通報内容について情報提供するとともに、両施設に対する実地指導を要請した。
- ② 上記要請を受け、当該都道府県等は、当初、当該市区町村と合同で両施設に対する実地指導を行うことを予定していたが、両施設に対して当該都道府県等が単独で実地指導を行ったのは3年後の平成27年6月となっていた。
- ③ この間、当該都道府県等では、平成25年3月に両施設に対して届出促進の指導等を行ったが、その後、2年2月にわたり届出促進の指導がなされていなかった。  
なお、両施設は、平成27年8月、9月にそれぞれ有料老人ホームの届出を行っている。

3 当該都道府県等は、当該未届施設について、高齢者を入居させ、食事の提供等を行っていることから、有料老人ホームに該当すると判断し、平成24年2月、同年10月頃及び25年7月に当該施設を訪問するなどして届出促進の指導を行っている。

一方、当該施設について、包括センター等から、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が平成25年5月から12月までの8か月間に当該都道府県等に2件寄せられたが、当該都道府県等は、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しておらず（立入検査等を実施していない理由については、図表2-(1)-⑧参照）、25年7月を最後に届出促進の指導も行っていない（平成27年7月末時点）。

4 当該市は、平成24年4月に都道府県から有料老人ホームに関する事務の権限移譲を受けた際、当該都道府県から当該施設を未届施設として引き継いだ。しかし、平成24年4月から26年1月までの1年10か月間で、当該施設を運営する事業者と一度も連絡を取っておらず、同年2月に初めて届出促進の指導を行った。

その結果、当該施設の運営事業者内部で届出を進めるかどうか、役員や顧問税理士

	<p>を含めて検討し、検討結果を当該市に連絡することとなっていたが、その後、<u>運営事業者と1年1か月間連絡を取らないでいたところ、入居者に対する虐待事案が発覚した。</u></p> <p>なお、当該施設は、当該虐待事案の発覚を受け、当該市と届出の協議を開始することとなり、平成27年に有料老人ホームの届出を行っている。</p>
5	<p>当該都道府県等は、平成21年4月に実施した緊急点検の結果、当該施設を未届の有料老人ホームとして把握した。</p> <p>当該都道府県等は、指導指針の基準の中でも、特に<u>入居者に対して個室が確保されていることを強く求めているが、当該施設の場合、平屋建ての家屋を改造したものであるため、その構造上、入居者に対して個室を確保することができない。</u>また、当該施設には、当省の調査日（平成27年6月24日）現在で9人が入居しているが、仮に居室を全て個室とすると、定員を超過した6人を退居させることとなり、現実的な手段ではない。</p> <p>このようなことから、当該都道府県等では、<u>平成29年度末に予定している新築移転後に有料老人ホームの届出を行うよう指導しており、移転までの間は、当該施設に対して移転計画の進捗状況のほか、入居者の状況（入居者数、要介護度等）、安全対策の実施状況（スプリンクラーの設置の有無等）等について経過報告を求めるにとどめ、早急に届出を行うよう指導していない。</u></p> <p>なお、当該施設は、未届であっても有料老人ホームに該当すれば老人福祉法の適用を受けることや、<u>指導指針に不適合であっても届出が可能であることを承知しておらず、当該都道府県等からその旨の説明も受けていない</u>としている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**図表1－(5)－⑤ 施設側が有料老人ホームの届出を拒否している例**

No.	事例概要
1	<p>当該未届施設は、医療依存度や費用負担の面で他の社会福祉法人では受入れが難しい障害のある高齢者を優先して受け入れており、当該施設を所管する都道府県等は、当該施設に隣接する有料老人ホーム（届出施設）に対する立入検査（平成26年10月）において当該施設の存在を把握し、有料老人ホームの届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設は、今後も医療・介護の最終的な受皿として運営していく方針である一方、当該都道府県等の指導指針では、入居者やその家族から強い要望のある多床室が認められていないことから、当該指導指針が変更されない限り、届出は差し控えたいとしており、平成27年7月末現在で未届となっている。</p>
2	<p>当該都道府県等は、元入居者の親族からの通報により平成26年2月に当該施設の存在を把握し、立入検査等を通じて有料老人ホームの届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設は、入居者が入居サービスと介護等サービスの契約をそれぞれ別々の事業者と締結しており、入居サービス提供者と介護等サービス提供者との間で委託契約を締結していない（注）ことから、有料老人ホームには該当しないと主張している。</p> <p>なお、当該施設の設置者は、当該施設とは別の高齢者・障がい者向けサポート賃貸住宅を平成26年10月に開設しており、当該住宅についても27年7月末現在で未届となっている。</p>

	(注) 当該施設については、入居者と入居サービス提供者との間で締結する建物賃貸借契約書において、「本契約締結時に、介護等サービス提供者との間で、別途、生活支援サービス契約を締結するものとする」と規定されている。
3	<p>当該都道府県等は、平成 24 年 2 月、同年 10 月頃及び 25 年 7 月に当該未届施設を訪問するなどして届出を行うよう指導している。</p> <p>しかし、当該施設を運営する事業者は、「自宅で暮らすことのできない高齢者を安い料金で住ませ、本人も家族も喜んでいる。こんなに社会に貢献しているのに何が悪いのだ」として、当該都道府県等の行政指導に聞く耳を持たず、平成 27 年 7 月末現在で未届となっている。</p> <p>なお、当該事業者は、当該施設とは別の高齢者向けシェアハウスを平成 26 年 8 月頃に開設しており、当該シェアハウスについても 27 年 7 月末現在で未届となっていた（平成 28 年 6 月現在閉鎖）。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**図表 1－(5)－⑥ 未届施設における介護サービス事業所の併設・隣接状況**

(単位：施設、%)

区 分	厚生労働省把握	当省把握	合 計
介護サービス事業所を併設・隣接して設置している	16( 66.7)	14( 56.0)	30( 61.2)
介護サービス事業所の事業者と未届施設の設置者が同一	12	8	20
介護サービス事業所を併設・隣接して設置していない	8( 33.3)	11( 44.0)	19( 38.8)
合 計	24(100)	25(100)	49(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す。

3 「併設」とは、同一建物に事業所がある場合を、「隣接」とは、同一敷地内で別棟の場合又は隣接する土地（道路を挟む場合を含む。）にある場合をそれぞれ指す。

**図表 1－(5)－⑦ 有料老人ホーム一覧表における未届の有料老人ホームの公表状況（平成 27 年 7 月末現在）**

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
未届の有料老人ホームを公表している（ホームページ）	1 ( 3.4)
未届の有料老人ホームを公表していない	28 ( 96.6)
合 計	29 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 有料老人ホーム一覧表の公表対象となる 29 都道府県等について作成した。

3 ( ) 内は、構成比を示す。

### 図表 1-(5)-⑧ 未届の有料老人ホームを公表していない主な理由

- ・ 平成 27 年 2 月の厚生労働省からの協力依頼に基づく有料老人ホーム一覧表の掲載施設には未届の有料老人ホームが含まれることとなるため、届出促進の指導に非協力的な未届施設はもとより、協力的な態度を示している未届施設の態度も硬化させるおそれがあり、未届施設の届出促進や指導監督に悪影響を及ぼすことを非常に懸念している。
- ・ 未届の有料老人ホームを公表することにより、例えば、届出促進の指導に非協力的な未届施設について、i)「未届の有料老人ホーム」として公表されることを事業継続に不利益な情報と捉え、有料老人ホームに該当しないなどとする当初の主張を更に強め、施設への立入りができなくなり、都道府県等として施設の運営状況を把握することが困難になる場合や、ii) 住所地特例の対象施設として公表されることで、都道府県等から介護保険法上のお墨付きを受けたと強弁し、届出促進の指導を拒絶する場合が考えられ、未届施設の届出促進や指導監督に悪影響を及ぼす事態を懸念している。
- ・ 本当に悪質な施設は、有料老人ホームに該当するか否かの特定から逃れ、結果として有料老人ホーム一覧表に掲載されない一方で、都道府県等が未届の有料老人ホームに該当すると判断したところについては、未届であることをもって利用者に非難されかねない状況になるのではないかとの意見が情報交換した都道府県等間であったため、公表を見送った。
- ・ 都道府県等が未届の有料老人ホームに該当すると判断しても、施設側がそれに納得しない限り、実際に公表を行うことは難しい。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 1-(5)-⑨ 未届の有料老人ホームを公表している都道府県等からの意見

- ・ 有料老人ホームであることの特定を終え次第、全て有料老人ホーム一覧表に掲載している。未届の有料老人ホームを公表することについて、未届の事業者に対して届出促進の指導で現地確認を行う際などに個々に説明し承諾を得ている。また、届出自体に難色を示す事業者に対しては、ある程度時間を掛けて制度等を説明し理解を得るとともに、必要に応じて有料老人ホームに該当する旨の通知文を送付するなどの対応を行った上で公表している。このような個別対応を十分に行った上で公表しているため、支障は生じていない。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 1-(5)-⑩ 未届の有料老人ホームを公表したことによる効果

- ・ 未届の有料老人ホームの公表は、本来は有料老人ホームの利用者の利便を目的としたものではないが、未届の有料老人ホームをホームページで公表したことにより、ケアマネジャーから、「入居希望先の施設が未届であることが有料老人ホーム一覧表により確認できたが、安全面で入居させても大丈夫か」との問合せがあったことから考えると、入居に当たっての判断材料を利用者に提供できるという効果もあると考えられる。  
また、未届の有料老人ホームを公表したことにより、i) これまで届出促進の指導に応じないとしてきた事業者が応じてくれることとなった、ii) 届出促進の指導に要する日数が 2、3 か月程度短縮したなど、届出促進の指導を行いやすくなったと考えている。

(注) 当省の調査結果による。

#### 図表 1－(5)－⑪ 包括センターが入居希望者に未届施設を紹介していた例

- ・ 都道府県等から有料老人ホームに関する情報提供はなく、届出施設か未届施設か把握していないため、入居希望者の経済的状況、身体的・精神的状況や他施設の空き状況を勘案して施設を紹介している。結果的に未届施設を紹介してしまったものもある。
- ・ 有料老人ホームの届出の有無については、マスコミ報道があつてから関心を持ち始めたのが実態である。都道府県等から情報提供はなく、届出施設か未届施設か把握していないので、未届施設だから紹介しないという対応はしてこなかった。
- ・ 虐待防止や安全性の確保等のためにも未届施設には紹介したくないという思いが強いが、有料老人ホームの定義や届出の有無の確認方法を承知していなかったことから、結果的に未届の疑いのある施設を入居希望者に紹介してしまったケースがある。
- ・ 施設を紹介する際、サービス内容や利用料金が利用者に合うか否かを特に意識しており、施設の届出状況にはこれまで全く関心を持っていなかった。
- ・ 都道府県等からは、有料老人ホームに関する情報提供はない。未届施設であったとしても、提供されるサービスと料金が釣り合っており、サービスが適切に実施されているのであれば入居希望者に紹介している。

(注) 当省の調査結果による。



## 2 有料老人ホームに対する指導監督の充実・強化

勸告	説明図表番号
<p><b>(1) 有料老人ホームに対する立入検査の実施状況</b></p> <p><b>(定期的な立入検査の実施)</b></p> <p>都道府県等は、老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づき、有料老人ホームに対する立入検査を行うことができるとされている。また、27 年 3 月通知において、都道府県等は、管内の有料老人ホームについて、定期的な立入検査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施することとされている。さらに、立入検査に当たっては、介護保険担当部局とも連携を図り、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置を採ることを指導することとされている。</p> <p>有料老人ホームの数が年々増加している一方で、後述のとおり、届出施設であっても一部に管理・運営が不適切なものもあり、入居者の転落死や入居者に対する虐待等の入居者の安心・安全を脅かす事案も発生している。加えて、平成 27 年 3 月の標準指導指針の改正により、有料老人ホームに該当するサ高住が標準指導指針の適用対象に追加され、これらに対する適切な指導も求められることから、有料老人ホームに対する効率的かつ効果的な指導監督が一層重要となっている。</p> <p><b>(指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載)</b></p> <p>有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第 29 条第 5 項の規定により、入居者又は入居希望者に対し、入居契約に関する重要な事項を情報開示することが義務付けられており、老人福祉法施行規則第 20 条の 7 及び標準指導指針の規定により、重要事項説明書を書面により交付することとされている。また、平成 25 年 3 月改正の標準指導指針の重要事項説明書の様式には、「有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項」欄（注 1）が設けられ、都道府県等から指導指針に基づく指導を受けている場合、有料老人ホームの設置者は、重要事項説明書にその旨を記載することとされている。</p> <p>さらに、平成 27 年 3 月の標準指導指針の改正を受け、有料老人ホームに該当するサ高住についても、有料老人ホームと同様の重要事項説明書を作成・交付することとされている。</p> <p>このようなことから、指導指針に基づく指導が適切に行われ、不適合事項がある場合は、その内容が重要事項説明書に適切に記載され、入居希望者に的確な情報が提供されることが重要となっている。</p> <p>（注 1）平成 27 年 3 月改正の標準指導指針の重要事項説明書の様式には、「有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項」欄のほか、「有料老人ホーム設置運営指導指針「5. 規模及び構造設備」に合致しない事項」欄が設けられている。</p>	<p>図表 1-(1)-⑨ （再掲） 図表 2-(1)-①</p> <p>図表 1-(1)-⑩ （再掲） 図表 1-(1)-⑳ （再掲）</p> <p>図表 2-(1)-②</p>

今回、30 都道府県等における有料老人ホームに対する平成 24 年度から 26 年度までの老人福祉法に基づく立入検査の実施状況等を調査した結果、以下のような状況がみられた。

#### ア 届出施設に対する立入検査の実施状況

届出施設に対する立入検査の実施状況をみると、調査した 30 都道府県等のうち、立入検査が未実施の年度があるなど計画的に実施できていないものが 14 都道府県等みられた。中には、3 か年で一度も実施していないものが 3 都道府県等あり、このうち 2 都道府県等では、更に 2 か年遡っても立入検査が未実施となっていた。

当該 14 都道府県等が所管する施設の中には、要介護 3 以上の要介護者が当省の調査日（平成 27 年 6 月 16 日）現在で全入居者の約 4 割を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、消防法第 17 条の 3 の 3 において義務付けられているスプリンクラー設備や自動火災報知設備の定期点検及び点検結果の消防署への報告について、平成 24 年 9 月の届出（注 2）以来、一度も行っておらず、25 年度の消防署の査察により、不備の指摘を受けていたにもかかわらず、当省の調査日現在でも改善されていなかったものなどがみられた。

立入検査を計画的に実施することが困難な理由について、当該 14 都道府県等では、i) 体制がぜい弱であるため、ii) 新規開設や苦情等があった場合に随時検査を実施しているためなどとしている。また、これらのうち 6 都道府県等では、立入検査の実施方針や実施要綱等を策定しておらず、何をどのように定めてよいのかが分からないため、国に実施要綱等のひな形を示してほしいとの意見がみられた。一方、厚生労働省は、有料老人ホームに対する立入検査の実施について、都道府県等に一任しているとして実施要綱等のひな形を示していない。

なお、当該 6 都道府県等の中には、包括センター等から、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が 8 か月間に都道府県等に 2 件寄せられた未届の有料老人ホームについて、運営実態が未把握となっていたにもかかわらず、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しないまま、当該通報に係る入居者 2 人がそれぞれ退居したことをもって処理を完結していたものがみられた。

（注 2）当該施設は、設置時に有料老人ホームの届出を行っていなかったため、都道府県等から届出を行うよう指導を受け、届出に至っている。

#### イ 有料老人ホームに該当するサ高住に対する立入検査の実施状況

有料老人ホームに該当するサ高住について、調査した 30 都道府県等のうち 2 都道府県等では、立入検査の対象となる施設数を把握しておらず、残りの 28 都道府県等における立入検査の実施状況をみると、未実施の年度があるなど計画的に実施していないものが 24 都道府県等みられ、うち

図表 2-(1)-③

図表 2-(1)-④

図表 2-(1)-⑤

図表 2-(1)-⑥

図表 2-(1)-⑦

図表 2-(1)-⑧

図表 2-(1)-⑨

<p>15 都道府県等においては、3 か年で一度も立入検査を実施していなかった。</p> <p>これら 15 都道府県等が所管する施設の中には、要介護 3 以上の要介護者が当省の調査日（平成 27 年 7 月 8 日）現在で全入居者の約 6 割を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要があるが、消防法第 17 条の 3 の 3 において義務付けられているスプリンクラー設備や自動火災報知設備の定期点検及び点検結果の消防署への報告について、平成 26 年度の消防署の査察により、不備の指摘を受けていたにもかかわらず、当省の調査日現在でも改善されていなかったものなどがみられた。</p> <p>このように、有料老人ホームに該当するサ高住については、従来、標準指導指針の適用対象外とされていたこともあり、立入検査の実績が低調となっていたが、前述のとおり、平成 27 年 3 月に標準指導指針の適用対象に追加されており、適切な指導がより一層求められる。</p>	<p>図表 2-(1)-⑩</p>
<p><b>ウ 効率的・効果的な指導監督の実施</b></p> <p>有料老人ホームに対する立入検査については、上記のとおり、体制が弱い理由であるなどの理由から、計画的に実施していない都道府県等がみられた。また、都道府県等は、各有料老人ホームの設置者から、毎年、現況報告等を目的に重要事項説明書等の提出を受けている（後述項目 3 参照）が、調査した都道府県等の中には、施設数が増加している一方で、体制が弱いことなどから、その内容を確認できていないとする例が複数みられた。</p> <p>このようなことから、都道府県等における弱い指導監督体制を補完し、効率的かつ効果的に有料老人ホームに対する指導監督機能を発揮させることが重要な課題となっている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑪</p>
<p>一方、調査した都道府県等の中には、次のとおり、自主点検や集団指導等の活用により、限られた人的資源でより効率的かつ効果的な指導監督を行うことができるように努めているものがあり、専任職員の配置等が直ちに困難とみられる現状においては、このような取組を積極的に促進していく必要があると考えられる。</p>	<p>図表 2-(1)-⑫</p>
<p>(ア) 自主点検表の活用</p> <p>調査した 30 都道府県等のうち 2 都道府県等では、老人福祉法、指導指針等への適合状況を定期的に把握し、立入検査の対象施設の選定や効率的な検査の実施にも活用するため、管内の全ての有料老人ホームに対し、毎年、自主点検表を活用した自主点検の実施と点検結果の報告を求めている（注 3）。当該 2 都道府県等は、各有料老人ホームの設置者が老人福祉法、指導指針等への遵守状況を自ら確認し、施設の適正な運営の促進を図ることが可能となるとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-⑬ 図表 2-(1)-⑭ 図表 2-(1)-⑮</p>
<p>また、立入検査を計画的に実施していない都道府県等からは、施設</p>	<p>図表 2-(1)-⑯</p>

の運営状況の効率的な把握方法として、自主点検表の活用は有効な手段と考えられるとの意見が複数あった。

なお、当該2都道府県等を除く28都道府県等のうち13都道府県等では、立入検査の効率的な実施等を目的として、検査対象施設に対し、自主点検表を活用した上記と同様の取組を求めている。

(注3) サ高住について、厚生労働省は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」(平成24年4月19日付け老高発0419第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)により、都道府県等に対し、登録事業者から登録事項の現状について定期的(少なくとも年1回以上が望ましい。)な報告を求めることや報告内容に応じた立入検査を実施することについて要請している。

図表2-(1)-⑰

#### (イ) 集団指導の実施

集団指導については、「介護保険施設等指導指針」(平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知の別添1)において、介護付有料老人ホームにおける実施について留意事項が示されているが、近年増加している住宅型有料老人ホームについては、標準指導指針等において、特段の留意事項が示されていない。

調査した30都道府県等のうち12都道府県等では、住宅型有料老人ホームを対象に、消防担当部局等関係部局と連携を図りながら集団指導(注4)を実施している。これらの集団指導では、①防災安全対策、②高齢者虐待の防止対策、③事故発生時の対応等、施設の管理・運営上の留意点についての周知徹底や立入検査において指摘の多かった事項等について注意喚起が図られていた。

図表2-(1)-⑱

また、当該12都道府県等の中には、集団指導を老人福祉法第29条第9項の規定に基づく指導の一環として位置付け、欠席した場合には立入検査の対象として選定することとしているものや、未届施設に対しても集団指導への参加を呼び掛けることで、未届施設と都道府県等との連携体制を構築し、有料老人ホームの届出につなげていたものなどもみられた。

図表2-(1)-⑲

一方、集団指導を実施していない都道府県等の中には、指導指針の見直しについて十分に周知されていなかったため、各施設が作成した重要事項説明書が指導指針に定められた様式と異なっていたものなど(後述エ参照)が複数みられた。

集団指導を実施していない都道府県等では、その理由について、i) 施設に対する指導は個別指導が基本であり、集団指導という発想自体がなかったため、ii) 体制が十分でないことから、集団指導の実施について検討したこともなかったためなどとしている。

<p>(注4)「介護保険施設等指導指針」における集団指導の指導形態及び指導方法等を踏まえ、本行政評価・監視における「集団指導」とは、都道府県等が有料老人ホームの設置者を一定の場所に集めて、遵守すべき制度の内容や過去の指導事例等について講習等の方法により行うものをいう。</p>	
<p>(ウ) 本社に対する指導の実施</p>	
<p>調査した30都道府県等のうち2都道府県等では、複数の有料老人ホームを運営している大手事業者の本社に対し、当該事業者が運営している施設に対する立入検査の結果を踏まえ、傘下事業所に対する指導を求めていたものや傘下事業所に対する管理監督体制等を確認していたものがみられた。</p>	<p>図表 2-(1)-⑳</p>
<p>当該2都道府県等では、立入検査を実施した事業所の本社を調査することにより、i) 事業所に対する定期検査以外にも施設を指導できる機会を確保でき、傘下事業所をまとめて効率的に指導を行うことができる、ii) 傘下事業所に対する適切な運営管理を促すことができるとして、本社を指導することは有効であるとしている。</p>	
<p>なお、前出の平成26年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」によると、有料老人ホームの運営事業者の約半数が3か所以上の有料老人ホームを運営している。</p>	<p>図表 2-(1)-㉑</p>
<p>(エ) 事故報告を端緒とした立入検査等の実施</p>	
<p>調査した30都道府県等のうち、平成24年度から26年度までにおいて、有料老人ホームの設置者から、「入居者の死亡事故」又は「有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害(職員の窃盗等)」に係る事故報告(注5)のあった18都道府県等についてみると、6都道府県等では、原因不明の死亡事故や職員の窃盗等について、事故報告を端緒に立入検査等を実施していた。</p>	<p>図表 2-(1)-㉒ 図表 2-(1)-㉓</p>
<p>一方、残りの12都道府県等の中には、共用浴室における溺水、居室からの転落による入居者の死亡事故や有料老人ホーム職員による窃盗事件が発生していたにもかかわらず、これらの事故が発生した施設に対して、立入検査等を実施していないものがみられた。</p>	
<p>立入検査等を実施していた6都道府県等では、原因不明の死亡事故、虐待、入居者の財産侵害などが発生した事案は、施設の管理・運営上、何らかの問題が内在している可能性があり、次回の立入検査時に施設側の対応状況を確認することとした場合、それまでの間に施設側の対応に不備があれば再発につながるおそれがあることから、速やかに立入検査等を実施して事故発生時の状況や施設側の対応、今後の改善方策を確認し、早期の再発防止に努めているなどとしている。</p>	<p>図表 2-(1)-㉔</p>

実際、職員による窃盗事件を端緒に立入検査等を実施している都道府県等では、預り金管理規程の不備や同管理規程に反する運用が行われていた事実が明らかとなったほか、事故報告が遅延していたことや施設と入居者間で書面による金銭管理契約がなかったことなどを指摘し、都道府県等の改善指導を踏まえた再発防止策が採られていた。

有料老人ホームで発生する事故は、事案の背景や内容が異なるため単純に比較はできないものの、上記のように、事故報告を端緒に立入検査等を実施することにより、施設の管理・運営上の問題が複数明らかになる場合もあることから、事故報告を立入検査等に積極的に活用する必要があると考えられる。

(注5) 後述(2)のとおり、標準指導指針において、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、有料老人ホームの設置者は、速やかに都道府県等に連絡を行うこととされている。

図表 2-(1)-㉓  
(再掲)

## エ 指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載状況

調査した160有料老人ホームのうち79届出施設における指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載状況を見ると、立入検査等により都道府県等から指導指針に基づく指導を受けていた施設の中には、以下のとおり、重要事項説明書への記載が適切に行われていないものがみられた。

- ① 不適合事項欄が設けられていないもの (9 施設)
- ② 不適合事項の内容が記載されていないもの (5 施設)
- ③ 「不適合事項なし」と記載されているもの (13 施設)

また、上記27施設を所管する18都道府県等の中には、i) 全ての不適合事項を記載させた場合、利用者にマイナスイメージを持たれてしまうことになるため、ii) 指導指針の遵守状況を事業者による改善報告により確認しているためなどとして、不適合事項を重要事項説明書に記載するよう指導を行っていなかったものがみられた。

図表 2-(1)-㉔

図表 2-(1)-㉕

## (2) 有料老人ホームにおける事故報告の実施状況等

### (都道府県等における事故情報の把握)

有料老人ホームにおいて、入居者に対する処遇により事故が発生した場合には、当該有料老人ホームの設置者において、当該事故原因を調査し、その調査結果を踏まえ再発防止策を策定するとともに、当該再発防止策を適切に実施することが重要である。

また、都道府県等は、有料老人ホームにおいて事故が発生した場合には、有料老人ホームの設置者から事故報告を徴収し、上記再発防止に係る取組が適切に実施されているかどうかについて確認するとともに、地域の状況に応じて指導指針を見直すなど、類似事故の発生防止に活用することが重

要である。

厚生労働省は、有料老人ホームの設置者における事故発生の防止及び発生時の対応等について、「「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について」（平成24年3月16日付け老発0316第1号厚生労働省老健局長通知）により標準指導指針を改正し、入居者に対する処遇（注1）により事故が発生した場合、有料老人ホームの設置者は、速やかに都道府県等に連絡を行うこととしている。

平成26年11月から12月までにかけて、川崎市内の有料老人ホームにおいて発生した入居者の転落死亡事故を受け、東京都が当該施設の運営事業者に立入検査等を実施した結果によると、22年度以降、当該事業者が設置・運営する都内の有料老人ホーム全体で700件の事故が発生していたが、うち680件が東京都に未報告となっていたことが明らかとなっている。

このようなことから、有料老人ホームにおいて入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の設置者からの都道府県等への適切な事故報告などが課題となっている。

（注1）平成27年3月改正の標準指導指針では、「処遇」の文言が「サービスの提供」に改正されている。

#### （国における事故情報の把握に関する取組）

厚生労働省は、標準指導指針の改正の趣旨に鑑み、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成24年5月25日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡）により、都道府県等に対し、有料老人ホームの設置者から入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、速やかに厚生労働省に情報提供を行うよう依頼している。また、厚生労働省は、当該事務連絡の中で、入居者に対する処遇に係る事故として想定される事案として、「入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。以下同じ。）」、「入居者に対する虐待」など5事例を掲げている。ただし、当該情報提供は都道府県等の任意としており、全国的な事故報告の集約等は行っていない。

一方、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条において、地方公共団体の長は、消費者事故等（注2）に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされており、有料老人ホームにおける役務・施設に係る消費者事故等も通知の対象となっている。

また、「消費者基本計画」において、消費者庁、関係省庁等は、「重大事故を始めとする消費者事故等については、（略）、高齢者向け住まい（有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等）等における事故情報の的確な収集などにより、発生時の端緒情報が速やかに収集されるよう情報収集体制を充実する」こととされている。さらに、「消費者基本計画工程表」（平成27年3月24日消費者政策会議決定）において、厚生労働省は、高齢者

図表 2-(2)-①

図表 2-(2)-②

図表 2-(2)-③

図表 2-(2)-④

図表 2-(2)-⑤

図表 2-(2)-⑥

図表 2-(2)-⑦

向け住まいにおける安全の確保を図るため、事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底することとされている。

(注 2)「消費者事故等」は、消費者安全法において、消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に被害を与えるものに大別される。このうち、生命・身体被害に係る事故等については、i) 事業者が提供する商品等や役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、死亡、負傷、疾病など消費者の生命・身体に一定程度の被害が発生したもの(事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)、ii) 消費安全性を欠く商品等や役務が使用等された事態であって、上記 i) の事故を発生させるおそれがあるものとされている(消費者安全法第 2 条第 5 項第 1 号及び第 2 号)。

今回、30 都道府県等における平成 24 年度から 26 年度までの有料老人ホームの設置者からの事故報告の実施状況及び都道府県等から国への事故情報の提供状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

#### ア 有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告の実施状況

平成 26 年度における有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告の実施状況をみると、2 都道府県等では、指導指針において都道府県等に連絡を行うよう規定していないため(注 3)、事故報告が未実施となっている。また、19 都道府県等では、計 5,133 件の事故報告が行われ、24 年度の 3,613 件(注 4)から 1.42 倍に増加しており、その内訳をみると、①「入居者の死亡事故」が 208 件、②「有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害(職員による窃盗等)」が 9 件などとなっているが、残りの 9 都道府県等では、26 年度はいずれも事故報告が 0 件となっており、うち 6 都道府県等においては、3 か年とも 0 件となっていた。

しかし、当該 6 都道府県等の中には、管内の有料老人ホームで入居者の死亡事故が発生していたにもかかわらず、有料老人ホームの設置者が事故報告の必要性について十分認識していなかったため、都道府県等に事故報告を行っていなかったものがみられた。

ちなみに、厚生労働省の「人口動態統計」によると、老人ホーム(注 5)における「不慮の事故」(注 6)による死亡数は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間で、老人ホームにおける死亡総数の 1%程度で推移している。

このようなことから、有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告が適切に行われていないものと考えられ、事故を適切に把握できていない都道府県等では、事故が発生した施設に対して、事故の再発防止等について、適切に指導監督を行えない状況となっている。

一方、調査した都道府県等の中には、立入検査の際に事故報告の遵守について重点的に指導した結果、事故報告件数が平成 24 年度の 10 件か

図表 2-(2)-④  
(再掲)

図表 2-(2)-⑧  
図表 2-(2)-⑨

図表 2-(2)-⑩

図表 2-(2)-⑪

図表 2-(2)-⑫



ら 26 年度には 269 件と大幅に増加しているものがみられたことから、立入検査や集団指導の際に、事故報告の徹底について指導することが効果的と考えられる。

(注 3) 当該 2 都道府県等のうち 1 都道府県等では、平成 27 年 7 月に都道府県等に事故報告を行うよう指導指針を改正した。

一方、残りの 1 都道府県等では、平成 27 年 3 月の指導指針の改正に併せて、住宅型有料老人ホームについては、「有料老人ホーム事故報告要領」を策定し、都道府県等に事故報告を行うこととした（介護付有料老人ホームについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 192 条の規定により、保険者（市区町村）に事故報告を行うこととされている。）。

(注 4) 指導指針において、都道府県等に連絡を行うよう規定している 28 都道府県等のうち、事故報告の実施状況を把握できた 26 都道府県等について集計した。

(注 5) 「老人ホーム」には、有料老人ホームに加えて、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームを含む。

(注 6) 「不慮の事故」とは、i) 交通事故、ii) 転倒・転落、iii) 不慮の溺死及び溺水、iv) 不慮の窒息、v) 煙、火及び火炎へのばく露、vi) 有害物質による不慮の中毒及び有害物質へのばく露、vii) その他の不慮の事故を指す。

#### イ 都道府県等から国への事故情報の提供状況

調査した 30 都道府県等における平成 24 年度から 26 年度までの厚生労働省への事故情報の提供状況をみると、情報提供の対象となる事案のあった 19 都道府県等のうち 5 都道府県等では厚生労働省に情報提供していたが、14 都道府県等では情報提供していなかった。

図表 2-(2)-⑬

また、情報提供の対象となる事案のうち、「入居者の死亡事故」に係る提供状況についてみると、上記 19 都道府県等のうち 17 都道府県等では、当該事故を計 502 件把握していたが、うち 12 都道府県等の計 473 件は厚生労働省に情報提供されていなかった。これらの死亡事故の中には、共用浴室における溺水や居室からの転落によるものなどもみられた。

図表 2-(2)-⑨  
(再掲)

これについて、厚生労働省は、有料老人ホームに対する立入権限が厚生労働省にはないため、有料老人ホームで発生した事故のうち、社会的に影響が大きいものや入居者の処遇に影響のあるものなどについて、厚生労働省への問合せがある場合に備え、都道府県等に情報提供を依頼しているものであり、情報提供を行うか否かは任意であるとしている。

図表 2-(2)-⑭

しかし、厚生労働省に情報提供していなかった 14 都道府県等のうち 5 都道府県等では、同省から事故情報の提供を依頼されていることを承知していなかった。また、残りの 9 都道府県等の中には、現状では、全国的に事故の発生が多い事例について分析し、その対策を示すといったフィードバックが行われていないため、情報提供を行う意義が感じられないので、情報提供された事故情報を厚生労働省が分析し、その結果を都

<p>道府県等に提供してほしいとの意見があった。</p> <p>一方、消費者安全法に基づく消費者事故等の収集に係る消費者庁の取組状況についてみると、消費者庁は、当省の「消費者取引に関する政策評価」(平成26年4月)における勧告等を踏まえ、消費者事故等の収集を強化するため、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を平成27年3月に改訂し、通知すべき事項の一層の具体化・明確化を図るとともに、「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について(再周知)」(平成27年5月29日付け消費者庁消費安全課、消費者政策課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)により、都道府県等に対し、介護施設等における消費者事故等の具体例を示しつつ、改訂後のマニュアルに基づく消費者事故等の通知の実施及び管内の市町村への周知徹底について依頼している。</p> <p>これらの取組により、地方公共団体から消費者庁への有料老人ホーム等に係る消費者事故等の通知として受理された件数は、平成26年度の5件から27年度は20件と4倍に増加している。</p> <p>また、上記事務連絡では、地方公共団体から消費者庁へ通知する際は、併せて厚生労働省にも通知するよう依頼されていることから、厚生労働省は、消費者安全法の枠組みで収集した有料老人ホームにおける事故情報、都道府県等からの情報提供により収集した事故情報等について、老人の福祉を増進する観点から分析し、都道府県等、有料老人ホームの設置者、有料老人ホーム利用者等に注意喚起等するとともに、その分析により得られた知見等を有料老人ホームにおける事故等の再発防止のための各種施策にいかすことが重要である。</p>	<p>図表2-(2)-⑮</p> <p>図表2-(2)-⑯</p>
<p><b>(3) 有料老人ホームにおける第三者評価に関する取組状況</b></p> <p>厚生労働省は、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」(平成26年4月1日付け雇児発0401第12号・社援発0401第33号・老発第0401第11号厚生労働省雇用・均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知)の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」により、福祉サービス第三者評価(社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。)を行う事業(以下「福祉サービス第三者評価事業」という。)について普及促進等を図っている。</p> <p>しかし、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であるのに対し、有料老人ホームの事業は、社会福祉法第2条の規定に基づく社会福祉事業として位置付けられていないことから、上記指針に基づく福祉サービ</p>	<p>図表2-(3)-①</p> <p>図表2-(3)-②</p>

<p>ス第三者評価の対象には含まれていない。</p>	
<p>一方、調査した都道府県等の中には、東京都のように、「特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）」を福祉サービス第三者評価の対象に含めているものがみられた（注1）。</p>	図表 2-(3)-③
<p>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、サービスの質の確保・向上を図り、入居希望者の住まいの選択に資することを目的として、平成15年度から、有料老人ホーム及びサ高住（注2）を対象に「サービス第三者評価事業」を実施しているが、同事業による評価を受審できるのは、有老協の会員に限定されている。</p>	図表 2-(3)-④
<p>（注1）東京都では、都の福祉サービス第三者評価の受審に努めるよう指導指針に規定している。また、神奈川県も同旨の規定を指導指針に設けている。</p>	図表 2-(3)-⑤
<p>（注2）サ高住については、平成25年度から評価対象とされている。</p>	
<p>今回、160 有料老人ホームにおける提供サービスの第三者評価の受審状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>調査した 160 有料老人ホームのうち 17 施設では、平成 27 年 4 月 1 日現在で第三者評価を受審していたが、いずれも有老協の会員として、有老協が実施している「サービス第三者評価事業」を受審していたものであった。</p>	図表 2-(3)-⑥
<p>しかし、有老協の会員が登録している施設数は、平成 26 年度末現在で 809 施設と、我が国の有料老人ホーム全体（平成 26 年 7 月 1 日現在で 9,581 施設）の 8.4%にすぎない。</p>	図表 2-(3)-④ （再掲）
<p>第三者評価を受審していない理由について、調査した施設では、i) 有老協が実施している第三者評価は、会員しか受審することができず、定期的に受審しようとする、受審料が高額である（注 3）、ii) 第三者評価は一般的に金銭的な負担が大きい、評価機関ごとに評価項目や評価手法が異なるため、統一的な評価結果が得られないなどとしている。</p>	図表 2-(3)-⑦
<p>一方、第三者評価を受審した施設の中には、虐待防止マニュアルの作成等について指摘を受け、指摘事項は全て改善を図ったことなどから、サービスの質の向上に有用であるとするものも複数みられた。</p>	図表 2-(3)-⑧
<p>また、第三者評価の普及促進について、調査した施設からは、i) 行政機関が認定した評価機関による第三者評価を普及させれば、受審する施設も増えるのではないかと、ii) 第三者評価として、行政機関と同程度に信頼性が高いものがあれば、積極的に受審したいなどの意見があった。</p>	図表 2-(3)-⑨
<p>このような状況に加え、前述(1)のとおり、都道府県等における有料老人ホームに対する立入検査等は、体制的な制約もあって十分に行われているとはいえず、また、事故報告も徹底されていない状況を踏まえると、都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、i) サービスの質等に係る評価の仕組み、ii) 評</p>	

価結果の活用について検討する必要があると考えられる。

なお、介護保険法第24条の規定に基づく実地指導は、都道府県知事が指定する「指定都道府県事務受託法人」に委託できるとされており（同法第24条の3第1項第1号）、都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督業務についても、老人福祉法に基づく立入検査の実施状況等を踏まえつつ、今後民間委託の導入の可能性も検討対象となり得ると考えられる。

（注3）有老協の第三者評価の受審料は20万円である。ただし、有老協への施設登録後5年以内で初めての受審の場合、受審料は無料となっている。

#### 【所見】

したがって、厚生労働省は、施設入居者の保護を図るとともに、事故等の再発防止を促進する観点から、届出施設に対する指導監督をより効率的かつ効果的に実施できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県等に対し、
  - i) 届出施設から定期報告として自主点検表の提出を求めること
  - ii) 指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載の徹底を図ること
  - iii) 届出施設から都道府県等に対する事故報告の徹底を図るとともに、当該事故報告に係る都道府県等から厚生労働省への一層の情報提供の実施を図ることについて要請すること。
- ② 有料老人ホームに対する指導監督について、立入検査や集団指導等の実施に関する留意事項を標準指導指針に明記するよう見直し、都道府県等に周知徹底を図ること。
- ③ 関係行政機関の協力を得て収集した事故情報等を分析し、事故等の再発防止に資する情報を都道府県等に提供すること。
- ④ 都道府県等による指導監督を補完するものとして、評価における第三者性の担保方策にも留意しつつ、
  - i) サービスの質等に係る評価の仕組み、
  - ii) 評価結果の活用について検討すること。

## 図表 2- (1) - ① 有料老人ホームに対する立入検査に関する通知

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）

<抜粋>

### 2 指導上の留意点

(1) ～ (6) (略)

(7) 立入調査の定期的実施等

管内の有料老人ホームについて、定期的な立入調査を実施するほか、必要に応じ適宜調査を実施されたい。立入調査に当たっては、介護保険担当部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じ、指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められたときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとることを指導し、又は命じられたい。

(8) ～ (10) (略)

- 「有料老人ホームの届出促進等に関する総合的な取組の徹底について」（平成 19 年 3 月 20 日付け計発第 0320001 号・老振発第 0320001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長連名通知）<抜粋>

### II 入居者保護の徹底

#### 1 有料老人ホーム指導監督体制の強化

先般の老人福祉法の改正では、有料老人ホームの定義を拡大するとともに、入居者保護の充実を図るため、立入検査権を付与するなど都道府県の指導監督権限を強化したところである。これを踏まえ、従来以上に指導監督体制の確保が求められているところであるが、有料老人ホームの専任職員を配置している都道府県は少ないのが実情である。

介護保険法施行後の数年来の傾向をみても、有料老人ホームの数は急速に増加してきており、今後、高齢化の一層の進展とともに、有料老人ホームがさらに増加することも予想される。

体制不備を理由として対応が後手に回ることがないように、専任職員の配置に努めるなど、有料老人ホーム指導監督体制の強化を図っていただきたい。

- 「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」（平成 27 年 11 月 13 日付け老発 1113 第 1 号厚生労働省老健局長通知）<抜粋>

### 5 有料老人ホームに対する指導の徹底等

(略)

また、3 月 30 日付けで標準指導指針の改正を行い、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、標準指導指針の対象に追加していません。ついては、有料老人ホームに該当するサ高住についても、都道府県等において適確に把握した上、老人福祉法及び指導指針に基づく適切な指導を実施されますよう、お願いします。

(1) 定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

各都道府県等におかれては、定期的な立入調査等を通じて、貴管内の有料老人ホームの運営状況の把握に努め、必要に応じて都道府県等が適切に関与できる体制を平時から構築されますようお願いいたします。

特に立入調査に当たっては、介護保険担当部局をはじめ他部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとるよう指導等をお願いいたします。また、その後改善策が適切に講じられているかを確認するなど、各都道府県において再発防止に向けた継続的な対応を行われますようお願いいたします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等の行政指導に関する協力を行っています。ついては、有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、有老協と連携を図られますようお願いいたします。

(注) 下線は当省が付した。

**図表 2- (1) - ② 入居契約に関する重要な事項の情報開示に関する規定等**

○ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）〈抜粋〉

（届出等）

第 29 条 （略）

2～4 （略）

5 有料老人ホームの設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該有料老人ホームに入居する者又は入居しようとする者に対して、当該有料老人ホームにおいて供与する介護等の内容その他の厚生労働省令で定める事項に関する情報を開示しなければならない。

6～12 （略）

○ 老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）〈抜粋〉

（法第 29 条第 1 項第 7 号に規定する厚生労働省令で定める事項）

第 20 条の 5 法第 29 条第 1 項第 7 号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～十三 （略）

十四 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書

（情報の開示の方法）

第 20 条の 7 有料老人ホームの設置者は、法第 29 条第 5 項の規定により情報を開示する場合は、次条に定める事項を書面により交付するものとする。

(法第 29 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第 20 条の 8 法第 29 条第 5 項に規定する厚生労働省令で定める事項は、第 20 条の 5 第 14 号に規定する事項とする。

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 25 年 3 月 29 日付け老発 0329 第 10 号厚生労働省老健局長通知)  
＜抜粋＞

10 契約内容等

(3) 重要事項の説明等

ウ 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居者に対して十分に説明すること。

別紙様式 重要事項説明書の不適合事項欄

<b>6. その他</b>		
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出	あり	なし
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
なし		
あり	(その内容)	

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知)  
＜抜粋＞

12 契約内容等

(4) 重要事項の説明等

老人福祉法第 29 条第 5 項の規定に基づく情報の開示において、老人福祉法施行規則第 20 条の 5 第 14 号に規定する入居契約に関する重要な事項の説明については、次の各号に掲げる基準によること。

- 一 入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」(以下「重要事項説明書」という。)を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項を実態に即して正確に記載すること。(後略)
- 二 重要事項説明書は、老人福祉法第 29 条第 5 項の規定により、入居相談があったときに交付するほか、求めに応じ交付すること。
- 三 (略)
- 四 有料老人ホームの設置時に老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行っていない場合や、本指針に基づく指導を受けている場合は、重要事項説明書にその旨を記載するとともに、入居契約に際し、入居希望者に対して十分に説明すること。

別紙様式 重要事項説明書の不適合事項欄

有料老人ホーム設置運営指導指針「5.規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり 2 なし
合致しない事項がある場合の内容	
「6.既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している（代替措置） 2 適合している（将来の改善計画） 3 適合していない
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項	
不適合事項がある場合の内容	

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針の改正に伴うサービス付き高齢者向け住宅の登録を受けた有料老人ホームの重要事項説明書の取扱等について」（平成 27 年 6 月 15 日付け老高発第 0615 第 1 号・国住心第 60 号厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長連名通知）＜抜粋＞

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の規定に基づく有料老人ホームについては、老人福祉法第 29 条第 5 項の規定に基づく情報開示の観点から、設置者は、入居者および入居希望者（以下、「入居者等」という。）に対して入居契約に関する重要な事項を説明することが求められている。これを踏まえ、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号 最終改正平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号。以下、「標準指導指針」という。）の別紙様式「有料老人ホーム重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下、「重要事項説明書」という。）を設置者は作成し、入居者等の求めに応じ、交付することとしている。

今般、3 月 30 日付けで標準指導指針の改正を行い、サービス付き高齢者向け住宅（以下、「サ高住」という。）の登録を受けた有料老人ホームについて、標準指導指針の対象に追加したことにより、サ高住の登録を受けた有料老人ホームについても、都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）において適確に把握した上、老人福祉法に基づく適切な指導ができるよう措置したところである。

また、従来より、サ高住の登録を受けていない有料老人ホームについては、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 9 年 12 月 19 日老振第 143 号）に基づき、毎年 7 月 1 日現在の重要事項説明書を設置者に提出させているが、今般の標準指導指針の改正を踏まえ、今後は、サ高住の登録を受けた有料老人ホームの重要事項説明書についても設置者に提出を求めることとなるので、サ高住の登録を受けた有料老人ホームの重要事項説明書の取扱等については、下記の事項に留意されたい。（以下略）

（注）下線は当省が付した。



図表 2- (1) -③ 30 都道府県等における届出施設に対する老人福祉法に基づく立入検査の実施状況（平成 24～26 年度）

（単位：機関、％）

区 分	都道府県等数
計画的に実施している	16 ( 53.3)
計画的に実施していない	14 ( 46.7)
①3 か年で一度も実施していないもの	7
定期検査は実施していないが、新規開設や苦情等があった場合に随時検査を実施しているもの	4
定期検査、随時検査共に実施していないもの	3
②3 か年で未実施の年度があるもの（①を除く。）	7
合 計	30 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 「計画的に実施している」とは、平成 24 年度から 26 年度までにおいて届出施設に対する定期検査を毎年 1 施設以上実施しているものを指す。

3 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 2- (1) -④ 届出施設に対する立入検査を 3 か年で一度も実施していない例

No.	事例概要										
1	<p>佐賀県では、指導監督体制がぜい弱である上、改善指導の根拠となる指導指針に強制力がないこと等から、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年において、管内の有料老人ホームに対する立入検査や指導指針に基づく指導を一度も実施していなかった。同県では、更に 2 か年遡っても立入検査が未実施となっていた。</p> <p>同県内における有料老人ホーム（届出施設）の施設数は、次表のとおり、平成 26 年度末時点で 160 施設と、22 年度末時点の 44 施設と比較して約 4 倍に増加している。</p> <p style="text-align: center;">佐賀県内における有料老人ホームの施設数の推移</p> <p style="text-align: right;">（単位：施設）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">68</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">124</td> <td style="text-align: center;">160</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）1 当省の調査結果による。 2 施設数は、各年度末時点のものである。</p> <p>立入検査を実施していない理由について、同県では、i) 有料老人ホームの指導監督部局の担当者数は 3 人（係長、副主査及び主事）であるが、実質の担当者は 1 人（主事）のみで他の業務と兼務していることから、指導監督体制がぜい弱となっているため、ii) 入居者等から苦情・相談を受け付ける都度、その解決を図っているためであるとしている。</p> <p>なお、佐賀県では、関係機関からの情報提供を受け、当省の調査途上の平成 27 年 6 月に管内の有料老人ホーム（届出施設）に対する立入検査を 1 件実施している。</p>	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	44	68	100	124	160
平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度							
44	68	100	124	160							

2	<p>山梨県では、未届の有料老人ホームに対しては、原則、年1回の立入検査を実施しているが、平成24年度から26年度までの3か年において、届出施設に対する立入検査を一度も実施していなかった。同県では、更に2か年遡っても立入検査が未実施となっていた。</p> <p>これについて、同県では、有料老人ホームの指導監督を担当している長寿社会課（職員数25人（非常勤職員を含む。））のうち、有料老人ホームに関する業務に携わっている職員は2人（課の総括業務担当の課長補佐1人及び主担当（他業務兼務）の主事1人）であり、立入検査を実施するだけの人員・体制が確保されていないことを挙げている。</p>
3	<p>さいたま市では、介護付有料老人ホームについては監査指導課が、住宅型有料老人ホームについては介護保険課がそれぞれ担当しているが、平成24年度から26年度までの3か年において、老人福祉法に基づく立入検査を一度も実施していなかった。</p> <p>これについて、同市では、以下のとおり説明している。</p> <p>① 毎年7月に有料老人ホームの設置者から提出させている財務諸表や重要事項説明書等の関係書類により施設の状況は把握できる。</p> <p>② 有料老人ホームの運営において、何らかの問題があれば、入居者等から苦情・相談が市に寄せられ（苦情・相談件数：平成24年度6件、25年度17件、26年度23件）、当該案件に対応していく中で問題のあった施設については、必要に応じ出向いて指導等している。</p> <p>③ 老人福祉法に基づく立入検査を実施することを重く受け止めており、施設に対する立入検査は重大な問題があった場合に行うものである。</p> <p>④ 担当職員のマンパワーの問題により計画的な立入検査を実施することは困難である。</p>

（注）当省の調査結果による。

図表2-（1）-⑤ 施設の管理・運営が不適切となっていた届出施設の例

施設所在 都道府県	事例概要
福岡県	<p>当該施設（平成24年9月届出（注））は、消防法施行令別表第1(6)項口の「自力避難が困難な者が主として入居する社会福祉施設等」に該当する施設として、①スプリンクラー設備、②自動火災報知設備及び③火災通報装置を設置するとともに、これらの消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防署に報告する義務があるが、平成25年度の消防署の査察により、次のとおり指摘を受けていた。</p> <p>i) 火災通報装置を設置すること。</p> <p>ii) 年2回の機器点検及び年1回の消防署への点検結果報告を行うこと。</p> <p>また、当該施設を所管する都道府県等の指導指針では、片廊下の幅員は1.8m以上確保するよう定められているが、当該施設においては1.26mと基準に満たないことから、定期的な避難訓練の実施が重要と考えられ、平成25年度までは消防署員立会いの下で、年2回の訓練（消火訓練、通報訓練及び避難誘導訓練）を実施していた。</p> <p>しかし、当時の防火管理者が退職し、後任者への引継ぎができていなかったため、当省の調査日（平成27年6月16日）現在まで火災通報装置を設置しておら</p>

	<p>ず、消防用設備等の点検及び点検結果の消防署への報告が行われていなかった。また、平成 26 年度は消火訓練を 1 回実施したのみであり、27 年 6 月に実施した訓練も消火訓練及び通報訓練のみの実施となっていた。</p> <p>当該施設における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日現在で全入居者の約 4 割を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p> <p>このことについて、当該施設では、当省の調査を契機として上記の不備が判明したことから、点検業者の選定を進めるなど早急に対応したいとしている。</p> <p>(注) 当該施設は、設置時に有料老人ホームの届出を行っていなかったため、都道府県等から届出を行うよう指導を受け、届出に至っている。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 2- (1) - ⑥ 届出施設に対する立入検査を計画的に実施することが困難な主な理由

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料老人ホームに関する業務に携わっている主担当の職員は、他業務との兼務で 1 人のみであり、立入検査を実施するだけの人員・体制が確保されていない。</li> <li>・ 有料老人ホームの指導担当職員は 1 人のみであり、特別養護老人ホームや軽費老人ホーム等の立入検査業務も兼務しているため、これらの検査業務で手一杯である。また、有料老人ホームに対する立入検査の手法やノウハウも確立していない。</li> <li>・ 有料老人ホームの立入検査を担当する職員が各保健福祉事務所に兼任で 1 人しかいないため、新規開設や苦情等のあった場合に随時検査を実施しており、定期検査を実施するにはマンパワーが不足している。</li> <li>・ 有料老人ホーム及び有料老人ホームに該当するサ高住の担当者は 1 人であり、体制が弱いことから、新規開設や苦情等のあった場合に随時検査を実施している。</li> <li>・ 有料老人ホームの指導監督に係る担当者は、他業務との兼務で 1 人のみであるため、住宅型有料老人ホームを対象に新規開設や前年度に立入検査を未実施だった施設を優先して立入検査を実施している。</li> </ul>
--

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 2- (1) - ⑦ 老人福祉法に基づく立入検査の実施要綱等の策定状況

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
実施方針や実施要綱等を策定している	8 ( 57.1 )
実施方針や実施要綱等を策定していない	6 ( 42.9 )
合 計	14 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 立入検査を計画的に実施していない 14 都道府県等について作成した。

3 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 2－(1)－⑧ 虐待がうかがわれる通報に対して立入検査を実施していない例

事例概要
<p>当該未届の有料老人ホームに関して、入居者に対する虐待や不適切な処遇をうかがわせる内容の通報が平成 25 年 5 月と同年 12 月に包括センター等から当該施設を所管する都道府県等に 2 件寄せられていた。当該都道府県等は、当該施設に対し、有料老人ホームの届出を行うよう再三指導していたが、一向に届出されないままとなっており、入居者に対して適切な処遇がなされているかどうか実態が明らかとなっていなかった。</p> <p>しかし、当該都道府県等は、当該施設に対して市区町村と合同での事実確認や立入検査を実施しないまま、当該施設が所在する市区町村を通じて事実関係を確認中に、当該通報に係る入居者 2 人がそれぞれ退居したことをもって処理を完結していた。</p> <p>このことについて、当該都道府県等では、「対象者の安全や対象者及び家族の意向（自身が通報したことが漏えいする不安）を考慮しながら情報収集に努めていた。特に 2 件目の事案については、相談者に「ケアマネジャーには言いたくない」との意向があったことから、当時は当該施設に対し、虐待の事実を直接確認することは適当ではないと考え、関係市区町村において情報収集をしていた。対象者が退居した後においても、関係市区町村、包括センター等の関係機関のほか、ケアマネジャーや介護相談員と連携し、注視すべき施設の一つとして情報収集に努めている」としている。</p>

図表 2－(1)－⑨ 30 都道府県等におけるサ高住に対する老人福祉法に基づく立入検査の実施状況（平成 24～26 年度）

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
対象施設数を把握していない	2 ( 6.7)
計画的に実施している	4 ( 13.3)
計画的に実施していない	24 ( 80.0)
①3 か年で一度も実施していないもの	15
②3 か年で未実施の年度があるもの (①を除く。)	9
合 計	30 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。  
 2 サ高住は、有料老人ホームに該当するものに限る。  
 3 「計画的に実施している」とは、平成 24 年度から 26 年度までにおいてサ高住に対する定期検査を毎年 1 施設以上実施しているものを指す。  
 4 ( ) 内は、構成比を示す。

**図表 2- (1) - ⑩ 施設の管理・運営が不適切となっていた有料老人ホームに該当するサ高住の例**

施設所在 都道府県	事例概要
福島県	<p>当該施設（平成 25 年 6 月事業開始）は、①スプリンクラー設備、②自動火災報知設備、③火災通報装置等の消防用設備等を設置しており、平成 26 年 7 月の消防署の査察により、次のとおり指摘を受けていたにもかかわらず、当省の調査日（平成 27 年 7 月 8 日）現在でも改善されていなかった。</p> <p>i) 年 2 回の避難訓練を実施すること。</p> <p>ii) 年 2 回の機器点検及び消防署への点検結果報告を行うこと。</p> <p>当該施設における要介護 3 以上の要介護者は、当省の調査日現在で全入居者の約 6 割を占めており、入居者の安全確保をより適切に図る必要がある。</p> <p>このことについて、当該施設では、「前担当者（現在は退職）の事務処理上の不手際で引継ぎができていなかった。不備のあった点については、入居者の安全に関わることなので、可能な限り早期に改善を図るよう努力したい」としている。</p>

（注）当省の調査結果による。

**図表 2- (1) - ⑪ 重要事項説明書の内容を確認できていないとする都道府県等の状況**

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制面の問題から、提出を受けた重要事項説明書の記載内容を十分には確認できていない。</li> <li>・ 体制面や他業務との兼ね合いから、提出された重要事項説明書の内容を確認できていないのが現状である。</li> <li>・ 重要事項説明書は機械的に受け取っており、内容を確認できていない。</li> <li>・ 重要事項説明書については、提出の有無を確認する程度である。</li> <li>・ 毎年有料老人ホームから重要事項説明書等を提出させているが、担当者 1 人で体制がぜい弱なことから、内容を確認できていない。</li> <li>・ 重要事項説明書は、全ての届出施設から提出されていないことがうかがわれるが、現体制（担当者 1 人）ではそれすら十分に確認できていない。</li> </ul>
--

（注）当省の調査結果による。

図表2-1(1)-⑫ 30 都道府県等における有料老人ホームに対する指導監督の実施状況

(単位：人、施設、%)

都道府県等	担当者数	実立 施入 要綱 等の 検査 回数	実定 施入 頻度 の 検査 回数	実定期 検査 の 回数	老人福祉法に基づく立入検査の実施状況 (平成26年度)						自主 点 検 表	集 団 指 導	本 社 指 導			
					届出施設			未届施設						有 料 老 人 ホ ー ム に 該 当 す る サ 高 住 居 の 実 施 率		
					所 管 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率	所 管 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率						
北海道	※51	○	3年に1回	○	(注9)117	48	41.0	(注9)157	0	0.0	(注9)132	0	0.0	○		
札幌市	4	○	3年に1回	○	130	41	31.5	169	0	0.0	157	11	7.0	○		
宮城県	※8	○	2年に1回	○	60	39	65.0	16	0	0.0	88	0	0.0			
仙台市	2	○	2年に1回	(注8)	61	10	16.4	0	-	-	42	0	0.0	○		
福島県	※9	○	3年に1回	(注8)	73	18	24.7	5	4	80.0	41	0	0.0	○		
郡山市	2	○	3年に1回	(注8)	10	7	70.0	0	-	-	26	0	0.0	○		
群馬県	※8	○			172	18	10.5	(注9)8	4	50.0	70	8	11.4			○
前橋市	6(2)	○	2年に1回	○	66	32	48.5	0	-	-	24	17	70.8			○
埼玉県	4		3年に1回	○	253	26	10.3	4	0	0.0	223	37	16.6	○		○
さいたま市	3				112	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0			
千葉県	※51	○	2年に1回	○	222	101	45.5	17	2	11.8	93	0	0.0	○		
千葉市	8(3)	○			91	9	9.9	16	6	37.5	34	0	0.0	○		
東京都	25(5)	○		○	(注9)663	32	4.8	(注9)28	5	17.9	258	0	0.0	○		○
神奈川県	12	○	5年に1回	○	256	45	17.6	16	0	0.0	99	4	4.0	○		○
富山県	2				38	0	0.0	3	0	0.0	26	0	0.0			
富山市	6	○		○	25	6	24.0	2	0	0.0	30	0	0.0	○		
山梨県	2				19	0	0.0	4	0	0.0	56	25	44.6			
愛知県	5	○	3年に1回	○	263	71	27.0	24	3	12.5	(注11)	0	0.0	○		
名古屋	8	○	3年に1回	○	267	73	27.3	(注9)35	0	0.0	(注11)	0	0.0	○		○

都道府県等	担当者数	実施要綱等の 実施回数	実施頻度の 回数	実定期検査の 回数	老人福祉法に基づく立入検査の実施状況（平成26年度）										自主点 検表	集 団 指 導	本 社 指 導					
					届出施設					未届施設								有料老人ホームに該当するサ高住				
					所 管 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率	所 管 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率	所 管 施 設 数	検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率	所 管 施 設 数				検 査 実 施 施 設 数	検 査 実 施 率			
大 阪 府	3	○	3年に1回	○	41	19	46.3	7	5	71.4	192	42	21.9		○							
大 阪 市	5	○	3年に1回	○	251	74	29.5	0	-	-	12	2	16.7	○	○							
島 根 県	5	○	3年に1回		41	9	22.0	0	-	-	16	0	0.0	○								
松 江 市	3	○	3年に1回		26	5	19.2	1	0	0.0	19	0	0.0	○								
広 島 県	4	○	3年に1回		33	7	21.2	0	-	-	58	0	0.0									
広 島 市	1	○	3年に1回		46	0	0.0	0	-	-	65	0	0.0									
香 川 県	5	○	2年に1回	○	43	23	53.5	1	0	0.0	27	13	48.1		○							
高 松 市	5	○	2年に1回	○	59	23	39.0	0	-	-	28	10	35.7		○							
福 岡 県	1				356	7	2.0	17	1	5.9	78	0	0.0		○							
福 岡 市	1				162	23	14.2	(注9) 7	1	14.3	56	1	1.8		○							
佐 賀 県	3				160	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0		○							

(注) 1 当省の調査結果による（特に断り書きがない限り、平成27年7月末現在の状況である。）。

2 「担当者数」は、都道府県等の課長補佐相当職以下で、苦情・相談の受付・処理、立入検査、指導指針に基づく指導など老人福祉法に基づく有料老人ホームに対する指導監督業務を担当する職員の数（平成27年4月1日現在）を指す。

3 「担当者数」欄の「※」は、出先機関の職員を含んでいないことを指す。また、( ) 内は外数で、有料老人ホームとサ高住に対する指導監督業務を担当する職員が異なる場合のサ高住に対する指導監督業務を担当する職員（住宅担当部局の職員を除く。）の数を指す。

4 「立入検査の実施要綱等」欄は、老人福祉法に基づく立入検査の実施方針や実施方法等を規定した実施要綱等を策定しているものを「○」とした。

5 「定期検査」とは、老人福祉法に基づき立入検査のうち一定の周期を定めるなどにより定期的に実施されるものを指す。

6 「定期検査の実施頻度」欄は、立入検査の実施要綱等に原則的な実施頻度について記載のあるもの及び当該実施頻度を把握できたものについて掲載した。なお、立入検査の実施要綱等に記載のないものについては網掛けとした。

7 「定期検査の実施（H24～26）」欄は、平成24年度から26年度までにおいて届出施設に対する定期検査を毎年1施設以上実施しているものを「○」とした。

8 仙台市、福島県及び郡山市では、東日本大震災の影響により定期検査を実施できていない年度がある。

- 9 「所管施設数」は、以下を除き平成27年3月末現在の状況である（都道府県が処理することとされている事務については、地方自治法の規定に基づく条例により指定都市及び中核市以外の市町村に委任することが可能となっており、有料老人ホームに関する事務についても都道府県から一部の市町村に委任されている場合がある。この場合、「所管施設数」には、当該市町村が所管する施設を除いた数を計上している。）。
- 北海道…平成27年4月1日現在  
群馬県、東京都、名古屋及び福岡市…平成26年10月31日現在
- 10 「検査実施率」は、「検査実施施設数」を「所管施設数」で除することにより便宜算出した（「検査実施施設数」は、平成26年度1年間における立入検査の実績を指す。一方、「所管施設数」は、注9のとおり、原則として平成27年3月末現在の数であるため、例えば、検査実施後に有料老人ホーム事業を廃止したものがある場合等には、「検査実施施設数」には計上され、「所管施設数」には計上されない場合がある。）。
- 11 愛知県及び名古屋市の有料老人ホーム担当部局では、有料老人ホームに該当するサ高住について、正確な「所管施設数」を把握していない。
- 12 「自主点検表」欄は、有料老人ホームに対し、老人福祉法、指導指針等への適合状況について、自主点検表を活用した自主点検の実施と点検結果の報告を求めているものを「○」とした。なお、管内の全有料老人ホームに対し、当該取組の実施を毎年求めている埼玉県及び富山市については網掛けとした。
- 13 「集団指導」とは、都道府県等が有料老人ホームの設置者を一定の場所に集めて、遵守すべき制度の内容や過去の指導事例等について講習等の方法により行うものを指す。また、「集団指導」欄は、住宅型有料老人ホームを対象に集団指導を行っているもの（平成27年9月に開催予定であったもので、同年7月末時点で集団指導の指導通知を發出していたものを含む。）を「○」とした。
- 14 「本社指導」欄は、複数の有料老人ホームを運営している大手事業者の本社に対する指導等を行っているものを「○」とした。



図表 2- (1) - ⑬ 30 都道府県等における自主点検表の活用状況

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
自主点検結果の報告を求めている	15 ( 50.0)
全施設を対象に毎年	2
立入検査の対象施設のみ	13
自主点検結果の報告を求めているない	15 ( 50.0)
合 計	30 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 2- (1) - ⑭ 自主点検表を活用することにより施設の運営状況を把握している例

No.	事例概要
1	<p>埼玉県では、有料老人ホームの利用者の安全・安心を確保するためには、事業者自らが自主的に運営状況等を点検・確認することが重要であることから、老人福祉法、老人福祉法施行規則、指導指針等を基に、入居者の安全・安心を確保する上で最優先される事項について「有料老人ホーム自主点検表」を作成し、i) 住宅型有料老人ホームについては全施設から毎年7月に、ii) 介護付有料老人ホームについてはおおむね4年に一度実施する立入検査前に、それぞれ自主点検の実施と点検結果の報告を求めている。</p> <p>これにより、同県では、有料老人ホームの運営状況等を把握するとともに、自主点検表の内容を基に、立入検査の対象施設の選定や効率的な検査を実施しているとしている。</p>
2	<p>富山市では、届出済みの全ての有料老人ホームに対し、毎年7月1日現在の状況を記載した重要事項説明書及び情報開示事項一覧の提出を求めるとともに、指導指針への適合状況を把握するため、「有料老人ホーム自主点検表」を用いて施設運営の状況を点検させ、その結果の提出を求めている。</p> <p>同市では、社会福祉課が有料老人ホームだけでなく他の社会福祉施設や社会福祉法人の指導監督も担当していることから、指導指針に対する適合状況を確認するために、全ての有料老人ホームに対して立入検査を実施することは、現実的に不可能だとしている。</p> <p>このため、同市では、指導指針に対する適合状況を事業者自らに点検させ、改善の必要がある項目を認識してもらうことは有効であり、点検結果を同市に報告させることにより、効率的な有料老人ホームの実態把握と立入検査の際の重点事項の洗い出しにも役立てているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。



## 図表 2- (1) - ⑩ 自主点検表の活用に対する都道府県等からの意見

- ・ 施設数に比べて指導監督体制が弱いことから、施設の運営状況の効率的な把握方法として、自主点検表の活用は有効な手段と思われる。
- ・ 介護付有料老人ホームに対する実地指導で使用している自主点検表に老人福祉法に係る基準等を追加し、住宅型有料老人ホームを対象とした自主点検表として有効活用できる可能性がある。
- ・ 立入検査が十分できていないことの補完措置として、サ高住で行われている自主点検表の導入が望ましい。有料老人ホームの自主点検表の様式を国が作成してくれると有り難い。

(注) 当省の調査結果による。

## 図表 2- (1) - ⑪ サ高住の定期報告及び立入検査に関する通知

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行後におけるサービス付き高齢者向け住宅の管理について」(平成 24 年 4 月 19 日付け老高発第 0419 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知) <抜粋>

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成 23 年 4 月 28 日法律第 32 号)の施行により、サービス付き高齢者向け住宅(以下「サ付き住宅」という。)が創設されたところである。我が国においては、今後、高齢者が大幅かつ急速に増加することが見込まれている。このため、これに対応した高齢者向けの住まいを適切に確保していくことが必要であり、サ付き住宅は重要な役割を担うことが期待されていることから、その管理についても適切な対応を行うことが求められている。

については、サ付き住宅の管理について、以下の事項に留意することとされたい。(略)

記

### 1. サ付き住宅

#### (1) 都道府県、指定都市及び中核市による登録住宅の管理について

都道府県、指定都市及び中核市は、登録住宅について、登録後も継続して登録基準に適合していることを確認されたい。この登録基準には、「基本方針に照らして適切なものであること(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 23 年法律第 32 号)第 7 条第 1 項第 9 号)」が含まれることに留意する必要がある。また、登録後の登録事項の現状に関する確認については、同法第 24 条の報告・検査等を適切に活用されたい。

具体的には以下の報告・検査を実施されたい。

#### ア) 定期報告

登録事業の登録事項の状態を継続的に把握することが重要であるため、登録事業者に対し、登録事項の現状について定期的(少なくとも年 1 回以上が望ましい)な報告を求められたい。

#### イ) 立入検査

報告された内容に疑問がある場合等には、さらに詳細な報告を求めため、立入検査などによる確認を実施されたい。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(1)-⑱ 30 都道府県等における住宅型有料老人ホームを対象とした集団指導の実施状況（平成 27 年 7 月末現在）

（単位：機関、％）

区 分	都道府県等数
集団指導を実施している	12 ( 40.0)
集団指導を実施していない	18 ( 60.0)
合 計	30 (100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 9 月に開催予定であったもので、同年 7 月末時点で集団指導の指導通知を发出していたものを含む。

3 ( ) 内は、構成比を示す。

図表 2-(1)-㉑ 住宅型有料老人ホームを対象とした集団指導を実施している例

No.	事例概要
1	<p>群馬県では、平成 26 年度から、前橋市と高崎市との共催により、県内の有料老人ホーム及びサ高住の管理者を対象とした集団指導を実施している。</p> <p>開催概要は、以下のとおりであり、有老協の協力を得て実施されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆ 平成 26 年度高齢者向け住まい・併設介護サービス事業所の管理者向け講演会及び説明会</p> <p>1 開催日時 平成 27 年 2 月 27 日（金）10:00～16:00</p> <p>2 開催場所 群馬会館 2 階ホール</p> <p>3 内容</p> <p>(1) 講演会 「有料老人ホームにおける入所（居）者処遇の問題点」 (講師：公益社団法人全国有料老人ホーム協会)</p> <p>(2) 説明会</p> <p>① 併設介護サービス事業所における運営上の留意点について</p> <p>② 併設介護サービス事業所における介護報酬の変更について</p> <p>③ 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の運営上のポイント</p> </div>
2	<p>大阪府では、毎年 6 月に所管の有料老人ホーム事業者を対象とした集団指導（有料老人ホーム指導・研修会）を実施している。</p> <p>平成 26 年度の開催概要は、以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆ 平成 26 年度大阪府有料老人ホーム指導・研修会</p> <p>1 開催日時 平成 26 年 6 月 6 日（金）10:00～12:00</p> </div>

2 開催場所

クレオ大阪中央

3 内容

- (1) 平成 26 年度有料老人ホーム立入検査実施計画について
- (2) 「大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針」の改正について
- (3) 老人福祉法第 29 条第 6 項の改正【権利金等の受領禁止】に伴う経過措置の終了について
- (4) 有料老人ホームにおける保険診療について
- (5) 社会福祉施設における感染症発生防止について
- (6) 介護職員等による喀痰吸引等にかかる制度について
- (7) 高齢者の虐待防止について
- (8) 大阪府における地震対策について
- (9) 高齢者施設における転倒・転落事故について

4 参加事業者数

対象数	参加数	参加率
41	35	85.4%

また、より実効のある指導とするために、テーマに応じた専門の他部局に協力を求めており、平成 27 年度は、府庁内の他課のほか、関係機関にも講師派遣を依頼している。

さらに、平成 27 年 3 月の厚生労働省老健局高齢者支援課長通知による届出促進のための取組の要請を踏まえ、27 年度からは、未届施設として把握していた 6 施設に対しても参加を呼び掛けたところ、うち 4 施設が参加するに至った。当該 4 施設中 2 施設は、参加要請通知後又は参加後に届出に至っている。

同府では、「未届施設の事業者の中には、届出制度があることを知っていても、届出事務が煩さなことや、届出に伴い指導が増えることを懸念して行政との関わりを持つことを避ける者もいる。これらの者は、概して、自らの施設運営に問題がないと自負していることが多いが、実際には、指導指針に照らしていくつかの問題が見受けられる。このため、届出の履行を促すには、集団指導の機会を活用して、事業者が知り得ていない施設運営上必要な情報を提示し、理解を得ていく必要がある」としている。

3 福岡市では、福岡県、北九州市及び久留米市と合同で毎年 1 回、介護付有料老人ホームを対象に、介護保険法に重点を置いた集団指導を実施している。また、体制がせい弱であることから、立入検査により全ての住宅型有料老人ホームを指導することが不可能であるとして、平成 25 年度から、住宅型有料老人ホームを対象とした集団指導を実施している。

同市では、当該集団指導を老人福祉法第 29 条第 9 項の規定に基づく指導の一環として位置付けており、案内文書において、欠席した場合には、立入検査の対象とすることもある旨を明記している。

また、平成 26 年度の開催概要は、以下のとおりであり、消防担当部局、建築担当部局等の協力を得て実施している。また、当該集団指導には、未届施設（届出促進の指導中の 2

施設) も参加している。

◆ 平成 26 年度福岡市住宅型有料老人ホーム集団指導

1 開催日時

平成 26 年 10 月 27 日 (月) 13:00~17:00

2 開催場所

福岡市市民福祉プラザ 1 階ホール

3 内容

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日施行の法改正について
- (2) 施設の管理運営について
- (3) 高齢者虐待防止及び通報義務について
- (4) 身体的拘束の廃止に向けた取り組みについて
- (5) 苦情対応について
- (6) 事故対応について
- (7) 預り金等の適正な管理について
- (8) 有料老人ホームにおける防火対策について
- (9) 建築基準法から見た防火対策について
- (10) 高齢者住居に入居している方を中心に介護保険サービスを提供する場合の留意点について

4 参加事業者数

対象数	参加数	参加率
104(2)	104(2)	100%

(注) ( ) 内は内数で、未届施設の事業者を示す。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) - ㊸ 複数の有料老人ホームを運営する大手事業者の本社に対して指導を実施している例

No.	事例概要
1	<p>埼玉県では、介護付有料老人ホームに対する指導を効率的かつ効果的に行うため、平成 25 年度から年 1 回、埼玉圏域を担当する本社のエリアマネージャー等の管理職を対象に、</p> <p>i) 本社（本部）での研修の実施状況、ii) 身体拘束廃止・高齢者虐待防止に対する取組状況、iii) 集団指導や実地指導の実施等について、1 社当たり 1 時間程度で意見交換を行うとともに、当該事業者が運営している県内の傘下施設に対して行った文書指導の状況等を伝え、各施設を指導するよう依頼している。</p> <p>また、平成 26 年度からは、当該大手事業者が開催する社内向けの有料老人ホームの施設長会議に出席し、i) 誤えんや入浴時の事故防止、ii) 職員の定着、iii) 研修の実施方法等について、1 回当たり 90 分程度で意見交換を行うとともに、24 年度及び 25 年度に実施した立入検査における指摘事項等の傾向を説明し、注意喚起を行っている。</p> <p>これらの取組について、埼玉県は、次のとおり説明している。</p> <p>① 介護付有料老人ホームに対する立入検査は、おおむね 4 年に一度の間隔で行っており、次の立入検査までの間に事業者を直接指導する機会がない。</p> <p>② 一方、介護付有料老人ホーム数は、平成 26 年度の場合、167 施設のうち 122 施設 (73.1%) が大手有料老人ホーム運営会社 (16 社) によるものであり、各施設においては、本社からの指示で管理運営を行っていることから、本社を指導すれば傘下の施設に指導内容が行き届くこととなる。</p> <p>③ このようなことから、上記の取組を行うことによって、4 年に一度の立入検査以外にも施設関係者を指導する機会が増え、効果的な指導が行えるとともに、傘下施設をまとめて効率的に指導を行うことができる。</p>
2	<p>東京都では、平成 25 年度から、大手事業者の本社に対して、当該事業者の事業所の立入検査の約 1 か月後に確認調査を実施している。</p> <p>確認調査の内容は、i) 社内監査の状況、ii) 都の立入検査への対応、iii) 利用者等からの苦情処理体制、iv) 虐待防止への取組、v) 事故・感染症への対応、vi) 非常災害時の避難路等の確保、vii) 人材育成の体制及びviii) 事業所の管理監督のための本社の責任体制の 8 項目となっている。</p> <p>東京都は、平成 25 年度及び 26 年度において、計 15 社への確認調査を実施しており、当該取組による具体的な効果はまだ分析していないため不明であるが、事業所の本社を調査することで、本社による傘下の事業所の適切な管理を促し、より多くの入居者の安全に資すると考えているとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (1) -㉑ 有料老人ホームの運営事業者が運営する施設数

(単位：施設、%)

区 分	施設数	割 合
1 か所	1,567	37.1
2 か所	679	16.1
3～9 か所	894	21.2
10～49 か所	425	10.1
50 か所以上	657	15.6
無回答	52	—
合 計	4,274	100

(注) 1 平成 26 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「高齢者向け住まいが果たしている機能・役割等に関する実態調査」(平成 27 年 3 月)に基づき、当省が作成した。

2 「割合」は、無回答の 52 施設を除く 4,222 施設を母数とした(四捨五入の関係により、合計が 100 にならない。)

図表 2- (1) -㉒ 事故報告を端緒とした立入検査等の実施状況

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
事故報告を端緒に立入検査等を実施	6 ( 33.3)
事故報告を端緒に立入検査等を未実施	12 ( 66.6)
合 計	18 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 30 都道府県等のうち、平成 24 年度から 26 年度までにおいて、有料老人ホーム設置者から、入居者の死亡事故又は有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害(職員の窃盗等)に係る事故報告があった 18 都道府県等について作成した。

3 ( )内は、構成比を示す(四捨五入の関係により、合計が 100 にならない。)



図表 2- (1) -㉓ 事故報告を端緒に立入検査等を実施している例

事例概要	
1	<p>事案の概要</p> <p>平成 24 年に有料老人ホームにおいて従業員による不正出金及び着服が判明し、当該従業員が警察に逮捕された。</p>
2	<p>本事案に係る都道府県等の対応経過</p> <p>当該都道府県等は、当該施設から事情聴取を行い、事案の詳細を把握するとともに必要な対応を指導した。あわせて、改善報告書の提出を指示した。また、管内の全施設に対し、再発防止及び事故報告の徹底等を通知した。さらに、半年後に当該施設に対する立入検査を実施し、改善を確認した。</p>
3	<p>事案の原因</p> <p>(1) 預り金管理規程の不備</p> <p>ア 現金及び通帳、カード類を金庫以外の場所（レターケース）で保管することとしており、従業員が誰でも持ち出しが可能な状態となっていたこと。</p> <p>イ 通帳、カード類の預かりについて規定しておらず、通帳残高の確認方法についても規定していなかったこと。</p> <p>ウ 施設長不在の場合の金銭管理代行者が規定されていたが、施設長による最終確認について規定していなかったこと。</p> <p>(2) 預り金管理規程に反する運用</p> <p>ア 施設長又は金銭管理代行者以外の者により出金されていたこと。</p> <p>イ 施設長が出金を最終的に確認していなかったこと。</p> <p>(3) その他の問題</p> <p>ア 保健福祉事務所への連絡が新聞掲載後であり、報告が遅延していること。</p> <p>イ 施設と入居者間で書面による金銭管理契約がなかったこと。</p>
4	<p>当該施設による再発防止策</p> <p>ア 預り金をやめ、施設による立替払い、事後精算方式とするとともに、関係規程を整備し、契約内容の見直しを実施した。</p> <p>イ 全従業員に対する指導及び研修を実施した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

**図表 2- (1) -㉔ 事故報告を端緒に立入検査等を実施している都道府県等の主な意見**

- 原因不明の死亡事故、虐待、財産侵害などが発生した事案は、施設の管理・運営上、何らかの問題が内在している可能性があり、次回の立入検査時に施設側の対応状況を確認することとした場合、それまでの間に施設側の対応に不備があれば再発につながるおそれがあることから、速やかに立入検査等を実施して事故発生時の状況や施設側の対応、今後の改善方策を確認し、早期の再発防止に努めている。
- 死亡事故（明らかに施設側の責任によらないと判断できる死亡事故を除く。）、重大な怪我、財産侵害等や虐待の疑いに対する相談については、施設側の管理・運営上、何らかの問題が内在しているものとして事実確認を行っている。これらは、施設の管理・運営上の問題だけでなく、利用者やその家族の安心・安全に直結する問題でもあり、良好な居住環境の確保の観点から、早期の対応により指導及び助言することで再発防止を図っている。

(注) 当省の調査結果による。

**図表 2- (1) -㉕ 指導指針に基づく不適合事項の重要事項説明書への記載状況**

(単位：施設)

区 分	施設数
不適合事項欄が設けられていないもの	9
不適合事項の内容が記載されていないもの	5
「不適合事項なし」と記載されているもの	13

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した160有料老人ホームのうち79届出施設における指導指針に基づく不適合事項の記載状況について作成した。

**図表 2- (1) -㉖ 不適合事項の重要事項説明書への記載指導を行っていない主な理由**

- 構造設備が指導指針に適合していなくとも、より良いサービスを提供しようと努力している施設がある。全ての不適合事項を記載させた場合、このような施設は、利用者にマイナスイメージを持たれてしまうことになる。
- 立入検査等による有料老人ホームの事業者に対する指摘事項については、当該事業者からの改善報告により指導指針の遵守状況を確認している。
- 重要事項説明書は都道府県等に提出してもらうことに意義がある。また、不適合事項を重要事項説明書に記載するよう指導しても強制力がないので、実現しないかもしれない。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2- (2) -① 有料老人ホームの事故報告に関する標準指導指針の規定

<p>○ 「「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について」（平成 24 年 3 月 16 日付け老発 0316 第 1 号厚生労働省老健局長通知）&lt;抜粋&gt;</p> <p>2 事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定の追加</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>入居者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</u></p> <p>○ 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）&lt;抜粋&gt;</p> <p>12 契約内容等</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 事故発生時の対応</p> <p>有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。</p> <p>一 <u>入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</u></p> <p>二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p> <p>三 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。</p>
--

(注) 下線は当省が付した。

図表 2- (2) -② 「業務管理体制の整備に関する勧告について」（平成 27 年 11 月 13 日東京都福祉保険局報道発表）

<p>本日、下記事業者に対し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 34 第 1 項の規定に基づき、勧告を行いました。</p> <p>1 事業者の名称・所在地・検査日 (略)</p> <p>2 施設運営上の問題点</p> <p>(1) 立入検査で確認された問題点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 法令遵守責任者が事故・苦情等の情報取得に関与しておらず、施設での事故再発防止策が不十分</li><li>・ 本社と事業所との情報の共有や情報交換が不十分であり、各施設の事故等発生状況を本社で把握するための全社的な取り組みが不十分</li><li>・ 高齢者虐待防止等にかかる研修が不十分</li></ul>
---

(2) 事故報告の不備

今回、あらためて運営事業者に対し、平成 22 年以降に都内の施設（40 施設）で発生した事故を再確認し、都へ報告するよう指示した。その結果以下のとおり不備があった。

- ・ 700 件の事故報告が提出され、「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき既に都へ報告のあった 34 件との重複分 20 件を除く 680 件が、都に対し未報告
- ・ さらに、都が把握した 714 件（34 件+680 件）について、介護保険法に基づく区市町村への報告義務の履行状況を確認した結果、少なくとも 439 件が未報告

3 勧告内容 （略）

4 都の今後の取組 （略）

(注) 下線は当省が付した。

**図表 2- (2) - ③ 有料老人ホームにおける事故の情報提供に関する事務連絡**

○ 「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成 24 年 5 月 25 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡）〈抜粋〉

平成 24 年 3 月、茨城県内の有料老人ホームにおいて、入居者の方が、亡くなってから相当の期間が経過してから発見されたという案件があったことは誠に遺憾です。

(中略)

有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅（以下「有料老人ホーム等」という。）の入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、貴管内における有料老人ホーム等の運営者に対して、別紙（略）の内容を参考に、事故原因の調査と再発防止策の策定について、指導の徹底をお願いいたします。また、再発防止策が適切に実施されているかどうかについても確認するよう、お願いいたします。

また、事故が発生した有料老人ホーム等については、今後、下記のとおり、情報提供について御協力くださいますよう、お願いいたします。

記

1. 有料老人ホーム

イ 情報提供体制の整備

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号。以下「指針」という。）」において、その指導上の留意点を示しているところですが、当該指針に関しては、平成 24 年 3 月 16 日付け老発 0316 第 1 号により一部改正を行い、有料老人ホーム設置者に対する事故発生の防止及び発生時の対応に係る規定を追加したところです。

当該改正の趣旨を鑑み、貴団体に対して有料老人ホーム設置者から、入居者に対する処遇に係る事故報告があった場合には、すみやかに厚生労働省老健局高齢者支援課まで情報提供をお願いいたします。

なお、入居者に対する処遇に係る事故としては、入居者の生命・財産等が脅かされる事例として、以下のような事案が想定されます。

- ・ 入居者の死亡事故（死亡後に相当期間の放置がなされた場合を含む。）
- ・ 入居者に対する虐待

- ・ 有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）
- ・ 有料老人ホームにおける火災事故
- ・ 地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷

ロ 情報提供の内容

① 事故の発生時点

- ・ 事故の発生日
- ・ 事故が発生した有料老人ホームの名称、住所、届出の有無
- ・ 当該有料老人ホーム設置者の名称
- ・ 事故の概要

② 事故後の再発防止策の策定時点

- ・ 事故の原因に係る調査結果
- ・ 当該調査結果を受けて行う再発防止策の内容

ハ 連絡先（厚生労働省） （略）

2. サービス付き高齢者向け住宅

イ 情報提供体制の整備

サービス付き高齢者向け住宅において事故が発生した場合についても、有料老人ホームと同様に、情報提供をお願いいたします。なお、サービス付き高齢者向け住宅については、厚生労働省と国土交通省の共管となっておりますので、両省に情報提供をお願いいたします。

ロ 連絡先（厚生労働省・国土交通省） （略）

(注) 下線は当省が付した。

**図表 2－(2)－④ 消費者事故等の通知に関する規定**

○ 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）〈抜粋〉

(定義)

第 2 条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

3 （略）

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し

若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 （略）

6 （略）

7 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 第5項第1号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 第5項第2号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

8 （略）

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3・4 （略）

#### ○ 消費者安全法施行令（平成21年政令第220号）

（消費者の生命又は身体について被害が発生した事故が重大事故等に該当することとなる要件）

第4条 法第2条第7項第1号の政令で定める要件は、消費者の生命又は身体について次の各号のいずれかに該当する程度の被害が発生したことをとする。


一 死亡

二 負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が三十日以上であるもの又はこれらが治ったとき（その症状が固定したときを含む。）において内閣府令で定める程度の身体の障害が存するもの

三 （略）

（注）下線は当省が付した。

図表 2- (2) -⑤ 生命・身体被害に係る消費者事故等の定義



## 消費者事故等とは(生命・身体分野)

<p>&lt;消費者事故等&gt; 消費生活において</p> <p>■ 消費者に一定程度の被害が発生した事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡</li> <li>・治療に1日以上かかる負傷・疾病</li> <li>・一酸化炭素中毒</li> </ul> <p>■ 生命・身体被害が発生するおそれの事態</p>	<p>&lt;重大事故等&gt;</p> <p>■ 消費者事故等のうち、被害が重大であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡</li> <li>・治療に30日以上要する負傷・疾病</li> <li>・一定の後遺障害</li> <li>・一酸化炭素中毒</li> </ul> <p>■ 生命・身体被害が発生するおそれの事態(火災、窒息等)</p>
--	---


いずれの場合も、製品・役務等の「消費安全性」を欠くこと

- ・被害が現実に発生した場合:消費安全性を欠いていた疑いがあること
- ・被害発生のおそれがある場合:消費安全性を欠くことが積極的な要件

※ここでは、生命・身体分野について解説

(注) 厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成 28 年 3 月 7 日開催)による。

図表 2- (2) -⑥ 介護施設等における消費者事故等の例



## 特に通知をお願いしたい分野

### 通知された重大事故等の例(社会福祉施設関連)

- リフターを用いてベッドから車椅子への移乗を行った際、入所者が転落し、大たい骨骨折(役務)
- 入浴介助を受けていた利用者が、全身熱傷を負い、搬送先で死亡(役務)
- 入所者に対し、誤って他の入所者の薬を飲ませたため、低血圧症を発症(役務)
- 普段流動食等に対応していた入所者に対し、十分な確認をせずに固形食が提供され、のどに詰まらせ、搬送先の病院で死亡(役務)
- 入所者が介護用ベッドの柵に挟まれ、死亡(製品)
- 施設利用者を送迎中、送迎車が路外に転落し、利用者が骨折(役務)

(注) 厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」(平成 28 年 3 月 7 日開催)による。

図表 2－(2)－⑦ 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止を求める閣議決定等

○ 「消費者基本計画」(平成 27 年 3 月 24 日閣議決定) <抜粋>

第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容

1 消費者の安全の確保

消費者の生命・身体の安全の確保に関する法律には、安全基準について定める法律、危害の発生に関する報告制度、情報収集、情報分析(商品テストを含む。)について定める法律、民事ルールを定める法律等がある。

事故の未然防止のため、危険性のある物質や商品・サービスについて、その性質に応じた情報の提供、消費者への啓発、販売の規制等が重要である。これらの情報提供や啓発においては、行政だけでなく、事業者が果たす役割が大きいと考えられる。

事故が発生してしまった場合には、被害の拡大を防止するため、事故に関する情報を迅速に収集し、その内容に応じ、消費者への注意喚起や事業者への措置を適切に実施することが求められる。消費者事故の情報については、消費者庁に一元的に集約することとされているが、それが実際に機能するためには、全ての行政機関、関係事業者等の協力・連携が不可欠である。

また、個別の事故への対応を越えてより幅広い安全の確保の観点から、事故の原因究明とその結果を踏まえた対策の実施が求められる。

なお、特に食品については、毎日の生活に関わるものであり、国民の健康を保護するため、生産から流通・販売までの各段階における安全性の確保について、特別な配慮が求められる。

その中には、食品中の放射性物質の基準値や検査結果、健康影響等について、消費者に正確で分かりやすい情報提供を行うなど、福島第一原発事故による風評被害の状況を踏まえた取組も含まれる。

(1) (略)

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

重大事故を始めとする消費者事故等については、事業者から関係行政機関等への報告の強化、関係行政機関等から消費者庁への確実な通知、医療機関ネットワーク事業参画医療機関の拡大・強化、教育・保育施設、高齢者向け住まい(有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等)等における事故情報の的確な収集などにより、発生時の端緒情報が速やかに収集されるよう情報収集体制を充実する。

それらの消費者事故等の情報を踏まえ、消費者被害の発生の動向を的確に把握・分析した上で、消費者への注意喚起等の必要な措置を講ずる。また、消費者庁は、法律の隙間事案である重大生命身体被害の発生・拡大の防止を図るための事業者への勧告等の消費者安全法に基づく措置を、必要に応じて適切に講じる。

教育・保育施設等については、事故の発生及び再発の防止に向け、事故の検証の在り方等について検討を行う。

(中略)

【K P I】

○ 社会経済の変化等に対応した法令、ガイドライン等の整備・見直しの状況

(以下略)



○ 「消費者基本計画工程表」(平成 27 年 3 月 24 日消費者政策会議決定) <抜粋>

1 消費者の安全の確保

(2) 消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止	施策名	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	K P I
	⑥高齢者向け住まいにおける安全の確保	事故予防・対応の規定をガイドラインに位置付け【厚生労働省】	事故発生の防止、事故発生時の対応などについて、その運用を徹底【厚生労働省、国土交通省】				

1 消費者の安全の確保

(2)消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止

①～⑤ (略)

⑥ 高齢向け住まいにおける安全の確保

事故発生の防止、事故発生時の対応などを行政指導の参考指針において位置付け、その運用を徹底するなどの対応を行う。【厚生労働省、国土交通省】

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-⑧ 30 都道府県等における有料老人ホームの設置者からの事故報告の実施状況 (平成 26 年度)

(単位：機関、%)

区 分	都道府県等数
有料老人ホームの設置者から報告あり	19 ( 63.3)
有料老人ホームの設置者から報告なし	11 ( 36.7)
指導指針に事故報告の規定なし	2
合 計	30 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、構成比を示す。

3 指導指針に事故報告の規定のない 2 都道府県等のうち 1 都道府県等では、平成 27 年 7 月に都道府県等に事故報告を行うよう指導指針を改正した。

一方、残りの 1 都道府県等では、平成 27 年 3 月の指導指針の改正に併せて、住宅型有料老人ホームについては、「有料老人ホーム事故報告要領」を策定し、都道府県等に事故報告を行うこととした(介護付有料老人ホームについては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 192 条の規定により、保険者(市区町村)に事故報告を行うこととされている。)

図表 2-(2)-⑨ 有料老人ホームの設置者から都道府県等への事故報告件数及び都道府県等から厚生労働省に情報提供のあった事故情報件数の推移（平成 24～26 年度）

（単位：件、機関）

区 分	H24 年度	25 年度	26 年度	合 計
①入居者の死亡事故	139( 5)	155(15)	208( 9)	502(29)
②入居者に対する虐待	1( 0)	4( 1)	5( 2)	10( 3)
③有料老人ホーム設置者による入居者の財産侵害（職員による窃盗等）	3( 0)	5( 0)	9( 2)	17( 2)
④有料老人ホームにおける火災事故	0( -)	1( 0)	0( -)	1( 0)
⑤地震等の自然災害による有料老人ホームの滅失・損傷	0( -)	0( -)	0( -)	0( -)
⑥その他	3,470	4,431	4,911	12,812
①～⑤の計	143( 5)	165(16)	222(13)	530(34)
事故報告のあった都道府県等数	12( 2)	15( 3)	16( 3)	18( 4)
①～⑥の計	3,613	4,596	5,133	13,342
事故報告のあった都道府県等数	18	20	19	22
平 均	201	230	270	606
集計対象都道府県等数	26	27	28	28

（注）1 当省の調査結果による。

2 指導指針において、入居者に対する処遇により事故が発生した場合、有料老人ホームの設置者から都道府県等に連絡を行うよう規定している 28 都道府県等について作成した。ただし、平成 24 年度は当該 28 都道府県等のうち事故報告の実施状況を把握できた 26 都道府県等、25 年度は同 27 都道府県等について作成した。

3 上記①から⑤までの区分は、「有料老人ホーム等における事故の情報提供のお願いについて」（平成 24 年 5 月 25 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課、国土交通省住宅局安心居住推進課事務連絡）による。

4 「⑥その他」は、上記①から⑤までの区分以外の事故（転倒・転落による骨折、打撲・捻挫・脱臼、切傷・擦過傷、やけど、誤えん、食中毒、感染症、誤薬、無断外出等）を指す。

5 「事故報告のあった都道府県等数」の「合計」欄は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年で事故報告のあった都道府県等の実数を指す。

6 i) 事故報告件数の（ ）内は、有料老人ホーム設置者から都道府県等に事故報告のあったもののうち都道府県等から厚生労働省に情報提供された事故情報件数、ii) 都道府県等数の（ ）内は、情報提供の対象となる事案のあった都道府県等のうち厚生労働省に情報提供していた都道府県等の数を指す。

図表 2-(2)-⑩ 都道府県等に対する事故報告が適切に実施されていないと考えられる例

事例概要
<p>1 事故内容</p> <p>平成 26 年 2 月、介護付有料老人ホームの食堂で入居者が朝食をとっている際、ゼリーを摂取中にむせたことからこれをやめさせ、職員が口腔ケアにより痰を排出した後、居室のベッドで安静にさせ、経過を観察していた。1 時間後に職員が居室を確認したところ、入居者が顔面蒼白となっている状況を確認し、呼び掛けにも反応がなかったため、看護師の指示により救急搬送し、入院措置が採られたものの、当日夜に死亡した（死因は誤えん性肺炎）。</p>
<p>2 当該施設及び当該施設を所管する都道府県等の意見</p>

本件については、当該施設を所管する都道府県等及び介護保険の保険者（市区町村）に対する事故報告が行われていない。

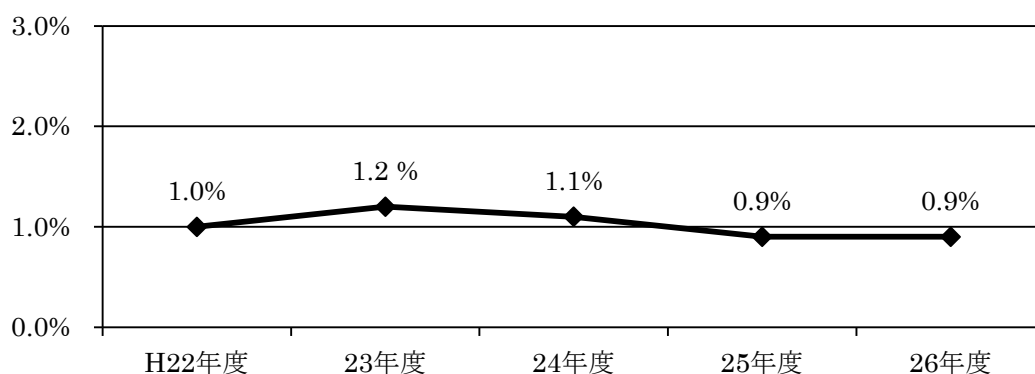
このことについて、当該施設の設置者は、当該事故報告を死亡届出と誤解しており、関係行政機関への連絡等は親族が行うものであるとしている。

また、当該都道府県等は、食事の誤えんを原因とした入居者の死亡の場合、一般的には事故として取り扱われるものと認識しており、本件が指導指針に基づく事故報告の対象となるか否かについては、直ちに判断はできないが、誤えんにより入居者に異常が発生した状況（食事の内容及び提供方法、職員の対応及び医療機関の処置並びに異常が判明する前後の状況など）を踏まえ、判断する必要があるとしている。

（注）当省の調査結果による。

図表 2－(2)－⑪ 老人ホームにおける不慮の事故による死亡数の推移

○ 老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）における「不慮の事故」による死亡数は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間で、老人ホームにおける死亡総数の 1% 程度で推移している。



（単位：人、%）

	平成 22 年度		23 年度		24 年度		25 年度		26 年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
死亡総数	42,099	100	49,991	100	58,264	100	66,919	100	73,338	100
不慮の事故	435	1.0	604	1.2	618	1.1	612	0.9	633	0.9
交通事故	1		0		1		1		2	
転倒・転落	96		122		166		190		199	
不慮の溺死及び溺水	11		17		14		18		10	
不慮の窒息	276		269		361		312		344	
煙、火及び火炎への曝露	2		0		0		1		1	
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	0		1		0		0		1	
その他の不慮の事故	49		195		76		90		76	

（注）厚生労働省「人口動態統計」に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-⑫ 立入検査において事故報告の遵守について重点的に指導したことにより事故報告件数が大幅に増加した都道府県等の例

① 有料老人ホームに対する事故報告の指導状況

千葉市では、介護サービスの提供時等における事故発生に際しては、「介護サービス事業所における事故報告について（通知）」（平成 23 年 8 月 1 日付け 23 千保介第 1026 号）により事故報告を行うこととされている。一方、介護サービス事業所に該当しない施設・事業所についても、「老人福祉施設等における事故報告について（通知）」（平成 23 年 9 月 2 日付け 23 千保高施第 1083 号）により、平成 23 年 8 月の通知等に準拠し、事故報告を行うこととされており、有料老人ホームについても、24 年 4 月に千葉県から指導監督権限の移譲を受けて以来、23 年 9 月の通知に準じて事故報告を行うこととされている。

② 立入検査における指導状況

平成 26 年度 監査実施方針及び重点事項

1 実施方針

（前略）

こうしたことから、本年度の指導監査については、国の要綱、市の施設基準等に基づく確認を基本としながら、昨年度の指導監査結果をふまえ、適正な法人運営の確保、施設利用者等の安全面・衛生面に関する体制の確立、福祉サービスの質の向上、会計処理の適正化の観点から、次のとおり施設種別ごとに個別の重点事項を定め、効率的に実施することとする。

（中略）

2 重点事項

【個別事項】

(6) 有料老人ホーム

ア・イ （略）

ウ 事故の発生、再発防止のための取り組み及び施設内の安全管理等（服薬管理を含む）の取り組みが行われているか。また、施設内で発生した事故について、報告基準に従って所管課へ報告されているか。

③ 事故報告件数等の推移

区 分	平成 24 年度	25 年度	26 年度
事故報告件数	10 件	85 件	269 件
立 入 検 査 実 施 施 設 数	45 施設	29 施設	9 施設

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は当省が付した。

3 千葉市では、事故報告の遵守について、平成 24 年度及び 25 年度の「監査実施方針及び重点事項」には位置付けていないものの、24 年度から、立入検査の際に重点的に指導しているとしている。

図表 2- (2) - ⑬ 都道府県等から厚生労働省への事故情報の提供状況（平成 24～26 年度）

（単位：機関、％）

区 分	都道府県等数	割 合
厚生労働省へ情報提供あり	5 ( 5)	26.3 ( 29.4)
厚生労働省へ情報提供なし	14 (12)	73.7 ( 70.6)
合 計	19 (17)	100 (100)

（注） 1 当省の調査結果による。

2 情報提供の対象となる事案のあった 19 都道府県等について作成した。

3 ( ) 内は、「入居者の死亡事故」に係る事案の提供状況を指す。

図表 2- (2) - ⑭ 都道府県等から厚生労働省に情報提供されていない死亡事故の例

類型	発生年度	発生場所	年齢	性別	要介護度	事故内容
住宅型	H25 年度	共用浴室	70 代	男性	要支援 1	10 分～15 分おきの声掛けの徹底が必要な入居者が入浴（個浴）中、40 分間声掛けが行われず、浴槽内で頭部が水の中に浸かり心肺停止の状態で見つかる。その後、搬送先の病院で死亡。
介護付	H26 年度	居室	60 代	男性	要介護 3	発熱があったため、居室で常食を 1 人で食事をさせ、20 分後に職員が訪室したところ、喉に食事を詰まらせた状態で発見され、搬送先の病院で死亡。
介護付	H26 年度	屋外	不明	男性	要介護 2	朝食の声掛けのために職員が訪室したところ、入居者の姿がなく、当該施設のベランダにおいて全裸うつ伏せの状態で見つかる。その後、搬送先の病院で死亡。当該入居者は精神的に落ち着かず、徘徊や放声等がみられたため、2 日間の夜間から居室の窓には二重ロックを行っていた。
住宅型	H26 年度	居室	70 代	男性	要介護 3	起床等を確認し、15 分後に朝食の声掛けのために職員が訪室したところ、居室の窓が開いており、外を確認すると転落している入居者を発見。その後、搬送先の病院で死亡。当該施設では、事故後、転落防止の柵を窓の外側に設置した。

（注） 当省の調査結果による。

## 図表 2- (2) - ⑮ 消費者事故等の通知に関する事務連絡

○ 「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について（再周知）」（平成 27 年 5 月 29 日付け消費者庁消費者安全課、消費者政策課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）〈抜粋〉

（前略）

平成 21 年 9 月 1 日に施行された消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされており、同日付の事務連絡において御連絡しているとおおり、社会福祉施設等における役務・施設に係る消費者事故等も通知の対象となります。

今般、消費者庁において、平成 27 年 3 月 27 日付けで「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を改訂し、記載を充実いたしました。各地方公共団体においては、通知すべき範囲について改訂マニュアルを参照し、消費者事故等の情報を漏れなく消費者庁に通知するようお願いいたします。

また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知頂くようお願い申し上げます。

特に、生命・身体分野の重大事故等については、事故の原因調査が行われていない事故を含め、直ちに通知しなければならないものです。具体的には、社会福祉施設等における事故により、死亡・重症（30 日以上の治療が必要）等を伴う事故となったものについては、「事業者の安全配慮が不十分だった可能性はない」と判断される場合を除き、消費者庁に直ちに通知するようお願いいたします。

なお、児童福祉施設等の事故通知については、引き続き「参考 1：児童福祉施設等における事故の報告等に関する過去の依頼文書」に基づいて、通知いただきますようお願いいたします。また、介護施設等における消費者事故等の事例については「参考 2：介護施設等における消費者事故等の事例」を参照してください。

消費者庁では、消費者安全法に基づき通知された情報を含め、関係行政機関等から事故情報を集約し、「事故情報データベースシステム」として公表しています。地方公共団体等において、事故防止に向けた資料を作成する際等に活用ください。

また、都道府県においては、域内の市町村の消費者行政担当課及び社会福祉施設担当課に本件を周知いただきますようお願いいたします。

（参考 1）児童福祉施設等における事故の報告等に関する過去の依頼文書 （略）

（参考 2）介護施設等における消費者事故等の事例

＜役務提供者の安全配慮が不十分だった疑い＞

- ・ 被介護者が介護者の介助で自宅のベッドから車椅子へ移動する際に、転倒して左大腿骨骨折の重傷。
- ・ 被介護者がヘルパーと散歩中バランスを崩して転倒し、右腕骨折の重傷。
- ・ 被介護者が食品の誤嚥により窒息死（被介護者は嚥下障害があったが、介護施設は食材の

配慮、食事中の見守り、食後の救急救命措置が不十分だった可能性)。

<製品の安全性が不十分だった疑い>

- ・被介護者が、ポータブルトイレの近くで死亡（転倒した際に、ポータブルトイレの背もたれと肘掛けの間の隙間に頸部を挟まれた可能性）
- ・被介護者が、介護ベッドの手すりのすき間に挟まれた状態で死亡が確認

<消費者庁の情報通知・問い合わせ先>

（生命・身体に関する消費者事故等について）

消費者庁消費者安全課

TEL：(略)

FAX：(略)

（財産に関する消費者事故等について）

消費者庁消費者政策課

TEL：(略)

FAX：(略)

<厚生労働省の情報通知先>

- ・児童福祉施設等について（略）
- ・保護施設等について（略）
- ・隣保館、生活館等について（略）
- ・障害福祉施設等について（略）
- ・介護・老人福祉施設等について

厚生労働省老健局総務課

TEL：(略)

FAX：(略)

<添付資料> (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2- (2) - ⑯ 地方公共団体から消費者庁への有料老人ホーム等に係る消費者事故等の通知として受理された件数の推移（平成 21～27 年度）

(単位：件)

平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
0	0	3	3	0	5	20

(注) 1 当省の調査結果による。

2 消費者安全法に基づく消費者事故等のうち生命・身体被害に係るものについて作成した。

3 消費者庁は、地方公共団体から通知のあった介護施設等に係る事故等について、有料老人ホームか否かを区分していないため、介護施設等全体の件数を計上した。

### 図表 2- (3) -① 福祉サービス第三者評価事業に関する通知

○ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号・社援発 0401 第 33 号・老発第 0401 第 11 号厚生労働省雇用・均等・児童家庭局長・社会・援護局長・老健局長連名通知）〈抜粋〉

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

#### 1 福祉サービス第三者評価事業の目的について

##### (1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第 78 条第 1 項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

##### (2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

##### (3) 国の責務

社会福祉法第 78 条第 2 項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

(注) 下線は当省が付した。

### 図表 2- (3) -② 福祉サービス第三者評価事業に関する規定

○ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）〈抜粋〉

(定義)

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

#### 2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

二 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を営する事業

三 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）



に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

六 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

一の二 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 （略）

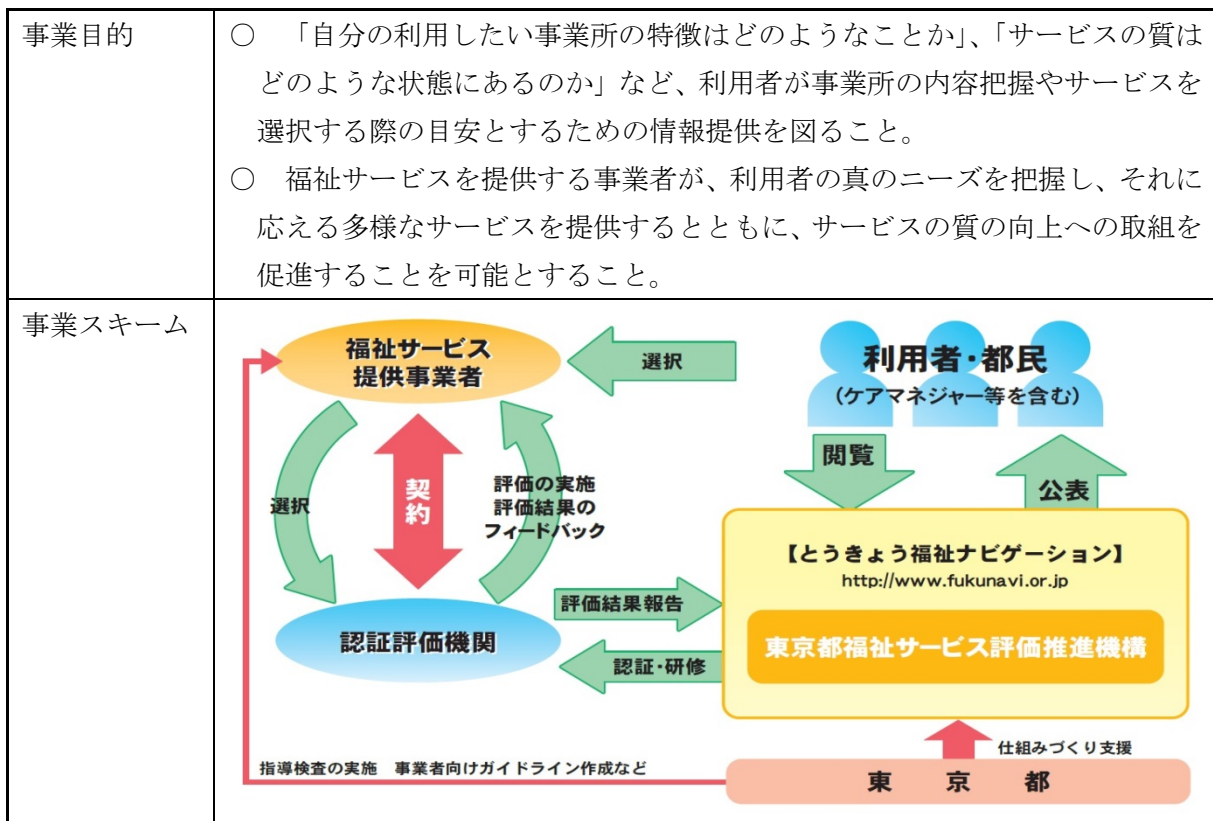
（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

（注）下線は当省が付した。

図表 2- (3) - ③ 東京都の福祉サービス第三者評価の概要



<p>事業内容</p>	<p>&lt;利用者調査&gt;</p> <p>利用者の状況に応じた調査方式で行い、利用者のサービスに対する意向や満足度を把握するもの。調査方式は、「アンケート方式」、「聞き取り方式」及び「場面観察方式」の三つの方式が設定されている。</p> <p>○共通評価項目の構成</p> <p>共通評価項目は、「サービスの提供」、「安心・快適性」、「利用者個人の尊重」及び「不満・要望への対応」の四つのカテゴリーに分類されている。</p> <p>&lt;事業評価&gt;</p> <p>自己評価や訪問調査等をもとに、その事業所の組織経営、マネジメント力や現在提供されているサービスの質を評価するもの。</p> <p>○共通評価項目の構成</p> <p>共通評価項目は、以下の八つのカテゴリーに分類されている。</p> <table border="1" data-bbox="453 763 1380 1256"> <thead> <tr> <th>カテゴリー</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. リーダーシップと意思決定</td> <td rowspan="7">組織マネジメント項目 (全サービス共通)</td> </tr> <tr> <td>2. 経営における社会的責任</td> </tr> <tr> <td>3. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用</td> </tr> <tr> <td>4. 計画の策定と着実な実行</td> </tr> <tr> <td>5. 職員と組織の能力向上</td> </tr> <tr> <td>6. 情報の保護・共有</td> </tr> <tr> <td>7. 1～6 に関する活動成果</td> </tr> <tr> <td>8. サービス提供のプロセス</td> <td>サービス項目 (サービス種別ごとに設定)</td> </tr> </tbody> </table>	カテゴリー	区 分	1. リーダーシップと意思決定	組織マネジメント項目 (全サービス共通)	2. 経営における社会的責任	3. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用	4. 計画の策定と着実な実行	5. 職員と組織の能力向上	6. 情報の保護・共有	7. 1～6 に関する活動成果	8. サービス提供のプロセス	サービス項目 (サービス種別ごとに設定)						
カテゴリー	区 分																		
1. リーダーシップと意思決定	組織マネジメント項目 (全サービス共通)																		
2. 経営における社会的責任																			
3. 利用者意向や地域・事業環境の把握と活用																			
4. 計画の策定と着実な実行																			
5. 職員と組織の能力向上																			
6. 情報の保護・共有																			
7. 1～6 に関する活動成果																			
8. サービス提供のプロセス	サービス項目 (サービス種別ごとに設定)																		
<p>受審事業所数</p>	<p>受審事業所数の推移 (平成 22～26 年度)</p> <p>(単位：事業所)</p> <table border="1" data-bbox="422 1368 1377 1570"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平成 22 年度</th> <th>23 年度</th> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受審事業所数</td> <td>1,979</td> <td>2,359</td> <td>2,613</td> <td>2,762</td> <td>2,891</td> </tr> <tr> <td>うち特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	受審事業所数	1,979	2,359	2,613	2,762	2,891	うち特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)	5	2	3	5	5
区 分	平成 22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度														
受審事業所数	1,979	2,359	2,613	2,762	2,891														
うち特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)	5	2	3	5	5														
<p>受審事業所 (特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム・ケアハウス)) の意見</p>	<p>○ 利用者調査や事業評価の結果を分析・検討して改善に取り組み、利用者及びその家族にフィードバックしていく意向である。</p> <p>○ 利用者調査により様々な意見を把握し、スタッフの目線からでは気付きにくかった問題や着手すべき課題を明確にすることで、その後提供するサービスの見直しや改善に役立てている。</p> <p>○ 第三者評価の結果については、全職員に周知され、取り組むべき課題の抽出と優先順位付けを行っている。</p>																		

(注) 東京都の福祉サービス第三者評価のホームページ、「東京都福祉サービス評価推進機構年次報告 (平成 26 年度版)」等に基づき、当省が作成した。

図表 2- (3) -④ 有老協のサービス第三者評価事業の概要

<p>事業目的</p>	<p>有料老人ホームが提供する各種サービスは、実際にサービスを受けてみなければ質の良否が見極めにくいことから、入居者が自分に合った有料老人ホームを選択する上で、サービスの質や内容を第三者が評価した情報の公開が不可欠である。</p> <p>したがって、会員事業者が提供するサービスの現状を第三者評価機関が適正に評価することによって、サービスの質の確保・向上を図り、ひいては入居希望者の選択に資することを目的としている。</p>																	
<p>事業スキーム</p>																		
<p>評価スケール</p>	<p>① 全体構成</p> <p>以下の七つのグループの下、全 108 項目から成っている。</p> <table border="1" data-bbox="477 1102 1190 1496"> <thead> <tr> <th>大項目 (7 群)</th> <th>小項目 (108 項目)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事業主体の経営姿勢</td> <td>21 項目</td> </tr> <tr> <td>2. ホームの運営方針</td> <td>30 項目</td> </tr> <tr> <td>3. 建物・設備</td> <td>7 項目</td> </tr> <tr> <td>4. 生活サービス</td> <td>6 項目</td> </tr> <tr> <td>5. 食事サービス</td> <td>7 項目</td> </tr> <tr> <td>6. ケアマネジメント</td> <td>15 項目</td> </tr> <tr> <td>7. ケアサービス</td> <td>22 項目</td> </tr> </tbody> </table> <p>② スケールの内容</p> <p>上記の小項目それぞれについて、A・B・Cの評価基準を設定している。</p> <table border="1" data-bbox="477 1641 1388 2060"> <tr> <td> <p>(例) 1-1-2 経営における社会的責任</p> <p>有料老人ホーム事業者に求められる関係法令・規範等を遵守すべく、どのような取り組みを行っていますか。</p> <p>A 遵守すべき法令・規範・倫理等を盛り込んだ自主行動基準を策定し、必要な職員研修を実施している。</p> <p>B 法令・規範・倫理遵守等をテーマにした職員研修を行い、職員に啓発している。</p> <p>C 上記の取り組みを行っていない。</p> <p>《評価のポイント》</p> </td> </tr> </table>	大項目 (7 群)	小項目 (108 項目)	1. 事業主体の経営姿勢	21 項目	2. ホームの運営方針	30 項目	3. 建物・設備	7 項目	4. 生活サービス	6 項目	5. 食事サービス	7 項目	6. ケアマネジメント	15 項目	7. ケアサービス	22 項目	<p>(例) 1-1-2 経営における社会的責任</p> <p>有料老人ホーム事業者に求められる関係法令・規範等を遵守すべく、どのような取り組みを行っていますか。</p> <p>A 遵守すべき法令・規範・倫理等を盛り込んだ自主行動基準を策定し、必要な職員研修を実施している。</p> <p>B 法令・規範・倫理遵守等をテーマにした職員研修を行い、職員に啓発している。</p> <p>C 上記の取り組みを行っていない。</p> <p>《評価のポイント》</p>
大項目 (7 群)	小項目 (108 項目)																	
1. 事業主体の経営姿勢	21 項目																	
2. ホームの運営方針	30 項目																	
3. 建物・設備	7 項目																	
4. 生活サービス	6 項目																	
5. 食事サービス	7 項目																	
6. ケアマネジメント	15 項目																	
7. ケアサービス	22 項目																	
<p>(例) 1-1-2 経営における社会的責任</p> <p>有料老人ホーム事業者に求められる関係法令・規範等を遵守すべく、どのような取り組みを行っていますか。</p> <p>A 遵守すべき法令・規範・倫理等を盛り込んだ自主行動基準を策定し、必要な職員研修を実施している。</p> <p>B 法令・規範・倫理遵守等をテーマにした職員研修を行い、職員に啓発している。</p> <p>C 上記の取り組みを行っていない。</p> <p>《評価のポイント》</p>																		

	<p>【B】スケールを、法令等遵守又は本協会が考える基本水準としており、【A】スケールはこれを満たした上でさらに優れた取り組みと認められる場合に設定している。ただし、第三者機関の評価に際し、Aスケールで定義づけられた取り組みと異なる独自の取り組みが行われている場合は、評価機関が判断することとなる。また、【C】スケールは、Bの水準を満たしていない場合のスケールである。</p>																								
費用負担	<p>平成27年度から28年度までは、受審は会員の任意とし、次表のとおり、受審状況等によって費用負担が異なる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受審料 (税別20万円)</td> <td rowspan="3">協会負担</td> <td>協会半額補助</td> <td rowspan="3">受審者負担</td> <td rowspan="3">協会負担</td> </tr> <tr> <td>評価者旅費 (2人分実費)</td> <td rowspan="2">受審者</td> </tr> <tr> <td>評価者検食代 (2人分実費)</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 有老協へのホーム登録5年以内で初回の受審  ② 通算2回目以降の受審(申込先着20ホーム)  ③ 有老協へのホーム登録5年超で初回の受審  ④ 通算2回目以降の受審(上記②を超えた場合)  ⑤ 有老協フレンドリークラブ登録法人の受審(先着10法人限り)</p>	区分	①	②③	④	⑤	受審料 (税別20万円)	協会負担	協会半額補助	受審者負担	協会負担	評価者旅費 (2人分実費)	受審者	評価者検食代 (2人分実費)											
区分	①	②③	④	⑤																					
受審料 (税別20万円)	協会負担	協会半額補助	受審者負担	協会負担																					
評価者旅費 (2人分実費)		受審者																							
評価者検食代 (2人分実費)																									
受審ホーム数	<p>受審ホーム数の推移(平成22～27年度) (単位:施設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>平成22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>197</td> <td>208</td> <td>234</td> <td>79 (20)</td> <td>58 (10)</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成27年度は28年1月末現在の状況である。  2 平成25年度以降については、サ高住を含む。  3 有老協では、平成22年度から24年度までをモデル事業期間として、有老協に加盟している全施設を対象に第三者評価を実施している。  4 ( )内は内数で、会員の希望による任意受審の施設数を示す。平成27年度は全て任意受審となっている。</p>	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	197	208	234	79 (20)	58 (10)	35												
平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度																				
197	208	234	79 (20)	58 (10)	35																				
(参考) 登録ホーム数	<p>有老協への登録ホーム数の推移(平成22～26年度) (単位:施設、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録数</td> <td>617</td> <td>677</td> <td>683</td> <td>747</td> <td>809</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>5,232</td> <td>6,244</td> <td>7,563</td> <td>8,499</td> <td>9,581</td> </tr> <tr> <td>加盟率</td> <td>11.8</td> <td>10.8</td> <td>9.0</td> <td>8.8</td> <td>8.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 「登録数」は、各年3月31日現在の状況である。  2 「施設数」は、全国の有料老人ホーム数で、各年7月1日現在の状況である。</p>	区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	登録数	617	677	683	747	809	施設数	5,232	6,244	7,563	8,499	9,581	加盟率	11.8	10.8	9.0	8.8	8.4
区分	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度																				
登録数	617	677	683	747	809																				
施設数	5,232	6,244	7,563	8,499	9,581																				
加盟率	11.8	10.8	9.0	8.8	8.4																				

(注) 有老協の「有料老人ホームサービス第三者評価プログラム Ver6.4」、「有料老人ホームサービス第三者評価事業ガイドブック」、事業報告書等に基づき、当省が作成した。

図表 2- (3) -⑤ 第三者評価の受審について指導指針に規定している例

○ 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針（最終改正：平成 27 年 12 月 22 日）＜抜粋＞
13 情報開示
(1) ・ (2) (略)
(3) 第三者評価
<u>都の福祉サービス第三者評価を受審することにより、自己の提供するサービスについての客観的認識を深め、その評価結果を踏まえて、利用者本位のサービスが提供できるよう努めること（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けているものを除く。）。</u>
(4) (略)
○ 神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針（最終改正：平成 27 年 9 月 1 日）＜抜粋＞
9 施設の管理・運営
(1) ～(10) (略)
(11) 施設運営等に関する評価
<u>サービスの内容、人権への配慮、地域との交流、事故防止対策、組織・職員体制及び職員研修等について、入居者及びその家族並びに職員等に対してアンケート調査等を実施することにより、施設自らが運営状況に関する評価を行うとともに、第三者機関による評価の導入及び結果の公表に努め、常にその改善を図ること。</u>
(12) ・ (13) (略)

(注) 下線は当省が付した。

図表 2- (3) -⑥ 有料老人ホームにおける提供サービスの第三者評価の受審状況

区 分	調査対象数	H15 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	不明	合 計
介護付	33	1	1	4	1	2	2	1	12
住宅型	46	0	0	2	1	1	1	0	5
サ高住	32	0	0	0	0	0	0	0	0
未届施設	49	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	160	1	1	6	2	3	3	1	17

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 27 年 4 月 1 日現在の状況である。

3 「介護付」は介護付有料老人ホーム、「住宅型」は住宅型有料老人ホーム、「サ高住」は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅を指す。

### 図表 2- (3) -⑦ 第三者評価を受審していない主な理由

- ・ 有老協が第三者評価を実施していることは承知しているが、有老協の会員しか受審することができず、入会金や年会費も掛かる。会員になれば初回の受審は無料であるが、2 回目以降の受審費用が税別 20 万円と高額であり、施設としての受審のメリットがない。
- ・ 施設の管理・運営の状況を第三者機関に審査、評価してもらうことは、施設におけるサービス向上につながる良い取組であると認識している。しかし、第三者評価は、金銭的な負担が大きく、評価機関ごとに評価項目、評価手法が異なるため、統一的な評価結果が得られないと感じる。評価結果は、入居者等に対し、開示することを想定しているが、入居者に無駄な誤解を与えかねないことから、これらの費用対効果を考えて受審していない。
- ・ 第三者評価の受審は義務ではないので、受審していない。運営する認知症グループホームでは、外部評価が義務付けられているので受審しているが、評価者の身なりや人間性に疑問を持った。他施設の実態の紹介や施設運営のアドバイスを期待していたが、期待外れだった。
- ・ 第三者評価は、受審する側が評価機関に料金を支払う仕組みとなっているため、本当に公平な評価結果を出せるのか疑問である。評価機関にとって受審施設は「お客様」である以上、あまり悪いことは書けないのではないかと感じる。入居者の評判こそが最も正しい評価と考えている。
- ・ 受審費用の掛かる外部機関の評価よりも、提供するサービスにより利用者やその家族に満足してもらうことが重要であると考えている。
- ・ 第三者評価を受審する必要性を特に感じていない。

(注) 当省の調査結果による。

### 図表 2- (3) -⑧ 第三者評価の受審による効果に関する調査対象施設からの主な意見

- ・ 虐待防止マニュアルの作成、入居者の生活や身体状況についての家族への報告のルール化など計 5 事項について指摘を受けたが、指摘された事項については全て改善した。第三者評価を受審することで、現在行っているサービス等の見直しができるという効果があると考えており、今後も定期的（3～5 年に 1 回程度）に受審したい。
- ・ 評価結果では、施設運営について「おおむね良好」との評価が得られているが、不十分な面も明らかになったことから、改善に努めていきたい。今後も数年ごとに継続して第三者評価の受審を考えている。
- ・ 日常の業務は記録一つとる場合でも、徐々に記述が抜けたり、簡略化されがちになるものであるが、第三者評価の受審は緊張感の維持に役立っており、指摘事項は改善した。
- ・ 第三者評価の受審に当たっての準備を通して、サービスの質の向上に求められる視点を再確認することができた。
- ・ 第三者評価は評価結果が数字で上がってくるだけであり、直接入居者の意見を聞いた方がサービスの改善に有用である。
- ・ 「改善を要すると思われる点」に対して、有老協からフォローアップはなく、あくまでも自主的な取組を促すのみである。しかし、外部の客観的な視点でチェックを受けたことは良かったと感じており、今後、機会があれば費用負担も考慮しながら受審したい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2—(3)—⑨ 第三者評価の普及促進に関する調査対象施設からの主な意見

- これまで受審に至っていない理由の一つとして、現在行われている第三者評価では、評価機関の公平性や評価スキルが確立されていないことが挙げられる。行政が評価機関を認定し、きちんとした認定機関による評価を普及させれば、受審する施設も増えるのではないかと。
- 有老協が第三者評価を実施しているが、会員向けで会員数も少なく、受審のメリットがわからぬので、受審に向けて検討したことはない。しかし、行政機関と同程度に信頼性が高い第三者評価があれば積極的に受審したい。
- サ高住は様々な業種が参入しているため、施設の運営方法やサービス提供の実態には有料老人ホーム以上に差があると感じている。これらの差を解消して、ある一定以上のサービスを提供できるように全体の底上げを図る必要があることから、各施設が第三者評価を受審して、他施設の先進的な取組事例等の導入や差別化を図るための方策を運営に反映できるような仕組みが構築されるとよいのではないかと。
- 有老協が実施する第三者評価を受審するためには受審料が必要となることや、入居者に対して利用者満足度調査を実施し、サービス向上に努めていることから受審していない。仮に受審に際して補助金を受けられる場合は、入居者に提供しているサービスが第三者機関により評価され、評価結果がフィードバックされることから、今後のサービス向上の契機となることが考えられるため、受審を検討する余地がある。
- 外部の目線から施設運営や提供サービスについて指摘を受けられるような仕組みが創設され、かつ費用が安価であれば、是非受審したいと考えている。
- 第三者評価を受審することでサービスの質の向上につながるという面では、受審することに興味がないわけでもない。国から補助金等が出るならば、サービスの質の向上を目指して積極的に受審したいと思うが、結果の開示をセットにして求められるならば、たとえ補助金等が出るとしても尻込みしてしまう。

(注) 当省の調査結果による。



### 3 有料老人ホームに関する情報の公開の促進

勸告	説明図表番号
<p>厚生労働省は、有料老人ホームに関する情報提供について、都道府県等に対し、「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 9 年 12 月 19 日付け老振第 143 号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知。以下「9 年 12 月通知」という。）に基づき、各有料老人ホームから提出を受けた毎年 7 月 1 日現在の重要事項説明書の配布や「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（以下「情報開示一覧表」という。）の作成・公開により、有料老人ホームの利用者に対する情報提供に努めるよう要請しており、平成 27 年 7 月の改正通知においても、これらの取扱いについて周知徹底を図っている。</p> <p>重要事項説明書は、有料老人ホームの事業主体や施設の設備、サービス内容、利用料金などの重要な情報が詳細に記載されたものである。一方、情報開示一覧表は、施設名、入居一時金、月額利用料等の施設の概要を 20 項目にまとめたものとなっており、入居希望者やその家族が複数の施設を比較検討するための「インデックス情報」としての役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、有料老人ホームの利用者においては、情報開示一覧表で施設の概要を確認し、詳細な情報を把握したい場合に重要事項説明書を確認することが想定されるため、重要事項説明書及び情報開示一覧表は、一体的に公開することが利用者にとってより有用であると考えられる。</p> <p>また、厚生労働省は、これらの公開方法について、平成 27 年 7 月の改正通知においても、引き続き管内市町村、福祉事務所等への配布を基本としている。しかし、介護サービス情報（介護保険法第 115 条の 35 第 1 項）やサ高住の登録事項（高齢者住まい法第 6 条第 1 項）がインターネットにより利用者に情報提供されていることを踏まえると、有料老人ホームに関する情報についても、これらと同様に、インターネットによる情報提供を基本とし、紙媒体による情報提供や閲覧にも引き続き対応する必要があると考えられる。</p>	<p>図表 3-①</p>
<p>なお、「多様化する有料老人ホームに関する実態調査報告及び利用者等に関する調査報告」（平成 21 年度厚生労働省委託事業）の「有料老人ホームの入居意向者に対するアンケート調査結果」によると、入居検討に当たり欲しいけれど入手しにくい情報として、「自治体からの情報」や「重要事項説明書」を挙げた者がそれぞれ全体の約 3 割と上位を占めている。</p> <p>有料老人ホームの事業内容が多様化している中で、利用者のより適切な入居施設の選択に資する確かつ安心できる情報提供が重要となっている。</p>	<p>図表 3-② 図表 3-③</p>
<p>今回、30 都道府県等における重要事項説明書及び情報開示一覧表の平成 27 年 7 月末現在の公開状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p><b>(1) 重要事項説明書の公開状況</b></p> <p>調査した 30 都道府県等のうち 13 都道府県等では、重要事項説明書をインターネット若しくは紙媒体又はその両方で公開（注 1）しており、うち 6</p>	<p>図表 3-④</p>
<p>図表 3-⑤</p>	<p>図表 3-⑤</p>

<p>都道府県等は紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた。しかし、当該 6 都道府県等では、いずれも閲覧又は配布場所について周知しておらず、うち 1 都道府県等においては閲覧実績がなかった(注 2)。当該 6 都道府県等のうち 3 都道府県等は、今回の当省の調査を契機として、他の都道府県等における取組状況を参考に、今後公開を検討したいとしている。</p> <p>一方、残りの 17 都道府県等では、重要事項説明書を公開しておらず、その理由について、i) 施設の実態が重要事項説明書の公開時点と異なる可能性があり、利用者に混乱を与えかねないため(5 都道府県等)、ii) 重要事項説明書は利用者が施設に請求し入手すべきものであるため(5 都道府県等)などとしている。しかし、重要事項説明書を公開している都道府県等では、重要事項説明書の作成時点を明示するとともに、最新の情報については、各施設に直接問い合わせるよう注意喚起を行うことで、公開による支障は生じていないなどとしている。</p> <p>(注 1) 13 都道府県等のうち 1 都道府県等では、従来から重要事項説明書をインターネットで公開していたが、ホームページの更新作業及び最新の重要事項説明書の掲載準備のため、平成 27 年 4 月から同年 9 月まで公開を休止し、同年 10 月から、インターネットでの公開を再開している。</p> <p>(注 2) 残りの 5 都道府県等では、閲覧実績を把握していなかった。</p>	<p>図表 3-⑥</p> <p>図表 3-⑦</p>
<p>都道府県等から指導指針に基づく指導を受けている場合、有料老人ホームの設置者は、重要事項説明書にその旨を記載することとされている。これらの情報は利用者にとって関心事項と考えられるが、都道府県等がインターネットにより重要事項説明書を公開していない場合、利用者は、入居を希望する施設の重要事項説明書を取り寄せて比較検討を行わなければならないこととなる。</p> <p>以上のことを踏まえると、都道府県等がインターネットにより重要事項説明書を公開することは、利用者の利便性や入居施設の適切な選択に資すると考えられる。また、各施設のサービス内容や利用料金、指導指針に対する適合状況等の詳細が広く明らかとなるため、これらの情報を公開される施設側にとっては、指導指針への適合やサービス向上のための努力が求められることとなり、施設の健全な運営を促す効果も期待できると考えられる。</p>	<p>図表 2-(1)-② (再掲)</p>
<p><b>(2) 情報開示一覧表の公開状況</b></p> <p>調査した 30 都道府県等のうち 15 都道府県等では、情報開示一覧表を作成又は公開しておらず、その他の様式で作成し、インターネットにより公開していた。</p> <p>しかし、これらの内容をみると、情報開示一覧表と比較して限定的なものとなっており、うち 11 都道府県等では、「施設名」、「施設の類型」、「所</p>	<p>図表 3-⑤ (再掲)</p> <p>図表 3-⑧</p>

<p>在地」及び「電話番号」の4項目のみとなっているなど、利用者が入居施設を比較検討する上で参考になると考えられる「入居一時金」や「月額利用料（総額）」などの利用料金に関する情報が全く提供されていない。</p> <p>情報開示一覧表を作成又は公開していない理由について、上記15都道府県等では、i) 9年12月通知を承知していなかったため(7都道府県等)、ii) 情報開示一覧表の内容の大半は、インターネットで公開している重要事項説明書の内容と重複するため(1都道府県等)などとしている。</p> <p>一方、情報開示一覧表を作成・公開している15都道府県等のうち3都道府県等では、紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた。しかし、このうち2都道府県等では、閲覧又は配布場所を周知しておらず、うち1都道府県等においては閲覧実績がなかった(注)。また、インターネットにより公開していた12都道府県等についてみると、重要事項説明書と一体的に公開していたものは半数の6都道府県等にとどまっていた。</p> <p>なお、平成27年7月の改正通知を受け、情報開示一覧表を作成又は公開していなかった15都道府県等のうち1都道府県等が28年2月1日現在で紙媒体による閲覧又は配布を行っている。</p> <p>また、調査した都道府県等の中には、入居希望者が入居先を選択する際の判断要因となる重要な情報であること等から、i) 情報開示一覧表の様式に「指導指針への適合状況」を付加してインターネットにより公開しているもの(2都道府県等)や、ii) 指導指針の主要15項目に対する適合状況一覧をインターネットにより公開しているもの(1都道府県等)がみられた。</p> <p>(注) 残りの1都道府県等では、閲覧実績を把握していなかった。</p>	<p>図表 3-⑨</p> <p>図表 3-⑤ (再掲)</p> <p>図表 3-⑧ (再掲)</p> <p>図表 3-⑩</p>
<p><b>(3) 有料老人ホームに関する情報提供の充実</b></p> <p>サ高住については、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会が運用する「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」により、全国の登録住宅に関する情報が一元的に公開されている。</p> <p>一方、有料老人ホームについては、厚生労働省が一元管理する「介護サービス情報公表システム」において、「特定施設入居者生活介護」として介護付有料老人ホームの情報が公開されているのみであり、有料老人ホーム全体の約6割を占めている住宅型有料老人ホームについては、届出情報等を公開するシステムがない。</p> <p>このようなことから、調査した都道府県等からは、有料老人ホームの利用者にとって分かりやすい情報提供を行うためには、介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム及びサ高住の情報を比較検討できるような統一的な情報提供システムの整備が望まれるといった意見がみられた。</p> <p>また、住宅型有料老人ホーム及びサ高住の多くは、必要に応じて、外部の介護事業者から介護サービスの提供を受けることになり、入居者自身で</p>	<p>図表 3-⑪</p> <p>図表 3-⑫</p> <p>図表 3-⑬</p> <p>図表 3-⑭</p> <p>図表 3-⑮</p> <p>図表 1-(1)-⑯ (再掲)</p> <p>図表 3-⑯</p> <p>図表 1-(1)-⑰ (再掲)</p>

<p>必要なサービスを選択する必要があるため、これらの施設等の周辺で提供される介護サービス事業所等の情報との連携も重要と考えられるが、統一的な公表事項等が定められているわけではないことから、両者を横断的に比較検討することが難しく、入居希望者それぞれのニーズに見合った住まいを選ぶ環境としては不十分な状況となっている。</p> <p>政府は、2020 年代初頭までの「介護離職ゼロ」の実現に向け、サ高住の供給量を約 2 万人分増加するなどにより要介護者の受皿を拡大することとしていることから、有料老人ホームを含む制度横断的な情報提供システムの構築が望まれる。</p> <p>前述のとおり、届出施設に係る情報の公開は十分に図られているとはいえ、未届施設の実態把握や施設における事故の発生・再発防止を進めるためには、より効果的に情報の公開を促進する必要がある。</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>したがって、厚生労働省は、施設利用者の利便性の向上及び入居施設の適切な選択に資する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等に対し、i) 重要事項説明書の一層の公開を進めること、ii) その際、情報開示一覧表と一体的に公開することについて要請すること。</p> <p>② 重要事項説明書及び情報開示一覧表の公開方法について、インターネットを基本としたものに見直すこと。</p>	<p>図表 3-⑰</p>
---	---------------

図表 3-① 都道府県等における有料老人ホームの利用者に対する情報提供に関する通知

○ 「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 9 年 12 月 19 日付け老振第 143 号厚生省老人保健福祉局老人福祉振興課長通知）〈抜粋〉

2 有料老人ホームの施設等に関する報告徴収及び情報提供

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、有料老人ホームを設置しようとする者から、老人福祉法第 29 条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として局長通知の別紙様式「有料老人ホーム重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出を受け、以後、毎年 7 月 1 日現在における各有料老人ホームの現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

また、届出時の重要事項説明書については届出後 1 か月以内に、毎年 7 月 1 日現在の重要事項説明書については毎年 8 月末日までに本職あて送付されたい。

併せて、この重要事項説明書については、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県において、さらに付加することは差し支えない。

3 有料老人ホーム情報開示等一覧表の作成及び公開

局長通知の 2(4) 中「各施設においてどのような情報が開示されているかについて一覧表を作成し、都道府県、市町村等において公開されたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年 7 月 1 日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」（以下「情報開示一覧表」という。）により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。

(様式)

有料老人ホーム情報開示等一覧表

都道府県名 \_\_\_\_\_

(平成 年 月 日現在)

施設名			
施設の類型			
所在地（市区町村名）			
事業主体名			
開設年			
入居者数／入居定員			
一時金	入居一時金（円）		
	介護費用の一時金（円）		
	返還金の保全措置		
入居者基金への加入			

月額利用料（円） （食費、管理費、介護費用を含む）				
要介護状態になっ た場合	介護を行う場所			
	追加費用の有無*			
体験入居の有無				
情報開示	重要事項説明書の公開			
	契約書の公開			
	管理規程の公開			
	財務諸表の閲覧			
(社)全国有料老人ホーム協会への加入				
備考				

\*介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスに係る別途の追加費用負担の有無を記入。

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号、最終改正：平成 27 年 3 月 30 日付け老発 0330 第 3 号厚生労働省老健局長通知）

<抜粋>

2 指導上の留意点

(6) 情報開示、報告の徴収等

有料老人ホーム事業は、設置者と入居者の契約が基本となることから、できる限り多くの情報が開示されることが重要である。特に、高齢者の多くは有料老人ホームにおいて提供される介護サービスに対して大きな期待を寄せていることから、当該有料老人ホームにおいて提供される介護サービスの内容、費用負担等について、重要事項説明書等において明確にするよう指導するとともに、重要事項説明書の交付及び説明の徹底、体験入居制度の実施、財務諸表及び事業収支計画書の開示等について、設置者に対し十分な指導を行われたい。

(中略)

さらに、各都道府県においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するよう努められたい。

- 「有料老人ホーム設置者等からの報告の徴収について」（平成 27 年 7 月 30 日付け老高発第 0730 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）<抜粋>

2 有料老人ホームの標準指導指針の別紙様式「重要事項説明書」に基づいて作成した文書（以下「重要事項説明書」という。）の提出

有料老人ホームの施設等に関する報告徴収に当たっては、以下のとおりとする。

(1) 設置等に際しての提出

有料老人ホーム（サ高住の登録を受けようとする有料老人ホームを除く。）を設置しようとする者については、老人福祉法第 29 条に基づく設置の届出（以下「届出」という。）事項として重要事項説明書の提出を受けることとする。

サ高住の登録を受けようとする有料老人ホームについては、登録申請時に重要事項説明書

の提出を受けることとする。

(2) 定期の報告徴収

毎年8月末日までに、7月1日現在における各有料老人ホーム（サ高住の登録を受けている有料老人ホームを含む。）の現況報告等について、重要事項説明書により求めること。

3 有料老人ホームに関する情報提供等

各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）においては、有料老人ホームから提出を受けた重要事項説明書について、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、もって利用者に対する情報提供に努められたい。

なお、重要事項説明書は、利用者に対する情報提供に資するという目的から最小限必要と思われる事項について示したものであり、利用者からの要望等を踏まえて、各都道府県等において、さらに付加することは差し支えない。

また、標準指導指針の2(6)中「各都道府県等においても、各有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、公開するとともに、重要事項説明書等についても公開するように努められたい。」については、各有料老人ホーム設置者から、届出時及び毎年7月1日現在の情報開示の状況について報告を求め、都道府県等において別添様式「有料老人ホーム情報開示等一覧表」により作成するものとし、貴管下市町村、福祉事務所等に配布し、公開することにより、利用者に対する情報提供に努められたい。

(様式)

有料老人ホーム情報開示等一覧表

都道府県・指定都市・中核市名 \_\_\_\_\_

(平成 年 月 日現在)

施設名			
サービス付き高齢者向け住宅の登録の有無			
施設の類型*1			
所在地（市区町村名）			
事業主体名			
開設年			
定員等	入居者数／入居定員*1		
	住宅戸数*2		
前払金	入居一時金（円）		
	介護費用の一時金（円）		
	返還金の保全措置		
入居者基金への加入			
月額利用料（円） （食費、管理費、介護費用を含む）			
要介護状態になった場合	介護を行う場所		
	追加費用の有無*3		

体験入居の有無			
情報開示	重要事項説明書の公開		
	契約書の公開		
	管理規程の公開		
	財務諸表の閲覧		
(公社)全国有料老人ホーム協会への加入			
備考			

\*1 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームを除く。  
 \*2 サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームのみ記入。  
 \*3 介護費用の一時金及び月額利用料以外の介護サービスに係る別途の追加費用負担の有無を記入。

(注) 下線は当省が付した。

### 図表 3-② 介護サービス情報の公開に関する規定

<p>○ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）＜抜粋＞</p> <p>（介護サービス情報の報告及び公開）</p> <p>第 115 条の 35 <u>介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公開されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公開しなければならない。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>（指定情報公表センターの指定）</p> <p>第 115 条の 42 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定情報公表センター」という。）に、介護サービス情報の報告の受理及び公表並びに指定調査機関の指定に関する事務で厚生労働省令で定めるもの（以下「情報公表事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>○ 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）＜抜粋＞</p> <p>（法第 115 条の 35 第 3 項の厚生労働省令で定める介護サービス情報）</p> <p>第 140 条の 47 <u>法第 115 条の 35 第 3 項の厚生労働省令で定める介護サービス情報（同条第 1</u></p>
--



項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。) は、別表第1及び別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

別表第1 (略)

別表第2 (略)

○ 「「介護サービス情報の公開」制度の施行について」の一部改正について」(平成25年3月29日付け老振発第0329第4号厚生労働省老健局振興課長通知) <抜粋>

7 情報の公表

(2) 公表の方法等

指定情報公表センター等が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

指定情報公表センター等は、都道府県内の公表対象事業者の介護サービス情報を公平に公表するとともに、極めて多くの事業者の情報の中から、利用者が必要な情報を抽出し、適切に比較検討することを支援するため、インターネットによる公表を行うものとする。

また、指定情報公表センター等は、インターネットによる公表情報が適切に要介護高齢者等である利用者に伝わるよう、利用者の家族、地域、市町村(保険者)、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に対する本制度の活用についての普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

指定情報公表センター等は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表 (略)

(注) 下線は当省が付した。

### 図表3-③ サ高住の登録事項の情報開示に関する規定

○ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号) <抜粋>

(登録の申請)

第6条 前条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～十五 (略)

2 (略)

(登録事項の公示)

第16条 登録事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、登録事項を公示しなければならない。

○ 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号) <抜粋>

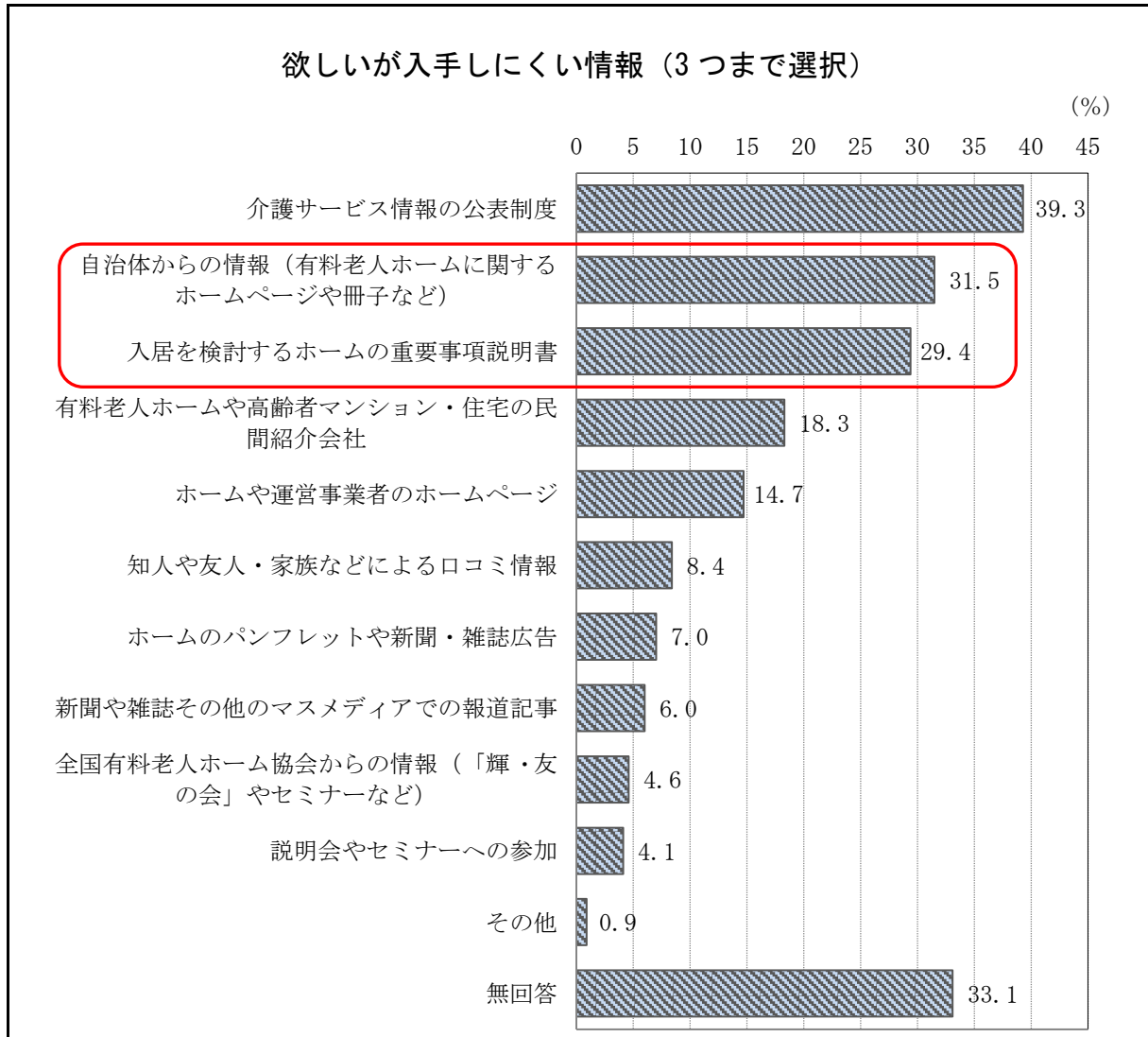
(登録事項の公示方法)

第 19 条 法第 16 条の規定による公示は、インターネットの利用又は公衆の見やすい場所に掲示することにより行うものとする。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 高齢者住まい法第 16 条に規定する「登録事項」とは、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項を指す。

図表 3-④ 有料老人ホームの入居意向者に対するアンケート調査結果<抜粋>



(注) 平成 21 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「多様化する有料老人ホームに関する実態調査報告及び利用者等に関する調査報告」(平成 22 年 3 月)に基づき、当省が作成した。

図表 3-⑤ 重要事項説明書、情報開示一覧表等の公開状況（平成 27 年 7 月末現在）

都道府県等	重要事項説明書			情報開示一覧表				その他の 一覧表
	公開	公開方法		作成	公開	公開方法		
		インターネット	紙			インターネット	紙	
北海道	×			○	○	○		
札幌市	×			○	○	○		
宮城県	○		○	○	○		○	
仙台市	○		○	○	○		○	
福島県	○	○	○	○	○	○	○	
郡山市	×			○	×			○
群馬県	×			×	×			○
前橋市	×			×	×			○
埼玉県	○	○		○	○	○		
さいたま市	○	○		○	○	○		
千葉県	○	○		○	○	○		
千葉市	○	○		○	○	○		
東京都	○	○		×	×			○
神奈川県	○	○		○	○	○	○	
富山県	×			○	×			○
富山市	×			○	×			○
山梨県	×			○	×			○
愛知県	×			○	○	○	○	
名古屋市	×			○	○	○		
大阪府	○		○	○	○	○	○	
大阪市	×			○	○	○		
島根県	×			×	×			○
松江市	×			×	×			○
広島県	×			×	×			○
広島市	×			×	×			○
香川県	○		○	×	×			○
高松市	○		○	×	×			○
福岡県	×			○	×			○
福岡市	○		○	○	○		○	
佐賀県	×			×	×			○
実施数	13	7	7(6)	20	15	12	7(3)	15

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「その他の一覧表」の公開状況については、情報開示一覧表を作成又は公開していなかった 15 都道府県等について作成した。

3 「○」は実施している都道府県等を、「×」は実施していない都道府県等を示す。

4 神奈川県は、従来から重要事項説明書をインターネットで公開していたが、ホームページの更新作業及び最新の重要事項説明書の掲載準備のため、平成 27 年 4 月から同年 9 月まで公開を休止し、同年 10 月から、公開を再開していることから、本表では「○」とした。

5 ( ) 内は内数で、紙媒体でのみ閲覧又は配布を行っていた都道府県等を指す。

6 重要事項説明書と情報開示一覧表を一体的に公開していた 6 都道府県等を網掛けとした。

7 郡山市は、平成 27 年 10 月から、情報開示一覧表の公開を紙媒体で開始し、28 年 3 月からは、重要事項説明書と情報開示一覧表をホームページで一体的に公開している。

図表 3-⑥ 重要事項説明書を公開していない主な理由

区 分	概 要
利用者に混乱を与えかねない (5 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項説明書の公開は義務ではなく、都道府県等の裁量に任されていると考えている。公開後に事業者が重要事項説明書を変更することも考えられ、内容に齟齬が生じて利用者に混乱を与えてしまう可能性がある。</li> <li>・ 重要事項説明書の公開は作成時点とタイムラグが生じ、公開内容と施設の実態が異なるなど、利用者に無用な混乱が生じるおそれがある。また、重要事項説明書の公開に必要な事務量も膨大なものとなる。</li> </ul>
利用者が施設に直接請求すべき (5 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有料老人ホームは、民間事業者と利用者による契約が基本となるため、有料老人ホームの設置者において情報開示に取り組むべきと考えており、都道府県等として積極的に情報提供を行っていく必要性を感じていない。</li> <li>・ 有料老人ホームの利用者から、重要事項説明書の公開請求や公開を要望する意見を受け付けたことがなく、正確な最新情報を取得するためには、有料老人ホームの設置者に同書を直接請求することが最適と考えている。</li> </ul>
施設の承諾を得ることが困難 (2 都道府県等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要事項説明書をインターネットで公開することは望ましいと思うが、各施設から承諾を得る必要があり、実現には困難が伴う。</li> <li>・ 有料老人ホームは、その規模、体制等が施設ごとに大きく異なるため、施設側が横並びで利用者に比較されることに対して抵抗を感じ、重要事項説明書の公開について承諾しないおそれがある。</li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、類似意見を含めた都道府県等の数を示す。

図表 3-⑦ 重要事項説明書をインターネットで公開している都道府県等からの意見

- ・ 都道府県等がインターネット等で提供する情報は、利用者にとってはあくまで取っ掛かりであり、他の施設との比較検討を行う上での材料提供である。更に詳しい情報を入手したい利用者は、必ず施設にアクセスするはずであり、詳細な情報は施設に確認することになる。一方、中小の事業者は広報手段が限られており、都道府県等がインターネットで公開することは大きなメリットとなるはずなので、積極的に公開すべきである。
- ・ 重要事項説明書をインターネットで公開するに当たって、初年度は各施設の事業者に関々に説明し、確認を取っていた。当時も事業者から特に苦情はなかったと聞いており、現在では当然公開されるものとして理解されているようである。重要事項説明書を掲載しているホームページには、「重要事項説明書は都道府県に提出されているものを掲載しておりますが、最新のもの各施設に直接請求して下さい」と案内するとともに、施設ごとに作成時点を明示しているが、この点について利用者から苦情を受けたことはない。
- ・ 有料老人ホームの設置者に対し、各施設の重要事項説明書及び情報開示一覧表の報告を依頼する際、依頼文（担当課長名の公文）において、「重要事項説明書及び情報開示一覧表につきましては、県ホームページで公開いたしますので、御留意ください」と明示しており、公開自体に特に支障や課題等はない。
- ・ 重要事項説明書は、利用希望者に対し施設が交付しなければならないものであるため、公開に当たり施設の了承を得る必要はなく、公開に特段のあい路はない。また、重要事項説明書の記載内容が変更された場合、全施設のチェックを行うことは体制面から困難であるが、重要事項説明書を掲載したホームページには、作成時点を明示するとともに、最新の情報とは異なる場合があるため、詳細は各施設に直接問い合わせるよう案内している。

(注) 当省の調査結果による。



施設名	施設の類型	有料老人ホームの表示事項					所在地(市区町村名)	電話番号	事業主体名	開設年	入居者数	入居定員	居室数	一時金			入居者基金への加入	月額利用料		要介護状態になった場合	体験入居の有無	情報開示				職員の状況	第三者評価の受審状況	指導指針への適合状況
		居住の権利形態	利用料の支払方式	入居時の要件	介護保険	居室区分								入居一時金	介護費用の一時金	返還金の保全措置		総額	主な内訳			介護を行う場所	追加費用の有無	重要事項説明書の公開	契約書の公開			
都道府県等																												
山梨県	〇						〇	〇			〇							◎	◎	◎	◎	◎						
愛知県	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
名古屋	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
大阪府	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
大阪市	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
大阪府	◎		◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎						◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
根拠	〇						〇	〇			〇																	
松江市	〇						〇	〇																				
広島県	〇						〇	〇																				
広島市	〇						〇	〇																				
香川県	〇						〇	〇																				
高松市	〇						〇	〇																				
福岡県	〇						〇	〇																				
福岡市	◎						◎	◎																				
佐賀県	〇						〇	〇																				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「◎」は情報開示一覧表、 「○」はその他の一覧表(図表3-⑤参照)により公開されている事項を示す。

3 情報開示一覧表の様式(図表3-①参照)により公開することとされている事項については網掛けをした。

### 図表 3-⑨ 情報開示一覧表を作成又は公開していない主な理由

- ・ 9年12月通知を承知していなかった。(4都道府県等)
- ・ 平成24年4月の有料老人ホームに係る事務の権限移譲時に、都道府県から当該事務について引継ぎを受けておらず、承知していなかった。(3都道府県等)
- ・ 情報開示一覧表の内容の大半は重要事項説明書の内容と重複する上、後者の方が詳細であるため、作成・公開を行っていないが、独自の様式で作成し、重要事項説明書と一体的にインターネットで公開している。
- ・ 各施設から提出された情報開示一覧表の中には、記載不備があるもの等がみられたが、現体制では十分チェックができないため、公開できる状況になかった。
- ・ 事業者が情報開示一覧表の記載内容を変更した場合、必ずしも都道府県等に報告しているとは限らず、実態と異なった情報が公開されるおそれがあり、行政として責任を持って公開することが難しいことから、公開していなかった。

(注) 当省の調査結果による。



図表 3-⑩ 指導指針の主要 15 項目に対する適合状況一覧を公開している例

施設名:		基準日:平成 年 月 日		
東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表				
指針項目	該当に○	備考		
<b>安定的・継続的な居住の確保のための項目</b>				
1	有料老人ホーム事業の継続を制限する恐れのある抵当権が設定されていないか。	適合	・	不適合
2	借地・借家の場合、入居者の居住の継続を確実なものとするため、指針3(3)に定めるすべての要件を満たしているか。	適合	・	不適合
<b>緊急時の安全確保のための項目</b>				
3	有料老人ホーム(児童福祉施設等)の建物として建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されているか。	適合	・	不適合
4	耐火建築物又は準耐火建築物であるか。	適合	・	不適合
5	各居室・各トイレ・浴室・脱衣室のすべてにナースコール等緊急呼出装置を設置しているか。	適合	・	不適合
6	【収容人員(従業員含む。)10人以上の施設】消防署に届け出た消防計画に基づき避難訓練を実施しているか。	適合	・	不適合
7	消防法施行令に定める消防用設備等(延べ面積275㎡以上の施設においてはスプリンクラー設備を含む。)を設置し、消防機関の検査を受けているか。	適合	・	不適合
<b>入居者の尊厳を守り、心身の健康を保持するための項目</b>				
8	各居室は界壁により区分されているか。	適合	・	不適合
9	各居室の入居者1人当たりの面積は壁芯13㎡以上であるか。	適合	・	不適合
10	すべての居室の定員が1人又は2人(配偶者及び3親等以内の親族を対象)であるか。	適合	・	不適合
11	入居時及び1年に2回以上健康診断を受ける機会を提供しているか。	適合	・	不適合
12	緊急時にやむを得ず身体拘束等を行う場合は、記録を作成することが決められているか。	適合	・	不適合
<b>入居者の財産を保全するための項目</b>				
13	前払金について、規定された保全措置を講じているか。	適合	・	不適合
14	前払金について、全額を返還対象としているか。(初期償却0の場合のみ「適」とする。)	適合	・	不適合
15	入居した日から3か月以内の契約解除(死亡退去含む)の場合については、既受領の前払金の全額(実費を除く。)を利用者に返還することが定められているか。	適合	・	不適合
		保全先:		
		初期償却率: %		

※ 開設日前にあっては見込みで記入し、実際の状況については備考欄に記入すること。  
 ※ 不適合の項目については、その具体的な状況、指針適合に向け検討している内容及び改善の期限を原則として明記し、代替措置がある場合はその内容についても記入すること。

(注) 東京都の「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表」による。

図表 3-⑪ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの検索画面



(注) サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムのホームページによる。

図表 3-⑫ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムの公開情報

## サービス付き高齢者向け住宅の情報提供システム

※登録は建物毎に行う。5年毎の更新制。

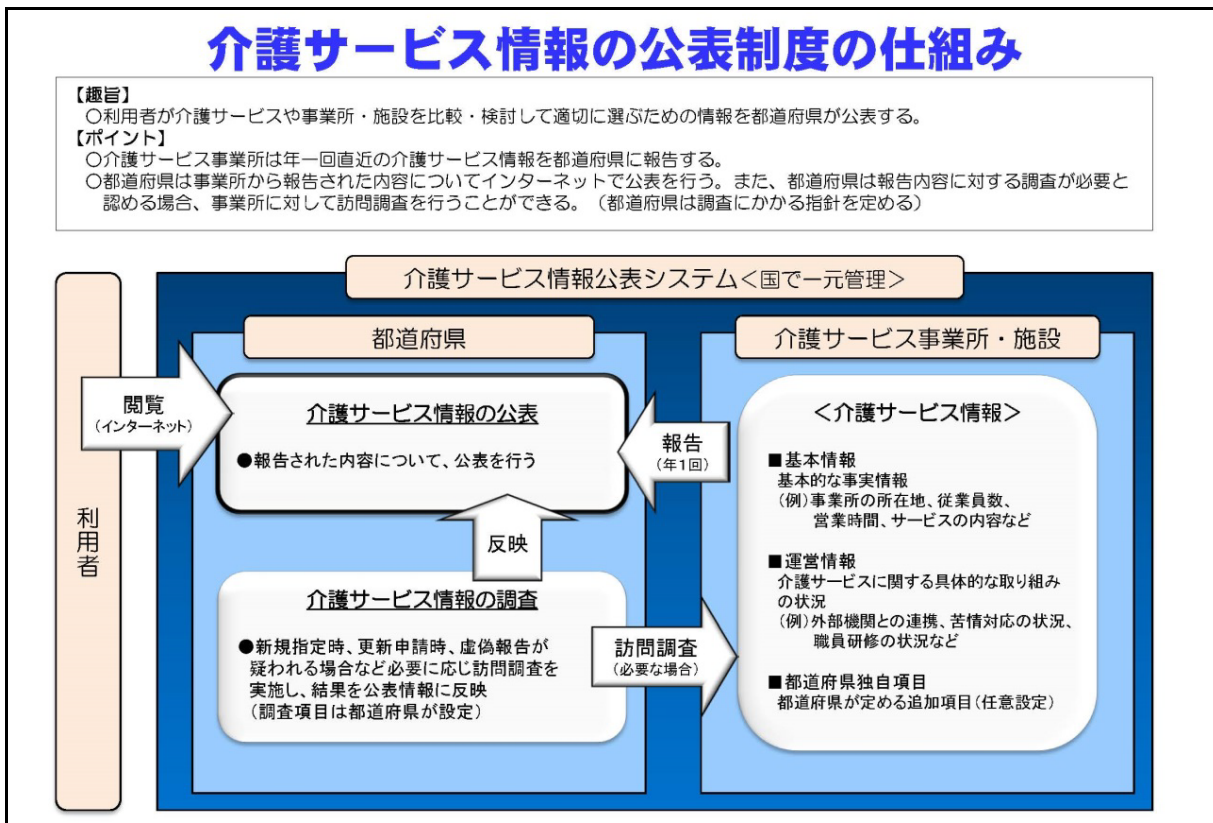
<b>登録事業者について</b>	
○商号、名称または氏名	○住所
○役員の氏名 (法人の場合)	○事務所の名称 / 所在地
○法定代理人の氏名 / 住所 (未成年である場合)	
<b>登録住宅について</b>	
○住宅の名称	○所在地
○敷地面積	○戸数
○居住面積	○構造及び設備
○バリアフリー構造	○敷地/住宅の権原
○修繕計画の策定状況 (維持管理の方法)	
<b>サービスの内容について</b>	
○高齢者生活支援サービスの内容 / 提供形態 (自ら提供 / 委託)	○ (委託の場合は) 受託者の氏名・名称 / 住所
<small>→ 安否確認、生活相談、食事提供、介護、家事、健康管理</small>	
○常駐してサービスを提供する者の資格 / 提供方法	○緊急通報サービスの内容
○事業所の名称 / 住所 / 連携・協力内容 (登録事業者と異なる者が医療・介護等のサービスを連携・協力して提供する場合)	
○医療・介護等のサービス施設の名称 / サービスの内容 (施設が合築、併設されている場合)	
<b>受領する金銭について</b>	
○敷金、家賃 (共益費含む)・サービスの対価 (以下「家賃等」という。) の概算額	
○家賃等の前払金の有無、概算額	○返還債務を負う場合の保全措置の内容
<b>その他</b>	
○契約形態 (賃貸借/利用権)	○特定施設入居者介護事業者の指定の有無
○入居者資格	○入居開始時期

これらの情報をHPで一元的に提供し、利用者が選択しやすい環境をととのえている

**サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム** <http://www.satsuki-jutaku.jp>

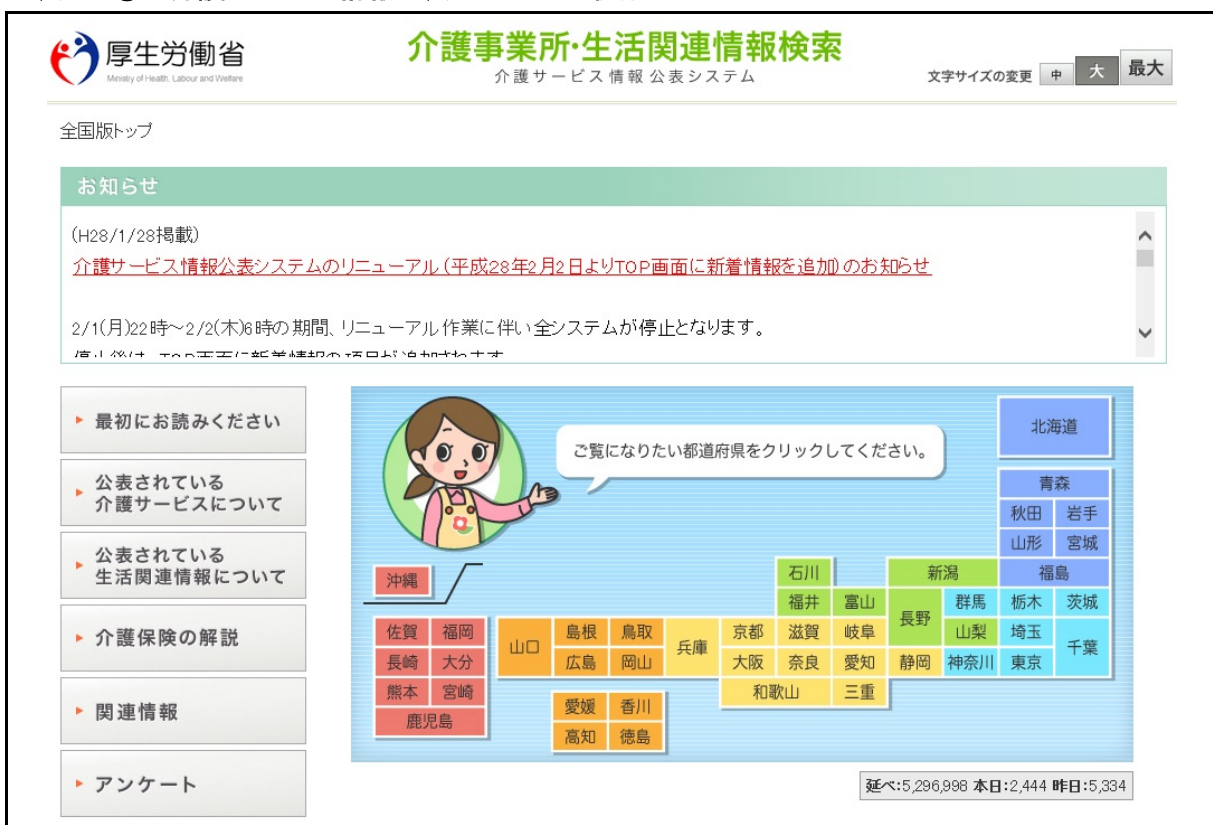
(注) 国土交通省「第1回サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会資料」(平成26年9月8日開催)による。

図表 3-⑬ 介護サービス情報の公表制度の仕組み



(注) 厚生労働省の資料による。

図表 3-⑭ 介護サービス情報公表システムの検索画面



(注) 介護サービス情報公表システムのホームページによる。

図表 3-⑮ 介護サービス情報公表システムで公表されている事業所情報の内容

基本的な項目	事業所運営にかかる各種取組
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業所の名称、所在地等</li> <li>2. 従業者に関するもの（職種別の従業者数、勤務形態、労働時間、従業者 1 人当たりの利用者数、経験年数等）</li> <li>3. 提供サービスの内容（運営方針、サービスの提供実績、苦情対応窓口の状況、サービスの特色、利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等）</li> <li>4. 利用料等</li> <li>5. 法人情報</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 利用者の権利擁護の取組</li> <li>2. サービスの質の確保への取組</li> <li>3. 相談・苦情等への対応</li> <li>4. 外部機関等との連携</li> <li>5. 事業運営・管理の体制</li> <li>6. 安全・衛生管理等の体制</li> <li>7. その他（従業者の研修の状況等）</li> </ol>

（注）介護サービス情報公表システムのホームページ、介護保険法施行規則の規定等に基づき、当省が作成した。

図表 3-⑯ 有料老人ホームの情報提供の充実に関する都道府県等からの意見

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）については「介護サービス情報公表システム」、サ高住については「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」が整備されているが、住宅型有料老人ホームについては、情報開示のシステムが整備されていない。有料老人ホームの利用者にとって分かりやすい情報提供を行うには、これらを一本化した情報提供システムの整備が望まれる。</li> <li>・ サ高住については、「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」により、全国の登録住宅のサービス内容等の検索が可能となっている。有料老人ホームについても、入居者保護の観点から、このようなシステムの構築について検討を進め、全国的に統一したフォーマットを定めた情報公開システムのようなものが整備できれば良い。</li> </ul>
--

（注）当省の調査結果による。

図表 3-⑪ 「介護離職ゼロ」の実現に向けた緊急対策におけるサ高住等の整備計画の概要

○ 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環の形成に向けて－」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）〈抜粋〉

Ⅱ. 緊急に実施すべき対策

3. 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

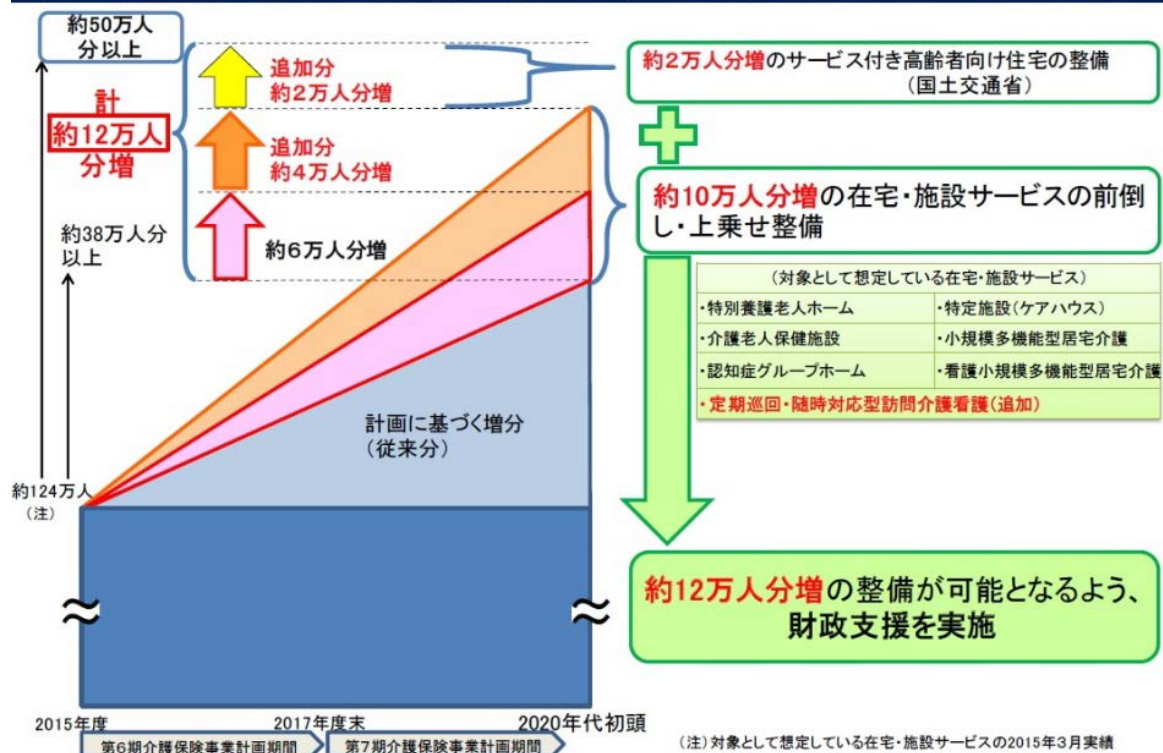
■ 高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保

○ 2020 年代初頭までに、介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、現行の介護保険事業計画等における約 38 万人分以上（2015 年度から 2020 年度までの増加分）の整備加速化に加え、介護施設、在宅サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の整備量を約 12 万人分前倒し・上乗せし、約 50 万人分以上に拡大する。【特に緊急対応】

○ サービス付き高齢者向け住宅の整備を加速する。加えて、当該住宅に併設する地域拠点機能の整備も支援する。【特に緊急対応】

○ 「介護離職ゼロ」の前倒し・上乗せ整備イメージ〈抜粋〉

第3の矢、「安心につながる社会保障」(介護離職ゼロ)(前倒し・上乗せ整備のイメージ)



(※) 内閣官房「第3回一億総活躍国民会議（平成 27 年 11 月 26 日開催）資料」による。

(注) 下線は当省が付した。